日本大学大学院
法学研究科

【平成26年度以降入学者】

科 目 名 索 引

この大学院シラバスは、専攻の順に、今年度開講されている授業科目が掲載されている。

エ
英米法特殊講義Ⅰ …… 51・109
英米法特殊講義Ⅱ …… 53・111
カ
外国公法特殊講義Ⅰ …… 59
外国公法特殊講義Ⅱ …… 61
外国私法特殊講義Ⅰ …… 187
外国私法特殊講義Ⅱ …… 188
キ
行政学特殊講義Ⅰ …… 227
行政学特殊講義Ⅱ …… 228
行政制度論特論 …… 260
行政組織論特論 …… 261
行政法特殊講義Ⅰ …… 9
行政法特殊講義Ⅱ …… 12
ケ
経済行政法特殊講義Ⅰ …… 177
経済行政法特殊講義Ⅱ …… 178
経済政策特殊講義Ⅰ …… 241
経済政策特殊講義Ⅱ …… 245
経済政策特論 …… 268
刑事政策特殊講義Ⅰ …… 35
刑事政策特殊講義Ⅱ …… 36
刑事訴訟法特殊講義Ⅰ …… 33
刑事訴訟法特殊講義Ⅱ …… 34
刑法特殊講義Ⅰ …… 27
刑法特殊講義Ⅱ …… 30
憲法特殊講義Ⅰ …… 3
憲法特殊講義Ⅱ …… 6
コ
公共経営論特論 …… 258
公共経済学特殊講義Ⅰ …… 253
公共経済学特殊講義Ⅱ …… 254
公共政策実務演習 …… 273
公共政策特殊演習 …… 272
公共政策論特殊講義Ⅰ …… 233
公共政策論特殊講義Ⅱ …… 234
公共政策論特論 …… 257
合同演習 …… 284
国際関係論特殊講義Ⅰ …… 217
国際関係論特殊講義Ⅱ …… 218
国際協力論特殊講義Ⅰ …… 219
国際協力論特殊講義Ⅱ …… 220
国際経済法特殊講義Ⅰ …… 175
国際経済法特殊講義Ⅱ …… 176
国際私法特殊講義Ⅰ …… 161
国際私法特殊講義Ⅱ …… 162
国際政治学特殊講義Ⅱ …… 215
国際政治学特殊講義Ⅰ …… 216
国際知的財産権法特殊講義Ⅰ …… 171
国際知的財産権法特殊講義Ⅱ …… 172
国際取引法特殊講義Ⅰ …… 163
国際取引法特殊講義Ⅱ …… 164
国際法特殊講義Ⅰ …… 25
国際法特殊講義Ⅱ …… 26
サ
財政学特殊講義Ⅰ …… 237
財政学特殊講義Ⅱ …… 239
財政政策特論 …… 270
シ
私法学特論Ⅰ …… 189
私法学特論Ⅱ …… 190
社会政策特殊講義Ⅰ …… 249
社会政策特殊講義Ⅱ …… 250
社会保障特殊講義Ⅰ …… 251
社会保障特殊講義Ⅱ …… 252
社会保障特論 …… 267
社会保障法特殊講義Ⅰ …… 91・185
社会保障法特殊講義Ⅱ …… 92・186
商法特殊講義Ⅰ …… 145
商法特殊講義Ⅱ …… 150
人事管理特論 …… 266
セ
政策管理特論 …… 263
政策研究特論 …… 271
政策評価特論 …… 264
政策法務特論 …… 265
政治学原書研究Ⅰ(英) …… 274
政治学原書研究Ⅰ(独) …… 278
政治学原書研究Ⅰ(仏) …… 282
政治学原書研究Ⅱ(英) …… 276
政治学原書研究Ⅱ(独) …… 280
政治学原書研究Ⅱ(仏) …… 283
政治学特論Ⅰ …… 255
政治学特論Ⅱ …… 256
政治過程論特殊講義Ⅰ …… 231
政治過程論特殊講義Ⅱ …… 232
政治機構論特殊講義Ⅰ …… 235
政治機構論特殊講義Ⅱ …… 236
政治思想史特殊講義Ⅰ …… 209
政治思想史特殊講義Ⅱ …… 210
政治哲学特殊講義Ⅰ …… 207
政治哲学特殊講義Ⅱ …… 208
政治理論特殊講義Ⅰ …… 205
政治理論特殊講義Ⅱ …… 206
税法特殊講義Ⅰ …… 17
税法特殊講義Ⅱ …… 21
西洋政治史特殊講義Ⅰ …… 213
西洋政治史特殊講義Ⅱ …… 214
専門演習（行政学） …… 286
専門演習（行政法） …… 76
専門演習（刑事政策） …… 80
専門演習（刑法） …… 79
専門演習（憲法） …… 75
専門演習（国際関係論） …… 288
専門演習（国際政治学） …… 285

専門演習（国際取引法） …… 198
専門演習（社会政策） …… 293
専門演習（社会保障） …… 292
専門演習（社会保障法） …… 200
専門演習（商法） …… 195
専門演習（政治機構論） …… 291
専門演習（政治理論） …… 289
専門演習（税法） …… 78
専門演習（地方自治論） …… 287
専門演習（独占禁止法） …… 199
専門演習（法史学） …… 81
専門演習（民事訴訟法） …… 197
専門演習（民法） …… 191
専門演習（労働法） …… 201

チ

地域研究特殊講義Ⅰ …… 221
地域研究特殊講義Ⅱ …… 224
地域政策特論 …… 269
知的財産権法特殊講義Ⅰ …… 165
知的財産権法特殊講義Ⅱ …… 166
地方財政論特論 …… 262
地方自治法特殊講義Ⅰ …… 15
地方自治法特殊講義Ⅱ …… 16
地方自治論特殊講義Ⅰ …… 229
地方自治論特殊講義Ⅱ …… 230
地方自治論特論 …… 259
著作権法特殊講義Ⅰ …… 167
著作権法特殊講義Ⅱ …… 168

ト

独占禁止法特殊講義Ⅰ …… 83・173
独占禁止法特殊講義Ⅱ …… 84・174
独法特殊講義Ⅰ …… 55・113
独法特殊講義Ⅱ …… 57・115

ニ

日本政治史特殊講義Ⅰ …… 211
日本政治史特殊講義Ⅱ …… 212

フ

不正競争防止法特殊講義Ⅰ …… 169
不正競争防止法特殊講義Ⅱ …… 170

ホ

法史学特殊講義Ⅰ …… 41・99
法史学特殊講義Ⅱ …… 46・104
法思想史特殊講義Ⅰ …… 39・97
法思想史特殊講義Ⅱ …… 40・98
法哲学特殊講義Ⅰ …… 37・95
法哲学特殊講義Ⅱ …… 38・96
法律学原書研究Ⅰ（英） …… 63・117
法律学原書研究Ⅰ（独） …… 71・125
法律学原書研究Ⅰ（仏） …… 73・127
法律学原書研究Ⅱ（英） …… 67・121
法律学原書研究Ⅱ（独） …… 72・126
法律学原書研究Ⅱ（仏） …… 74・128

ミ

民事訴訟法特殊講義Ⅰ …… 155
民事訴訟法特殊講義Ⅱ …… 158
民法特殊講義Ⅰ …… 129
民法特殊講義Ⅱ …… 137

ロ

労働法特殊講義Ⅰ …… 85・179
労働法特殊講義Ⅱ …… 88・182

法学研究科　　【平成26年度以降入学者】

公法学専攻

科目名	憲法特殊講義 I	担当者	青山　武憲	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	受講生との話し合いで年間方針を決めるが、受講生の要望がない場合、以下の予定で講義する。 日本国憲法の第三章「国民の権利及び義務」について各条の由来や問題点等を論じながら、学説や判例に注目した講義をし、受講生の日本国憲法第三章に関する問題意識を高めることを目的とする。		
到達目標	従来、法学部出身外の受講生が多いので、基本的な知識は本講で習得させる。法学部出身の学生には、研究テーマに合わせて、目標達成に協力する。		
履修条件	なし		
授業方法	受講生との話し合いで決めるが、従来、講義形式であり、今年も、その可能性が高い。		
準備学習	他学部出身の受講生は憲法や法学の文献をある程度読んでおくこと。法学部出身の受講生は、判例集にも接しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	レポート（人の意見の整理より見解の独自性に注目する）等による平常評価。 出席をも重視する。
教 科 書	指定せず		
参 考 書	講義毎に先立って紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	受講生と年間授業についての話し合い。
2	日本国憲法の制定過程（１） 大戦中の米国務省の動きやカイロ宣言、ポツダム宣言等について
3	日本国憲法の制定過程（２） GHQによる検閲、天皇・マ元帥会見、わが政府側の動き等について
4	日本国憲法の制定過程（３） GHQ案から日本国憲法の成立まで
5	日本国憲法の種別：国民がつくった憲法か：主権者国民は憲法が定めたものか。真に憲法をつくったのはだれかについて。
6	いわゆる人権の思想と日本国憲法の基本的人権 日本国憲法の基本的人権と「自由及び権利」（憲法12条）について
7	日本国憲法の基本権の種別 種別のいろいろな基準による種別とイェリネックに影響された種別
8	日本国憲法の「公共の福祉」 憲法12条、13条、22条および29条の「公共の福祉」の比較
9	平等の思想的沿革：平均的正義と配分的制度と現実の法制 平等と憲法の諸規定
10	平等の原則規定に係る判例の検討（１） 一票の価値をめぐる問題　非嫡出子の相続格差をめぐる問題等について
11	平等の原則に係る判例の検討（２） 平等の原則と社会権規定に係る事件：平等の原則と財産権の保障、税制等との問題
12	基本権の保障と制度的保障の問題：公的組織の保障と民事的法制の保障とを識別する必要：プレスの制度的保障は必要か
13	最高裁と政教分離の制度的保障 主要諸外国における政教関係の比較
14	精神的自由権に関する諸問題 権力はどの程度に精神的自由を抑制できるのか
15	経済的自由権に関する諸問題 精神的自由と経済的自由との間に優劣は存するのか等

科目名	憲法特殊講義Ⅰ	担当者	池田　実	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	憲法学のほぼすべての分野にわたって、大学（学部）で学んだ知識に遺漏なきを期するとともに、憲法改正の課題を中心に、憲法をめぐる今日的諸問題を考究する。		
到達目標	憲法学において扱われる主要な法令・学説・判例についての幅広い知識に基づき、憲法を適切に解釈し、立法政策・憲法政策を提言する能力を身に付ける。		
履修条件	特になし。		
授業方法	講義、討論、学生の研究発表を織り交ぜて行う。		
準備学習	教員の指示に従って準備学習を行うこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	実施しない。
	平常評価	100%	研究発表、討論、出席状況および受講態度を総合的に評価する。
教科書	池田 実『憲法』（嵯峨野書院、2011年5月）／ISBN978-4-7823-0517-1／3,465円（税込）		
参考書	講義中に適宜指示する。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	授業案内・導入
2	憲法総論
3	国会をめぐる諸問題（1）
4	国会をめぐる諸問題（2）
5	内閣をめぐる諸問題
6	天皇制をめぐる諸問題
7	司法をめぐる諸問題
8	財政をめぐる諸問題
9	地方自治をめぐる諸問題
10	戦争の放棄をめぐる諸問題
11	自由権をめぐる諸問題（1）
12	自由権をめぐる諸問題（2）
13	受益権をめぐる諸問題
14	社会権をめぐる諸問題
15	包括的基本権をめぐる諸問題

科目名	憲法特殊講義Ⅰ	担当者	百地　章	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	「明治憲法制定史」をテーマに、考察を加える。		
到達目標	明治憲法の制定過程における諸問題、立憲主義の確立に向けた道程を振り返る。		
履修条件	特になし。ただし、毎回、事前に配布する参考文献を読んだうえで出席すること。		
授業方法	参考文献をもとに、担当者による報告および討議を行う。		
準備学習	事前に、参考文献や関連図書に目を通しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	
教 科 書	なし。		
参 考 書	大石眞『日本憲法史』、明治神宮編『大日本帝国憲法制定史』など。講義開始後、適宜、指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	明治憲法制定史（１）
3	同　　（２）
4	同　　（３）
5	同　　（４）
6	同　　（５）
7	同　　（６）
8	同　　（７）
9	同　　（８）
10	同　　（９）
11	同　　（１０）
12	同　　（１１）
13	同　　（１２）
14	同　　（１３）
15	まとめ

科目名	憲法特殊講義Ⅱ	担当者	青山　武憲	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	受講生との話し合いで年間方針を決めるが、受講生の要望がない場合、以下の予定で講義する。講義のテーマに関する憲法規定の基本的なことは、その都度解説する。時事問題は、できるだけ早く取り上げる。		
到達目標	法学部外出身の受講生には、基本的なことを習得させる。法学部出身の受講生については、その興味に応じた解説をし、向上に協力する。		
履修条件	なし		
授業方法	受講生の要望が内限り、講義方式		
準備学習	他学部出身の受講生は憲法や法学の文献をある程度読んでおくこと。法学部出身の受講生は、少しく政治的なあるいは歴史的な文献にも接しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	レポート（人の意見の整理より見解の独自性に注目する）等による平常評価。 出席をも重視する
教 科 書	特になし		
参 考 書	講義ごとに紹介		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	天皇の章に係る問題の検討 憲法上の天皇の地位、性格、権能等に係る諸問題の検討
2	天皇の制度と日本国憲法が定める家族的法制の保障の規定との関係 血縁共同体と利益共同体との問題
3	戦争の放棄規定 戦争放棄の思想の由来、現行の国防制度、国際社会の状況と日本
4	憲法９条に関する判例の検討 砂川基地訴訟等と基地騒音訴訟等
5	権力分立主義の分析 ある首相による日本国憲法には三権分立は存在しないと述べたことの是非
6	議院内閣制と国会内閣制の論議等 ある首相によるわが国は議院内閣制ではなく国会内閣制と述べたことの是非
7	二院制の問題 シエイエスの三院制。一院制への動きと二院制の必要性
8	「立法」と権力的行政と非権力的行政 国家は法律を根拠にサービスを強制できるか等の問題
9	内閣総理大臣の公選制等の問題 内閣総理大臣の地位や権限等は現状でよいか
10	司法と民主制の問題 裁判員制度および検察審査会の強制起訴制度の問題
11	日本国憲法の裁判公開 企業秘密やプライバシイ等との関係で問題はないか
12	財政の章の諸問題 立憲主義の発生原因と国家の負債の現状
13	憲法改正の限界 日本国憲法と大日本帝国憲法との関係は。連続性の有無は。
14	上記で扱えなかったことの受講生の希望に基づく補講
15	上記で扱えなかったことの受講生の希望に基づく補講

科目名	憲法特殊講義Ⅱ	担当者	池田　実	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	憲法学のほぼすべての分野にわたって、大学（学部）で学んだ知識に遺漏なきを期するとともに、憲法改正の課題を中心に、憲法をめぐる今日的諸問題を考究する。		
到達目標	憲法学において扱われる主要な法令・学説・判例についての幅広い知識に基づき、憲法を適切に解釈し、立法政策・憲法政策を提言する能力を身に付ける。		
履修条件	特になし。		
授業方法	講義、討論、学生の研究発表を織り交ぜて行う。		
準備学習	教員の指示に従って準備学習を行うこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	実施しない。
	平 常 評 価	100%	研究発表、討論、出席状況および受講態度を総合的に評価する。
教 科 書	池田 実『憲法』（嵯峨野書院、2011年5月）／ISBN978-4-7823-0517-1／3,465円（税込）		
参 考 書	講義中に適宜指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	授業案内・導入
2	憲法改正の課題：前文
3	憲法改正の課題：天皇制
4	憲法改正の課題：国民主権
5	憲法改正の課題：基本的人権
6	憲法改正の課題：公共の福祉
7	憲法改正の課題：新しい人権
8	憲法改正の課題：国民の義務
9	憲法改正の課題：平和主義
10	憲法改正の課題：自衛権
11	憲法改正の課題：国会
12	憲法改正の課題：内閣
13	憲法改正の課題：司法
14	憲法改正の課題：改正手続
15	補遺・総

科目名	憲法特殊講義Ⅱ	担当者	百地　章	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	「明治憲法制定後の憲政史」をテーマに、考察を加える。		
到達目標	明治憲法制定後の憲政史について、統帥権論争などを取り上げ、考察する。		
履修条件	特になし。ただし、毎回、事前に配布する参考文献を読んだうえで出席すること。		
授業方法	参考文献をもとに、担当者による報告および討議を行う。		
準備学習	事前に、参考文献や関連図書に目を通しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	
教 科 書	なし。		
参 考 書	大石眞『日本憲法史』、長尾龍一『思想としての日本憲法史』、佐々木惣一著、大石眞編『憲政時論集（1）（2）』など。講義開始後、適宜、提示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	明治憲法制定後の憲政史（1）
3	同　（2）
4	同　（3）
5	同　（4）
6	同　（5）
7	同　（6）
8	同　（7）
9	同　（8）
10	同　（9）
11	同　（１０）
12	同　（１１）
13	同　（１２）
14	同　（１３）
15	まとめ

科目名	行政法特殊講義Ⅰ	担当者	池村　正道	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	判例の分析を通じて行政法の理論と現実について検討し、行政法の法的思考能力を高めることを目的とする。		
到達目標	行政法の思考能力を高めることで行政法の個別的問題の解決を図ることができるようにする。		
履修条件	１年、２年次生を対象とする。		
授業方法	講義であるが、演習形式で行う。		
準備学習	毎回事前に当該判例を読んでくること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	行政法の知識が身についているかどうかについて判断する。
教 科 書	行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（別冊ジュリスト181号・182号）		
参 考 書	行政法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（塩野　宏，有斐閣）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	オリエンテーション
2	行政上の法律関係①
3	行政上の法律関係②
4	行政上の法律関係③
5	法の一般原則①
6	法の一般原則②
7	情報公開
8	行政組織上の関係①
9	行政組織上の関係②
10	行政立法①
11	行政立法②
12	行政行為①
13	行政行為②
14	行政行為③
15	行政契約

科目名	行政法特殊講義Ⅰ	担当者	内山　忠明	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	行政判例研究（例示されている判例は適宜変更される。）受講者との話し合いで決定するが、一定のテーマを元に当該判例について、下級審から上告審に至る過程でどのような考慮がなされているかを理解するという方法も選択肢の一である。		
到達目標	行政法の講学上の知識を現実の紛争事例にあてはめ、その解決すべき方向性を見いだし、その実現のためになにをなすべきかを自ら判断できる能力を涵養する。		
履修条件	行政法・地方自治法についての基本的知識を有すること。民法・民事訴訟法の基礎的な知識がなければならないのは当然のことである。		
授業方法	指定された判例を各人が読み込み、授業においてそれ理解し、その射程距離がどこまでかを正確に理解するための話し合いを行う。		
準備学習	ただ単に当該判例を読み込むだけではなく、関係判例、学説についても渉猟したうえ授業に臨むこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	３０％：レポートの完成度　７０％：授業ごとのテーマとなる判例の理解度、関係判例、学説も参照しながら、その射程距離の理解度
教科書	特に指定はしない。必要に応じて指示する。		
参考書	判例地方自治の最新号		

【授業区分】

区分	授業内容
1	ガイダンス
2	判例研究（平成12年6月6日東京地裁八王子支部決定）
3	判例研究（平成13年12月22日東京高裁決定）
4	判例研究（平成14年12月18日東京地裁判決）
5	判例研究（平成16年19月27日東京高裁判決）
6	判例研究（平成18年3月30日最高最判決）
7	判例研究（平成13年12月4日東京地裁判決）
8	判例研究（平成14年6月7日東京高裁判決）
9	判例研究（平成14年2月14日東京地裁判決）
10	判例研究（平成17年12月19日東京高裁判決）
11	判例研究（平成22年12月22日東京地裁判決）
12	判例研究（総括）
13	判例研究（総括）
14	判例研究（総括）
15	判例研究（総括）

科目名	行政法特殊講義Ⅰ	担当者	高橋　雅夫	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	判例研究を通して行政活動のコントロールについて検討する（判例については可能な限り最新の最高裁判例をピックアップしていきたい）。		
到達目標	行政法の基本概念を習得する。		
履修条件	履修に条件は設けない。		
授業方法	講義形式で行う。		
準備学習	講義については、授業までに配付プリントをよく読んでおくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	主に授業内での質疑応答、レポートに基づいて成績判定する（80%）。 その他、出席状況を加味する。
教科書	指定なし。		
参考書	行政判例百選Ⅰ・Ⅱ［第6版］（有斐閣、2012年）		

【授業区分】

区分	授業内容
1	行政過程
2	行政法の法源
3	行政行為
4	行政立法
5	行政計画
6	行政指導
7	行政契約
8	行政上の義務履行確保１
9	行政上の義務履行確保２
10	行政上の義務履行確保３
11	裁量統制１
12	裁量統制２
13	裁量統制３
14	行政調査
15	行政と情報

科目名	行政法特殊講義Ⅱ	担当者	池村　正道	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	判例の分析を通じて行政法の理論と現実について検討し、行政法の法的思考能力を高めることを目的とする。		
到達目標	行政法の思考能力を高めることで行政法の個別的問題の解決を図ることができるようにする。		
履修条件	１年、２年次生を対象とする。		
授業方法	講義であるが、演習形式で行う。		
準備学習	毎回事前に当該判例を読んでくること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	行政法の知識が身についているかどうかについて判断する。
教 科 書	行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（別冊ジュリスト181号・182号）		
参 考 書	行政法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（塩野　宏，有斐閣）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	オリエンテーション
2	行政指導
3	行政上の実力行使①
4	行政上の実力行使②
5	行政調査
6	行政上の義務履行確保①
7	行政上の義務履行確保②
8	行政手続①
9	行政手続②
10	国家補償①
11	国家補償②
12	行政上の不服申立て①
13	行政上の不服申立て②
14	行政訴訟①
15	行政訴訟②

科目名	行政法特殊講義Ⅱ	担当者	内山　忠明	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	行政判例研究（例示されている判例は適宜変更される。）受講者との話し合いで決定するが、一定のテーマを元に当該判例について、下級審から上告審に至る過程でどのような考慮がなされているかを理解するという方法も選択肢の一である。		
到達目標	行政法の講学上の知識を現実の紛争事例にあてはめ、その解決すべき方向性を見いだし、その実現のためになにをなすべきかを自ら判断できる能力を涵養する。		
履修条件	行政法・地方自治法についての基本的知識を有すること。民法・民事訴訟法の基礎的な知識がなければならないのは当然のことである。		
授業方法	指定された判例を各人が読み込み、授業においてそれ理解し、その射程距離がどこまでかを正確に理解するための話し合いを行う。		
準備学習	ただ単に当該判例を読み込むだけではなく、関係判例、学説についても渉猟したうえ授業に臨むこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	３０％：レポートの完成度　７０％：授業ごとのテーマとなる判例の理解度、関係判例、学説も参照しながら、その射程距離の理解度
教 科 書	特に指定はしない。必要に応じて指示する。		
参 考 書	判例地方自治の最新号		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	判例研究（平成9年4月28日神戸地裁判決）
2	判例研究（平成10年6月2日大阪高裁判決）
3	判例研究（平成１４年７月９日最高最判決）
4	判例研究（平成１７年５月２６日名古屋地裁判決）
5	判例研究（平成１８年５月１８日名古屋高裁判決）
6	判例研究（昭和６１年９月３０日京都地裁判決）
7	判例研究（昭和47年７月２５日最高裁判決）
8	判例研究（平成2年5月30日岡山地裁判決）
9	判例研究（昭和57年8月26日東京高裁判決）
10	判例研究（昭和58年8月25日東京高裁判決）
11	判例研究（平成14年1月17日最高裁判決）
12	判例研究（平成20年11月25日最高裁判決）
13	判例研究（昭和60年7月16日最高裁判決
14	判例研究（平成5年4月23日最高裁判決）
15	まとめ

科目名	行政法特殊講義Ⅱ	担当者	高橋　雅夫	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	判例研究を通して行政活動のコントロールについて検討する（判例については可能な限り最新の最高裁判例をピックアップしていきたい）。		
到達目標	行政法の基本概念を習得した上で、行政法判例を理解できるようにする。		
履修条件	履修に条件は設けない。		
授業方法	提示した判例について各自報告を行う。		
準備学習	判例報告については、全員事前に判例を読んでくること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	主に、授業内で各自が担当する判例報告に基づいて成績判定を行う（80%）。 その他出席状況、授業内の質疑応答を加味する。
教 科 書	指定なし。		
参 考 書	行政判例百選Ⅰ・Ⅱ［第6版］（有斐閣、2012年）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	判例百選Ⅰ　４事件
2	判例百選Ⅰ　６事件
3	判例百選Ⅰ　８事件
4	判例百選Ⅰ　24事件
5	判例百選Ⅰ　28事件
6	判例百選Ⅰ　32事件
7	判例百選Ⅰ　33事件
8	判例百選Ⅰ　52事件
9	判例百選Ⅰ　67事件
10	判例百選Ⅰ　71事件
11	判例百選Ⅰ　76事件
12	判例百選Ⅰ　79事件
13	判例百選Ⅰ　85事件
14	判例百選Ⅰ　106事件
15	判例百選Ⅰ　112事件

科目名	地方自治法特殊講義Ⅰ	担当者	内山　忠明	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	最新の地方自治法を巡る判決例を検討する。これにより、教科書を通読して得られた知識が現実にどのように必要とされ、生かされるものであるかが理解されると思う。（行政法・民事訴訟法の知識が備わっていることを当然の前提として講義がおこなわれる。）		
到達目標	行政法の講学上の知識を現実の紛争事例にあてはめ、その解決すべき方向性を見いだし、その実現のためになにをなすべきかを自ら判断できる能力を涵養する。		
履修条件	行政法・地方自治法についての基本的知識を有すること。民法・民事訴訟法の基礎的な知識がなければならないのは当然のことである。		
授業方法	各人が毎回課されたテーマについてレポートを提出し、その作成の過程で生じた問題を話し合う。		
準備学習	レポートを作成するために必要な調査を必要にして十分な程度に行うこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	７０％：レポートの完成度を評価する。３０％：授業における検討課題について質問に対する答え、問題提起の質を評価する。
教科書	特に指定しない。		
参考書	判例地方自治の最新号など。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	ガイダンス
2	判例研究（判例地方自治1月号）
3	〃（判例地方自治1月号）
4	〃（判例地方自治２月号）
5	〃（判例地方自治２月号）
6	〃（判例地方自治３月号）
7	〃（判例地方自治３月号）
8	〃（判例地方自治４月号）
9	〃（判例地方自治４月号）
10	〃（判例地方自治５月号）
11	〃（判例地方自治５月号）
12	〃（判例地方自治６月号）
13	〃（判例地方自治６月号）
14	〃（判例地方自治７月号）
15	〃（判例地方自治７月号）

科目名	地方自治法特殊講義Ⅱ	担当者	内山　忠明	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	最新の地方自治法を巡る判決例を検討する。これにより、教科書を通読して得られた知識が現実にどのように必要とされ、生かされるものであるかが理解されると思う。（行政法・民事訴訟法の知識が備わっていることを当然の前提として講義がおこなわれる。）		
到達目標	行政法の講学上の知識を現実の紛争事例にあてはめ、その解決すべき方向性を見いだし、その実現のためになにをなすべきかを自ら判断できる能力を涵養する。		
履修条件	行政法・地方自治法についての基本的知識を有すること。民法・民事訴訟法の基礎的な知識がなければならないのは当然のことである。		
授業方法	各人が毎回課されたテーマについてレポートを提出し、その作成の過程で生じた問題を話し合う。		
準備学習	レポートを作成するために必要な調査を必要にして十分な程度に行うこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	７０％：レポートの完成度を評価する。３０％：授業における検討課題について質問に対する答え、問題提起の質を評価する。
教 科 書	特に指定しない。		
参 考 書	判例地方自治の最新号など。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	判例研究（判例地方自治８月号）
2	〃（判例地方自治８月号）
3	〃（判例地方自治８月号）
4	〃（判例地方自治９月号）
5	〃（判例地方自治９月号）
6	〃（判例地方自治９月号）
7	〃（判例地方自治１０月号）
8	〃（判例地方自治１０月号）
9	〃（判例地方自治１０月号）
10	〃（判例地方自治１１月号）
11	〃（判例地方自治１１月号）
12	〃（判例地方自治１１月号）
13	〃（判例地方自治１２月号）
14	〃（判例地方自治１２月号）
15	〃（判例地方自治１２月号）

科目名	税法特殊講義Ⅰ	担当者	阿部　徳幸	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	現代国家は租税国家である。それ故納税者は国家等による税の徴収及びその使途について無関心であってはならない。国民主権原理のもと、常に納税者は、この税の徴収及びその使途について意見し、監視する権利があり又義務もある。 本講座では、現行の租税制度の問題点を人権論の視点から研究するため、実定税法の仕組みや税法の考え方などといった基礎理論を学ぶことを目的とする。		
到達目標	租税法律主義を前提とした税法基礎理論を習得し、判例研究をもとに税法の解釈・適用における実戦論的展開が行えるようになることを目標とする。		
履修条件	税法特殊講義Ⅱの履修を条件とする。また、基本的な法律学、会計学の習得ができていることを前提とする。		
授業方法	税法学は、日常的に発生する法現象に着目しそれを法的に検討解決することが必要となる。そのために必要な税法用語や税法概念がしっかり身に着くようチューター方式により講義を進めていく。		
準備学習	毎回、指示するテキスト及び判例百選の該当箇所を予習すること。予習していることを前提に講義は進める。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況、質問内容、理解度などにより評価する。
教 科 書	北野弘久『税法学原論(第6版)』（青林書院）、水野忠恒他『租税判例百選(第５版)』(有斐閣)		
参 考 書	石村耕治編著『現代税法入門塾(第７版)』（清文社）、金子宏『租税法(第19版)』（弘文堂）、税務六法（法令・通達）は必須		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	税法学の特質と課題
2	租税の法的概念・税法の体系
3	租税法律主義の原則
4	実質課税の原則
5	税法の解釈と適用
6	応能負担原則(1)
7	応能負担原則(2)
8	税法の解釈と適用
9	租税法律関係の性質
10	納税義務の成立・確定
11	連帯納税義務・第二次納税義務制度
12	税務行政処分の瑕疵論
13	源泉徴収制度
14	地方財政権
15	税務調査権

科目名	税法特殊講義 I	担当者	伊藤 悟	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	この授業は、受講者の税法に係る基礎的学習と法常識を前提に、受講者のより専門的思考を促すことを目的とし、税法基礎につき再確認するものです。税法は、特殊専門的な法学分野ではなく、日々、日常的に市民が接する法分野であることを理解することが重要です。講義では、市民のための税法学を考究します。また、北野税法学に基礎を置き教授します。		
到達目標	税法研究者としてのリーガルマインドの喚起。		
履修条件	受験参考書ではない税法テキストの通読と理解。		
授業方法	講義形式であるが、双方向性のある講義とする。		
準備学習	インターネットでのキーワード検索と主要記事の理解。授業中のPC等利用可。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席、レポート課題の提出、等を基礎に判定
教 科 書	なし		
参 考 書	講義にて指示する。		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	オリエンテーション～市民のための税法学
2	税とは何か。
3	税法と租税法との違いはあるのか。
4	学問としての税法学の目的とは何か。
5	課税権と納税義務との関係をどう理解すべきか。
6	納税義務者には権利はあるのか。
7	課税権に限界はないのか。
8	租税法律主義に関する北野説と金子説とは同じか。
9	税負担の公平は実現可能か。
10	外国人課税は日本国憲法30条(国民の納税義務)に違反するか。
11	旧憲法61条と現行憲法84条に相違はあるか。
12	地方税法2条および3条をどう理解すべきか。
13	税法の遡及適用は日本国憲法39条に違反するか。
14	立法事項と行政立法事項の基準はどこにあるか。
15	行政立法での税減免を規定することができるか。

科目名	税法特殊講義 I	担当者	黒川 功	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	国政の内容を規定し、国民生活のあらゆる局面に決定的影響を及ぼす税法は、現代法の中心領域に位置する。それゆえに、現代における真に生きたリーガルマインドを形成する上では不可欠の科目となる。本講座は、租税法律関係を理解し、納税者の権利を侵害から擁護しうるだけの税法学の学識と法的実践力の養成を目指す。		
到達目標	具体的な事件から的確に租税法律関係を読み解き、そこに含まれる法的問題の本質を理解し、事件の正しい法的解決の方途まで指し示せるだけの税法専門家としての力量の養成。		
履修条件	基礎的な法律学、会計学の習得はできていることを前提とする。		
授業方法	我国税法の特徴を考慮しながら、税法理論と課税構造を体系的に理解する上で重要で実務上もよく問題となるテーマを中心に採り上げ、これを民主主義法学の立場から体系的、具体的に分析し、理解を進めていく。受講者による基調報告が行われる。		
準備学習	膨大な税法体系を短期間に理解しかつ実務的応用力を養うため、またそれ以前に、税法の前提とする市民法生活を規律する諸法の理解が求められるため、必然的に学習量は多くなる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	平常点。
教 科 書	北野弘久著『税法学原論（第６版）』青林書院。同『納税者の権利』（岩波新書）。		
参 考 書	北野弘久他編『日本税制の総点検』（勁草書房）。 税法六法（法令・通達）は必須。		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	租税制度と国民生活・権利
2	税法学の特質（１）
3	税法学の特質（２）
4	租税概念
5	租税法律関係と税法体系
6	租税法律主義の原則（１）
7	租税法律主義の原則（２）
8	実質課税論
9	税法の解釈適用と租税回避行為
10	応能負担原則
11	応益課税論
12	税法と法の一般原則
13	新地方財政権と本来的租税条例主義
14	所得税法（１）－所得概念と所得課税
15	所得税法（２）－納税義務者、課税単位、帰属

科目名	税法特殊講義Ⅰ	担当者	小池　幸造	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	今日わが国は租税だけで国家を運営する《租税国家》体制を採用しており、人々は租税の徴収及び使途について監視することを要請されている。したがって、国民・納税者は憲法論の視点にたって現行租税制度のもつ問題点を研究し、あるべき租税制度を希求する権利及び義務を有している。この講義ではこうした観点から実定税法の仕組みや税法の考え方などの基礎理論および租税法律主義に基づいた税法の解釈・適用を学ぶ。		
到達目標	租税法律主義の原則と応能負担原則の基礎論理を習得し、判例研究をもとに税法の解釈・適用における実践的展開を行えるようにする。 （■今年度は法人税関連を中心に判例研究等を行う）		
履修条件	税法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを受講することを薦める。（特に、税法Ⅱ）		
授業方法	前期は講義（基礎理論）を中心とし、後期は双方向授業を行う。 ■後期は課題をあたえ、提出されたレポートにそって検討・討議する。		
準備学習	■前期は、テキストの次回授業の該当頁を提示して予習を行ってもらう。 ■後期は、適宜（５～６回程度）課題を与え、このレポート提出とその再検討をもって準備学習とする。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	
教科書	北野弘久『税法学原論 第６版』（青林書院） 北野弘久『税法問題事例研究』（勁草書房）		
参考書	北野弘久編『現代税法講義 第５版』（法律文化社）、中村・三木編『演習ノート租税法』（法学書院） 『租税判例百選第4版』（有斐閣）		

【授業区分】

区分	授業内容
1	税法学の特質と課題
2	租税の法的概念・税法の体系
3	租税法律主義の原則
4	実質課税の原則
5	税法の解釈と適用
6	応能負担原則（１）
7	応能負担原則（２）
8	租税の法源と通達課税
9	納税義務の成立・確定
10	源泉徴収制度
11	地方財政権
12	税務調査権
13	税務争訟制度
14	税理士制度
15	まとめ

科目名	税法特殊講義Ⅱ	担当者	阿部　徳幸	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	現代国家は租税国家である。それ故納税者は国家等による税の徴収及びその使途について無関心であってはならない。国民主権原理のもと、常に納税者は、この税の徴収及びその使途について意見し、監視する権利があり又義務もある。 本講座では、現行の租税制度の問題点を人権論の視点から研究するため、実定税法の仕組みや税法の考え方などといった基礎理論を学ぶことを目的とする。		
到達目標	租税法律主義を前提とした税法基礎理論を習得し、判例研究をもとに税法の解釈・適用における実戦論的展開が行えるようになることを目標とする。		
履修条件	税法特殊講義Ⅰの履修を条件とする。また、基本的な法律学、会計学の習得ができていることを前提とする。		
授業方法	税法学は、日常的に発生する法現象に着目しそれを法的に検討解決することが必要となる。そのために必要な税法用語や税法概念がしっかり身に着くようチューター方式により講義を進めていく。		
準備学習	毎回、指示するテキスト及び判例百選の該当箇所を予習すること。予習していることを前提に講義は進める。 なお講義で題材とする判例は適宜指示する。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況、質問内容、理解度などにより評価する。
教 科 書	北野弘久『税法学原論(第6版)』（青林書院）、水野忠恒他『租税判例百選(第５版)』(有斐閣)		
参 考 書	石村耕治編著『現代税法入門塾(第７版)』（清文社）、金子宏『租税法(第19版)』（弘文堂）、税務六法（法令・通達）は必須		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	判例研究(1) 最高裁昭和60年3月27日大法廷判決（判時1149号30頁）
2	判例研究(2) 福岡地裁昭和55年6月5日判決（訟月26巻9号1572頁）
3	判例研究(3) 最高裁平成22年3月2日第三小法廷判決（民集64巻2号420頁）
4	判例研究(4) 東京高裁平成11年6月21日判決（高民集52巻26頁）
5	判例研究(5) 最高裁平成17年12月19日第二小法廷判決（民集59巻10号2964頁）
6	判例研究(6) 最高裁平成18年1月19日第一小法廷判決（民集60巻1号65頁）
7	判例研究(7) 最高裁平成16年11月2日第三小法廷判決（訟月51巻10号2615頁）
8	判例研究(8) 最高裁平成22年7月6日第三小法廷判決（民集64巻5号1277頁）
9	判例研究(9) 最高裁昭和50年5月27日第三小法廷判決（民集29巻5号641頁）
10	判例研究(10) 最高裁平成2年3月23日第二小法廷判決（判時1354号59頁）
11	判例研究(11) 最高裁平成7年12月19日第三小法廷判決（民集49巻10号3121頁）
12	判例研究(12) 最高裁平成6年9月16日第三小法廷決定（刑集48巻6号357頁）
13	判例研究(13) 最高裁昭和48年7月10日第三小法廷決定（刑集27巻7号1205頁）
14	判例研究(14) 最高裁平成4年2月18日第三小法廷判決（民集46巻2号77頁）
15	判例研究(15) 最高裁昭和56年7月14日第三小法廷判決（民集35巻5号901頁）

科目名	税法特殊講義Ⅱ	担当者	伊藤　悟	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	この授業は、受講者の税法に係る基礎的学習を前提に、受講者のより専門的思考を促すことを目的とし、個別税法の研究をするものです。本年度は個人課税について考究します(次年度は法人課税)。具体的には、所得税(事業所得等を除く)、相続税、贈与税および個人住民税など個人に課税されている税目を検討します(計算演習はしません)。		
到達目標	税法研究者としてのリーガルマインドの喚起。		
履修条件	なし		
授業方法	講義形式であるが、双方向性のある講義とする。		
準備学習	インターネットでのキーワード検索と主要記事の理解。授業中のPC等利用可。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席、レポート課題の提出、討議への参加等を基礎に判定
教 科 書	なし		
参 考 書	講義にて指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	複税制度論の下での個別税法の体系分類をどうするか。
2	なぜ日本の所得税法は国籍主義でなく居住者主義を採るのか。
3	暦年課税原則に反する給与源泉所得税の毎月の事前徴収は許せるか。
4	生命保険契約に関する所得課税を説明せよ。
5	個人のFXに関する所得課税を説明せよ。
6	所有する原野を宅地整備し、譲渡した。この場合の所得課税につき説明せよ。
7	譲渡所得課税は所得課税か資産課税か。
8	個人住民税は人頭税といえるか。また所得税の付加税ではないのか。
9	法の適用に関する通則法36条は相続財産課税に影響するか。
10	なぜ相続税法は配偶者を優遇するのか。
11	なぜ相続税法は相続人となる養子の数を制限するのか。
12	贈与税が相続税の補完税であるなら、なぜ税率構造が異なるのか。
13	財産評価通達は合理的な時価評価をしているか。
14	固定資産評価基準に従わない固定資産評価はどうなる。
15	現代法論の展開としての現代税法学の研究のすすめ

科目名	税法特殊講義Ⅱ	担当者	黒川　功	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	国政の内容を規定し、国民生活のあらゆる局面に決定的影響を及ぼす税法は、現代法の中心領域に位置する。それゆえに、現代における真に生きたリーガルマインドを形成する上では不可欠の科目となる。本講座は、租税法律関係を理解し、納税者の権利を侵害から擁護しうるだけの税法学の学識と法的実践力の養成を目指す。		
到達目標	具体的な事件から的確に租税法律関係を読み解き、そこに含まれる法的問題の本質を理解し、事件の正しい法的解決の方途まで指し示せるだけの税法専門家としての力量の養成。		
履修条件	基礎的な法律学、会計学の習得はできていることを前提とする。		
授業方法	我国税法の特徴を考慮しながら、税法理論と課税構造を体系的に理解する上で重要で実務上もよく問題となるテーマを中心に採り上げ、これを民主主義法学の立場から体系的、具体的に分析し、理解を進めていく。受講者による基調報告が行われる。		
準備学習	膨大な税法体系を短期間に理解しかつ実務的応用力を養うため、またそれ以前に、税法の前提とする市民法生活を規律する諸法の理解が求められるため、必然的に学習量は多くなる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	平常点。
教 科 書	北野弘久著『税法学原論（第６版）』青林書院。同『納税者の権利』（岩波新書）。		
参 考 書	北野弘久他編『日本税制の総点検』（勁草書房）。 税法六法（法令・通達）は必須。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	所得税法（３）－所得分類
2	所得税法（４）－給与所得課税
3	所得税法（５）－所得・税額控除と所得税の計算
4	法人税法（１）
5	法人税法（２）
6	消費税法（１）
7	消費税法（２）
8	相続・贈与税法（１）
9	相続・贈与税法（２）
10	租税手続法（１）
11	租税手続法（２）
12	租税争訟法（１）
13	租税争訟法（２）
14	租税処罰法（１）
15	租税処罰法（２）

科目名	税法特殊講義Ⅱ	担当者	小池　幸造	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	今日わが国は租税だけで国家を運営する《租税国家》体制を採用しており、人々は租税の徴収及び使途について監視することを要請されている。したがって、国民・納税者は憲法論の視点にたって現行租税制度のもつ問題点を研究し、あるべき租税制度を希求する権利及び義務を有している。この講義ではこうした観点から実定税法の仕組みや税法の考え方などの基礎理論および租税法律主義に基づいた税法の解釈・適用を学ぶ。		
到達目標	租税法律主義の原則と応能負担原則の基礎論理を習得し、判例研究をもとに税法の解釈・適用における実践的展開を行えるようにする。 （■今年度は法人税関連を中心に判例研究等を行う）		
履修条件	税法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを受講することを薦める。（特に、税法Ⅱ）		
授業方法	前期は講義（基礎理論）を中心とし、後期は双方向授業を行う。 ■後期は課題をあたえ、提出されたレポートにそって検討・討議する。		
準備学習	■前期は、テキストの次回授業の該当頁を提示して予習を行ってもらう。 ■後期は、適宜（５～６回程度）課題を与え、このレポート提出とその再検討をもって準備学習とする。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	
教 科 書	北野弘久『税法学原論 第６版』（青林書院） 北野弘久『税法問題事例研究』（勁草書房）		
参 考 書	北野弘久編『現代税法講義 第５版』（法律文化社）、中村・三木編『演習ノート租税法』（法学書院） 『租税判例百選第4版』（有斐閣）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	（今年度は、法人税関連を中心に行う） 所得税判例研究（１）
2	所得税判例研究（２）
3	所得税判例研究（３）
4	所得税判例研究（４）
5	所得税判例研究（５）
6	所得税判例研究（６）
7	所得税判例研究（７）
8	相続税判例研究（１）
9	相続税判例研究（２）
10	相続税判例研究（３）
11	相続税判例研究（４）
12	相続税判例研究（５）
13	相続税判例研究（６）
14	相続税判例研究（７）
15	まとめ

科目名	国際法特殊講義 I	担当者	中村　恵	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	国際裁判例の検討を通して、国際法全般の理解を深めることを目的とします。		
到達目標	国際司法裁判所などの判例を、原語(英語・仏語)で読解できることを目標とします。		
履修条件	学部で国際法を履修していることを前提とします。		
授業方法	報告者を毎回決め、下記の判例について「事件の概要」・「判決要旨」・「国際法上の意義」を報告の後、全員でディスカッションを行います。なお、報告する判例については、履修者との打合せにより決定します。		
準備学習	国際法の基本的な概念について、復習しておいて下さい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	毎回の報告とディスカッションにより評価します。
教 科 書	国際司法裁判所のホーム・ページ（http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3&p2=2）から判例をダウンロードして使用します。		
参 考 書	必要に応じその都度紹介します。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス・判例の打合せ
2	国際裁判制度（講義）
3	国際司法裁判所の組織と権能（講義）
4	北海大陸棚事件１
5	北海大陸棚事件２
6	プレア・ビヘア寺院事件１
7	プレア・ビヘア寺院事件２
8	ドイツ・オーストリア関税同盟事件１
9	ドイツ・オーストリア関税同盟事件２
10	国連職員に対する損害賠償事件１
11	国連職員に対する損害賠償事件２
12	西サハラ事件１
13	西サハラ事件２
14	東部グリーンランド事件１
15	東部グリーンランド事件２

科目名	国際法特殊講義Ⅱ	担当者	中村　恵	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	国際裁判例の検討を通して、国際法全般の理解を深めることを目的とします。		
到達目標	国際司法裁判所などの判例を、原語(英語・仏語)で読解できることを目標とします。		
履修条件	学部で国際法を履修していることを前提とします。		
授業方法	報告者を毎回決め、下記の判例について「事件の概要」・「判決要旨」・「国際法上の意義」を報告の後、全員でディスカッションを行います。なお、報告する判例については、履修者との打合せにより決定します。		
準備学習	国際法の基本的な概念について、復習しておいて下さい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	毎回の報告とディスカッションにより評価します。
教科書	国際司法裁判所のホーム・ページ（http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3&p2=2）から判例をダウンロードして使用します。		
参考書	必要に応じその都度紹介します。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	コルフ海峡事件１
2	コルフ海峡事件２
3	ノッテボーム事件１
4	ノッテボーム事件２
5	ジェノサイド条約の留保事件１
6	ジェノサイド条約の留保事件２
7	ホルジョウ工場事件１
8	ホルジョウ工場事件２
9	南西アフリカ事件１
10	南西アフリカ事件２
11	国連のある種の経費事件１
12	国連のある種の経費事件２
13	核兵器使用の合法性事件１
14	核兵器使用の合法性事件２
15	全体の総括

科目名	刑法特殊講義Ⅰ	担当者	設楽　裕文	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	刑法の基本問題について、検討・討論し、理解を深める。		
到達目標	法学部で学んだ刑法の諸問題についての理解をより深め、学術的テーマを発見して論文に構成できるような力を養う。		
履修条件	概説書・体系書をひととおり読んでおり、学部の授業で扱う事項程度は一応理解している者であること。		
授業方法	教科書『刑法〈改訂版〉』の設問等を用いた問答法（ソクラティック・メソッド）により進めることを基本とし、必要に応じて判例や論文の検討をもおこなう。		
準備学習	事前に設問等を検討して問答に対応できるように準備する必要がある。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平常評価	100%	問答、討論の内容のほか、授業に取り組む姿勢・意欲により評価する。
教科書	設楽裕文著『刑法〈改訂版〉』学陽書房 設楽裕文編『法学刑法５判例インデックス１０００〈コンメンタール〉』信山社		
参考書	設楽裕文編『法学刑法３演習（総論）』信山社 設楽裕文編『法学刑法４演習（各論）』信山社		

【授業区分】

区分	授業内容
1	序－授業方法説明、設問指定
2	刑法の解釈
3	行為論
4	実行行為と危険性
5	実行行為と不真正不作為犯
6	実行行為と間接正犯
7	因果関係（Ⅰ）　条件関係
8	因果関係（Ⅱ）　相当因果関係、客観的帰属論
9	故意
10	錯誤（Ⅰ）　客体の錯誤、方法の錯誤
11	錯誤（Ⅱ）　因果関係の錯誤
12	早すぎた構成要件実現など
13	違法性とその阻却、行為無価値論と結果無価値論
14	正当防衛と誤想防衛など
15	共犯と正当防衛、過剰防衛

科目名	刑法特殊講義 I	担当者	沼野 輝彦	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	英米法における犯罪成立要件を、客観的要素と主観的要素を中心に検討し、日本法との比較を試みたうえ、あくまでも受講者の研究テーマを中心に解説する。		
到達目標	英米刑法の基礎の理解。		
履修条件	英米法に興味を有すること。		
授業方法	テキストをコピーして配布し、読訳して解説する。		
準備学習	事前に予習をすること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	実施しない
	平 常 評 価	100%	担当部分を報告し、それを評価する。
教 科 書	Michael J.Allen “Textbook on Criminal Law” 〔2005〕Oxford大学出版		
参 考 書	Jonathan Harring “Criminal Law” 〔2006〕Oxford大学出版		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	The EREMENTS of Crime（１）成人と少年の区別
2	同上（２）犯罪の意図
3	同上（３）悪しき意思とその差
4	同上（４）その変化と判例
5	The ACTUS REUS（１）
6	同上（２）一般概念
7	同上（３）概念の変化
8	同上（４）その立証
9	同上（５）立証と証拠
10	同上（６）任意性
11	同上（７）任意と強制
12	同上（８）その基準
13	同上（９）故意と過失の差
14	同上（10）故意と錯誤
15	同上（11）重大結果の帰責

科目名	刑法特殊講義 I	担当者	船山　泰範	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	刑法解釈上の重要問題について、一行問題・事例問題を材料にしながら、院生による発表・討論を通して研究を深める。		
到達目標	刑法学が当面している課題について、基本的な理解ができ、自分なりの見解が持てるようにする。さらに、裁判員制度の課題、検察審査会のあり方、捜査の可視化など、刑事司法の現状を理解し、自らの課題を検証する。		
履修条件	特になし。		
授業方法	発表・討論による。		
準備学習	予め、科目担当者の著作を読み、考え方に接しておくことが期待される。刑法、刑事訴訟法、刑事政策の全般について、きちんと基礎知識を学んでおくことが必要とされる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	発表に際して作成するレジュメ、発表内容、質疑応答などによって評価する。学部学生の裁判傍聴の手伝いも評価に含める。
教 科 書	船山泰範編『刑事法入門』（弘文堂） 船山泰範『刑法の礎・総論』（法律文化社）		
参 考 書	船山泰範『刑法学講話〔総論〕』（成文堂） 船山泰範 『刑法の役割と過失犯論』 （北樹出版）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	刑法の役割
2	刑法の基本原則
3	刑法の解釈
4	捜査の可視化
5	裁判員裁判の課題
6	刑罰の本質
7	死刑存廃論
8	施設内処遇と社会内処遇
9	犯罪の成立要件
10	相当因果関係の判断基準
11	ひき逃げの擬律
12	打撃の錯誤
13	抽象的事実の錯誤
14	結果無価値論と行為無価値論
15	尊厳死

科目名	刑法特殊講義Ⅱ	担当者	設楽　裕文	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	刑法の基本問題について、検討・討論し、理解を深める。		
到達目標	法学部で学んだ刑法の諸問題についての理解をより深め、学術的テーマを発見して論文に構成できるような力を養う。		
履修条件	概説書・体系書をひととおり読んでおり、学部の授業で扱う事項程度は一応理解している者であること。		
授業方法	教科書『刑法〈改訂版〉』の設問等を用いた問答法（ソクラティック・メソッド）により進めることを基本とし、必要に応じて判例や論文の検討をもおこなう。		
準備学習	事前に設問等を検討して問答に対応できるように準備する必要がある。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	問答、討論の内容のほか、授業に取り組む姿勢・意欲により評価する。
教 科 書	設楽裕文著『刑法〈改訂版〉』学陽書房 設楽裕文編『法学刑法５判例インデックス１０００〈コンメンタール〉』信山社		
参 考 書	設楽裕文編『法学刑法３演習（総論）』信山社 設楽裕文編『法学刑法４演習（各論）』信山社		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	窃盗罪の諸問題
2	強盗罪の諸問
3	詐欺罪（Ⅰ）　証明文書の詐取など
4	詐欺罪（Ⅱ）　交付行為
5	詐欺罪（Ⅲ）　財産上の損害、相当対価の提供
6	詐欺罪（Ⅳ）　不法原因給付と詐欺罪
7	詐欺罪（Ⅴ）　誤振込み、三角詐欺など
8	横領罪の諸問題
9	不動産取引と詐欺罪、横領罪、背任罪
10	盗品関与罪の諸問題
11	文書偽造罪（Ⅰ）　客体
12	文書偽造罪（Ⅱ）　有形偽造（１）
13	文書偽造罪（Ⅲ）　有形偽造（２）、無形偽造
14	犯人蔵匿罪、証拠隠滅罪、偽証罪の諸問題
15	まとめ

科目名	刑法特殊講義Ⅱ	担当者	沼野　輝彦	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	英米法における犯罪成立要件を、客観的要素と主観的要素を中心に検討し、日本法との比較を試みたうえ、あくまでも受講者の研究テーマを中心に解説する。		
到達目標	英米刑法の基礎の理解。		
履修条件	英米法に興味を有すること。		
授業方法	テキストをコピーして配布し、読訳して解説する。		
準備学習	事前に予習をすること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	実施しない
	平 常 評 価	100%	担当部分を報告し、それを評価する。
教 科 書	Michael J.Allen　“Textbook on Criminal Law”　〔2005〕Oxford大学出版		
参 考 書	Jonathan Harring “Criminal Law” 〔2006〕Oxford大学出版		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	不作為犯の要件
2	不作為犯の種類
3	不作為義務についての判例
4	公害犯罪と作為義務
5	公害犯罪と過失犯の成立
6	被害者の寄与と過失
7	因果関係の概念
8	因果関係と判例理論
9	因果関係と錯誤処理
10	錯誤理論と学説
11	判例における錯誤処理
12	共犯事件と錯誤（１）
13	共犯事件と錯誤（２）
14	違法性の錯誤の処理
15	事実の錯誤と故意阻却

科目名	刑法特殊講義Ⅱ	担当者	船山　泰範	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	刑法解釈上の重要問題について、一行問題・事例問題を材料にしながら、院生による発表・討論を通して研究を深める。		
到達目標	刑法学が当面している課題について、基本的な理解ができ、自分なりの見解が持てるようにする。さらに、裁判員制度の課題、検察審査会のあり方、捜査の可視化など、刑事司法の現状を理解し、自らの課題を検証する。		
履修条件	特になし。		
授業方法	発表・討論による。		
準備学習	予め、科目担当者の著作を読み、考え方に接しておくことが期待される。刑法、刑事訴訟法、刑事政策の全般について、きちんと基礎知識を学んでおくことが必要とされる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平常評価	100%	発表に際して作成するレジュメ、発表内容、質疑応答などによって評価する。学部学生の裁判傍聴の手伝いも評価に含める。
教科書	船山泰範編『刑事法入門』（弘文堂） 船山泰範『刑法の礎・総論』（法律文化社）		
参考書	船山泰範『刑法学講話〔総論〕』（成文堂） 船山泰範 『刑法の役割と過失犯論』 （北樹出版）		

【授業区分】

区分	授業内容
1	誤想防衛、誤想過剰防衛
2	期待可能性の活用の可能性
3	原因において自由な行為
4	実行共同正犯と共謀共同正犯
5	同時犯と同時傷害の特例
6	間接正犯と教唆犯
7	共同正犯の解消
8	臓器移植と刑法
9	暴行と傷害の区別
10	２項犯罪
11	事後強盗罪の新しい課題
12	無銭飲食の動機と刑事政策
13	業務妨害罪
14	コンピュータ犯罪
15	管理過失

科目名	刑事訴訟法特殊講義Ⅰ	担当者	関　正晴	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	現在、刑事訴訟法が当面している課題を中心に検討をする。その際、刑事訴訟法の理論上の重要問題について、院生の発表や院生との討論を通して研究を深める。そのほか、司法制度改革の資料等についても必要に応じて検討を加える。		
到達目標	刑事訴訟法の基本構造と手続の流れを習得して、刑事手続の内容を理解できるようにする。その上で、現在、刑事訴訟法が当面している課題を中心に検討して、最近の実務の動向や立法の動向について分析し、最近の課題との関係も含めて刑事訴訟法の理解を深める。		
履修条件	特になし。		
授業方法	最近の重要判例や司法制度改革の資料等の検討する。その際、院生の発表や院生との討論等を通して問題を検討し、それぞれの検討課題についての理解を深める。		
準備学習	授業で採りあげることが予定されている課題についての資料や判例を予め読んでおくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	１００%	授業時における課題や検討テーマに対する意見の発表と討論の内容によって評価する。
教科書	福井厚「刑事訴訟法講義（第５版）」（法律文化社）。		
参考書	各検討課題ごとに必要に応じて指示する。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	裁判員制度の概要とその理論的問題点（１）
2	裁判員制度の概要とその理論的問題点（２）
3	諸外国における国民の司法参加制度（１）
4	諸外国における国民の司法参加制度（２）
5	裁判員裁判と憲法問題（１）
6	裁判員裁判と憲法問題（２）
7	刑事弁護制度（１）
8	刑事弁護制度（２）
9	被害者の法的地位（１）
10	被害者の法的地位（２）
11	被疑者取調べをめぐる最近の立法の動向（１）
12	被疑者取調べをめぐる最近の立法の動向（２）
13	被疑者取調べをめぐる最近の立法の動向（3）
14	余罪取調と別件逮捕をめぐる問題点（１）
15	余罪取調と別件逮捕をめぐる問題点（２）

科目名	刑事訴訟法特殊講義Ⅱ	担当者	関　正晴	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	現在、刑事訴訟法が当面している課題を中心に検討をする。その際、刑事訴訟法の理論上の重要問題について、院生の発表や院生との討論を通して研究を深める。そのほか、司法制度改革の資料等についても必要に応じて検討を加える。		
到達目標	刑事訴訟法の基本構造と手続の流れを習得して、刑事手続の内容を理解できるようにする。その上で、現在、刑事訴訟法が当面している課題を中心に検討して、最近の実務の動向や立法の動向について分析し、最近の課題との関係も含めて刑事訴訟法の理解を深める。		
履修条件	特になし。		
授業方法	最近の重要判例や司法制度改革の資料等の検討する。その際、院生の発表や院生との討論等を通して問題を検討し、それぞれの検討課題についての理解を深める。		
準備学習	授業で採りあげることが予定されている課題についての資料や判例を予め読んでおくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	１００%	授業時における課題や検討テーマに対する意見の発表と討論の内容によって評価する。
教科書	福井厚「刑事訴訟法講義（第５版）」（法律文化社）。		
参考書	各検討課題ごとに必要に応じて指示する。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	検察審査会制度（1）
2	検察審査会制度（２）
3	訴因制度をめぐる問題点（１）
4	訴因制度をめぐる問題点（２）
5	訴因制度をめぐる問題点（３）
6	公判前整理手続（１）
7	公判前整理手続（２）
8	公判前整理手続（３）
9	公判前整理手続（４）
10	伝聞法則について重要問題（１）
11	伝聞法則について重要問題（２）
12	伝聞法則について重要問題（３）
13	伝聞法則について重要問題（４）
14	控訴審の構造と事実の取調べ（１）
15	控訴審の構造と事実の取調べ（２）

科目名	刑事政策特殊講義Ⅰ	担当者	尾田　清貴	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	前期のテーマについては、個別具体的な刑事司法の各段階を追って、応報的司法と修復的司法の両方の考え方も踏まえて、欧米の資料も参考にしながら、考察を深めることにする。 後期については、少年犯罪に関する司法手続などを巡る課題について検討を加える。		
到達目標	基本的な現状理解にとどまらず、どうすれば課題克服が可能かについても提案できるようにする。		
履修条件	憲法、刑法、刑事訴訟法、少年法の基本的な知識を有していることが望ましい。 英語文献を読むので、ある程度の読解力が求められる。		
授業方法	テーマ毎に主たる報告者を決め、基調報告を踏まえて討論を行う。		
準備学習	各テーマに関する基本文献や論文を指示するので、事前に基調報告者以外も必要な資料を十分読みこなしておいてもらいたい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	基調報告に対して討論を実施するので、その寄与度を毎回評価することによって変える。
教科書	特に指定せず。その都度、必要な資料を指示、または配付する		
参考書	特に指定せず。アメリカ連邦司法省司法研究所のデータベース･イギリス内務省等から、関連論文をダウンロードする。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	犯罪原因論の変遷（１） 犯罪＝素質＋環境 個人に着目した犯罪原因論の変遷について検討する。
2	犯罪原因論の変遷（２） 犯罪＝加害者（行為者）＋被害者＋物理的環境 物理的環境要因の存否から犯罪原因を検討する。
3	犯罪抑止の担い手（１） 専門家･機関の役割と機能について検討する。
4	犯罪抑止の担い手（２） 非専門家である一般人の役割と機能について検討する。
5	三者連携のあり方（１） 刑事司法機関、自治体、及び生活者の犯罪抑止における連携及び課題について検討する。
6	成人犯罪者の再犯抑止について検討する。
7	猶予制度の現状と課題について検討する。
8	応報的司法と修復的司法（１） 応報的司法の現状と課題について検討する。
9	応報的司法と修復的司法（２） 修復的司法を応報的司法とどの様に関係付けることが出来るのか検討する。
10	死刑制度の是非について検討する。
11	自由刑の現状と課題について検討する。
12	保護観察制度を中心とした社会内処遇の現状と課題について
13	高齢者犯罪への対応について検討する。
14	被害者の権利（１） 刑事司法手続における被害者の権利の現状について検討する。
15	被害者の権利（２） その他の法領域における被害者保護の現状と課題について検討する。

科目名	刑事政策特殊講義Ⅱ	担当者	尾田　清貴	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	前期のテーマについては、個別具体的な刑事司法の各段階を追って、応報的司法と修復的司法の両方の考え方も踏まえて、欧米の資料も参考にしながら、考察を深めることにする。 後期については、少年犯罪に関する司法手続などを巡る課題について検討を加える。		
到達目標	基本的な現状理解にとどまらず、どうすれば課題克服が可能かについても提案できるようにする。		
履修条件	憲法、刑法、刑事訴訟法、少年法の基本的な知識を有していることが望ましい。 英語文献を読むので、ある程度の読解力が求められる。		
授業方法	テーマ毎に主たる報告者を決め、基調報告を踏まえて討論を行う。		
準備学習	各テーマに関する基本文献や論文を指示するので、事前に基調報告者以外も必要な資料を十分読みこなしておいてもらいたい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	基調報告に対して討論を実施するので、その寄与度を毎回評価することによって変える。
教 科 書	特に指定せず。その都度、必要な資料を指示、または配付する		
参 考 書	特に指定せず。アメリカ連邦司法省司法研究所のデータベース･イギリス内務省等から、関連論文をダウンロードする。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	警察（制度）の現状と課題について（１） 健全育成と少年保護に果たす少年警察の役割と機能について検討する。
2	警察（制度）の現状と課題について（２） 少年事件に果たす警察の役割と機能について検討する。
3	検察（制度）の現状と課題について（１） 検察（制度）の基本原則と刑事司法に果たす役割と機能について検討する。
4	検察（制度）の現状と課題について（２） 少年司法手続における検察（官）の役割と機能について検討する。
5	刑事裁判の現状と課題について
6	少年審判について
7	少年事件に関する刑事司法手続について
8	少年事件における裁判員裁判について
9	少年矯正の現状と課題について
10	保護観察制度の現状と課題について（１） 一号観察を巡る課題を中心に
11	保護観察制度の現状と課題について（２） 仮退院を巡る課題を中心に
12	薬物非行について
13	性非行について
14	日本版メーガン法の制定について
15	社会奉仕命令の運用に向けた検討について

科目名	法哲学特殊講義 I	担当者	長尾 龍一	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	ハンス・ケルゼン（前期）及びカール・シュミット（後期）の著作の原典講読を通じて、国家論・民主主義論の基本を学び、２０世紀ドイツ政治哲学・法哲学の基本問題の理解を深める。最初の数時間２０世紀前半のドイツ・オーストリアの国家思想、２人の思想家の波乱の生涯について紹介する。関連主題としてホッブズ、イェリネック、シュトラウス思想、ナチの思想的問題についても触れる。両思想家の日本への影響にも言及する。		
到達目標	公法学・国際法学・国際政治学、特にドイツ国法学の基本問題への理解を深める。「政治神学」という問題領域を紹介する。併せてドイツ語文献の独解力の増進。		
履修条件	学部時代ドイツ語を履修したか、それに相当する語学力。ケルゼンの英語文献を読む可能性もあるので、一定の英語文献独解力をもつことも望ましい。		
授業方法	最初数時間は講義、それ以後は原典講読。言葉のニュアンスに留意しながら丁寧に読んでいく。		
準備学習	『ハンス・ケルゼン自伝』『純粋法学第二部』『ハンス・ケルゼン著作集』『カール・シュミット著作集』などの中から、興味を感じたものを読んでおく。特に『シュミット著作集』I、II巻末の解説。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況、予習、熱意等から総合評価
教 科 書	前期はKelsen, Demokratieなど。後期はSchmitt, Machtpositionen des modernen Staatesなど。		
参 考 書	長尾龍一『ケルゼン研究I、II、III』		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	講義：ハンス・ケルゼンの生涯 I
2	ハンス・ケルゼンの生涯II
3	ハンス・ケルゼンの哲学
4	ハンス・ケルゼンの人類学
5	ハンス・ケルゼンの思想史学
6	ハンス・ケルゼンの法学
7	ハンス・ケルゼンの民主主義論
8	原典講読Kelsen, Demokratie
9	原典講読Demokratie
10	原典講読Demokratie
11	原典購読Demokratie
12	原典講読Kelsen, Das Problem der Gerechtigkeit
13	原典講読Das Problem der Gerechtigkeit
14	原典講読Das Problem der Gerechtigkeit
15	原典講読Das Problem der Gerechtigkeit

科目名	法哲学特殊講義Ⅱ	担当者	長尾 龍一	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	最初の数時間カール・シュミットの伝記、彼の政治理論・国家論・国際政治論を講義し、以後ドイツ語の原典講読。近代国家の成立から、ワイマール期、ナチ期、戦後冷戦期の基本問題を、シュミットの諸著作を通じて理解する。神学思想の国家学に対する影響、敵味方の実存的対立という政治概念、「具体的秩序思想」、『大地のノモス』などの概念を解説する。レオ・シュトラウス、ハンス・モーゲンソーなどにも言及する。		
到達目標	二度の世界大戦の敗戦国ドイツの運命と問題、ワイマール体制の病理、冷戦の構造などへの理解を深める。ニュアンスに立ち入った丁寧な原典講読で、ドイツ語文献の読解力を高める。		
履修条件	学部時代にドイツ語を履修したか、それに相応するドイツ語読解力。		
授業方法	最初の数時間はシュミットの生涯、思想について講義、以後シュミットの原典講読。		
準備学習	『カール・シュミット著作集』その他から、興味のある著作を読んでおく。『著作集I、II』巻末の伝記・解説も読んでおくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況、予習、熱意など。
教 科 書	Schmitt, Machtpositionen des modernen Staates等。		
参 考 書	長尾『カール・シュミットの死』『ケルゼン研究I、II、III』等。		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	カール・シュミットの伝記 I
2	カール・シュミットの伝記 II
3	初期のシュミット
4	『政治神学』『政治の概念』
5	シュミットとナチス
6	『大地のノモス』
7	原典講読 Schmitt, Notverordnung
8	Notverordnung
9	Notverordnung
10	Notverordnung
11	Machtpositionen des modernen Staates
12	Machtpositionen des modernen Staates
13	Machtpositionen des modernen Staates
14	Machtpositionen des modernen Staates
15	Machtpositionen des modernen Staates

科目名	法思想史特殊講義Ⅰ	担当者	長尾 龍一	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	日本近代法史を西洋法継受との関連で研究する。「西洋と非西洋の法的関係史」をヨーロッパ中世共同体の解体から概観し、西洋帝国主義の極東進出、明治国家の西洋法全面継受の過程と問題点を検討する。特に不平等条約問題、諸大学法学部の成立、英法派と仏法派の対立、民法典論争など。最初数時間は講義、以後は英文原典講読。		
到達目標	日本近代法史の初期について基礎知識を理解し、外国法の全面継受のもつ文化史的意義を批判的に考察する。西周、箕作麟祥、井上毅、穂積陳重などの役割を概観する。		
履修条件	ある程度の英語文献読解力と日本近代史への関心。		
授業方法	前半は講義、後半は英文原典講読。ニュアンスに留意しながら丁寧に読む。		
準備学習	阿片戦争史、幕末開国史、明治憲法制定史、諸大学の『建学百年史』などに目を通しておくと理解が深まる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況、予習状況、熱意など。
教 科 書	Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law		
参 考 書	長尾「明治法学史の脈絡」『法学ことはじめ』所収		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	講義： 中世キリスト教共同体の解体、主権国家体制の成立、西洋・非西洋接触
2	阿片戦争と中国近代、幕末の騒乱、不平等条約
3	仏法継受方針と英法学派、諸大学法学部の起源
4	民法典論争、民法典の成立、不平等条約解消
5	ドイツ法学の継受
6	明治憲法の成立
7	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（1）
8	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（2）
9	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（3）
10	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（4）
11	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（5）
12	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（6）
13	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（7）
14	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（8）
15	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（9）

科目名	法思想史特殊講義Ⅱ	担当者	長尾 龍一	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	占領期の歴史、特に法制度改革・憲法制定史などを概観し、その意義を考える。最初の数時間は日米戦争史、米国の対日政策、ポツダム宣言、占領、諸改革、東京裁判などについての講義。グルー、マッカーサー、ケーディス、オプラーなどの業績を検討する。以後は占領関係者の回想録などを教材に原典講読。		
到達目標	占領史を概観し、その日本史、日米関係史上の意義を考察する。英文をニュアンスを重視しつつ丁寧に講読する。		
履修条件	ある程度の英文読解力。戦中・占領期の歴史への関心。		
授業方法	最初の数時間は講義、あとは占領関係者たちの回想録などの英文講読。		
準備学習	占領関係の文献に目を通しておく。袖井林二郎『マッカーサーの2000日』『拝啓マッカーサー元帥様』『吉田・マッカーサー往復書簡』		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況、予習、情熱
教 科 書	Alfred Oppler, Legal Reform in Occupied Japan Justin Williams, Japan's Political Revolution under MacArthur		
参 考 書	長尾『オーウェン・ラティモア伝』		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	講義：日米関係史、幣原外交の破綻、日中戦争と米国。
2	ジョセフ・グルー、ポツダム宣言
3	占領、占領改革、極東委員会、
4	日本国憲法の成立
5	東京裁判
6	原典講読Alfred Oppler, Legal Reform in Occupied Japan (1)
7	原典講読Alfred Oppler, Legal Reform in Occupied Japan (2)
8	原典講読Alfred Oppler, Legal Reform in Occupied Japan (3)
9	原典講読Alfred Oppler, Legal Reform in Occupied Japan (4)
10	原典講読Alfred Oppler, Legal Reform in Occupied Japan (5)
11	原典講読Justin Williams, Japan's Political Revolution under MacArthur (1)
12	原典講読Justin Williams, Japan's Political Revolution under MacArthur (2)
13	原典講読Justin Williams, Japan's Political Revolution under MacArthur (3)
14	原典講読Justin Williams, Japan's Political Revolution under MacArthur (4)
15	原典講読Justin Williams, Japan's Political Revolution under MacArthur (5)

科目名	法史学特殊講義Ⅰ	担当者	新井　勉	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本講義は、現代日本の法体系の基礎となっている近代日本の法や制度についての考察を目的とする。現代日本の基本法典の多くは施行後既に一世紀をこえたし、裁判のシステムは裁判所構成法施行から120年以上を経過した。本講義は、受講生諸君に近代日本の法や制度に関する高度の知識を身につけてもらうことを狙いとしている。		
到達目標	受講生諸君の専攻する現行法の関心の下、それに関係する近代日本の法や制度について高度な知識を身につけること。		
履修条件	公法学専攻、私法学専攻、どちらも可。		
授業方法	多くは講義方式。受講生諸君に参加してもらうゼミ方式を挟みたい。		
準備学習	特にない。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	毎回の講義の理解度を評価する。
教科書	教科書は使用しない。必要に応じて文献や資料を指示する。		
参考書	『日本法学』などに掲載する、新井の論文。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	近代法の研究方法①
2	近代法の研究方法②
3	近代国家とは何か①
4	近代国家とは何か②
5	立憲制度の全体像①
6	立憲制度の全体像②
7	立憲制度の運営①
8	立憲制度の運営②
9	立憲制度の運営③
10	立憲制度の運営④
11	近代刑事法の成立①
12	近代刑事法の成立②
13	近代刑事法の展開①
14	近代刑事法の展開②
15	半期の総整理

科目名	法史学特殊講義Ⅰ	担当者	小林　忠正	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	法史学を研究する意味は、過去から現在への法の変遷を知り、それがやがて将来に変化して行く展開を、正確に理解するという点にあると考える。		
到達目標	本年度の講義は、民法編纂史に中心を置く、そしてそれを日本法制史の視点から観察し理解を深めさせたい。		
履修条件	特になし。		
授業方法	講義を中心とし、問題点については議論したい。		
準備学習	予習、復習をお願いしたい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業への参加の度合い、質問に対する理解度などによって評価する。
教 科 書	小林忠正著『日本法制史講義案　日本民法典編纂史研究』(2011年)		
参 考 書	小林忠正著『日本民法史論』法学書院(1997年) 。小林忠正著『日本家族法史論』成文堂(2003年)など。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	講義計画の説明
2	民法典編纂の前提となった不平等条約
3	西洋法学書翻訳と蕃書調所
4	仏国民法継受の契機と幕末の状況
5	「仏蘭西法律書民法」の翻訳
6	太政官制度局での民法草案の作成
7	左院での民法草案の作成
8	司法省明法寮での民法草案の作成
9	司法省本省での民法草案の作成
10	民法編纂事業の停滞とボアソナードの来日
11	司法省、「明治11年民法草案」の作成
12	「元老院民法編纂局草案」の作成
13	旧民法編纂の契機
14	司法省法律取調委員会の設置と審議
15	総括・まとめ

科目名	法史学特殊講義Ⅰ	担当者	佐々木　有司	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	わが国では現在、民法典の現代化（改正）作業、とくに債権法のそれが法制審議会のもとで議論されているが、その関連もあって、近時におけるヨーロッパ私法の動向に強い関心が寄せられている。本講は、そこでのキーマンと目されるR.ツィンマーマンの学問活動を中心に取り上げる。		
到達目標	わが国の私法（学）のこれからを考える上で重要なヨーロッパ私法（学）の現状を把握すること。		
履修条件	とくになし。		
授業方法	テキストを使った解説。		
準備学習	次回のテキスト個所に目を通しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	講義への参加度で評価する。
教 科 書	テキストは、川角和也他編『ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題』（日本評論社）から関連部分を複写して配布。		
参 考 書	R.ツィンマーマン著／佐々木有司訳『ローマ法・現代法・ヨーロッパ法』（信山社）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	オリエンテーション
2	ツィンマーマンの研究経歴
3	――ケープタウン大学教授としての経験
4	――ドイツに戻ってから現在に至る活動
5	法史学と私法解釈学
6	――19世紀における分離（１）
7	――19世紀における分離（２）
8	――今日における再統合の動き（１）
9	――今日における再統合の動き（２）
10	ヨーロッパに共通の法的伝統
11	――近代の国別の諸法典（１）
12	――近代の国別の諸法典（２）
13	――イギリス法（１）
14	――イギリス法（２）
15	前期のまとめ

科目名	法史学特殊講義Ⅰ	担当者	佐藤　邦憲	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	前近代中国の法と法制の歴史的展開およびその特色などを学習する。		
到達目標	前近代の中国の法と法制から、その中に流れている中国伝統法の性格の一端を理解させる。		
履修条件	別段なし。」		
授業方法	演習形式であるが関連科目が少ないので講義形式も取り入れる。		
準備学習	授業の進行に併せて配布する各種資料をあらかじめ予習し、また紹介・指示する参考書や論文及び文献を調べておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	６０%	講述及び配布の資料、また紹介した参考書等の範囲から到達目標の検証に添った数問から一問わ選択し、論述。
	平 常 評 価	４０%	授業内で配布した資料、紹介した論文や参考書等から設問した小論文、および質疑応答の適切性等で評価する。
教 科 書	講義初めに指示します。		
参 考 書	『現代中国法入門』　木間　正道他著　有斐閣刊　　『中国法制史』　仁井田　陞著　岩波書店刊 『中国法制史論集』　滋賀　秀三著　創文社刊		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	資料・文献・研究書等の解説（基礎編）
3	参考書・研究書等の解説（入門編）
4	同上
5	伝統中国の法と儒教（法と四書五経）
6	同上
7	伝統中国の法と儒教（立法と礼）
8	同上
9	伝統中国」の法について(1)（歴代法典を中心に）
10	同上
11	伝統中国」の法について」（２）　　（刑事法を中心に）
12	同上
13	伝統中国の法について（３）（家族法」を中心に）
14	同上
15	まとめ（Ⅰ）」

科目名	法史学特殊講義Ⅰ	担当者	吉原　達也	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	J・A・クルーク『ローマの法と生活　前90年～後212』J.A.Crook, Law and Life of Rome 90 B.C.-AD.212の講読を通じて、ローマ法に関する基礎的な知識を習得する。クルークの著作は、たんなるローマ法学史にとどまらず、ローマ社会の中でいかに法が機能したか、史料に即しながらその具体的な諸相を語ってくれる。		
到達目標	ローマ法に関する基礎的な知識を習得すること、歴史の中の生ける法の姿を観照する能力と外国語文献講読能力のブラッシュアップ、辞書を使いこなしながら一人で読み考えることができるようになること。		
履修条件	基本的な英語講読能力があること。		
授業方法	演習形式		
準備学習	毎週講読担当部分についての訳文の提出		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	出席、担当分
教 科 書	Crook, Law and Life of Rome,　90 B.C.-AD.212 (Oxford UP)		
参 考 書	ベーレンツ著河上正二訳著『歴史の中の民法ーローマ法との対話』日本評論社・2001年 木庭顕『ローマ法案内』羽鳥書店・2010年		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	第１回　イントロダクション１（ p.7-35） 各自担当分の訳文を提出していただき、全員でその内容を検討します。
2	第２回　イントロダクション２（ p.7-35）
3	第３回　身分法１ (p.36-p.97)
4	第４回　身分法２ (p.36-p.97)
5	第５回　身分法３ (p.36-p.97)
6	第６回　身分法４ (p.36-p.97)
7	-- 第７回　身分法５ (p.36-p.97)
8	第８回　相続法１(p.98-138)
9	第９回　相続法２(p.98-138)
10	第10回　相続法３(p.98-138)
11	第11回　相続法４(p.98-138)
12	第12回　所有権法１(p.139-178)
13	第13回　所有権法２(p.139-178)
14	第14回　所有権法３(p.139-178)
15	第15回　所有権法４(p.139-178)

科目名	法史学特殊講義Ⅱ	担当者	新井　勉	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本講義は、現代日本の法体系の基礎となっている近代日本の法や制度についての考察を目的とする。後期の講義は、各論として司法制度史を扱う。		
到達目標	近代日本の司法制度史について、高度な理解を身につけること。		
履修条件	公法学専攻、私法学専攻、どちらも可。		
授業方法	多くは講義方式。		
準備学習	特にない。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	毎回の講義の理解度を評価する。
教 科 書	教科書は使用しない。必要に応じて文献や資料を指示する。		
参 考 書	新井、蕪山、小柳『近代日本司法制度史』（信山社）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	近代司法の概念①
2	近代司法の概念②
3	近代司法の歴史①
4	近代司法の歴史②
5	明治前期の司法①
6	明治前期の司法②
7	裁判所構成法の編纂
8	裁判所構成法の施行
9	明治後期の司法①
10	明治後期の司法②
11	大正期の司法①
12	大正期の司法②
13	昭和前期の司法①
14	昭和前期の司法②
15	半期の総整理

科目名	法史学特殊講義Ⅱ	担当者	小林　忠正	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	法史学を研究する意味は、過去から現在への法の変遷を知り、それがやがて将来に変化して行く展開を、正確に理解するという点にあると考える。		
到達目標	本年度の講義は、民法編纂史に中心を置く、そしてそれを日本法制史の視点から観察し理解を深めさせたい。		
履修条件	特になし。		
授業方法	講義を中心とし、問題点については議論したい。		
準備学習	予習、復習をお願いしたい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業への参加の度合い、質問に対する理解度などによって評価する。
教 科 書	小林忠正著『日本法制史講義案　日本民法典編纂史研究』(2011年)		
参 考 書	小林忠正著『日本民法史論』法学書院(1997年) 。小林忠正著『日本家族法史論』成文堂(2003年)など。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	旧民法典の公布とその全貌
2	旧民法典論争その１
3	旧民法典論争その２
4	旧民法典論争その３
5	旧民法典論争と日本法律学校
6	旧民法典延期法の可決
7	内閣法典調査会の設置
8	明治民法典の編纂方針
9	明治民法典の構成と全貌
10	明治民法典と旧民法典の対比
11	明治民法典の施行
12	昭和民法親族編・相続編の改正経緯
13	昭和民法親族編・相続編と明治民法親族編・相続編の対比
14	昭和民法親族編・相続編の施行
15	総括・まとめ

科目名	法史学特殊講義Ⅱ	担当者	佐々木　有司	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	わが国では現在、民法典の現代化（改正）作業、とくに債権法のそれが法制審議会のもとで議論されているが、その関連もあって、近時におけるヨーロッパ私法の動向に強い関心が寄せられている。本講は、そこでのキーマンと目されるR.ツィンマーマンの学問活動を中心に取り上げる。		
到達目標	わが国の私法（学）のこれからを考える上で重要なヨーロッパ私法（学）の現状を把握すること。		
履修条件	とくになし。		
授業方法	テキストを使った解説。		
準備学習	次回のテキスト個所に目を通しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	講義への参加度で評価する。
教 科 書	テキストは、川角和也他編『ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題』（日本評論社）から関連部分を複写して配布。		
参 考 書	R.ツィンマーマン著／佐々木有司訳『ローマ法・現代法・ヨーロッパ法』（信山社）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	オリエンテーション（後期に向けて）
2	大陸法とコモンロー
3	――信義則
4	――信託
5	――不当利得
6	――法解釈の方法
7	ナチス時代の亡命法学者とイギリス
8	法学の全ヨーロッパ化
9	――EU諸国における共同研究
10	――法学教育の全ヨーロッパ化
11	混合法体系としてのヨーロッパ私法
12	――大陸法とコモンローの結合（１）
13	――大陸法とコモンローの結合（２）
14	歴史的・比較法的アプローチ
15	後期のまとめ

科目名	法史学特殊講義Ⅱ	担当者	佐藤　邦憲	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	近・現代中国の法と法制の歴史的展開およびその特色等を学習する。		
到達目標	近・現代中国の法と法制から、その中に流れている中国法の今日的な諸問題の一端を理解させる。		
履修条件	別段なし。		
授業方法	演習形式であるが関連科目が少ないので講義形式も取り入れる。		
準備学習	授業の進行に併せて配布する各種資料をあらかじめ予習し、また紹介・指示する参考書や論文及び文献を調べておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	６０％	講述及び配布の資料、また紹介した参考書等の範囲から到達目標の検証に添った数問から一問を選択し、論述。
	平 常 評 価	４０％	授業内で配布した資料、紹介した論文や参考書から設問した小論文、および質疑応答の適切等で評価する。
教 科 書	講義初めに指示します。		
参 考 書	『現代中国法入門』　木間　正道他著・有斐閣刊・・・『中国法入門』小口彦太他著・三省堂刊		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	資料・文献・研究書等の解説（基礎編）
3	参考書・研究書等の解説(入門編)
4	同上
5	伝統中国の法と西洋法の継受
6	近代中国法と日本法について
7	同上
8	現代中国法と社会主義法（根拠地法制について）
9	中華人民共和国成立後の法と法制（憲法の改正を軸に ）
10	同上
11	中華人民共和国成立後の法と法制（政策と立法について）
12	同上
13	現代中国法の特色について
14	現代中国法の諸問題について
15	まとめ（Ⅱ）

科目名	法史学特殊講義Ⅱ	担当者	吉原　達也	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	J・A・クルーク『ローマの法と生活　前90年～後212』J.A.Crook, Law and Life of Rome 90 B.C.-AD.212の講読を通じて、ローマ法に関する基礎的な知識を習得する。クルークの著作は、たんなるローマ法学史にとどまらず、ローマ社会の中でいかに法が機能したか、史料に即しながらその具体的な諸相を語ってくれる。		
到達目標	ローマ法に関する基礎的な知識を習得すること、歴史の中の生ける法の姿を観照する能力と外国語文献講読能力のブラッシュアップ、辞書を使いこなしながら一人で読み考えることができるようになること。		
履修条件	基本的な英語講読能力があること。		
授業方法	演習形式		
準備学習	毎週講読担当部分についての訳文の提出		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	出席、担当分
教 科 書	Crook, Law and Life of Rome,　90 B.C.-AD.212 (Oxford UP)		
参 考 書	ベーレンツ著河上正二訳著『歴史の中の民法ーローマ法との対話』日本評論社・2001年 木庭顕『ローマ法案内』羽鳥書店・2010年		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	第16回　イントロダクション3
2	第17回　イントロダクション4
3	第18回　労働１（p.179-205）
4	第19回　労働２（p.179-205）
5	第20回　労働３（p.179-205）
6	第21回　労働４（p.179-205）
7	第22回　取引法１（p.206-249）
8	第23回　取引法２（p.206-249）
9	第24回　取引法３（p.206-249）
10	第25回　取引法４（p.206-249）
11	第26回　取引法５（p.206-249）
12	第27回　市民と国家１(p.250-286)
13	第28回　市民と国家２(p.250-286)
14	第29回　市民と国家３(p.250-286)
15	第30回　まとめ

科目名	英米法特殊講義Ⅰ	担当者	加藤　紘捷	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	英国は、当初、国家主権の制約を伴わないＥＦＴＡに加盟し、制約を伴うＥＣに対抗しました。しかし、その後、幾度かの加盟申請の拒否に会いながら、英国は1973年、ＥＣ（今日のＥＵ）に加盟しました。加盟して40年後の今、英国はＥＵからの脱退の動きが出ています。いくつかの問題はありますが、そのなかで本授業では、英国憲法が抱える議会主権とＥＵ法の優位性の原理の衝突を取り上げます。このなかでＥＵ法の意義と発展も考察したいと思います。		
到達目標	本授業では英国憲法のあらまし、特に議会主権という基本原理と、ＥＵ統合のこれまでの歩み、そしてＥＵ法の基本的特徴を学んでいきます。		
履修条件	1，2年次を対象にします。		
授業方法	英国憲法およびＥＵ法を講義しながらも、英文原典を研究資料にして議論しながら、授業を進めます。		
準備学習	授業前に資料を配布しますので、事前に目を通してくること		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	60% 課題：単元ごとに、まとめ役を指名します。 40% 出席率
教 科 書	A. Le Sueurほか著”Public Law”(Oxford)の中から、英国の司法部におけるＥＵ法というチャプターをコピーして、授業開始時に配布します。また、拙稿『概説イギリス憲法ー由来・発展そして改革』の中から必要な個所をコピーして配布します。		
参 考 書	松井幸夫『変化するイギリス憲法』（敬文堂）、戒能道厚『現代イギリス法事典』（新世社）など。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス（授業の進め方、授業テーマの序論）
2	第二次世界大戦後の欧州の2つの統合論
3	英国のＥＣへの加盟申請と拒否
4	英国のＥＣ加盟と1972年加盟承認法ー英国憲法の二元論（ブラックバーン事件）
5	英国の加盟承認法とＥＣ法（現ＥＵ法）の意味
6	ＥＣ（法）からＥＵ（法）へーマーストリヒト条約の成立
7	同上
8	ＥＵのさらなる発展ー欧州憲法の失敗とリスボン条約
9	同上
10	英国憲法とＥＵ基本権憲章
11	同上
12	ＥＵ法の法源と基本的特徴ーVan Gent en Loos社事件
13	同上
14	ＥＵ法の基本的特徴ーコスタエネル事件
15	同上

科目名	英米法特殊講義Ⅰ	担当者	山岡　永知	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	英米法特殊講義Ⅰはアメリカ合衆国憲法を中心に講義し、アメリカ合衆国最高裁判所の憲法判例（日本語）を研究しながら、日本国憲法や判例と比較し、憲法解釈に関する知識を深める。春学期は主に統治構造について、秋学期は人権について研究する。		
到達目標	アメリカ合衆国の連邦制度における連邦政府と州政府の権限の配分、司法制度における連邦裁判所と州裁判所の管轄権や準拠法について理解をふかめる。		
履修条件	アメリカ法に関心があること。		
授業方法	判例を熟読し争点を抽出し、各争点についてディスカッションしながら授業を進めてゆく。		
準備学習	授業の前に判例を良く理解すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	判例についてのレジメを作成して提出すること。
教 科 書	必要な判例をプリントして配布する。 新版　対訳　「アメリカ合衆国憲法」共編・訳　北脇敏一・山岡永知		
参 考 書	「アメリカ法」総論　山岡永知著　敬文堂		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	アメリカ合衆国連邦政府の誕生
2	連邦制度下における権限の配分 連邦の立法権限（憲法第１条８節１－１８項） 州の立法権限　（憲法修正第１０条）
3	連邦制度下における司法審査制度 判例 (1)Marbury v. Madison, (2)Fletcher v. Peck, (3)Martin v. Hunter's Lessee
4	統治構造 判例　議席配分 (4)Raynolds v. Sim 大統領の権限 (5)United States v. Nixon
5	連邦と州の法律関係 黙示的権限　（憲法第１条8節18項、第6条2節） 判例　(7) McCulloch v. Maryland
6	州際通商条項による立法問題　憲法第1条8節3項 判例 (10)Gibbon v.Ogden,(11)Southern Pacific v. Arizona, (12) Garcia v. San
7	同　上　判例　(旧36)Wickard v. Fulburn, (旧37)Katzenbach v. McClung, (旧38)City of Barbank v. Lockheed Air Terminal
8	司法制度Ⅰ(憲法第3条1節) 連邦と州の裁判所
9	司法制度II　裁判管轄権　（憲法第3条2節） 判例 (81)Pennoyer v. Neff, (82)Inter'l Shoe Co. v. Washington, (83)Shaffer v.He
10	陪審制度Ⅰ　起訴陪審（憲法修正第5条） 審理陪審（憲法修正第6条） 民事陪審（憲法修正第7条）
11	陪審制度II 判例　(64)Willium v. Florida, (65)Apodaca v. Oregon, (66)J.E.B. v. Alabama ex rel T.B.
12	他州判決の承認と執行　（憲法第4条） 判例 (85) Williams v. North Carolina, (旧44) Sherrer v. Sherrer
13	準拠法の決定 判例　(84) Babcock v. Jackson
14	連邦裁判所において適用される法律 判例(13) Swift v. Tyson, (14) Erie R.R v. Tompkins, (15) Hanna v. Plumer
15	法学教育 判例 (32)Regent of UOC v. Bekke, Grutter v. Bollinger, Grantz v. Bollinger

科目名	英米法特殊講義Ⅱ	担当者	加藤　紘捷	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	前期で英国が他の国に遅れて1973年にＥＣに加盟したこと、またＥＣ法、そして現ＥＵ法の法源と基本的特徴を考察しました。後期では、ＥＵ司法裁判所が判例で確立したＥＵ法の加盟国内法に対する優位性の原理に対して、英国憲法の基本原理である議会主権の衝突を考察します。議会主権が絶対的なものに発展するには、19世紀まで待たねばなりませんが、その議会主権の絶対性が今、ＥＵ法の優位性を前に変容を迫られており、英国司法部の対応を検討します。		
到達目標	ＥＵ法の優位性に対して、今絶対的な議会主権が変容を受けています、どの程度変容を受けているか検証します。		
履修条件	１，２年次を対象にします。		
授業方法	講義と英文原典を取り混ぜて、英文原典の読み方、まとめ方も習得してもらいたいもの。		
準備学習	授業前に資料を配布しますので、事前に目を通してくること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	60% 課題：単元ごとにまとめ役を指名します。 40% 出席率
教 科 書	A. Le Sueurほか著"Public Law"(Oxford)の中から、英国の司法部におけるＥＵ法というチャプターをコピーして、授業開始時に配布します。また、拙稿『概説イギリス憲法ー由来・展開そして改革』の中から必要な個所をコピーして配布します。		
参 考 書	松井幸夫『変化するイギリス憲法』（敬文堂）、戒能道厚『現代イギリス法事典』（新世社）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	前期のまとめを概説し、後期のガイダンスを行う。
2	英国憲法史の中から名誉革命後の権利章典と議会主権について考察
3	同上
4	議会のおける国王の形骸化
5	19世紀のダイシーによる議会主権の解釈
6	同上
7	同上
8	同上
9	ＥＵ法と英国司法部の初期判例
10	同上
11	ＥＵ法と英国司法部の適合解釈時代
12	同上
13	ＥＵ法と英国司法部のＥＵ法へのシフトー議会主権の変容
14	同上
15	同上

科目名	英米法特殊講義Ⅱ	担当者	山岡　永知	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	英米法特殊講義IIは前期に引き続き、アメリカ合衆国憲法を中心に講義し、アメリカ合衆国最高裁判所の憲法判例（日本語）を研究しながら、日本国憲法や判例と比較し、憲法解釈に関する知識を深める。秋学期は人権について研究する。		
到達目標	後期は、アメリカ合衆国憲法の権利章典（Bill of Rights)について理解を深める。		
履修条件	アメリカ法、特に人権問題に関心があること。		
授業方法	判例を熟読し争点を抽出し、各争点についてディスカッションしながら授業を進めてゆく。		
準備学習	授業の前に判例を良く理解すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	判例についてのレジメを作成して提出すること。
教 科 書	必要な判例をプリントして配布する。 新版　対訳　「アメリカ合衆国憲法」共編・訳　北脇敏一・山岡永知		
参 考 書	Emanuel Law Outlines: Constitutinal Law		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	アメリカ合衆国の司法制度
2	司法審査　判例 (1)Marbury v. Medison,(2)Flecher v. Peck, (3)Martin v. Hunter's Lessee
3	政教分離　憲法修正第1条 判例　(19)Lemon v. Kurtzman, (20)Wisconsin v. Yoder
4	言論・出版の自由I　憲法修正第1条 判例 (21)Schenk v. United States, (22)New York Times v. United States
5	言論・出版の自由II　憲法修正第1条 判例 (23)Miller v. California, (24)Plessy v. Ferguson, (25)Texas v. Johnson
6	平等の権利I 憲法修正第14条 判例 (26)Dred Scott Case, (27)Plessy v. Ferguson, (28) Korematsu v. Unite States
7	平等の権利II 憲法修正第14条 判例 (30)Brown v. Bd. of Edu.,(18)Civil Right Cases, (旧37)Katzenbach v. McClung
8	平等の権利III 憲法修正第14条 判例 (31)Moose Lodge v. Irvis, (33)Phillips v. Martin Marietta corp, (32)Regent of UOC. v. Bekke
9	デュー・プロセスI　憲法修正第5, 14条 判例 (35)Slaughter Cases, (36)Lochner v. New York, (37)Muller v. Oregon
10	デュー・プロセスI　憲法修正第5, 14条 判例 (39)west Coast Hotel v. Parrish (38)Village of Euclid v. Ambler
11	プライバシー権　憲法修正第4,5,9,14条 判例 (40)Roe v. Wade, (41) Planned Parent-hood v. Casey,(42)Cruzan v. Director, Mo.
12	刑事被告人の人権　憲法修正第4,5,6,8,14条 判例 (55)Powell v. Alabama, (56)Gideon v. Wainright, (57) Mapp v. Ohio
13	刑事被告人の人権　憲法修正第4,5,6,8,14条 判例 (58) Miranda v. Arizona, (59)In re Gault, (60) Gregg v. Georgia
14	先例拘束の原理 判例(76)London Tramways v. London County、(77)Practice Statement,(78)Flood v.Kuhn
15	法曹界 American Bar Association(ABA) State Bar Association Contnuing Legal Education (CLE)

科目名	独法特殊講義 I	担当者	小林　宏晨	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	副題：民主主義の基盤としての補完原理：現代民主国家の成熟を目指して欧州とりわけドイツにおける補完原理の歴史的及び理論的な背景を探る。		
到達目標	補完原理の総合的検討により、その本質を学習する		
履修条件	初日に説明		
授業方法	初日に説明		
準備学習	初日に説明		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	筆記試験に代わりレポート（数回）によって評価。
教 科 書	小林　宏晨（著）「保管原理：現代国家の成熟を目指して」政光プリプラン		
参 考 書	小林　宏晨（著）「東西体制比較」振学出版（Ｔｅｌ，048 - 882 - 3870） 小林　宏晨（著）「日本国憲法の平和主義」政光プリプラン（Ｔｅｌ，03 - 3551 - 1222）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	補完原理の本質 カトリック社会教義の問題点
2	ドイツ国家思想の伝統 四旬節に於ける補完原理
3	補完原理の哲学的背景 本質秩序と価値秩序
4	補完原理と適用領域 補完原理に於ける国家と社会
5	補完原理の言明 否定的補完原理と肯定的補完原理
6	補完原理の自然法的根拠 連帯主義と普遍主義
7	ドイツ連邦主義と補完原理 連邦主義に於ける補完原理
8	アルトシウスと補完原理 アルトシウス以降
9	自由主義国家論に於ける補完原理 自由主義的補完性における国家と個人
10	自由主義国家観と補完原理 潜在的全管轄国家
11	補完原理と憲法 補完原理の由来
12	追って指示する。①
13	追って指示する。②
14	追って指示する。③
15	まとめ

科目名	独法特殊講義Ⅰ	担当者	杉下　俊郎	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	日本民法における特定の法条、法制度、法概念および「裁判官による法の発展的形成」を、日独両民法の法比較の観点から説明する。ドイツ民法についての厳密な知見を獲得するには、ドイツ語の原典の精密な読解が不可欠である。授業においては、ドイツ語の原典の読解につき私が培ってきた技術を学生に伝える。資料は数多あるが、メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読を予定している。		
到達目標	日独両民法を法比較することによって、日本民法の本質的把握を可能にする。		
履修条件	ドイツ語を履修し、ドイツ語の原書をある程度理解できることが履修条件である。		
授業方法	ドイツ語の原書の読解につき私が培ってきた技術を学生に与えつつ、ドイツ語の原書を徹底的に読み込む。		
準備学習	ドイツ語をしっかり学びなおすこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	１００%	出席状況、授業に対する主体的且つ積極的姿勢の有無等を斟酌して総合的に判断する。
教科書	学生と相談して決めるが、目下のところ、上記のメディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等を予定している。該当のテキストはコピーして頒布する。		
参考書	その都度指示する。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１
2	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　２
3	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　３
4	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　４
5	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　５
6	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　６
7	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　７
8	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　８
9	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　９
10	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１０
11	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１１
12	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１２
13	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１３
14	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１４
15	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１５

科目名	独法特殊講義Ⅱ	担当者	小林　宏晨	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	副題：民主主義の基盤としての補完原理：現代民主国家の成熟を目指して欧州とりわけドイツにおける補完原理の歴史的及び理論的な背景を探る。		
到達目標	補完原理の総合的検討により、その本質を学習する		
履修条件	初日に説明		
授業方法	初日に説明		
準備学習	初日に説明		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	筆記試験に代わりレポート（数回）によって評価。
教 科 書	小林　宏晨（著）「保管原理：現代国家の成熟を目指して」政光プリプラン		
参 考 書	小林　宏晨（著）「東西体制比較」振学出版（Ｔｅｌ，048－882－3870） 小林　宏晨（著）「日本国憲法の平和主義」政光プリプラン（Ｔｅｌ，03－3551－1222）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	補完原理の適用領域 補完原理の規範的内容
2	柔軟補完性と固定補完性 補完原理の規範的内容
3	補完原理の適用可能性 補完原理とボン基本法
4	補完原理は実質的言明を内包 補完原理は法原理で法規にあらず
5	ドイツ市町村法に於ける補完原理 補完原理は基本法の土台か？
6	ドイツ憲法・行政法の法理論的諸原理 水平的権力分立、垂直的権力分立
7	補完原理は憲法として有効か？ 方法論的予備検討
8	歴史的展望 ボン基本法の前地
9	基本法成立史と補完原理 補完原理の憲法的有効性の未決
10	法解釈学的検討 基本法秩序における国家と社会
11	補完原理への規範的対案解決 国家的補完性の正当化
12	追って指示する。①
13	追って指示する。②
14	追って指示する。③
15	まとめ

科目名	独法特殊講義Ⅱ	担当者	杉下　俊郎	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	日本民法における特定の法条、法制度、法概念および「裁判官による法の発展的形成」を、日独両民法の法比較によって解明する。ドイツ民法についての正確な知見を獲得するには、ドイツ民法に関するドイツ語文献の精密な読解が不可欠になる。ドイツ語文献の読解につき私が培ってきた技術を学生に伝える。ドイツ語文献を徹底的に読み込めば、まさに目から鱗式に、ドイツ民法についての知見が深まり、日本民法についての本質的把握も可能になる。		
到達目標	日独両民法の法比較を手段にすることによって、日本民法の本質的把握が可能になる。		
履修条件	ドイツ語を履修し、ドイツ語の原典をある程度読解できることが履修条件である。		
授業方法	ドイツ語の原書の読解につき私が培ってきた技術を学生に与えつつ、ドイツ語の原書を根底的に読み込む。資料としては、メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等を予定している。		
準備学習	ドイツ語をしっかり学びなおすこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況、授業に対する主体的且つ積極的姿勢の有無、授業における発言内容等を斟酌して総合的に判断する。
教 科 書	学生と相談して決めるが、目下のところは上記のメディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等を予定している。該当のテキストはコピーして学生に頒布する。		
参 考 書	その都度指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１
2	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　２
3	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　３
4	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　４
5	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　５
6	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　６
7	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　７
8	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　８
9	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　９
10	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１０
11	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１１
12	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１２
13	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１３
14	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１４
15	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１５

科目名	外国公法特殊講義Ⅰ	担当者	甲斐　素直	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	わが国現行憲法の解釈において、外国法の影響が尤も強い領域が憲法訴訟であり、その影響の元となったのが米国連邦最高裁判所の判例である。そこで、本年は米国の歴史を振り返りつつ、米国連邦最高裁判所の有名判例を素材に米国公法の研究を行う。		
到達目標	米国法における憲法訴訟の展開の理解を通じてわが国憲法訴訟の正確な理解を目指す。		
履修条件	わが国憲法(留学生の場合には母国の憲法）における憲法訴訟に関する基本的な理解をしていること		
授業方法	毎時間レジュメを配布し、パワーポイントと併用して行う。受講生の希望に応じて、シラバスに掲記してあるものとは異なる判例を取り上げることもある。		
準備学習	シラバスに明示してある判例について、原典に即して予習しておくこと		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	講義において、積極的に疑問を呈するなど、主体的に参加できているか。
教 科 書	なし		
参 考 書	講義の進展に応じて、随時指導する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	第1章　連邦最高裁判所の初期の憲法判例
2	第2章　違憲立法審査権の確立 マーシャル第4代長官の時代
3	第2章　違憲立法審査権の確立 マーシャル第4代長官の時代
4	第2章　違憲立法審査権の確立 マーシャル第4代長官の時代
5	第３章　米国奴隷制とドレッドスコット事件 トーニー第５代長官の時代
6	第３章　米国奴隷制とドレッドスコット事件 トーニー第５代長官の時代
7	第３章　米国奴隷制とドレッドスコット事件 トーニー第５代長官の時代
8	第4章　議会と裁判所 チェイス第６代長官の時代
9	第4章　議会と裁判所 チェイス第６代長官の時代
10	第4章　議会と裁判所 チェイス第６代長官の時代
11	第5章　第14修正と裁判所 ウェイト第7代長官の時代
12	第5章　第14修正と裁判所 ウェイト第7代長官の時代
13	第6章　社会の変化と裁判所 フラー第8代長官の時代
14	第6章　社会の変化と裁判所 フラー第8代長官の時代
15	第7章　迷走の時代 ホワイト第9代長官の時代

科目名	外国公法特殊講義Ⅰ	担当者	小林　宏晨	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	副題：東西体制比較：自由民主主義体制と人民民主主義（社会主義）体制1949年から1990年まで続いたドイツ民主共和国と1949年から現在まで継続するドイツ連邦共和国を比較憲法論的観点から比較する。		
到達目標	歴史的に実際に存在した二つの国家体制を比較する事によって、一定の基準に従って、価値評価を行う。		
履修条件	初日に説明。		
授業方法	初日に説明。		
準備学習	初日に説明。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	筆記試験に代わりレポート（数回）によって評価。
教 科 書	小林　宏晨（著）「東西体制比較」振学出版（Ｔｅｌ，048－882－3870）		
参 考 書	小林　宏晨（著）「日本国憲法の平和主義」政光プリプラン（Ｔｅｌ，03－3551－1222） 小林　宏晨（著）「保管原理：現代国家の成熟を目指して」政光プリプラン		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	両体制の歴史的背景（１
2	両体制の歴史的背景（２）
3	体制比較論（１）
4	体制比較論（２）
5	憲法の地位（１）
6	憲法の地位（２）
7	政党の地位（１）
8	政党の地位（２）
9	法の位置付け（１）
10	法の位置付け（２）
11	立法（１）
12	立法（２）
13	政府（１）
14	政府（２）
15	まとめ

科目名	外国公法特殊講義Ⅱ	担当者	甲斐　素直	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	わが国現行憲法の解釈において、外国法の影響が尤も強い領域が憲法訴訟であり、その影響の元となったのが米国連邦最高裁判所の判例である。そこで、本年は米国の歴史を振り返りつつ、米国連邦最高裁判所の有名判例を素材に米国公法の研究を行う。		
到達目標	米国法における憲法訴訟の展開の理解を通じてわが国憲法訴訟の正確な理解を目指す。		
履修条件	わが国憲法(留学生の場合には母国の憲法）における憲法訴訟に関する基本的な理解をしていること		
授業方法	毎時間レジュメを配布し、パワーポイントと併用して行う。受講生の希望に応じて、シラバスに掲記してあるものとは異なる判例を取り上げることもある。		
準備学習	シラバスに明示してある判例について、原典に即して予習しておくこと		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	講義において、積極的に疑問を呈するなど、主体的に参加できているか。
教 科 書	なし		
参 考 書	講義の進展に応じて、随時指導する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	第８章　狂騒の20年代 タフト第10代長官の時代
2	第８章　狂騒の20年代 タフト第10代長官の時代
3	第８章　狂騒の20年代 タフト第10代長官の時代
4	第9章　憲法革命前後 ヒューズ第11代長官の時代
5	第9章　憲法革命前後 ヒューズ第11代長官の時代
6	第9章　憲法革命前後 ヒューズ第11代長官の時代ー
7	第10章　大戦の陰で ストーン第12代長官の時代
8	第10章　大戦の陰で ストーン第12代長官の時代
9	第10章　大戦の陰で ストーン第12代長官の時代
10	第11章　冷戦と裁判所 ヴィンソン第13代長官の時代
11	第11章　冷戦と裁判所 ヴィンソン第13代長官の時代
12	第12章　裁判所の革新 ウォーレン第14代長官の時代
13	第12章　裁判所の革新 ウォーレン第14代長官の時代
14	第12章　裁判所の革新 ウォーレン第14代長官の時代
15	学期まとめ

科目名	外国公法特殊講義Ⅱ	担当者	小林　宏晨	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	副題：東西体制比較：自由民主主義体制と人民民主主義（社会主義）体制1949年から1990年まで続いたドイツ民主共和国と1949年から現在まで継続するドイツ連邦共和国を比較憲法論的観点から比較する。		
到達目標	歴史的に実際に存在した二つの国家体制を比較する事によって、一定の基準に従って、価値評価を行う。		
履修条件	初日に説明。		
授業方法	初日に説明。		
準備学習	初日に説明。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	筆記試験に代わりレポート（数回）によって評価。
教 科 書	小林　宏晨（著）「東西体制比較」振学出版（Ｔｅｌ，048－882－3870）		
参 考 書	小林　宏晨（著）「日本国憲法の平和主義」政光プリプラン（Ｔｅｌ，03－3551－1222） 小林　宏晨（著）「保管原理：現代国家の成熟を目指して」政光プリプラン		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	司法機関（１）
2	司法機関（２）
3	憲法・政治体制擁護（１）
4	憲法・政治体制擁護（２）
5	人権の位置付け（１）
6	人権の位置付け（２）
7	両体制の対外政策（１）
8	両体制の対外政策（２）
9	経済体制（１）
10	経済体制（２）
11	再統合の政治的背景（１）
12	再統合の政治的背景（２）
13	ドイツの統合と欧州統合（１）
14	ドイツの統合と欧州統合（２）
15	まとめ

科目名	法律学原書研究Ⅰ（英）	担当者	加藤　紘捷	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	英米法の中から陪審裁判をテーマにデニング卿の英文原典を読み、中世以来の陪審裁判がどのように発展し、英米の司法の運営に及ぼした透明性と公正性を検証します。さらに日本の裁判員制度とどこが類似し、どこが異なるのか、さらには、英国と合衆国のそれとの比較考察、および特に英国の陪審裁判が２００３年刑事裁判法によってドラスティックに改正されたが、それらの功罪を問います。		
到達目標	単元の区切りに、各自に担当を決め、単元の主要な法律英語を抽出し、また出てくる判例などをまとめてもらいます。		
履修条件	特別の履修条件はありませんが、原典を読んでいくわけですから、できるだけ、出席を心がけ、関心を失うことのないよう努力してください。		
授業方法	英文原典を読む方法論をできるだけ懇切に説明し、英文原典を読む諸君の関心を引き出したいと考えます。		
準備学習	事前に次回の文脈に目を通すことが肝心です。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	60%	
	平 常 評 価	40%	出席率20% 課題（まとめ）提出20%
教 科 書	lord Denning, What Next in the Lawの陪審裁判の部をテキストで配布します。		
参 考 書	丸太隆『陪審裁判を考える－法廷にみる日米文化比較』（中公新書）ほか。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	陪審裁判ガイダンス（講義の目的・進め方）
2	英国（陪審法）と合衆国の陪審裁判（憲法）の比較
3	陪審をコントロールする時代：信念に反して屈服するか
4	同上
5	同上
6	クエーカー教徒の裁判：ウィリアム・ペン事件
7	同上
8	悪名高きジェフリー首席判事の裁判：7人の僧正事件と市民革命
9	同上
10	アースカインは裁判官を無視する
11	同上
12	陪審裁判の確立と黄金期
13	同上
14	難破船とケビン・ボーイ事件
15	同上

科目名	法律学原書研究Ⅰ(英)	担当者	福田　弥夫	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	アメリカ法の原書講読を行い、アメリカにおける民事裁判制度の基礎を理解をすることを目的とする。		
到達目標	日本とアメリカの裁判制度の違いを理解すると同時に、アメリカ法における裁判に関連する基礎的な専門的な用語をマスターする。		
履修条件	特にない。ただし、英語の原書を購読するのであるから、英語の理解力が必須である。		
授業方法	テキストブックを利用し、履修者に翻訳の箇所を割り当てる。		
準備学習	必ず当日カバーする範囲をあらかじめ読んでくること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	５０％：レポート（アメリカ民事裁判制度に関するレポートを提出してもらい評価する。） ５０％：報告の内容をもとに評価する。
教 科 書	The Anaytomy of A Lawsuit, Peter Simon (Michie, 1984)		
参 考 書	授業中に適宜指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	Course Introduction.
2	The Anatomy of A Lawsuit
3	Rasmussen v. Graham 1 P 1-18
4	Ramussen v. Graham 2 P 19-32
5	Ramussen v. Graham 3 P 33- 52
6	Ramussen v. Graham 4 P 53-63
7	Ramussen v. Graham 5 P 64-75
8	Ramussen v. Graham 6 P 76- 79 Cross examination
9	Ramussen v. Graham 7 P 80- 96
10	Ramussen v. Graham 8 P 97-110
11	Ramussen v. Graham 9 P 111- 122
12	Ramussen v. Graham 10 P 122- 131
13	Ramussen v. Graham 11 P 132- 139
14	Ramussen v. Graham 12 P 140- 152
15	Course Review

科目名	法律学原書研究Ⅰ(英)(月曜7限)	担当者	山岡　永知	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	英語の原書を通じてアメリカ法を理解すること。 英語及びアメリカに関心を有する者にたいしてアメリカ法を通じてより深い知識を培うこと。 更に、アメリカ留学およびアメリカの弁護士を目指す者への指導。		
到達目標	原書を精読しアメリカ法を理解し、他者に対しても説明できるほどの能力を培うこと。		
履修条件	アメリカの司法制度を原書で熟読することに強い関心を抱き、挑戦する強い意思を有すること。 １年間熱心に勉強すると、必ず、原書の内容を理解できるようになり視野が大きく開けてきます。初習者歓迎します。		
授業方法	授業中に１節ごとに輪講し、その後、担当教師がコメントながら内容について詳しく説明する。		
準備学習	配布されるプリントを予め塾読すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	学期末に出題される課題を翻訳する。
教 科 書	AN INTRODUCTION TO THE LEGAL SYSTEM OT THE UNITED STAETS, By E.ALLAM FARMSWORTH Prof.of Law, Columbia University School of Law　(外国人向けのテキストで、大変理解しやすい)		
参 考 書	新版　対訳　「アメリカ合衆国憲法」　北脇・山岡共訳　国際書院発行		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	CHAPTER I HISTORICAL BACKGROUND Establishment of the Union
2	Origin of American Law
3	CHAPTER II LEGAL EDUCATION Diversity, Graduate Level and Priofessinal Organization
4	Case Method
5	CHAPTER III LEGAL EDUCATION The Bar, Lawyer, House Counsel
6	Lawyer in Government Judges Law Teachers
7	Professional Organizations Availability of Legal Service CLE
8	CHAPER IV JUDICIAL SYSTEM State Courts Federal Courts
9	Federal Jurisdiction Law Applied in the Federal Courts
10	Case: Swift v. Tyson (1842) Erie Rairoad v. Tompkins (1938)
11	CHAPTER V CASE LAW Form of Reported Cases Fiding Case Law
12	The Judicial Function Techniques in the Use of Precedent Two Puzzles in Precedent
13	CHAPTER VI THE LEGISLATIVE SYSTEM Hirarchy of Legistation The United States Congress
14	State Legislatures Special Source of Legislation
15	CHAPTER VII STATUTES Form of Statute Law Techniques of Interpretation

科目名	法律学原書研究Ⅰ(英)(木曜4限)	担当者	山岡　永知	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	法律学原書研究Ⅰ（英）の授業は，アメリカ合衆国憲法に基づく連邦制度，および，連邦議会の権限について解説し，特に，憲法に基づく立法の合憲性について研究する。更に，州に留保される権限との関係について判例を通じて研究する。本授業においては連邦最高裁判所の諸々の判例を分析し，同裁判所による憲法解釈について理解を深める。前期では州と連邦の権限の配分についての知識を修得する。
到達目標	アメリカ合衆国は５０州の政府と連邦政府から構成され、それぞれの政府に憲法上付与された権限について深く理解すること。アメリカの差別撤廃についての憲法上の規制や人権法に関して理解を深める
履修条件	アメリカに関心があり、アメリカの政治制度及び司法制度等について積極的に研究する意欲のあること。
授業方法	講義を主体として進めて行くが、配布するテキストを充分予習してデイスカッションに積極的に参加するにより、人前で発表する能力を養成する。
準備学習	授業前にテキストを熟読し、理解した上で授業に出席すること。

成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	判例研究　レジメ提出

教 科 書	Emanuel Law Outlines: Constitutional Law, Twenty-Ninth Edition （プリントを配布する） 『アメリカ合衆国憲法』北脇、山岡共訳：国際書院
参 考 書	『アメリカ法・総論』山岡永知著：敬文堂『英米判例百選第三版』別冊ジュリスト：有斐閣

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	INTRODUCTION Federal Government
2	THE CONCEPT OF FEDERALISM Con. 1.8.1-17
3	Doctorine of implied power Con.1.8.18 ″Necessary and Proper Power″ Case: McCulloch v. Maryland
4	STATE OVERSIGHT OF THE FEDERAL GOV'T ″TERM LIMITS PROBLEM PROBLEM″ Case: US Term Limits, Inc. v. Thornton
5	
6	Economic Regualtion. Cases: Houston E & W Texas Railway Co. v. US, Swift Co. v. US
7	Police Power Regulation. Cases: Champion v. Ames, Hipolite Egg Co. v. US, Hammer v. Dagenhart
8	COURT BARRIERS TO THE NEW DEAL Cases:Schechter Poultry Corp v. US, Carter v. Carter Coal Co., ″Court Packing Plan ″
9	THE MODERN TREND. Cases: NLRB V. John & Laughlin, Wickard v. Filburn
10	The Commerce-Prohibiting Technique Case: US v. Darby Limits still exist Case: US v. Lopez
11	Federal Criminal Law.Cases: Perez v. US, Violence against women. US v. Morrison, Non-commercial activity.Gonzales v. Raich
12	Forcing someone to buy and sell product. Cases: Thomas More v. Obama Florida v. US Dept of HHS
13	Summary of modern view. Civil Rights Act (1964) Cases: Heart of Atlanta Motel v. US, Katzanbach v. McClung
14	TENTH AMENDMENT AS A LIMIT ON CONGRESS. Cases:National League of Cities v. Usery, Garcia v. San Antonio Metropolitan Transit.
15	Use of State's lawmaking mechanism. Cases: New York v. United State, Pritz v. US,　Mack v. US

科目名	法律学原書研究Ⅱ(英)	担当者	加藤　紘捷	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	法律学原書研究I(英) に引き続き、英米法の中から陪審裁判をテーマに、後半は、日本の裁判員制度と、どこが類似し、どこが相違するかを視野にいれながら、合衆国の陪審裁判のもととなった英国の陪審裁判が現行制度は、2003年刑事裁判法により大きく改正されました。後半は、P. Alanの原典を読みながら、どこがどう変わったかを考察してみます。		
到達目標	単元の区切りごとに、担当者を決め、単元の主要な法律英語を抽出し、またその単元に出てくる判例などをまとめてもらいます。		
履修条件	特別の履修条件はありませんが、前期の知見をもとに、後半もできるだけ関心を失わないように出席を心がけてください。		
授業方法	英文を読む際に、パラグラフをどう読み、まとめるかなど、原書の読み方を引き続き丁寧に説明し、諸君の興味関心を引き出したいと考えています。		
準備学習	事前に次回の文脈に目を通すことが肝心です。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	60%	
	平 常 評 価	40%	出席率、単元ごとのまとめ提出それぞれ20%。
教 科 書	P. AlanのLaw of Juryを授業の開始時にコピーにて配布します。		
参 考 書	田中英夫編『英米法辞典』、小山貞夫編著『法律英語辞典』		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	前期のまとめと後期のガイダンス（陪審裁判の統計と進め方）
2	陪審員の選任手続きと改正点
3	同上
4	同上
5	改正点とR v Abdroikov　事件
6	同上
7	陪審員の忌避の手続きと改正点
8	同上
9	陪審候補者の事前審査と憲法上の問題
10	陪審員はコミュニティの代表者か
11	同上
12	陪審裁判の利点と R v Owen事件、R v Ponting事件
13	同上
14	陪審裁判の欠陥（偏見、費用、上訴の困難）
15	同上

科目名	法律学原書研究Ⅱ(英)	担当者	福田　弥夫	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	アメリカ法の原書講読を行い、アメリカにおける民事裁判制度の基礎を理解をすることを目的とする。法律学原書研究Ⅰ(英) に続く内容である。		
到達目標	日本とアメリカの裁判制度の違いを理解すると同時に、アメリカ法における裁判に関連する基礎的な専門用語をマスターする。(Ⅰ)に続き、保険訴訟や集団訴訟などを取り上げる		
履修条件	特にない。ただし、英語の原書を購読するのであるから、英語の理解力が必須である。私の法律学原書研究(Ⅰ)を履修したことは条件ではないが、連続して受講することが望ましい。		
授業方法	テキストブックを利用し、履修者に翻訳の箇所を割り当てる。		
準備学習	必ず当日カバーする範囲をあらかじめ読んでくること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	５０％：レポート（アメリカ民事裁判制度に関するレポートを提出してもらい評価する。） ５０％：報告の内容をもとに評価する。
教 科 書	The Anaytomy of A Lawsuit, Peter Simon (Michie, 1984)		
参 考 書	授業中に適宜指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	Course Introducition Class Action 1
2	Class Action 2
3	Class Action 3
4	Medical Malpractice 1
5	Medical Malpractice 2
6	Medical Malpractice 3
7	Family law 1
8	Family law 2
9	Family law 3
10	Insurance Disputes 1
11	Insurance Disputes 2
12	Insurance Dispues 3
13	Jury Verdict and Punituive Damages
14	Arts of trial technigue
15	Course Review

科目名	法律学原書研究Ⅱ(英)(月曜7限)	担当者	山岡　永知	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	英語の原書を通じてアメリカ法を理解すること。 英語及びアメリカに関心を有する者にたいしてアメリカ法を通じてより深い知識を培うこと。 更に、アメリカ留学およびアメリカの弁護士を目指す者への指導。		
到達目標	原書を精読しアメリカ法を理解し、他者にたいしても説明できるほどの能力を培うこと。		
履修条件	アメリカの司法制度を原書で熟読することに強い関心を抱き、挑戦する強い意思を有すること。 １年間熱心に勉強すると、必ず、原書の内容を理解できるようになり視野が大きく開けてきます。初習者歓迎します。		
授業方法	授業中に１節ごとに輪講し、その後、担当教師がコメントしながら内容について詳しく説明する。		
準備学習	配布されるプリントを予め塾読すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	学期末に出題される課題を翻訳する。
教 科 書	AN INTRODUCTION TO THE LEGAL SYSTEM OT THE UNITED STAETS, By E.ALLAM FARMSWORTH Prof.of Law, Columbia University School of Law　(外国人向けのテキストで、大変理解しやすい)		
参 考 書	新版　対訳　「アメリカ合衆国憲法」　北脇・山岡共訳　国際書院発行		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	CHAPTER VII (Continue) Weight of Prior Interpretation Judical Attitude Toward Legislations
2	CHAPTER VIII SECONDARY AUTHORITY Significance of Secondary Authority Kinds of Secondary Authority
3	Restatement of the Law
4	CHAPTER IX CLASSIFICATION The Problem of Classification Law and Equity
5	Substance and Procedure Public and Private Law
6	CHAPTER X PROCEDURE Civil Procedure Criminal Procedure
7	Evidence Conflict of Law
8	CHAPTER XI PRIVATE LAW Contract Law
9	Torts Law
10	Property Law Family Law
11	Commercial Law Business Enterprises
12	CHAPTER XII PUBLIC LAW Constitutional Law
13	Administrative Law Trade Law
14	Labor Law Tax Law
15	Criminal Law

科目名	法律学原書研究Ⅱ(英)(木曜4限)	担当者	山岡　永知	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	法律学原書研究Ⅱ（英）の授業は，アメリカ合衆国憲法に基づく連邦制度，および，連邦議会の権限について解説し，特に，憲法に基づく立法の合憲性について研究する。更に，州に留保される権限との関係について判例を通じて研究する。本授業においては連邦最高裁判所の諸々の判例を分析し，同裁判所による憲法解釈について理解を深める。後期は人権問題に関する判例を研究する。		
到達目標	アメリカ合衆国は５０州の政府と連邦政府から構成され、それぞれの政府に憲法上付与された権限について深く理解すること。アメリカの差別撤廃についての憲法上の規制や人権法（Bill of rights）に関して理解を深める。		
履修条件	アメリカ法に関心があり、アメリカの司法制度や人権問題等について積極的に研究する意欲のあること。		
授業方法	講義を主体として進めて行くが、配布するテキストを充分予習してデイスカッションに積極的に参加すること。		
準備学習	授業前にテキストを熟読し、理解した上で授業に出席すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	判例研究　レジメ提出
教 科 書	Emanuel Law Outlines: Constitutional Law, Twenty-Ninth Edition （プリントを配布する） 『アメリカ合衆国憲法』北脇、山岡共訳：国際書院		
参 考 書	『アメリカ法・総論』山岡永知著：敬文堂『英米判例百選第三版』別冊ジュリスト：有斐閣		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	INTRODUCTION US Constitution Amendment Art.14 Equal Protection of Law
2	SUSPECT CLASSIFICATION. Cases: Srauder v. W. Virginai, Yick Wo v.Hopkins, Rogers v.Lodge, Washington v. Davis,
3	Arlington Heights v. Metoro Housing Corp Personal Administrator of Mass v. Feeney US v. Caroline Product, Lyng v. Castilo
4	Grutter v. Bollinger, League of United Latin America, Koremtsu v. US, Loving v. Virginia, Parent v. Seatle School Dist.
5	Anderson v. Martin, Hunter v. Erickson, Palmore v. Sidoti,
6	Segregation and its remedies. Cases: Plessy v. Furguson, Brown v. Bd. of Ed., Bolling v. Shape,Brown II.
7	Cases after Brown: Cooper v. Asron, Gross v. Bd. of Ed., Griffin v. County. Swann v. Charlotte-Mecklenburg,
8	Bd of Ed. v. Dowell, Keyes v.School Dis.#1, Milliken v. Bradley, Mo. v. Jen Jenkins AAFFIRMATIVE ACTIONS AND BENIGN DISCRIMINA-
9	Cases: Orr v. Orr, Califo v. Webster, Califo v. Goldfarb, Michael v.Superior Ct. Draft. Case:Rostker v. Goldbuerg
10	Race. City of Richmond v. J.A.Crosan Co. Desegregation. Swann v. Charlotte-Mecklenburg Board of Education
11	Admission. Grutter v. Bollinger, Gantz v. Bollinger, Regents of Univ. of Cal v. Bekke, Parent v. Seatle School Dist #1
12	Minority set-asides. Cases: Richmond v. J.A Croson Co., Adarand Constractors,Inc. v. Pena, Metro Broadcasting v. FCC
13	Hiring, Lay-offs, promotion, Election, Gerrymanders. Cases: Virth v. Jubelirer, Shaw v. Reno, Miller v. Johnson
14	Harm to minority, Housing, Racial Balance, Law Enforcement, Prison Administration, Military Operation, Johnson v. California
15	CLASSIFICATION BASED ON SEX. Goesaert v. Cleary, Craig v. Boren, Nguyen v. INS, US v. Virginia

科目名	法律学原書研究Ⅰ(独)	担当者	杉下　俊郎	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	研究対象が日本私法であろうと日本公法であろうと、ドイツ私法・公法の正鵠を射た知見があると、当該研究にとり一少なくとも一はなはだ効率がよい。ドイツ私法・公法を正確且つ厳密に理解するためには、ドイツ語の原書・原典の精読が不可欠になる。授業においては私が培ってきたドイツ語の原書・原典の読解のためのノウハウを伝える。テキストは学生と相談して決めるが、できるだけ多種・多様な書籍を講読する。		
到達目標	各自の研究にとり有意義なドイツ語の原書・原典の厳密な読解が可能になる。		
履修条件	ドイツ語を履修し、ドイツ語の文献の読解がある程度可能なことが履修条件である。		
授業方法	ドイツ語の原書・原典を厳密に且つ徹底的に解読する。		
準備学習	ドイツ語をしっかり学びなおすこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	出席状況、授業に対する主体的且つ積極的姿勢の有無等を斟酌して総合的に判断する。
教科書	学生と相談して決める。		
参考書	その都度、コピーを頒布する。現在予定しているテキストは、例えば、ギュンターの「Denken vom Staat her」である。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　1
2	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　2
3	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　3
4	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　4
5	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　5
6	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　6
7	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　7
8	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　8
9	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　9
10	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　10
11	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　11
12	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　12
13	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　13
14	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　14
15	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　15

科目名	法律学原書研究Ⅱ(独)	担当者	杉下　俊郎	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	研究対象が日本私法であろうと日本公法であろうと、ドイツ私法・公法の正鵠を射た地検があると、当該研究にとり一少なくとも一はなはだ効率がよい。ドイツ私法・公法を正確に理解するためには、ドイツ語の原書・原典の精読が不可欠になる。ドイツ語の原書・原典の読解のために私が培ってきたノウハウを伝える。テキストは学生と相談して決めるが、できるだけ多種・多様な書籍を講読する。現在予定している原書は、ケルゼンの著書等である。		
到達目標	各自の研究にとり有意義な知見を獲得することに――確実に――貢献できるドイツ語の原書・原典を、精密に読解できるようになる。		
履修条件	ドイツ語を履修し、ドイツ語の原書をある程度理解できることが履修条件である。		
授業方法	ドイツ語の原書・原典の読解のために私が培ってきた技術を学生に与えつつ、ドイツ語の原書・原典を厳密に且つ徹底的に解読する。		
準備学習	ドイツ語をしっかり学びなおすこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況、授業に対する主体的且つ積極的姿勢の有無等を斟酌して総合的に判断する。
教 科 書	学生と相談して決める。該当のテキストのコピーを頒布する。		
参 考 書	その都度指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ケルゼン等の著書の読解　1
2	ケルゼン等の著書の読解　2
3	ケルゼン等の著書の読解　3
4	ケルゼン等の著書の読解　4
5	ケルゼン等の著書の読解　5
6	ケルゼン等の著書の読解　6
7	ケルゼン等の著書の読解　7
8	ケルゼン等の著書の読解　8
9	ケルゼン等の著書の読解　9
10	ケルゼン等の著書の読解　10
11	ケルゼン等の著書の読解　11
12	ケルゼン等の著書の読解　12
13	ケルゼン等の著書の読解　13
14	ケルゼン等の著書の読解　14
15	ケルゼン等の著書の読解　15

科目名	法律学原書研究Ⅰ（仏）	担当者	清水　恵介	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	フランス語で書かれた法律文書を読めるようにし，かつ，フランスの法制度を理解できるようにする。		
到達目標	日本とは異なるフランスの法制度を理解するとともに，フランス語で書かれた法律文書を，独力で読み解く力を身につける。		
履修条件	仏和辞典および文法書を所持し，フランス語の文法を既に学修していること。		
授業方法	最初の数回は，フランス法を学ぶための基礎知識について講義する。その後，受講者との話合いによって決定されたフランス語の法律文書を，受講者全員で分担し，読み進めていく。		
準備学習	課題とされたフランス語の法律文書の担当箇所を事前に和訳してくる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	出席状況，担当箇所における和訳の正確さ，発言内容等で総合的に評価する。
教 科 書	特に指定しない。		
参 考 書	授業内で適宜教示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	オリエンテーション
2	フランス法の基礎知識（１）
3	フランス法の基礎知識（２）
4	フランス法の基礎知識（３）
5	文献輪読（１） ex. 法の歴史①
6	文献輪読（２） ex. 法の歴史②
7	文献輪読（３） ex. 法の歴史③
8	文献輪読（４） ex. 法の歴史④
9	文献輪読（５） ex. 法の歴史⑤
10	文献輪読（６） ex. 司法組織①
11	文献輪読（７） ex. 司法組織②
12	文献輪読（８） ex. 司法組織③
13	文献輪読（９） ex. 司法組織④
14	文献輪読（１０） ex. 司法組織⑤
15	文献輪読（１１） ex. 司法組織⑥

科目名	法律学原書研究Ⅱ（仏）	担当者	清水　恵介	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	同じ担当者による法律学原書研究Ⅰ（仏）に引き続き，フランス語で書かれた法律文書を読めるようにし，かつ，フランスの法制度を理解できるようにする。		
到達目標	日本とは異なるフランスの法制度を理解するとともに，フランス語で書かれた法律文書を，独力で読み解く力を身につける。		
履修条件	仏和辞典および文法書を所持し，フランス語の文法を既に学修していること。 また，法律学原書研究Ⅰ（仏）の受講等により，既にフランス法の基礎知識を得ていること。		
授業方法	最初の数回は，フランス法を学ぶための基礎知識について講義する。その後，受講者との話合いによって決定されたフランス語の法律文書を，受講者全員で分担し，読み進めていく。		
準備学習	課題とされたフランス語の法律文書の担当箇所を事前に和訳してくる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	出席状況，担当箇所における和訳の正確さ，発言内容等で総合的に評価する。
教 科 書	特に指定しない。		
参 考 書	授業内で適宜教示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	オリエンテーション
2	文献輪読（１） ex. 証拠法①
3	文献輪読（２） ex. 証拠法②
4	文献輪読（３） ex. 証拠法③
5	文献輪読（４） ex. 証拠法④
6	文献輪読（５） ex. 成文法①
7	文献輪読（６） ex. 成文法②
8	文献輪読（７） ex. 成文法③
9	文献輪読（８） ex. 成文法④
10	文献輪読（９） ex. 成文法⑤
11	文献輪読（１０） ex. 不文法①
12	文献輪読（１１） ex. 不文法②
13	文献輪読（１２） ex. 不文法③
14	文献輪読（１３） ex. 不文法④
15	文献輪読（１４） ex. 不文法⑤

科目名	専門演習(憲法)	担当者	百地　章	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	憲法上の重要問題について、判例および学説をもとに考察を加えるとともに、受講生の修論テーマに配慮した研究を行う。		
到達目標	憲法上の各論点について、一層の理解を深め、現実的で妥当な論理的・体系的解釈ができるようにするとともに、各自の修論の完成に寄与する。		
履修条件	特になし。		
授業方法	憲法上の重要な論点や重要判例さらに修論のテーマを取り上げ、討議を行う。		
準備学習	事前に配布する文献や判例を必ず読んでくること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	
教 科 書	受講生と相談のうえ決定する。		
参 考 書	各テーマごとに、適宜、指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	ガイダンス	第31～34回	同
第2～4回	１、憲法上の重要問題および判例について	第35～41回	同
第5～12回	同	第42～45回	同
第13～20回	同	第46～54回	同
第21～30回	同	第55～58回	同
		第59～60回	同

科目名	専門演習(行政法)	担当者	池村　正道	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	行政法の応用能力を高めることを目的とする		
到達目標	行政法の諸問題を解決する能力が身についている		
履修条件	特になし		
授業方法	双方向授業を実施する		
準備学習	事前に指示した文献を読んでくること		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	行政法の諸問題を解決する能力があるか否かについて評価基準とする
教 科 書	授業中に指示する		
参 考 書	授業中に指示する		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	２年間の演習についてオリエンテーションを行う	第31～34回	論文作成の準備作業としてその方向性について検討する
第2～4回	テーマについて検討する	第35～41回	論文の内容について検討する（１）
第5～12回	アメリカの文献について検討する	第42～45回	論文の内容について検討する（２）
第13～20回	イギリスの文献について検討する	第46～54回	論文の内容について検討する（３）
第21～30回	ドイツの文献について検討する	第55～58回	論文の内容について文章化する
		第59～60回	論文の訂正等を指導し，論文を確定する

科目名	専門演習(行政法)	担当者	高橋　雅夫	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	判例研究を通して、行政法に関しての理解を深める。		
到達目標	行政判例や専門的論文を理解する能力を獲得すること。		
履修条件	行政法の基礎的な概念を理解していること。		
授業方法	主に、判例を題材として検討を行う。		
準備学習	事前に関連判例を読んでおくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業内での判例報告に基づいて評価を行う（100%）
教 科 書	指定なし。		
参 考 書	行政判例百選Ⅰ・Ⅱ［第6版］（有斐閣、2012年）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	年間授業計画の説明	第31～34回	判例研究　判例百選Ⅱ 170, 171, 172, 176事件
第2～4回	判例研究　判例百選Ⅱ　141事件	第35～41回	判例研究　判例百選Ⅱ 179, 80, 182. 183事件
第5～12回	判例研究　判例百選Ⅱ　151, 152, 153事件	第42～45回	判例研究　判例百選Ⅱ　223, 225事件
第13～20回	判例研究　判例百選Ⅱ 154, 155, 156, 157, 158事件	第46～54回	判例研究　判例百選Ⅱ 243, 244, 245, 246, 249事件
		第55～58回	判例研究　受講者の選択した判例の研究
第21～30回	判例研究　判例百選Ⅱ 159, 160, 161, 162, 163事件	第59～60回	判例研究　受講者の選択した判例の研究

科目名	専門演習(税法)	担当者	黒川　功	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	現代法の中心領域に位置し、国政の中身を規定しながら国民生活・権利状況のあらゆる部面に決定的影響を及ぼす税法は、現代における現実的なリーガルマインドの形成を目指す上では不可欠の科目となります。本講座は、これを民主主義税法学の立場から体系的、具体的に解析することにより、税法理論、税法現象に対する理解と税法実践能力を効率的に高めていくことを目的とします。		
到達目標	難解といわれる個別の租税事件からその法的問題を抽出し、体系的で説得的な法実践理論を展開できるだけの実力の養成を目指します。		
履修条件	根本法である憲法や、税法適用の前提となる市民法生活を規定する民法等に対する基本的な理解が不可欠になります。法学の基礎教育を受けていない受講者は、学部の授業にも出る等、１年目に追いついておく必要があります。		
授業方法	我国税法の特徴を考慮しながら、税法理論と課税構造を体系的に理解する上で重要で実務上もよく問題となるテーマを採り上げ、受講者による基調報告とこれに対する質疑応答を行った上で、まとめの解説をします。		
準備学習	１週間前には基調報告の概要が示されるので、議論に参加するための最低限の理解を授業に参加する前にしておく必要があります。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	出席と質疑等授業への参加内容を毎回評価し、その累積点により評価する。
教 科 書	北野弘久著『税法学原論（第６版）』青林書院、同『納税者の権利』（岩波新書）		
参 考 書	北野弘久他編『日本税制の総点検』（勁草書房）。その他、随時指定する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	年間講義計画・成績評価の方法・参考文献紹介、租税制度の意義、税法体系、租税法律関係	第31～34回	消費税法
第2～4回	税法の指導法原則 租税法律主義の原則 応能負担原則	第35～41回	相続・贈与税法
第5～12回	所得税法（１）	第42～45回	租税手続法
第13～20回	所得税法（２）	第46～54回	租税争訟法
第21～30回	法人税法	第55～58回	租税処罰法
		第59～60回	租税特別措置 税法改正の動向

科目名	専門演習（刑法）	担当者	船山　泰範	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	前期課程に属する者が修士論文をまとめるための準備作業を行うことを目的とする。		
到達目標	修士論文の一部あるいは、その前提となる基礎研究を発表して、他者からの批判を受ける。その上で、修正して再発表をする過程で進歩することが必要である。		
履修条件	特になし。		
授業方法	発表・討論による。		
準備学習	研究者の論文、判例の評釈などを読んで、刑法学の領域において、何が問題とされているかを知るのは当然として、新聞などを通して、社会事象の中で犯罪として取り上げる課題を自ら探るべきである。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	発表に際して作成するレジュメ、発表内容、質疑応答などによって評価する。
教 科 書	船山泰範編『刑事法入門』（弘文堂） 船山泰範『刑法の礎・総論』（法律文化社）		
参 考 書	船山泰範『刑法の役割と過失犯論』（北樹出版），斉藤誠二・船山泰範編『演習ノート刑法総論』（法学書院） 船山泰範『刑法学講話〔総論〕』（成文堂）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	オリエンテーション	第31～34回	修士論文の一部の発表
第2～4回	修士論文の一部の発表	第35～41回	修士論文の一部の発表
第5～12回	修士論文の一部の発表	第42～45回	修士論文の一部の発表
第13～20回	修士論文の一部の発表	第46～54回	修士論文の一部の発表
第21～30回	修士論文の一部の発表	第55～58回	修士論文の一部の発表
		第59～60回	まとめ

科目名	専門演習(刑事政策)	担当者	尾田　清貴	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	各自の研究が、段階を踏み、計画的に、そして無理なく進むように、助言・指導する。		
到達目標	前期課程の2年を4期に分け、第Ⅰ期は先行研究調査、第Ⅱ期は実態調査、第三期は分析・検討、そして、第四期は論文作成という段階を踏み、論文の完成を目指す。		
履修条件	欧米の司法機関などのデータベースを利用することから、最低でも英語読解力が必要となる。		
授業方法	各自が研究テーマに基づき、進捗状況を報告し、ディスカッションを行う。 第Ⅱ期には、外部機関等に出向いて調査などを行う。		
準備学習	各自の報告1週間前に事前資料を配付のこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	発表のレジュメ、添付資料の内容、討論への参加態度や意見の質により評価する。
教 科 書	各自の研究テーマが異なるので特に指定しない。		
参 考 書	各自の研究テーマや進捗状況を見ながら適宜、指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	研究課題の検討	第31～34回	先行研究調査及び実態調査の総合的検討
第2～4回	先行研究調査 資料収集	第35～41回	補充研究・調査
第5～12回	先行研究調査 収集思慮の分析・検討	第42～45回	論文作成1
第13～20回	実態調査Ⅰ	第46～54回	論文作成Ⅱ
第21～30回	実態調査Ⅱ	第55～58回	論文内容検討
		第59～60回	論文最終確認

科目名	専門演習(法史学)	担当者	新井　勉	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	日本法制史を専攻する受講生に対して、研究の方法からはじめから、日本法制史（近代）の基礎知識と最先端の知識を伝達することを目的とする。		
到達目標	日本法制史（近代）について、かなり高度な学力が身につくこと。		
履修条件	特にない。		
授業方法	演習方式。		
準備学習	毎回相談して決定する。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	修士論文作成への努力と、修士論文の完成度を参考にする。
教 科 書	ない。		
参 考 書	必要に応じて紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	二年間の演習計画の決定	第31～34回	論文の書き方（テーマの選択、資料の蒐集、論文の構成、論文の書き方など）について
第2～4回	日本法制史（近代）を研究する意味や研究する姿勢について	第35～41回	受講生の選んだテーマについて、その時代、その法分野について考察する
第5～12回	日本法制史（近代）の研究方法について	第42～45回	第35～41回の考察を、さらに掘り下げる
第13～20回	明治前期・中後期・大正初期の法の歴史の概観と個別問題について	第46～54回	修士論文の原案をだしてもらい、検討する
		第55～58回	修士論文第二案をだしてもらい、検討する
第21～30回	大正中後期・昭和前期の法の歴史の概観と個別問題について	第59～60回	修士論文の確定と、残された課題の認識や、今後の研究方向について

科目名	専門演習(法史学)	担当者	小林　忠正	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	ある事実を法律的に判断しようとすれば、たいてい現行法にもとづく判断である。それがともすると法律論としては絶対の真理と考えられがちである。しかし、そうでないことは、わが国の歴史なり、あるいは外国法を調べれば、すぐに理解できることでもある。つまり、現在一番良い判断であり、そうしなければならないと考える規範が、必ずしも古今を通じて一貫した真理ではないということは、明らかに認識できるのである。そのためには何よりも歴史的観察に及ぶものはないと考える。		
到達目標	日本近代私法史の高度な理解を通じて、修士論文の完成に努めたい。		
履修条件	特になし。		
授業方法	演習形式。		
準備学習	各演習時に指示する。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	修士論文を評価して採点する。
教 科 書	なし。		
参 考 書	随時紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	演習計画の説明。	第31～34回	院生自らが選んだ修士論文テーマについて検討し論議する。
第2～4回	日本近代私法史研究の意義や研究姿勢について説明し論議する。	第35～41回	修士論文テーマに添った資料の蒐集、論文の構成等について検討し論議する。
第5～12回	日本近代私法史研究の研究手法について説明し論議する。	第42～45回	修士論文テーマにもとづく内容や争点について検討し論議する。
第13～20回	日本近代私法史で課題となる個別問題について論議し、修士論文テーマ選択の導入とする。	第46～54回	修士論文の原案を提出してもらい検討し論議する。
第21～30回	日本近代私法史で課題となる個別問題について論議し、修士論文テーマ選定について考える。	第55～58回	修士論文の推考原稿を提出してもらい検討し論議する。
		第59～60回	修士論文の完成と、さらなる研究についての方向を検討し、論議する。

科目名	独占禁止法特殊講義Ⅰ	担当者	野木村　忠邦	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	経済憲法あるいは産業憲法と称される独占禁止法の基本原理について，“法と経済学”の観点から検討する。受講生諸君は，学部段階で経済学原論，少なくとも経済学入門コースの単位を取得しているという前提で講義を進めたい。従来の独占禁止法の規制の在り方をめぐる我が国の議論は，あまりにもナイーヴであった。受講生諸君の活発な議論を期待している。		
到達目標	公取委審決の基本的考え方を理解できるようになる（何故、そのような考え方をするか）ことを目指す。		
履修条件	特に必要としない。		
授業方法	ジュリスト判審決独占禁止法百選（第六版）を素材にして議論を進めたい。		
準備学習	必要に応じて指示する。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	報告の仕方、Q&Aへの対応等を総合的に考慮する。
教 科 書	ジュリスト判審決独占禁止法１００選（第六版）		
参 考 書	講義の中で、必要に応じて指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	独占禁止法の規則のあり方
2	独占的行動（１）
3	独占的行動（２）
4	独占的行動（３）
5	独占的行動（４）
6	カルテル（１）
7	カルテル（２）
8	カルテル（３）
9	カルテル（４）
10	ジョイント・ベンチャー（１）
11	ジョイント・ベンチャー（２）
12	ジョイント・ベンチャー（３）
13	M&A（１）
14	M&A（２）
15	M&A（３）

科目名	独占禁止法特殊講義Ⅱ	担当者	野木村　忠邦	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	経済憲法あるいは産業憲法と称される独占禁止法の基本原理について，“法と経済学”の観点から検討する。受講生諸君は，学部段階で経済学原論，少なくとも経済学入門コースの単位を取得しているという前提で講義を進めたい。従来の独占禁止法の規制の在り方をめぐる我が国の議論は，あまりにもナイーヴであった。受講生諸君の活発な議論を期待している。		
到達目標	公取委審決の基本的考え方を理解できるようになる（何故、そのような考え方をするか）ことを目指す。		
履修条件	特に必要としない。		
授業方法	ジュリスト判審決独占禁止法百選（第六版）を素材にして議論を進めたい。		
準備学習	必要に応じて指示する。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	報告の仕方、Q&Aへの対応等を総合的に考慮する。
教 科 書	ジュリスト判審決独占禁止法１００選（第六版）		
参 考 書	講義の中で、必要に応じて指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	独占禁止法特殊講義Ⅰの要約（独禁政策の在り方）M&A
2	IPの行使（１）
3	IPの行使（２）
4	流通系列化（１）
5	流通系列化（２）
6	流通系列化（３）
7	流通系列化（４）
8	域外適用（１）
9	域外適用（２）
10	域外適用（３）
11	域外適用（４）
12	企業活動のグローバル化（１）
13	企業活動のグローバル化（２）
14	企業活動のグローバル化（３）
15	企業活動のグローバル化（４）

科目名	労働法特殊講義 I	担当者	新谷　眞人	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	テキストを中心に，最高裁の重要な労働判例について検討する。これにより，労働法の基礎が身につくと同時に，現代日本の労働問題の中で，何が重要な争点になっているかが理解できるであろう。		
到達目標	判例の事実，争点，判旨を理解する能力を身につける。またそれらに対する法的判断，判例の評価について，考える力を養う。		
履修条件	労働問題，労働裁判に関心のある者。		
授業方法	テキストで取り上げられている判例について，各自が順番に報告する。報告は，判決原文を読み，その事実の概要，争点，判旨を紹介し，法的考え方と自分の見解をレジュメにまとめて発表する。		
準備学習	日頃の労働問題に関する報道に留意してほしい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況，報告の内容等を総合評価する。
教 科 書	道幸・小宮・本久『判例ナビゲーション労働法』日本評論社		
参 考 書	新谷眞人編『労働法』弘文堂 ジュリスト増刊『労働法の争点』有斐閣		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	主要労働判例―労働者・使用者1
3	主要労働判例―労働者・使用者2
4	主要労働判例―有期雇用・派遣労働・偽装請負1
5	主要労働判例―有期雇用・派遣労働・偽装請負2
6	主要労働判例―有期雇用・派遣労働・偽装請負3
7	主要労働判例―就業規則1
8	主要労働判例―就業規則2
9	主要労働判例―人事異動
10	主要労働判例―企業組織再編1
11	主要労働判例―企業組織再編2
12	主要労働判例―賃金・労働時間1
13	主要労働判例―賃金・労働時間2
14	主要労働判例―賃金・労働時間3
15	まとめ

科目名	労働法特殊講義Ⅰ	担当者	林　和彦	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	『労働判例百選（8版）』（有斐閣）に掲載されている判例から主要な判例を取り上げて検討を加えていくことにする。報告者・受講者は、当該判例について議論ができるように必ず予習をしていただきたい。		
到達目標	判例を正確に読めるようにすることが最低限の目標である。そのうえで当該判例について批判的に議論ができるレベルにしたいと思っている。そのためには関係判例と関連学説の理解が不可欠となる。		
履修条件	特にないが、民法、民訴法の基礎知識が望ましい。		
授業方法	毎週、報告者を決めて、取り上げる判例について報告をしてもらい、報告に基づいて受講者と共に議論をしていくことにしたい。		
準備学習	取り上げる判例の予習は不可欠であるが、授業が始まる前に、下記の労働法のテキストを読んでおいていただきたい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0％	
	平常評価	100%	1セメスターで3回ほどの報告があるので、その内容と授業中の発言等に基づいて評価する。
教科書	林　和彦編著『労働法』三和書籍第2版（2013）		
参考書	『労働法の争点（第3版）』（有斐閣）		

【授業区分】

区分	授業内容
1	１個別的労働関係における労働者－横浜南労基署長（旭紙業）事件（番号は、「労働判例百選（８版）」の番号、以下同じ）
2	２個別的労働関係における使用者－サガテレビ事件
3	集団的労働法における労働者－国・中労委（INAXメンテナンス）事件最三小判平23.4.12労判1026-27(この事件は百選にはありません)
4	４集団的労働法における使用者－朝日放送事件
5	５　労働基本権の制限－全農林警職法事件
6	９労働者派遣－伊予銀行・いよぎんスタッフサービス事件
7	10契約締結上の過失－日新火災海上保険事件
8	11、13採用の事由、試用期間－三菱樹脂事件
9	12採用内定－ 大日本印刷事件
10	14賠償予定の禁止－長谷工コーポレーション事件
11	16思想・信条による差別－と京電力（千葉）事件
12	17男女同一賃金－岩手銀行事件
13	18男女の昇格差別とその救済－野村証券事件
14	19正規・非正規労働者の賃金差別－丸子警報器事件
15	20セクシャル・ハラスメント－福岡セクシャル・ハラスメント事件

科目名	労働法特殊講義Ⅰ	担当者	原田　賢司	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	各企業において、経営者側、労働者側いずれの立場に立っても労働法は必要不可欠である。この講義では労働法の基礎知識を前提にして判例の事例などの分析をする。この分析を通じて理論と実務のバランスの検討する。		
到達目標	大学院生として労働法の基礎理論を身につけ、さらにその上に高度の労働法の理論を構築し、社会に出た時、社会人として遜色のない理論と分析力を備えることを目標とする。		
履修条件	労働判例百選や、労働法の教科書必携		
授業方法	大学院生それぞれによる分析結果の発表と討論		
準備学習	院生みずからが選択をしたテーマの予習をしておく		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	通常授業の中における理論の理解度、分析力、発言力その他を中心に総合的に評価する。成績評価は平常評価を中心とする。
教科書	労働法判例百選８・９版（有斐閣）		
参考書	菅野　和夫著　労働法 第１０版（弘文堂）		

【授業区分】

区分	授業内容
1	労働法の基礎理論
2	労働法の基礎理論（１）労働法の原理
3	労働法の基礎理論（２）憲法２７条，２８条
4	労働法の基礎理論（３）勤労条件基準の法定
5	労働法の基礎理論（４）団結権，団交権，団体行動権
6	個別的労使紛争（労働基準法を中心として）の研究
7	（１）労働契約の意義と特色
8	（２）個別的労働関係法の構造，効力
9	（３）就業規則の意義と効力
10	（４）採用の自由
11	（５）労働条件の明示
12	（６）採用内定
13	（７）労働者の人権の擁護
14	（８）雇用における男女の平等
15	（９）試用

科目名	労働法特殊講義Ⅱ	担当者	新谷　眞人	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	テキストを中心に，最高裁の重要な労働判例について検討する。これにより，労働法の基礎が身につくと同時に，現代日本の労働問題の中で，何が重要な争点になっているかが理解できるであろう。		
到達目標	判例の事実，争点，判旨を理解する能力を身につける。またそれらに対する法的判断，判例の評価について，考える力を養う。		
履修条件	労働問題，労働裁判に関心のある者。		
授業方法	テキストで取り上げられている判例について，各自が順番に報告する。報告は，判決原文を読み，その事実の概要，争点，判旨を紹介し，法的考え方と自分の見解をレジュメにまとめて発表する。		
準備学習	日頃の労働問題に関する報道に留意してほしい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況，報告の内容等を総合評価する。
教 科 書	道幸・小宮・本久『判例ナビゲーション労働法』日本評論社		
参 考 書	新谷眞人編『労働法』弘文堂 ジュリスト増刊『労働法の争点』有斐閣		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	主要労働判例―労働災害・健康管理1
3	主要労働判例―労働災害・健康管理2
4	主要労働判例―内部告発
5	主要労働判例―労働関係の成立と終了1
6	主要労働判例―労働関係の成立と終了2
7	主要労働判例―労働関係の成立と終了3
8	主要労働判例―組合内部問題・不当労働行為1
9	主要労働判例―組合内部問題・不当労働行為2
10	主要労働判例―組合内部問題・不当労働行為3
11	主要労働判例―団交・協約・団体行動1
12	主要労働判例―団交・協約・団体行動2
13	主要労働判例―団交・協約・団体行動3
14	判例の傾向・重要論点分析1
15	判例の傾向・重要論点分析2

科目名	労働法特殊講義Ⅱ	担当者	林　和彦	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	『労働判例百選（8版）』（有斐閣）に掲載されている判例から主要な判例を取り上げて検討を加えていくことにする。報告者・受講者は、当該判例について議論ができるように必ず予習をしていただきたい。		
到達目標	判例を正確に読めるようにすることが最低限の目標である。そのうえで当該判例について批判的に議論ができるレベルにしたいと思っている。そのためには関係判例と関連学説の理解が不可欠となる。		
履修条件	特にないが、民法、民訴法の基礎知識が望ましい。		
授業方法	毎週、報告者を決めて、取り上げる判例について報告をしてもらい、報告に基づいて受講者と共に議論をしていくことにしたい。		
準備学習	取り上げる判例の予習は不可欠であるが、授業が始まる前に、下記の労働法のテキストを読んでおいていただきたい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0％	
	平 常 評 価	100%	1セメスターで3回ほどの報告があるので、その内容と授業中の発言等に基づいて評価する。
教 科 書	林　和彦編著『労働法』三和書籍第2版（2013）		
参 考 書	『労働法の争点（第3版）』（有斐閣）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	21就業規則の法的性質－秋北バス事件
2	22就業規則の効力と周知－フジ興産事件
3	23就業規則の不利益変更と労働条件－第四銀行事件
4	24業務命令権－国鉄鍵島自動車営業所事件
5	25就労請求権－読売新聞社事件
6	26私傷病と労務受領拒否－片山組事件
7	28人格権の尊重－関西電力事件
8	29プライバシーの保護－E-mail閲覧訴訟
9	30労働者に対する損害賠償事件－茨城石炭商事事件
10	31労使慣行の効力－商大八戸の里ドライビングスクール事件
11	33全額払いの原則と調整的相殺ー福島県教祖事件
12	34全額払いの原則と賃金債権の放棄－シンガー・ソーイング・メシーン事件
13	36年俸制における年俸額決定－日本システム開発研究所事件
14	37賞与の在席日支給－大和銀行事件
15	38退職金の減額－小田急電鉄（退職金請求）事件

科目名	労働法特殊講義Ⅱ	担当者	原田　賢司	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	各企業において、経営者側、労働者側いずれの立場に立っても労働法は必要不可欠である。この講義では労働法の基礎知識を前提にして判例の事例などの分析をする。この分析を通じて理論と実務のバランスの検討する。		
到達目標	大学院生として労働法の基礎理論を身につけ、さらにその上に高度の労働法の理論を構築し、社会に出た時、社会人として遜色のない理論と分析力を備えることを目標とする。		
履修条件	労働判例百選や、労働法の教科書必携		
授業方法	大学院生それぞれによる分析結果の発表と討論		
準備学習	院生みずからが選択をしたテーマの予習をしておく		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	通常授業の中における理論の理解度、分析力、発言力その他を中心に総合的に評価する。成績評価は平常評価を中心とする。
教 科 書	労働法判例百選８・９版（有斐閣）		
参 考 書	菅野　和夫著　労働法 第１０版（弘文堂）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	労働基準法および労働組合法を中心とした労使紛争の研究
2	（１）非正規労働者
3	（２）有期契約労働者
4	（３）賃金の意義と体系
5	（４）賃金の保護
6	（５）労働時間の原則
7	（６）時間外，休日労働
8	（７）法定労働時間の弾力化
9	（８）年次有給休暇
10	（９）労働組合の概念と要件
11	(10) 労働組合の組織と運営
12	(11) 団体交渉の意義，形態
13	(12) 労働協約の成立要件，効力
14	(13) 不当労働行為制度
15	(14) 労使紛争の解決手続

科目名	社会保障法特殊講義Ⅰ	担当者	神尾　真知子	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	総論として、社会保障法の歴史、法理念について学び、憲法上の権利としての２５条２４条、１３条、１４条の法規範性を検討する。各論として、前期は、社会保険(年金保険、医療保険、労災保険、雇用保険)を取り上げ、社会保険の法的論点を検討する。代表的な判例を研究する。		
到達目標	社会保障法の理念を理解し、社会保障法全体の体系を把握できるようにする。その上で、社会保険上のさまざまな論点に関する判例を学ぶことによって、社会保障法の法解釈力を身につける。		
履修条件	社会保障法特殊講義Ⅰおよび社会保障法特殊講義Ⅱの両方を履修して、社会保障法の全体を理解してほしい。		
授業方法	社会保障法の体系を理解するために、社会保障法の体系書を輪読する。さらに、重要判例を取り上げて、法解釈を検討する。受講生が報告する形式で進める。		
準備学習	事前に、社会保障法の体系書を熟読しておくこと。判例も準備し、熟読しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	０%	
	平 常 評 価	１００%	講義の出席状況、講義における報告、発言、レポートなどで総合評価する。
教 科 書	加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法（第5版）』有斐閣、『社会保障法令便覧（2014年版）』労働調査会出版局		
参 考 書	『社会保障判例百選（第４版）』有斐閣、社会保障法学会編『講座社会保障法』（全6巻）法律文化社、『新・講座　社会保障法』（全3巻）法律文化社		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	社会保障法の歴史、概念、目的、機能
2	社会保障法の法理念、法体系
3	社会保障法と憲法①
4	社会保障法と憲法②
5	社会保険―年金保険①
6	社会保険―年金保険②
7	社会保険―年金保険③
8	社会保険―医療保険①
9	社会保険―医療保険②
10	社会保険―医療保険③
11	社会保険―労災保険①
12	社会保険―労災保険②
13	社会保険―雇用保険①
14	社会保険―雇用保険②
15	社会保険のまとめ

科目名	社会保障法特殊講義Ⅱ	担当者	神尾　真知子	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	後期は、社会手当、社会福祉サービス（児童、高齢者、障碍者）、公的扶助を取り上げ、法的論点を検討する。代表的な判例を研究する。		
到達目標	社会手当、社会福祉サービス、公的扶助について学び、社会保障法の法解釈力を身につける。		
履修条件	社会保障法特殊講義Ⅰを履修していること。講義は、社会保障法特殊講義Ⅰを履修していることを前提に行う。		
授業方法	社会保障法の体系を理解するために、社会保障法の体系書を輪読する。さらに、重要判例を取り上げて、法解釈を検討する。受講生が報告する形式で進める。		
準備学習	事前に、社会保障法の体系書を熟読しておくこと。判例も準備し、熟読しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	０％	
	平 常 評 価	１００％	講義の出席状況、講義における報告、発言、レポートなどで総合評価する。
教 科 書	加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法（第５版）』有斐閣、『社会保障法令便覧（2014年版）』労働調査会出版局		
参 考 書	『社会保障判例百選（第４版）』有斐閣、社会保障法学会編『講座社会保障法』（全６巻）法律文化社、社会保障法学会編『新・講座　社会保障法』有斐閣		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	社会手当－児童手当
2	社会手当－児童扶養手当①
3	社会手当－児童扶養手当②
4	社会福祉サービス－概論
5	社会福祉サービス－児童福祉①
6	社会福祉サービス－児童福祉②
7	社会福祉サービス－高齢者福祉①
8	社会福祉サービス－高齢者福祉②
9	社会福祉サービス－障碍者福祉①
10	社会福祉サービス－障碍者福祉②
11	社会福祉サービス―障碍者福祉③
12	公的扶助－生活保護①
13	公的扶助－生活保護②
14	公的扶助－生活保護③
15	社会手当・社会福祉サービス・公的扶助のまとめ

法学研究科　　【平成26年度以降入学者】

私法学専攻

科目名	法哲学特殊講義 I	担当者	長尾 龍一	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	ハンス・ケルゼン（前期）及びカール・シュミット（後期）の著作の原典講読を通じて、国家論・民主主義論の基本を学び、２０世紀ドイツ政治哲学・法哲学の基本問題の理解を深める。最初の数時間２０世紀前半のドイツ・オーストリアの国家思想、２人の思想家の波乱の生涯について紹介する。関連主題としてホッブズ、イェリネック、シュトラウス思想、ナチの思想的問題についても触れる。両思想家の日本への影響にも言及する。		
到達目標	公法学・国際法学・国際政治学、特にドイツ国法学の基本問題への理解を深める。「政治神学」という問題領域を紹介する。併せてドイツ語文献の独解力の増進。		
履修条件	学部時代ドイツ語を履修したか、それに相当する語学力。ケルゼンの英語文献を読む可能性もあるので、一定の英語文献独解力をもつことも望ましい。		
授業方法	最初数時間は講義、それ以後は原典講読。言葉のニュアンスに留意しながら丁寧に読んでいく。		
準備学習	『ハンス・ケルゼン自伝』『純粋法学第二部』『ハンス・ケルゼン著作集』『カール・シュミット著作集』などの中から、興味を感じたものを読んでおく。特に『シュミット著作集』I、II巻末の解説。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況、予習、熱意等から総合評価
教 科 書	前期はKelsen, Demokratieなど。後期はSchmitt, Machtpositionen des modernen Staatesなど。		
参 考 書	長尾龍一『ケルゼン研究I、II、III』		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	講義：ハンス・ケルゼンの生涯 I
2	ハンス・ケルゼンの生涯II
3	ハンス・ケルゼンの哲学
4	ハンス・ケルゼンの人類学
5	ハンス・ケルゼンの思想史学
6	ハンス・ケルゼンの法学
7	ハンス・ケルゼンの民主主義論
8	原典講読Kelsen, Demokratie
9	原典講読Demokratie
10	原典講読Demokratie
11	原典購読Demokratie
12	原典講読Kelsen, Das Problem der Gerechtigkeit
13	原典講読Das Problem der Gerechtigkeit
14	原典講読Das Problem der Gerechtigkeit
15	原典講読Das Problem der Gerechtigkeit

科目名	法哲学特殊講義Ⅱ	担当者	長尾 龍一	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	最初の数時間カール・シュミットの伝記、彼の政治理論・国家論・国際政治論を講義し、以後ドイツ語の原典講読。近代国家の成立から、ワイマール期、ナチ期、戦後冷戦期の基本問題を、シュミットの諸著作を通じて理解する。神学思想の国家学に対する影響、敵味方の実存的対立という政治概念、「具体的秩序思想」、『大地のノモス』などの概念を解説する。レオ・シュトラウス、ハンス・モーゲンソーなどにも言及する。		
到達目標	二度の世界大戦の敗戦国ドイツの運命と問題、ワイマール体制の病理、冷戦の構造などへの理解を深める。ニュアンスに立ち入った丁寧な原典講読で、ドイツ語文献の読解力を高める。		
履修条件	学部時代にドイツ語を履修したか、それに相応するドイツ語読解力。		
授業方法	最初の数時間はシュミットの生涯、思想について講義、以後シュミットの原典講読。		
準備学習	『カール・シュミット著作集』その他から、興味のある著作を読んでおく。『著作集I、II』巻末の伝記・解説も読んでおくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況、予習、熱意など。
教 科 書	Schmitt, Machtpositionen des modernen Staates等。		
参 考 書	長尾『カール・シュミットの死』『ケルゼン研究I、II、III』等。		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	カール・シュミットの伝記 I
2	カール・シュミットの伝記 II
3	初期のシュミット
4	『政治神学』『政治の概念』
5	シュミットとナチス
6	『大地のノモス』
7	原典講読 Schmitt, Notverordnung
8	Notverordnung
9	Notverordnung
10	Notverordnung
11	Machtpositionen des modernen Staates
12	Machtpositionen des modernen Staates
13	Machtpositionen des modernen Staates
14	Machtpositionen des modernen Staates
15	Machtpositionen des modernen Staates

科目名	法思想史特殊講義Ⅰ	担当者	長尾 龍一	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	日本近代法史を西洋法継受との関連で研究する。「西洋と非西洋の法的関係史」をヨーロッパ中世共同体の解体から概観し、西洋帝国主義の極東進出、明治国家の西洋法全面継受の過程と問題点を検討する。特に不平等条約問題、諸大学法学部の成立、英法派と仏法派の対立、民法典論争など。最初数時間は講義、以後は英文原典講読。		
到達目標	日本近代法史の初期について基礎知識を理解し、外国法の全面継受のもつ文化史的意義を批判的に考察する。西周、箕作麟祥、井上毅、穂積陳重などの役割を概観する。		
履修条件	ある程度の英語文献読解力と日本近代史への関心。		
授業方法	前半は講義、後半は英文原典講読。ニュアンスに留意しながら丁寧に読む。		
準備学習	阿片戦争史、幕末開国史、明治憲法制定史、諸大学の『建学百年史』などに目を通しておくと理解が深まる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況、予習状況、熱意など。
教 科 書	Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law		
参 考 書	長尾「明治法学史の脈絡」『法学ことはじめ』所収		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	講義： 中世キリスト教共同体の解体、主権国家体制の成立、西洋・非西洋接触
2	阿片戦争と中国近代、幕末の騒乱、不平等条約
3	仏法継受方針と英法学派、諸大学法学部の起源
4	民法典論争、民法典の成立、不平等条約解消
5	ドイツ法学の継受
6	明治憲法の成立
7	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（１）
8	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（２）
9	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（３）
10	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（４）
11	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（５）
12	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（６）
13	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（７）
14	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（８）
15	原典講読Richard Minear, Japanese Tradition and Western Law（９）

科目名	法思想史特殊講義Ⅱ	担当者	長尾 龍一	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	占領期の歴史、特に法制度改革・憲法制定史などを概観し、その意義を考える。最初の数時間は日米戦争史、米国の対日政策、ポツダム宣言、占領、諸改革、東京裁判などについての講義。グルー、マッカーサー、ケーディス、オプラーなどの業績を検討する。以後は占領関係者の回想録などを教材に原典講読。		
到達目標	占領史を概観し、その日本史、日米関係史上の意義を考察する。英文をニュアンスを重視しつつ丁寧に講読する。		
履修条件	ある程度の英文読解力。戦中・占領期の歴史への関心。		
授業方法	最初の数時間は講義、あとは占領関係者たちの回想録などの英文講読。		
準備学習	占領関係の文献に目を通しておく。袖井林二郎『マッカーサーの2000日』『拝啓マッカーサー元帥様』『吉田・マッカーサー往復書簡』		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況、予習、情熱
教 科 書	Alfred Oppler, Legal Reform in Occupied Japan Justin Williams, Japan's Political Revolution under MacArthur		
参 考 書	長尾『オーウェン・ラティモア伝』		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	講義：日米関係史、幣原外交の破綻、日中戦争と米国。
2	ジョセフ・グルー、ポツダム宣言
3	占領、占領改革、極東委員会、
4	日本国憲法の成立
5	東京裁判
6	原典講読Alfred Oppler, Legal Reform in Occupied Japan (1)
7	原典講読Alfred Oppler, Legal Reform in Occupied Japan (2)
8	原典講読Alfred Oppler, Legal Reform in Occupied Japan (3)
9	原典講読Alfred Oppler, Legal Reform in Occupied Japan (4)
10	原典講読Alfred Oppler, Legal Reform in Occupied Japan (5)
11	原典講読Justin Williams, Japan's Political Revolution under MacArthur (1)
12	原典講読Justin Williams, Japan's Political Revolution under MacArthur (2)
13	原典講読Justin Williams, Japan's Political Revolution under MacArthur (3)
14	原典講読Justin Williams, Japan's Political Revolution under MacArthur (4)
15	原典講読Justin Williams, Japan's Political Revolution under MacArthur (5)

科目名	法史学特殊講義 I	担当者	新井 勉	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本講義は、現代日本の法体系の基礎となっている近代日本の法や制度についての考察を目的とする。現代日本の基本法典の多くは施行後既に一世紀をこえたし、裁判のシステムは裁判所構成法施行から120年以上を経過した。本講義は、受講生諸君に近代日本の法や制度に関する高度の知識を身につけてもらうことを狙いとしている。		
到達目標	受講生諸君の専攻する現行法の関心の下、それに関係する近代日本の法や制度について高度な知識を身につけること。		
履修条件	公法学専攻、私法学専攻、どちらも可。		
授業方法	多くは講義方式。受講生諸君に参加してもらうゼミ方式を挟みたい。		
準備学習	特にない。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	毎回の講義の理解度を評価する。
教 科 書	教科書は使用しない。必要に応じて文献や資料を指示する。		
参 考 書	『日本法学』などに掲載する、新井の論文。		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	近代法の研究方法①
2	近代法の研究方法②
3	近代国家とは何か①
4	近代国家とは何か②
5	立憲制度の全体像①
6	立憲制度の全体像②
7	立憲制度の運営①
8	立憲制度の運営②
9	立憲制度の運営③
10	立憲制度の運営④
11	近代刑事法の成立①
12	近代刑事法の成立②
13	近代刑事法の展開①
14	近代刑事法の展開②
15	半期の総整理

科目名	法史学特殊講義Ⅰ	担当者	小林　忠正	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	法史学を研究する意味は、過去から現在への法の変遷を知り、それがやがて将来に変化して行く展開を、正確に理解するという点にあると考える。		
到達目標	本年度の講義は、民法編纂史に中心を置く、そしてそれを日本法制史の視点から観察し理解を深めさせたい。		
履修条件	特になし。		
授業方法	講義を中心とし、問題点については議論したい。		
準備学習	予習、復習をお願いしたい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業への参加の度合い、質問に対する理解度などによって評価する。
教 科 書	小林忠正著『日本法制史講義案　日本民法典編纂史研究』(2011年)		
参 考 書	小林忠正著『日本民法史論』法学書院(1997年) 。小林忠正著『日本家族法史論』成文堂(2003年)など。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	講義計画の説明
2	民法典編纂の前提となった不平等条約
3	西洋法学書翻訳と蕃書調所
4	仏国民法継受の契機と幕末の状況
5	「仏蘭西法律書民法」の翻訳
6	太政官制度局での民法草案の作成
7	左院での民法草案の作成
8	司法省明法寮での民法草案の作成
9	司法省本省での民法草案の作成
10	民法編纂事業の停滞とボアソナードの来日
11	司法省、「明治11年民法草案」の作成
12	「元老院民法編纂局草案」の作成
13	旧民法編纂の契機
14	司法省法律取調委員会の設置と審議
15	総括・まとめ

科目名	法史学特殊講義Ⅰ	担当者	佐々木　有司	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	わが国では現在、民法典の現代化（改正）作業、とくに債権法のそれが法制審議会のもとで議論されているが、その関連もあって、近時におけるヨーロッパ私法の動向に強い関心が寄せられている。本講は、そこでのキーマンと目されるR.ツィンマーマンの学問活動を中心に取り上げる。		
到達目標	わが国の私法（学）のこれからを考える上で重要なヨーロッパ私法（学）の現状を把握すること。		
履修条件	とくになし。		
授業方法	テキストを使った解説。		
準備学習	次回のテキスト個所に目を通しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	講義への参加度で評価する。
教科書	テキストは、川角和也他編『ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題』（日本評論社）から関連部分を複写して配布。		
参考書	R.ツィンマーマン著／佐々木有司訳『ローマ法・現代法・ヨーロッパ法』（信山社）		

【授業区分】

区分	授業内容
1	オリエンテーション
2	ツィンマーマンの研究経歴
3	――ケープタウン大学教授としての経験
4	――ドイツに戻ってから現在に至る活動
5	法史学と私法解釈学
6	――19世紀における分離（１）
7	――19世紀における分離（２）
8	――今日における再統合の動き（１）
9	――今日における再統合の動き（２）
10	ヨーロッパに共通の法的伝統
11	――近代の国別の諸法典（１）
12	――近代の国別の諸法典（２）
13	――イギリス法（１）
14	――イギリス法（２）
15	前期のまとめ

科目名	法史学特殊講義Ⅰ	担当者	佐藤　邦憲	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	前近代中国の法と法制の歴史的展開およびその特色などを学習する。		
到達目標	前近代の中国の法と法制から、その中に流れている中国伝統法の性格の一端を理解させる。		
履修条件	別段なし。」		
授業方法	演習形式であるが関連科目が少ないので講義形式も取り入れる。		
準備学習	授業の進行に併せて配布する各種資料をあらかじめ予習し、また紹介・指示する参考書や論文及び文献を調べておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	６０%	講述及び配布の資料、また紹介した参考書等の範囲から到達目標の検証に添った数問から一問わ選択し、論述。
	平 常 評 価	４０%	授業内で配布した資料、紹介した論文や参考書等から設問した小論文、および質疑応答の適切性等で評価する。
教 科 書	講義初めに指示します。		
参 考 書	『現代中国法入門』　木間　正道他著　有斐閣刊　　『中国法制史』　仁井田　陞著　岩波書店刊 『中国法制史論集』　滋賀　秀三著　創文社刊		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	資料・文献・研究書等の解説（基礎編）
3	参考書・研究書等の解説（入門編）
4	同上
5	伝統中国の法と儒教（法と四書五経）
6	同上
7	伝統中国の法と儒教（立法と礼）
8	同上
9	伝統中国」の法について(1)（歴代法典を中心に）
10	同上
11	伝統中国」の法について」（２）　　（刑事法を中心に）
12	同上
13	伝統中国の法について（３）（家族法」を中心に）
14	同上
15	まとめ（Ⅰ）」

科目名	法史学特殊講義Ⅰ	担当者	吉原　達也	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	J・A・クルーク『ローマの法と生活　前90年～後212』J.A.Crook, Law and Life of Rome 90 B.C.-AD.212の講読を通じて、ローマ法に関する基礎的な知識を習得する。クルークの著作は、たんなるローマ法学史にとどまらず、ローマ社会の中でいかに法が機能したか、史料に即しながらその具体的な諸相を語ってくれる。		
到達目標	ローマ法に関する基礎的な知識を習得すること、歴史の中の生ける法の姿を観照する能力と外国語文献講読能力のブラッシュアップ、辞書を使いこなしながら一人で読み考えることができるようになること。		
履修条件	基本的な英語講読能力があること。		
授業方法	演習形式		
準備学習	毎週講読担当部分についての訳文の提出		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	出席、担当分
教 科 書	Crook, Law and Life of Rome,　90 B.C.-AD.212 (Oxford UP)		
参 考 書	ベーレンツ著河上正二訳著『歴史の中の民法ーローマ法との対話』日本評論社・2001年 木庭顕『ローマ法案内』羽鳥書店・2010年		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	第１回　イントロダクション１（ p.7-35） 各自担当分の訳文を提出していただき、全員でその内容を検討します。
2	第２回　イントロダクション２（ p.7-35）
3	第３回　身分法１ (p.36-p.97)
4	第４回　身分法２ (p.36-p.97)
5	第５回　身分法３ (p.36-p.97)
6	第６回　身分法４ (p.36-p.97)
7	-- 第７回　身分法５ (p.36-p.97)
8	第８回　相続法１(p.98-138)
9	第９回　相続法２(p.98-138)
10	第10回　相続法３(p.98-138)
11	第11回　相続法４(p.98-138)
12	第12回　所有権法１(p.139-178)
13	第13回　所有権法２(p.139-178)
14	第14回　所有権法３(p.139-178)
15	第15回　所有権法４(p.139-178)

科目名	法史学特殊講義Ⅱ	担当者	新井　勉	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本講義は、現代日本の法体系の基礎となっている近代日本の法や制度についての考察を目的とする。後期の講義は、各論として司法制度史を扱う。		
到達目標	近代日本の司法制度史について、高度な理解を身につけること。		
履修条件	公法学専攻、私法学専攻、どちらも可。		
授業方法	多くは講義方式。		
準備学習	特にない。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	毎回の講義の理解度を評価する。
教 科 書	教科書は使用しない。必要に応じて文献や資料を指示する。		
参 考 書	新井、蕪山、小柳『近代日本司法制度史』（信山社）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	近代司法の概念①
2	近代司法の概念②
3	近代司法の歴史①
4	近代司法の歴史②
5	明治前期の司法①
6	明治前期の司法②
7	裁判所構成法の編纂
8	裁判所構成法の施行
9	明治後期の司法①
10	明治後期の司法②
11	大正期の司法①
12	大正期の司法②
13	昭和前期の司法①
14	昭和前期の司法②
15	半期の総整理

科目名	法史学特殊講義Ⅱ	担当者	小林　忠正	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	法史学を研究する意味は、過去から現在への法の変遷を知り、それがやがて将来に変化して行く展開を、正確に理解するという点にあると考える。		
到達目標	本年度の講義は、民法編纂史に中心を置く、そしてそれを日本法制史の視点から観察し理解を深めさせたい。		
履修条件	特になし。		
授業方法	講義を中心とし、問題点については議論したい。		
準備学習	予習、復習をお願いしたい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業への参加の度合い、質問に対する理解度などによって評価する。
教 科 書	小林忠正著『日本法制史講義案　日本民法典編纂史研究』(2011年)		
参 考 書	小林忠正著『日本民法史論』法学書院(1997年) 。小林忠正著『日本家族法史論』成文堂(2003年)など。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	旧民法典の公布とその全貌
2	旧民法典論争その１
3	旧民法典論争その２
4	旧民法典論争その３
5	旧民法典論争と日本法律学校
6	旧民法典延期法の可決
7	内閣法典調査会の設置
8	明治民法典の編纂方針
9	明治民法典の構成と全貌
10	明治民法典と旧民法典の対比
11	明治民法典の施行
12	昭和民法親族編・相続編の改正経緯
13	昭和民法親族編・相続編と明治民法親族編・相続編の対比
14	昭和民法親族編・相続編の施行
15	総括・まとめ

科目名	法史学特殊講義Ⅱ	担当者	佐々木　有司	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	わが国では現在、民法典の現代化（改正）作業、とくに債権法のそれが法制審議会のもとで議論されているが、その関連もあって、近時におけるヨーロッパ私法の動向に強い関心が寄せられている。本講は、そこでのキーマンと目されるR.ツィンマーマンの学問活動を中心に取り上げる。		
到達目標	わが国の私法（学）のこれからを考える上で重要なヨーロッパ私法（学）の現状を把握すること。		
履修条件	とくになし。		
授業方法	テキストを使った解説。		
準備学習	次回のテキスト個所に目を通しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	講義への参加度で評価する。
教 科 書	テキストは、川角和也他編『ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題』（日本評論社）から関連部分を複写して配布。		
参 考 書	R.ツィンマーマン著／佐々木有司訳『ローマ法・現代法・ヨーロッパ法』（信山社）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	オリエンテーション（後期に向けて）
2	大陸法とコモンロー
3	――信義則
4	――信託
5	――不当利得
6	――法解釈の方法
7	ナチス時代の亡命法学者とイギリス
8	法学の全ヨーロッパ化
9	――EU諸国における共同研究
10	――法学教育の全ヨーロッパ化
11	混合法体系としてのヨーロッパ私法
12	――大陸法とコモンローの結合（１）
13	――大陸法とコモンローの結合（２）
14	歴史的・比較法的アプローチ
15	後期のまとめ

科目名	法史学特殊講義Ⅱ	担当者	佐藤　邦憲	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	近・現代中国の法と法制の歴史的展開およびその特色等を学習する。		
到達目標	近・現代中国の法と法制から、その中に流れている中国法の今日的な諸問題の一端を理解させる。		
履修条件	別段なし。		
授業方法	演習形式であるが関連科目が少ないので講義形式も取り入れる。		
準備学習	授業の進行に併せて配布する各種資料をあらかじめ予習し、また紹介・指示する参考書や論文及び文献を調べておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	６０％	講述及び配布の資料、また紹介した参考書等の範囲から到達目標の検証に添った数問から一問を選択し、論述。
	平 常 評 価	４０％	授業内で配布した資料、紹介した論文や参考書から設問した小論文、および質疑応答の適切等で評価する。
教 科 書	講義初めに指示します。		
参 考 書	『現代中国法入門』　木間　正道他著・有斐閣刊・・・『中国法入門』小口彦太他著・三省堂刊		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	資料・文献・研究書等の解説（基礎編）
3	参考書・研究書等の解説(入門編)
4	同上
5	伝統中国の法と西洋法の継受
6	近代中国法と日本法について
7	同上
8	現代中国法と社会主義法（根拠地法制について）
9	中華人民共和国成立後の法と法制（憲法の改正を軸に ）
10	同上
11	中華人民共和国成立後の法と法制（政策と立法について）
12	同上
13	現代中国法の特色について
14	現代中国法の諸問題について
15	まとめ（Ⅱ）

科目名	法史学特殊講義Ⅱ	担当者	吉原　達也	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	J・A・クルーク『ローマの法と生活　前90年～後212』J.A.Crook, Law and Life of Rome 90 B.C.-AD.212の講読を通じて、ローマ法に関する基礎的な知識を習得する。クルークの著作は、たんなるローマ法学史にとどまらず、ローマ社会の中でいかに法が機能したか、史料に即しながらその具体的な諸相を語ってくれる。		
到達目標	ローマ法に関する基礎的な知識を習得すること、歴史の中の生ける法の姿を観照する能力と外国語文献講読能力のブラッシュアップ、辞書を使いこなしながら一人で読み考えることができるようになること。		
履修条件	基本的な英語講読能力があること。		
授業方法	演習形式		
準備学習	毎週講読担当部分についての訳文の提出		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	出席、担当分
教 科 書	Crook, Law and Life of Rome,　90 B.C.-AD.212 (Oxford UP)		
参 考 書	ベーレンツ著河上正二訳著『歴史の中の民法ーローマ法との対話』日本評論社・2001年 木庭顕『ローマ法案内』羽鳥書店・2010年		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	第16回　イントロダクション3
2	第17回　イントロダクション4
3	第18回　労働１（p.179-205）
4	第19回　労働２（p.179-205）
5	第20回　労働３（p.179-205）
6	第21回　労働４（p.179-205）
7	第22回　取引法１（p.206-249）
8	第23回　取引法２（p.206-249）
9	第24回　取引法３（p.206-249）
10	第25回　取引法４（p.206-249）
11	第26回　取引法５（p.206-249）
12	第27回　市民と国家１(p.250-286)
13	第28回　市民と国家２(p.250-286)
14	第29回　市民と国家３(p.250-286)
15	第30回　まとめ

科目名	英米法特殊講義Ⅰ	担当者	加藤　紘捷	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	英国は、当初、国家主権の制約を伴わないＥＦＴＡに加盟し、制約を伴うＥＣに対抗しました。しかし、その後、幾度かの加盟申請の拒否に会いながら、英国は1973年、ＥＣ（今日のＥＵ）に加盟しました。加盟して40年後の今、英国はＥＵからの脱退の動きが出ています。いくつかの問題はありますが、そのなかで本授業では、英国憲法が抱える議会主権とＥＵ法の優位性の原理の衝突を取り上げます。このなかでＥＵ法の意義と発展も考察したいと思います。		
到達目標	本授業では英国憲法のあらまし、特に議会主権という基本原理と、ＥＵ統合のこれまでの歩み、そしてＥＵ法の基本的特徴を学んでいきます。		
履修条件	1，2年次を対象にします。		
授業方法	英国憲法およびＥＵ法を講義しながらも、英文原典を研究資料にして議論しながら、授業を進めます。		
準備学習	授業前に資料を配布しますので、事前に目を通してくること		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	60% 課題：単元ごとに、まとめ役を指名します。 40% 出席率
教 科 書	A. Le Sueurほか著”Public Law”(Oxford)の中から、英国の司法部におけるＥＵ法というチャプターをコピーして、授業開始時に配布します。また、拙稿『概説イギリス憲法ー由来・発展そして改革』の中から必要な個所をコピーして配布します。		
参 考 書	松井幸夫『変化するイギリス憲法』（敬文堂）、戒能道厚『現代イギリス法事典』（新世社）など。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス（授業の進め方、授業テーマの序論）
2	第二次世界大戦後の欧州の2つの統合論
3	英国のＥＣへの加盟申請と拒否
4	英国のＥＣ加盟と1972年加盟承認法ー英国憲法の二元論（ブラックバーン事件）
5	英国の加盟承認法とＥＣ法（現ＥＵ法）の意味
6	ＥＣ（法）からＥＵ（法）へーマーストリヒト条約の成立
7	同上
8	ＥＵのさらなる発展ー欧州憲法の失敗とリスボン条約
9	同上
10	英国憲法とＥＵ基本権憲章
11	同上
12	ＥＵ法の法源と基本的特徴ーVan Gent en Loos社事件
13	同上
14	ＥＵ法の基本的特徴ーコスタエネル事件
15	同上

科目名	英米法特殊講義Ⅰ	担当者	山岡　永知	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	英米法特殊講義Ⅰはアメリカ合衆国憲法を中心に講義し、アメリカ合衆国最高裁判所の憲法判例（日本語）を研究しながら、日本国憲法や判例と比較し、憲法解釈に関する知識を深める。春学期は主に統治構造について、秋学期は人権について研究する。		
到達目標	アメリカ合衆国の連邦制度における連邦政府と州政府の権限の配分、司法制度における連邦裁判所と州裁判所の管轄権や準拠法について理解をふかめる。		
履修条件	アメリカ法に関心があること。		
授業方法	判例を熟読し争点を抽出し、各争点についてディスカッションしながら授業を進めてゆく。		
準備学習	授業の前に判例を良く理解すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	判例についてのレジメを作成して提出すること。
教 科 書	必要な判例をプリントして配布する。 新版　対訳　「アメリカ合衆国憲法」共編・訳　北脇敏一・山岡永知		
参 考 書	「アメリカ法」総論　山岡永知著　敬文堂		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	アメリカ合衆国連邦政府の誕生
2	連邦制度下における権限の配分 連邦の立法権限（憲法第１条８節１－１８項） 州の立法権限　（憲法修正第１０条）
3	連邦制度下における司法審査制度 判例 (1)Marbury v. Madison, (2)Fletcher v. Peck, (3)Martin v. Hunter's Lessee
4	統治構造 判例　議席配分 (4)Raynolds v. Sim 大統領の権限 (5)United States v. Nixon
5	連邦と州の法律関係 黙示的権限　（憲法第１条8節18項、第6条2節） 判例　(7) McCulloch v. Maryland
6	州際通商条項による立法問題　憲法第1条8節3項 判例 (10)Gibbon v.Ogden,(11)Southern Pacific v. Arizona, (12) Garcia v. San
7	同　上　判例　(旧36)Wickard v. Fulburn, (旧37)Katzenbach v. McClung, (旧38)City of Barbank v. Lockheed Air Terminal
8	司法制度Ⅰ(憲法第3条1節) 連邦と州の裁判所
9	司法制度II　裁判管轄権　（憲法第3条2節） 判例 (81)Pennoyer v. Neff, (82)Inter'l Shoe Co. v. Washington, (83)Shaffer v.He
10	陪審制度Ⅰ　起訴陪審（憲法修正第5条） 審理陪審（憲法修正第6条） 民事陪審（憲法修正第7条）
11	陪審制度II 判例　(64)Willium v. Florida, (65)Apodaca v. Oregon, (66)J.E.B. v. Alabama ex rel T.B.
12	他州判決の承認と執行　（憲法第4条） 判例 (85) Williams v. North Carolina, (旧44) Sherrer v. Sherrer
13	準拠法の決定 判例　(84) Babcock v. Jackson
14	連邦裁判所において適用される法律 判例(13) Swift v. Tyson, (14) Erie R.R v. Tompkins, (15) Hanna v. Plumer
15	法学教育 判例 (32)Regent of UOC v. Bekke, Grutter v. Bollinger, Grantz v. Bollinger

科目名	英米法特殊講義Ⅱ	担当者	加藤　紘捷	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	前期で英国が他の国に遅れて1973年にＥＣに加盟したこと、またＥＣ法、そして現ＥＵ法の法源と基本的特徴を考察しました。後期では、ＥＵ司法裁判所が判例で確立したＥＵ法の加盟国内法に対する優位性の原理に対して、英国憲法の基本原理である議会主権の衝突を考察します。議会主権が絶対的なものに発展するには、19世紀まで待たねばなりませんが、その議会主権の絶対性が今、ＥＵ法の優位性を前に変容を迫られており、英国司法部の対応を検討します。		
到達目標	ＥＵ法の優位性に対して、今絶対的な議会主権が変容を受けています、どの程度変容を受けているか検証します。		
履修条件	１，２年次を対象にします。		
授業方法	講義と英文原典を取り混ぜて、英文原典の読み方、まとめ方も習得してもらいたいもの。		
準備学習	授業前に資料を配布しますので、事前に目を通してくること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	60% 課題：単元ごとにまとめ役を指名します。 40% 出席率
教 科 書	A. Le Sueurほか著"Public Law"(Oxford)の中から、英国の司法部におけるＥＵ法というチャプターをコピーして、授業開始時に配布します。また、拙稿『概説イギリス憲法ー由来・展開そして改革』の中から必要な個所をコピーして配布します。		
参 考 書	松井幸夫『変化するイギリス憲法』（敬文堂）、戒能道厚『現代イギリス法事典』（新世社）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	前期のまとめを概説し、後期のガイダンスを行う。
2	英国憲法史の中から名誉革命後の権利章典と議会主権について考察
3	同上
4	議会のおける国王の形骸化
5	19世紀のダイシーによる議会主権の解釈
6	同上
7	同上
8	同上
9	ＥＵ法と英国司法部の初期判例
10	同上
11	ＥＵ法と英国司法部の適合解釈時代
12	同上
13	ＥＵ法と英国司法部のＥＵ法へのシフトー議会主権の変容
14	同上
15	同上

科目名	英米法特殊講義Ⅱ	担当者	山岡　永知	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	英米法特殊講義IIは前期に引き続き、アメリカ合衆国憲法を中心に講義し、アメリカ合衆国最高裁判所の憲法判例（日本語）を研究しながら、日本国憲法や判例と比較し、憲法解釈に関する知識を深める。秋学期は人権について研究する。		
到達目標	後期は、アメリカ合衆国憲法の権利章典（Bill of Rights)について理解を深める。		
履修条件	アメリカ法、特に人権問題に関心があること。		
授業方法	判例を熟読し争点を抽出し、各争点についてディスカッションしながら授業を進めてゆく。		
準備学習	授業の前に判例を良く理解すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	判例についてのレジメを作成して提出すること。
教 科 書	必要な判例をプリントして配布する。 新版　対訳　「アメリカ合衆国憲法」共編・訳　北脇敏一・山岡永知		
参 考 書	Emanuel Law Outlines: Constitutinal Law		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	アメリカ合衆国の司法制度
2	司法審査　判例 (1)Marbury v. Medison,(2)Flecher v. Peck, (3)Martin v. Hunter's Lessee
3	政教分離　憲法修正第1条 判例　(19)Lemon v. Kurtzman, (20)Wisconsin v. Yoder
4	言論・出版の自由I　憲法修正第1条 判例 (21)Schenk v. United States, (22)New York Times v. United States
5	言論・出版の自由II　憲法修正第1条 判例 (23)Miller v. California, (24)Plessy v. Ferguson, (25)Texas v. Johnson
6	平等の権利I 憲法修正第14条 判例 (26)Dred Scott Case, (27)Plessy v. Ferguson, (28) Korematsu v. Unite States
7	平等の権利II 憲法修正第14条 判例 (30)Brown v. Bd. of Edu.,(18)Civil Right Cases, (旧37)Katzenbach v. McClung
8	平等の権利III 憲法修正第14条 判例 (31)Moose Lodge v. Irvis, (33)Phillips v. Martin Marietta corp, (32)Regent of UOC. v. Bekke
9	デュー・プロセスI　憲法修正第5, 14条 判例 (35)Slaughter Cases, (36)Lochner v. New York, (37)Muller v. Oregon
10	デュー・プロセスI　憲法修正第5, 14条 判例 (39)west Coast Hotel v. Parrish (38)Village of Euclid v. Ambler
11	プライバシー権　憲法修正第4,5,9,14条 判例 (40)Roe v. Wade, (41) Planned Parent-hood v. Casey,(42)Cruzan v. Director, Mo.
12	刑事被告人の人権　憲法修正第4,5,6,8,14条 判例 (55)Powell v. Alabama, (56)Gideon v. Wainright, (57) Mapp v. Ohio
13	刑事被告人の人権　憲法修正第4,5,6,8,14条 判例 (58) Miranda v. Arizona, (59)In re Gault, (60) Gregg v. Georgia
14	先例拘束の原理 判例(76)London Tramways v. London County、(77)Practice Statement,(78)Flood v.Kuhn
15	法曹界 American Bar Association(ABA) State Bar Association Contnuing Legal Education (CLE)

科目名	独法特殊講義Ⅰ	担当者	小林　宏晨	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	副題：民主主義の基盤としての補完原理：現代民主国家の成熟を目指して欧州とりわけドイツにおける補完原理の歴史的及び理論的な背景を探る。		
到達目標	補完原理の総合的検討により、その本質を学習する		
履修条件	初日に説明		
授業方法	初日に説明		
準備学習	初日に説明		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	筆記試験に代わりレポート（数回）によって評価。
教 科 書	小林　宏晨（著）「保管原理：現代国家の成熟を目指して」政光プリプラン		
参 考 書	小林　宏晨（著）「東西体制比較」振学出版（Ｔｅｌ，048－882－3870） 小林　宏晨（著）「日本国憲法の平和主義」政光プリプラン（Ｔｅｌ，03－3551－1222）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	補完原理の本質 カトリック社会教義の問題点
2	ドイツ国家思想の伝統 四旬節に於ける補完原理
3	補完原理の哲学的背景 本質秩序と価値秩序
4	補完原理と適用領域 補完原理に於ける国家と社会
5	補完原理の言明 否定的補完原理と肯定的補完原理
6	補完原理の自然法的根拠 連帯主義と普遍主義
7	ドイツ連邦主義と補完原理 連邦主義に於ける補完原理
8	アルトシウスと補完原理 アルトシウス以降
9	自由主義国家論に於ける補完原理 自由主義的補完性における国家と個人
10	自由主義国家観と補完原理 潜在的全管轄国家
11	補完原理と憲法 補完原理の由来
12	追って指示する。①
13	追って指示する。②
14	追って指示する。③
15	まとめ

科目名	独法特殊講義Ⅰ	担当者	杉下　俊郎	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	日本民法における特定の法条、法制度、法概念および「裁判官による法の発展的形成」を、日独両民法の法比較の観点から説明する。ドイツ民法についての厳密な知見を獲得するには、ドイツ語の原典の精密な読解が不可欠である。授業においては、ドイツ語の原典の読解につき私が培ってきた技術を学生に伝える。資料は数多あるが、メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読を予定している。		
到達目標	日独両民法を法比較することによって、日本民法の本質的把握を可能にする。		
履修条件	ドイツ語を履修し、ドイツ語の原書をある程度理解できることが履修条件である。		
授業方法	ドイツ語の原書の読解につき私が培ってきた技術を学生に与えつつ、ドイツ語の原書を徹底的に読み込む。		
準備学習	ドイツ語をしっかり学びなおすこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	１００%	出席状況、授業に対する主体的且つ積極的姿勢の有無等を斟酌して総合的に判断する。
教科書	学生と相談して決めるが、目下のところ、上記のメディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等を予定している。該当のテキストはコピーして頒布する。		
参考書	その都度指示する。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１
2	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　２
3	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　３
4	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　４
5	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　５
6	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　６
7	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　７
8	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　８
9	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　９
10	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１０
11	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１１
12	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１２
13	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１３
14	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１４
15	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１５

科目名	独法特殊講義Ⅱ	担当者	小林　宏晨	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	副題：民主主義の基盤としての補完原理：現代民主国家の成熟を目指して欧州とりわけドイツにおける補完原理の歴史的及び理論的な背景を探る。		
到達目標	補完原理の総合的検討により、その本質を学習する		
履修条件	初日に説明		
授業方法	初日に説明		
準備学習	初日に説明		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	筆記試験に代わりレポート（数回）によって評価。
教 科 書	小林　宏晨（著）「保管原理：現代国家の成熟を目指して」政光プリプラン		
参 考 書	小林　宏晨（著）「東西体制比較」振学出版（Ｔｅｌ，048－882－3870） 小林　宏晨（著）「日本国憲法の平和主義」政光プリプラン（Ｔｅｌ，03－3551－1222）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	補完原理の適用領域 補完原理の規範的内容
2	柔軟補完性と固定補完性 補完原理の規範的内容
3	補完原理の適用可能性 補完原理とボン基本法
4	補完原理は実質的言明を内包 補完原理は法原理で法規にあらず
5	ドイツ市町村法に於ける補完原理 補完原理は基本法の土台か？
6	ドイツ憲法・行政法の法理論的諸原理 水平的権力分立、垂直的権力分立
7	補完原理は憲法として有効か？ 方法論的予備検討
8	歴史的展望 ボン基本法の前地
9	基本法成立史と補完原理 補完原理の憲法的有効性の未決
10	法解釈学的検討 基本法秩序における国家と社会
11	補完原理への規範的対案解決 国家的補完性の正当化
12	追って指示する。①
13	追って指示する。②
14	追って指示する。③
15	まとめ

科目名	独法特殊講義Ⅱ	担当者	杉下　俊郎	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	日本民法における特定の法条、法制度、法概念および「裁判官による法の発展的形成」を、日独両民法の法比較によって解明する。ドイツ民法についての正確な知見を獲得するには、ドイツ民法に関するドイツ語文献の精密な読解が不可欠になる。ドイツ語文献の読解につき私が培ってきた技術を学生に伝える。ドイツ語文献を徹底的に読み込めば、まさに目から鱗式に、ドイツ民法についての知見が深まり、日本民法についての本質的把握も可能になる。		
到達目標	日独両民法の法比較を手段にすることによって、日本民法の本質的把握が可能になる。		
履修条件	ドイツ語を履修し、ドイツ語の原典をある程度読解できることが履修条件である。		
授業方法	ドイツ語の原書の読解につき私が培ってきた技術を学生に与えつつ、ドイツ語の原書を根底的に読み込む。資料としては、メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等を予定している。		
準備学習	ドイツ語をしっかり学びなおすこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況、授業に対する主体的且つ積極的姿勢の有無、授業における発言内容等を斟酌して総合的に判断する。
教 科 書	学生と相談して決めるが、目下のところは上記のメディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等を予定している。該当のテキストはコピーして学生に頒布する。		
参 考 書	その都度指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１
2	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　２
3	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　３
4	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　４
5	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　５
6	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　６
7	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　７
8	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　８
9	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　９
10	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１０
11	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１１
12	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１２
13	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１３
14	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１４
15	メディクスの教科書、ミュンヘン・コンメンタール等の講読　１５

科目名	法律学原書研究Ⅰ（英）	担当者	加藤　紘捷	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	英米法の中から陪審裁判をテーマにデニング卿の英文原典を読み、中世以来の陪審裁判がどのように発展し、英米の司法の運営に及ぼした透明性と公正性を検証します。さらに日本の裁判員制度とどこが類似し、どこが異なるのか、さらには、英国と合衆国のそれとの比較考察、および特に英国の陪審裁判が２００３年刑事裁判法によってドラスティックに改正されたが、それらの功罪を問います。		
到達目標	単元の区切りに、各自に担当を決め、単元の主要な法律英語を抽出し、また出てくる判例などをまとめてもらいます。		
履修条件	特別の履修条件はありませんが、原典を読んでいくわけですから、できるだけ、出席を心がけ、関心を失うことのないよう努力してください。		
授業方法	英文原典を読む方法論をできるだけ懇切に説明し、英文原典を読む諸君の関心を引き出したいと考えます。		
準備学習	事前に次回の文脈に目を通すことが肝心です。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	60%	
	平 常 評 価	40%	出席率20% 課題（まとめ）提出20%
教 科 書	lord Denning, What Next in the Lawの陪審裁判の部をテキストで配布します。		
参 考 書	丸太隆『陪審裁判を考える－法廷にみる日米文化比較』（中公新書）ほか。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	陪審裁判ガイダンス（講義の目的・進め方）
2	英国（陪審法）と合衆国の陪審裁判（憲法）の比較
3	陪審をコントロールする時代：信念に反して屈服するか
4	同上
5	同上
6	クエーカー教徒の裁判：ウィリアム・ペン事件
7	同上
8	悪名高きジェフリー首席判事の裁判：7人の僧正事件と市民革命
9	同上
10	アースカインは裁判官を無視する
11	同上
12	陪審裁判の確立と黄金期
13	同上
14	難破船とケビン・ボーイ事件
15	同上

科目名	法律学原書研究Ⅰ(英)	担当者	福田　弥夫	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	アメリカ法の原書講読を行い、アメリカにおける民事裁判制度の基礎を理解をすることを目的とする。		
到達目標	日本とアメリカの裁判制度の違いを理解すると同時に、アメリカ法における裁判に関連する基礎的な専門的な用語をマスターする。		
履修条件	特にない。ただし、英語の原書を購読するのであるから、英語の理解力が必須である。		
授業方法	テキストブックを利用し、履修者に翻訳の箇所を割り当てる。		
準備学習	必ず当日カバーする範囲をあらかじめ読んでくること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	５０％：レポート（アメリカ民事裁判制度に関するレポートを提出してもらい評価する。） ５０％：報告の内容をもとに評価する。
教 科 書	The Anaytomy of A Lawsuit, Peter Simon (Michie, 1984)		
参 考 書	授業中に適宜指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	Course Introduction.
2	The Anatomy of A Lawsuit
3	Rasmussen v. Graham 1 P 1-18
4	Ramussen v. Graham 2 P 19-32
5	Ramussen v. Graham 3 P 33- 52
6	Ramussen v. Graham 4 P 53-63
7	Ramussen v. Graham 5 P 64-75
8	Ramussen v. Graham 6 P 76- 79 Cross examination
9	Ramussen v. Graham 7 P 80- 96
10	Ramussen v. Graham 8 P 97-110
11	Ramussen v. Graham 9 P 111- 122
12	Ramussen v. Graham 10 P 122- 131
13	Ramussen v. Graham 11 P 132- 139
14	Ramussen v. Graham 12 P 140- 152
15	Course Review

科目名	法律学原書研究Ⅰ(英)(月曜7限)	担当者	山岡　永知	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	英語の原書を通じてアメリカ法を理解すること。 英語及びアメリカに関心を有する者にたいしてアメリカ法を通じてより深い知識を培うこと。 更に、アメリカ留学およびアメリカの弁護士を目指す者への指導。		
到達目標	原書を精読しアメリカ法を理解し、他者に対しても説明できるほどの能力を培うこと。		
履修条件	アメリカの司法制度を原書で熟読することに強い関心を抱き、挑戦する強い意思を有すること。 １年間熱心に勉強すると、必ず、原書の内容を理解できるようになり視野が大きく開けてきます。初習者歓迎します。		
授業方法	授業中に１節ごとに輪講し、その後、担当教師がコメントながら内容について詳しく説明する。		
準備学習	配布されるプリントを予め塾読すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	学期末に出題される課題を翻訳する。
教 科 書	AN INTRODUCTION TO THE LEGAL SYSTEM OT THE UNITED STAETS, By E.ALLAM FARMSWORTH Prof.of Law, Columbia University School of Law　(外国人向けのテキストで、大変理解しやすい)		
参 考 書	新版　対訳　「アメリカ合衆国憲法」　北脇・山岡共訳　国際書院発行		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	CHAPTER I HISTORICAL BACKGROUND Establishment of the Union
2	Origin of American Law
3	CHAPTER II LEGAL EDUCATION Diversity, Graduate Level and Priofessinal Organization
4	Case Method
5	CHAPTER III LEGAL EDUCATION The Bar, Lawyer, House Counsel
6	Lawyer in Government Judges Law Teachers
7	Professional Organizations Availability of Legal Service CLE
8	CHAPER IV JUDICIAL SYSTEM State Courts Federal Courts
9	Federal Jurisdiction Law Applied in the Federal Courts
10	Case: Swift v. Tyson (1842) Erie Rairoad v. Tompkins (1938)
11	CHAPTER V CASE LAW Form of Reported Cases Fiding Case Law
12	The Judicial Function Techniques in the Use of Precedent Two Puzzles in Precedent
13	CHAPTER VI THE LEGISLATIVE SYSTEM Hirarchy of Legistation The United States Congress
14	State Legislatures Special Source of Legislation
15	CHAPTER VII STATUTES Form of Statute Law Techniques of Interpretation

科目名	法律学原書研究Ⅰ(英)(木曜4限)	担当者	山岡　永知	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	法律学原書研究Ⅰ（英）の授業は，アメリカ合衆国憲法に基づく連邦制度，および，連邦議会の権限について解説し，特に，憲法に基づく立法の合憲性について研究する。更に，州に留保される権限との関係について判例を通じて研究する。本授業においては連邦最高裁判所の諸々の判例を分析し，同裁判所による憲法解釈について理解を深める。前期では州と連邦の権限の配分についての知識を修得する。		
到達目標	アメリカ合衆国は５０州の政府と連邦政府から構成され、それぞれの政府に憲法上付与された権限について深く理解すること。アメリカの差別撤廃についての憲法上の規制や人権法に関して理解を深める		
履修条件	アメリカに関心があり、アメリカの政治制度及び司法制度等について積極的に研究する意欲のあること。		
授業方法	講義を主体として進めて行くが、配布するテキストを充分予習してデイスカッションに積極的に参加するにより、人前で発表する能力を養成する。		
準備学習	授業前にテキストを熟読し、理解した上で授業に出席すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	判例研究　レジメ提出
教 科 書	Emanuel Law Outlines: Constitutional Law, Twenty-Ninth Edition （プリントを配布する） 『アメリカ合衆国憲法』北脇、山岡共訳：国際書院		
参 考 書	『アメリカ法・総論』山岡永知著：敬文堂『英米判例百選第三版』別冊ジュリスト：有斐閣		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	INTRODUCTION Federal Government
2	THE CONCEPT OF FEDERALISM Con. 1.8.1-17
3	Doctorine of implied power Con.1.8.18 ″Necessary and Proper Power″ Case: McCulloch v. Maryland
4	STATE OVERSIGHT OF THE FEDERAL GOV'T ″TERM LIMITS PROBLEM PROBLEM″ Case: US Term Limits, Inc. v. Thornton
5	
6	Economic Regualtion. Cases: Houston E & W Texas Railway Co. v. US, Swift Co. v. US
7	Police Power Regulation. Cases: Champion v. Ames, Hipolite Egg Co. v. US, Hammer v. Dagenhart
8	COURT BARRIERS TO THE NEW DEAL Cases:Schechter Poultry Corp v. US, Carter v. Carter Coal Co., ″Court Packing Plan ″
9	THE MODERN TREND. Cases: NLRB V. John & Laughlin, Wickard v. Filburn
10	The Commerce-Prohibiting Technique Case: US v. Darby Limits still exist Case: US v. Lopez
11	Federal Criminal Law.Cases: Perez v. US, Violence against women. US v. Morrison, Non-commercial activity.Gonzales v. Raich
12	Forcing someone to buy and sell product. Cases: Thomas More v. Obama Florida v. US Dept of HHS
13	Summary of modern view. Civil Rights Act (1964) Cases: Heart of Atlanta Motel v. US, Katzanbach v. McClung
14	TENTH AMENDMENT AS A LIMIT ON CONGRESS. Cases:National League of Cities v. Usery, Garcia v. San Antonio Metropolitan Transit.
15	Use of State's lawmaking mechanism. Cases: New York v. United State, Pritz v. US,　Mack v. US

科目名	法律学原書研究Ⅱ(英)	担当者	加藤　紘捷	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	法律学原書研究I(英) に引き続き、英米法の中から陪審裁判をテーマに、後半は、日本の裁判員制度と、どこが類似し、どこが相違するかを視野にいれながら、合衆国の陪審裁判のもととなった英国の陪審裁判が現行制度は、2003年刑事裁判法により大きく改正されました。後半は、P. Alanの原典を読みながら、どこがどう変わったかを考察してみます。		
到達目標	単元の区切りごとに、担当者を決め、単元の主要な法律英語を抽出し、またその単元に出てくる判例などをまとめてもらいます。		
履修条件	特別の履修条件はありませんが、前期の知見をもとに、後半もできるだけ関心を失わないように出席を心がけてください。		
授業方法	英文を読む際に、パラグラフをどう読み、まとめるかなど、原書の読み方を引き続き丁寧に説明し、諸君の興味関心を引き出したいと考えています。		
準備学習	事前に次回の文脈に目を通すことが肝心です。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	60%	
	平 常 評 価	40%	出席率、単元ごとのまとめ提出それぞれ20%。
教 科 書	P. AlanのLaw of Juryを授業の開始時にコピーにて配布します。		
参 考 書	田中英夫編『英米法辞典』、小山貞夫編著『法律英語辞典』		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	前期のまとめと後期のガイダンス（陪審裁判の統計と進め方）
2	陪審員の選任手続きと改正点
3	同上
4	同上
5	改正点とR v Abdroikov　事件
6	同上
7	陪審員の忌避の手続きと改正点
8	同上
9	陪審候補者の事前審査と憲法上の問題
10	陪審員はコミュニティの代表者か
11	同上
12	陪審裁判の利点と R v Owen事件、R v Ponting事件
13	同上
14	陪審裁判の欠陥（偏見、費用、上訴の困難）
15	同上

科目名	法律学原書研究Ⅱ(英)	担当者	福田　弥夫	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	アメリカ法の原書講読を行い、アメリカにおける民事裁判制度の基礎を理解をすることを目的とする。法律学原書研究Ⅰ(英) に続く内容である。		
到達目標	日本とアメリカの裁判制度の違いを理解すると同時に、アメリカ法における裁判に関連する基礎的な専門用語をマスターする。(Ⅰ)に続き、保険訴訟や集団訴訟などを取り上げる		
履修条件	特にない。ただし、英語の原書を購読するのであるから、英語の理解力が必須である。私の法律学原書研究(Ⅰ)を履修したことは条件ではないが、連続して受講することが望ましい。		
授業方法	テキストブックを利用し、履修者に翻訳の箇所を割り当てる。		
準備学習	必ず当日カバーする範囲をあらかじめ読んでくること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	５０％：レポート（アメリカ民事裁判制度に関するレポートを提出してもらい評価する。） ５０％：報告の内容をもとに評価する。
教 科 書	The Anaytomy of A Lawsuit, Peter Simon (Michie, 1984)		
参 考 書	授業中に適宜指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	Course Introducition Class Action 1
2	Class Action 2
3	Class Action 3
4	Medical Malpractice 1
5	Medical Malpractice 2
6	Medical Malpractice 3
7	Family law 1
8	Family law 2
9	Family law 3
10	Insurance Disputes 1
11	Insurance Disputes 2
12	Insurance Dispues 3
13	Jury Verdict and Punituive Damages
14	Arts of trial technigue
15	Course Review

科目名	法律学原書研究Ⅱ(英)(月曜7限)	担当者	山岡　永知	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	英語の原書を通じてアメリカ法を理解すること。 英語及びアメリカに関心を有する者にたいしてアメリカ法を通じてより深い知識を培うこと。 更に、アメリカ留学およびアメリカの弁護士を目指す者への指導。		
到達目標	原書を精読しアメリカ法を理解し、他者にたいしても説明できるほどの能力を培うこと。		
履修条件	アメリカの司法制度を原書で熟読することに強い関心を抱き、挑戦する強い意思を有すること。 １年間熱心に勉強すると、必ず、原書の内容を理解できるようになり視野が大きく開けてきます。初習者歓迎します。		
授業方法	授業中に１節ごとに輪講し、その後、担当教師がコメントしながら内容について詳しく説明する。		
準備学習	配布されるプリントを予め塾読すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	学期末に出題される課題を翻訳する。
教 科 書	AN INTRODUCTION TO THE LEGAL SYSTEM OT THE UNITED STAETS, By E.ALLAM FARMSWORTH Prof.of Law, Columbia University School of Law　(外国人向けのテキストで、大変理解しやすい)		
参 考 書	新版　対訳　「アメリカ合衆国憲法」　北脇・山岡共訳　国際書院発行		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	CHAPTER VII (Continue) Weight of Prior Interpretation Judical Attitude Toward Legislations
2	CHAPTER VIII SECONDARY AUTHORITY Significance of Secondary Authority Kinds of Secondary Authority
3	Restatement of the Law
4	CHAPTER IX CLASSIFICATION The Problem of Classification Law and Equity
5	Substance and Procedure Public and Private Law
6	CHAPTER X PROCEDURE Civil Procedure Criminal Procedure
7	Evidence Conflict of Law
8	CHAPTER XI PRIVATE LAW Contract Law
9	Torts Law
10	Property Law Family Law
11	Commercial Law Business Enterprises
12	CHAPTER XII PUBLIC LAW Constitutional Law
13	Administrative Law Trade Law
14	Labor Law Tax Law
15	Criminal Law

科目名	法律学原書研究Ⅱ(英)(木曜4限)	担当者	山岡　永知	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	法律学原書研究Ⅱ（英）の授業は，アメリカ合衆国憲法に基づく連邦制度，および，連邦議会の権限について解説し，特に，憲法に基づく立法の合憲性について研究する。更に，州に留保される権限との関係について判例を通じて研究する。本授業においては連邦最高裁判所の諸々の判例を分析し，同裁判所による憲法解釈について理解を深める。後期は人権問題に関する判例を研究する。		
到達目標	アメリカ合衆国は５０州の政府と連邦政府から構成され、それぞれの政府に憲法上付与された権限について深く理解すること。アメリカの差別撤廃についての憲法上の規制や人権法（Bill of rights）に関して理解を深める。		
履修条件	アメリカ法に関心があり、アメリカの司法制度や人権問題等について積極的に研究する意欲のあること。		
授業方法	講義を主体として進めて行くが、配布するテキストを充分予習してデイスカッションに積極的に参加すること。		
準備学習	授業前にテキストを熟読し、理解した上で授業に出席すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	判例研究　レジメ提出
教 科 書	Emanuel Law Outlines: Constitutional Law, Twenty-Ninth Edition （プリントを配布する） 『アメリカ合衆国憲法』北脇、山岡共訳：国際書院		
参 考 書	『アメリカ法・総論』山岡永知著：敬文堂『英米判例百選第三版』別冊ジュリスト：有斐閣		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	INTRODUCTION US Constitution Amendment Art.14 Equal Protection of Law
2	SUSPECT CLASSIFICATION. Cases: Srauder v. W. Virginai, Yick Wo v.Hopkins, Rogers v.Lodge, Washington v. Davis,
3	Arlington Heights v. Metoro Housing Corp Personal Administrator of Mass v. Feeney US v. Caroline Product, Lyng v. Castilo
4	Grutter v. Bollinger, League of United Latin America, Koremtsu v. US, Loving v. Virginia, Parent v. Seatle School Dist.
5	Anderson v. Martin, Hunter v. Erickson, Palmore v. Sidoti,
6	Segregation and its remedies. Cases: Plessy v. Furguson, Brown v. Bd. of Ed., Bolling v. Shape,Brown II.
7	Cases after Brown: Cooper v. Asron, Gross v. Bd. of Ed., Griffin v. County. Swann v. Charlotte-Mecklenburg,
8	Bd of Ed. v. Dowell, Keyes v.School Dis.#1, Milliken v. Bradley, Mo. v. Jen Jenkins AAFFIRMATIVE ACTIONS AND BENIGN DISCRIMINA-
9	Cases: Orr v. Orr, Califo v. Webster, Califo v. Goldfarb, Michael v.Superior Ct. Draft. Case:Rostker v. Goldbuerg
10	Race. City of Richmond v. J.A.Crosan Co. Desegregation. Swann v. Charlotte-Mecklenburg Board of Education
11	Admission. Grutter v. Bollinger, Gantz v. Bollinger, Regents of Univ. of Cal v. Bekke, Parent v. Seatle School Dist #1
12	Minority set-asides. Cases: Richmond v. J.A Croson Co., Adarand Constractors,Inc. v. Pena, Metro Broadcasting v. FCC
13	Hiring, Lay-offs, promotion, Election, Gerrymanders. Cases: Virth v. Jubelirer, Shaw v. Reno, Miller v. Johnson
14	Harm to minority, Housing, Racial Balance, Law Enforcement, Prison Administration, Military Operation, Johnson v. California
15	CLASSIFICATION BASED ON SEX. Goesaert v. Cleary, Craig v. Boren, Nguyen v. INS, US v. Virginia

科目名	法律学原書研究Ⅰ(独)	担当者	杉下　俊郎	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	研究対象が日本私法であろうと日本公法であろうと、ドイツ私法・公法の正鵠を射た知見があると、当該研究にとり一少なくとも一はなはだ効率がよい。ドイツ私法・公法を正確且つ厳密に理解するためには、ドイツ語の原書・原典の精読が不可欠になる。授業においては私が培ってきたドイツ語の原書・原典の読解のためのノウハウを伝える。テキストは学生と相談して決めるが、できるだけ多種・多様な書籍を講読する。		
到達目標	各自の研究にとり有意義なドイツ語の原書・原典の厳密な読解が可能になる。		
履修条件	ドイツ語を履修し、ドイツ語の文献の読解がある程度可能なことが履修条件である。		
授業方法	ドイツ語の原書・原典を厳密に且つ徹底的に解読する。		
準備学習	ドイツ語をしっかり学びなおすこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況、授業に対する主体的且つ積極的姿勢の有無等を斟酌して総合的に判断する。
教 科 書	学生と相談して決める。		
参 考 書	その都度、コピーを頒布する。現在予定しているテキストは、例えば、ギュンターの「Denken vom Staat her」である。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　1
2	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　2
3	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　3
4	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　4
5	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　5
6	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　6
7	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　7
8	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　8
9	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　9
10	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　10
11	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　11
12	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　12
13	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　13
14	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　14
15	ギュンターの「Denken vom Staat her」の読解　15

科目名	法律学原書研究Ⅱ(独)	担当者	杉下　俊郎	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	研究対象が日本私法であろうと日本公法であろうと、ドイツ私法・公法の正鵠を射た地検があると、当該研究にとり一少なくとも一はなはだ効率がよい。ドイツ私法・公法を正確に理解するためには、ドイツ語の原書・原典の精読が不可欠になる。ドイツ語の原書・原典の読解のために私が培ってきたノウハウを伝える。テキストは学生と相談して決めるが、できるだけ多種・多様な書籍を講読する。現在予定している原書は、ケルゼンの著書等である。		
到達目標	各自の研究にとり有意義な知見を獲得することに――確実に――貢献できるドイツ語の原書・原典を、精密に読解できるようになる。		
履修条件	ドイツ語を履修し、ドイツ語の原書をある程度理解できることが履修条件である。		
授業方法	ドイツ語の原書・原典の読解のために私が培ってきた技術を学生に与えつつ、ドイツ語の原書・原典を厳密に且つ徹底的に解読する。		
準備学習	ドイツ語をしっかり学びなおすこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況、授業に対する主体的且つ積極的姿勢の有無等を斟酌して総合的に判断する。
教 科 書	学生と相談して決める。該当のテキストのコピーを頒布する。		
参 考 書	その都度指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ケルゼン等の著書の読解　1
2	ケルゼン等の著書の読解　2
3	ケルゼン等の著書の読解　3
4	ケルゼン等の著書の読解　4
5	ケルゼン等の著書の読解　5
6	ケルゼン等の著書の読解　6
7	ケルゼン等の著書の読解　7
8	ケルゼン等の著書の読解　8
9	ケルゼン等の著書の読解　9
10	ケルゼン等の著書の読解　10
11	ケルゼン等の著書の読解　11
12	ケルゼン等の著書の読解　12
13	ケルゼン等の著書の読解　13
14	ケルゼン等の著書の読解　14
15	ケルゼン等の著書の読解　15

科目名	法律学原書研究Ⅰ（仏）	担当者	清水　恵介	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	フランス語で書かれた法律文書を読めるようにし，かつ，フランスの法制度を理解できるようにする。		
到達目標	日本とは異なるフランスの法制度を理解するとともに，フランス語で書かれた法律文書を，独力で読み解く力を身につける。		
履修条件	仏和辞典および文法書を所持し，フランス語の文法を既に学修していること。		
授業方法	最初の数回は，フランス法を学ぶための基礎知識について講義する。その後，受講者との話合いによって決定されたフランス語の法律文書を，受講者全員で分担し，読み進めていく。		
準備学習	課題とされたフランス語の法律文書の担当箇所を事前に和訳してくる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	出席状況，担当箇所における和訳の正確さ，発言内容等で総合的に評価する。
教 科 書	特に指定しない。		
参 考 書	授業内で適宜教示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	オリエンテーション
2	フランス法の基礎知識（１）
3	フランス法の基礎知識（２）
4	フランス法の基礎知識（３）
5	文献輪読（１） ex. 法の歴史①
6	文献輪読（２） ex. 法の歴史②
7	文献輪読（３） ex. 法の歴史③
8	文献輪読（４） ex. 法の歴史④
9	文献輪読（５） ex. 法の歴史⑤
10	文献輪読（６） ex. 司法組織①
11	文献輪読（７） ex. 司法組織②
12	文献輪読（８） ex. 司法組織③
13	文献輪読（９） ex. 司法組織④
14	文献輪読（１０） ex. 司法組織⑤
15	文献輪読（１１） ex. 司法組織⑥

科目名	法律学原書研究Ⅱ（仏）	担当者	清水　恵介	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	同じ担当者による法律学原書研究Ⅰ（仏）に引き続き，フランス語で書かれた法律文書を読めるようにし，かつ，フランスの法制度を理解できるようにする。		
到達目標	日本とは異なるフランスの法制度を理解するとともに，フランス語で書かれた法律文書を，独力で読み解く力を身につける。		
履修条件	仏和辞典および文法書を所持し，フランス語の文法を既に学修していること。 また，法律学原書研究Ⅰ（仏）の受講等により，既にフランス法の基礎知識を得ていること。		
授業方法	最初の数回は，フランス法を学ぶための基礎知識について講義する。その後，受講者との話合いによって決定されたフランス語の法律文書を，受講者全員で分担し，読み進めていく。		
準備学習	課題とされたフランス語の法律文書の担当箇所を事前に和訳してくる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	出席状況，担当箇所における和訳の正確さ，発言内容等で総合的に評価する。
教 科 書	特に指定しない。		
参 考 書	授業内で適宜教示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	オリエンテーション
2	文献輪読（１） ex. 証拠法①
3	文献輪読（２） ex. 証拠法②
4	文献輪読（３） ex. 証拠法③
5	文献輪読（４） ex. 証拠法④
6	文献輪読（５） ex. 成文法①
7	文献輪読（６） ex. 成文法②
8	文献輪読（７） ex. 成文法③
9	文献輪読（８） ex. 成文法④
10	文献輪読（９） ex. 成文法⑤
11	文献輪読（１０） ex. 不文法①
12	文献輪読（１１） ex. 不文法②
13	文献輪読（１２） ex. 不文法③
14	文献輪読（１３） ex. 不文法④
15	文献輪読（１４） ex. 不文法⑤

科目名	民法特殊講義 I	担当者	伊藤　文夫	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	医療はかっては、医師にすべてを委ねるといったメディカル・パターナリズムが支配していたが今日では患者の自己決定権こそが最も尊重されるべきものとされ、人的損害が生じない場合でも、それに違反したというだけで、損害賠償請求の対象とされるなど、医療を取り巻くバックグラウンドが大きく変化し、さらには遺伝子治療・生殖補助医療等新たな課題も生じている。本稿では医療をめぐりどのような課題が生じてきているかを抽出し、それに対する法的アプローチの方法を検討する。		
到達目標	上記によって抽出した課題のうち、各受講者が選択した課題について、現在の学説判例の理論水準を把握すること。		
履修条件	特になし		
授業方法	相互討論方式		
準備学習	指定された文献などの事前読了		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	
教 科 書	若干の体系書はあるが、個別論文集の収録論文、裁判例・判例を読み込み論点の抽出を行う		
参 考 書	適宜紹介する		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	メディカル・パターナリズムと患者主権
2	ドイツにおける骨ガン事件、ナチスの人体実験とわが国における黎明期の乳房全摘事件
3	インフォームド・コンセントとは何か
4	インフォームド・コンセントの具体的展開①
5	同上②
6	同上③
7	同上④
8	診療契約の法構造債務不履行・不法行為論
9	同上
10	医療慣行と医療水準論
11	医療水準論
12	同上
13	医師法上の各種義務の概要(応召義務・療養指導義務等)
14	信念による診療拒否と不法行為責
15	同上　判例評釈検討

科目名	民法特殊講義Ⅰ	担当者	岡島　芳伸	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	今日の家族はさまざまな問題を抱えている。現行法の成立時から問題となりつつも，未だに解決されないものもあれば，比較的最近になって問題となってきたものある。それらについて，学説や裁判例を参考にしながら検討していく。		
到達目標	家族に関する法的問題を理解する		
履修条件	学部において家族法を履修したか，この分野について独習した者		
授業方法	講義及びレポート報告		
準備学習	指示された文献や裁判例は熟読しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	
教 科 書	特に使用しない		
参 考 書	家族法判例百選（有斐閣）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	法律婚・届出婚・事実婚
2	婚姻意思・離婚意思
3	婚姻障害
4	婚姻外のパートナー
5	同性婚
6	夫婦の氏
7	夫婦の財産関係
8	日常家事の代理
9	離婚給付
10	３００日問題
11	推定の及ばない子　１
12	推定の及ばない子　２
13	離縁原因
14	不足時間分の補充
15	不足時間分の補充

科目名	民法特殊講義Ⅰ	担当者	小野　幸二	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	この授業では、民法相続編のそれぞれの基本的・体系的理解と応用的問題解決能力の習得を主要な教育目標とするが、近時における家族法の固有性の変化・グローバル化を注視し比較法的考察も行う。 講義は少人数教育を基本とする大学院において、双方向的・多方向的、かつ密度の濃いものとし、学習の実効性をあげたい。		
到達目標	少なくとも家族法の重要事項についてその知識・ツールを活用し、また自ら必要な資料や参考文献等を探しだし、それらを利用して理論的・実際的により高度な問題に対処することができるよう具体的・応用的な法的分析能力を習得することを目標とする。		
履修条件	学部で家族法の単位を取得していることが望ましい。六法・教科書・資料等の持参は当然である。なお、授業区分に提示された〔課題〕や〔事例〕等については予め考察し出席すること。		
授業方法	授業は教員の一方的な説明ではなく、ソクラテス・メソッドを用いたプログラム・メソッドやケース・メソッドの方法によるので、判例や資料の調査・レポートの作成・口頭報告等院生の主体的な授業参加を求める。		
準備学習	授業では院生は教員と院生間、院生相互間など多方向的なディスカッションを行い、法的分析能力を体得することになるので、院生は授業の前課題分析・事例分析・判例分析などの準備学習が必要となる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平常評価	100%	問題点の把握度、事例の分析能力、判例の分析能力などについて判定する。但し試験は授業中に実施する。(60%)　出席・ディベートの状況・資料や判例等の調査・レポートなどを加味して総合的に評価する(40%)
教科書	小野幸二編著「基本民法シリーズⅤ　親族法・相続法」第二版　八千代出版 小野幸二編　「演習ノート　親族法・相続法」全訂版　法学書院		
参考書	21世紀の家族と法　小野幸二教授還暦記念論集　法学書院。21世紀の家族と法　小野幸二教授古稀記念論集　法学書院。生殖補助医療と法（学術会議叢書19）		

【授業区分】

区分	授業内容
1	はじめに―非法律婚・同性婚、シングルマザー、熟年離婚、家庭内暴力、人工生殖、老親の扶養等今日の社会現象の変化を考察する。
2	親族法総説―〔課題〕親族法の特質。変わりゆく家族像と法の変化についてその背景、結婚・離婚観の変化、法の対応について考える。
3	親族間の不法行為―その特殊性、扶助義務・監護義務との関係等について考える。小野幸二論文「日本法学36巻3号、私法42号参照。
4	家事紛争と家庭裁判所―調停、審判、特別審判、人事訴訟（改正点に留意すること）。
5	婚姻―法律婚と非法律婚・同性婚について考える。
6	婚約と結納―とくにアメリカ法との違いにおいて各州のHeart Balm法を研究。小野論文・現代家事調停マニュアル（一粒社）参照。
7	内縁―内縁の法的構成・成立要件・解消等。内縁の効果については小野論文「内縁の妻らの居住権」（現代借地借家講座2・日本評論社）参照。
8	婚姻の成立要件・無効と取消―〔事例〕仮装婚姻についての判例研究（最判昭和44・10・31民集23巻10号1894頁）。
9	婚姻の効力―〔課題〕選択的夫婦別氏（姓）制。法制審議会が平成8年夫婦の氏について決定した改正要綱について考える。
10	夫婦の貞操義務―〔事例〕不貞行為の相手方に対する損害賠償請求（最判平成8年3月26日）。小野解説・ジュリスト増刊民法の争点Ⅱ。
11	婚姻の効力・夫婦財産制―〔事例〕日常家事代理権と表見代理（最判昭和44・12・18民集23巻12号2476頁）。
12	婚姻の解消・離婚原因―〔事例〕有責配偶者からの離婚請求（最判昭62・9・2民集41巻6号と踏んだり蹴ったり判決との比較）。
13	親子―実子と養子とくに「推定の及ばない嫡出子」について考える。最判昭44・5・29民集23巻6号1064頁参照。〔課題〕父母と子の面接交流。766条の改正に留意。
14	人生生殖子―人工授精子、体外受精子、代理母出生子の親子関係を考察。小野「人工生殖における親子関係」ケース研究248号東京家庭裁判所。
15	生殖補助医療技術と倫理―小野「ヨーロッパおよびアメリカにおける生殖補助医療技術の規制の現状」産婦人科の世界54巻9号。

科目名	民法特殊講義Ⅰ	担当者	清水　恵介	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	民法の解釈に関する判例を毎回採り上げ，問題の所在や他の判例・学説の動向を踏まえた評釈を行う。		
到達目標	学説の到達点を踏まえて判例を批判的に分析する能力を養成する。		
履修条件	学部で民法の講義を一通り受けたことなどにより，民法の基本的知識を既に備えていること。		
授業方法	学生による事前の予習を前提に，質疑応答形式で行う。 取り扱う判例は，受講生の意向を聞いた上で決定する。		
準備学習	事前に指定する判例をしっかりと読み，自分の意見が述べられるように準備すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	出席状況や授業中の質疑応答内容を加味して評価する。
教 科 書	特に指定しない。		
参 考 書	授業内で適宜教示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	オリエンテーション
2	判例評釈の手法（１）
3	判例評釈の手法（２）
4	判例評釈の手法（３）
5	民法の判例（１）
6	民法の判例（２）
7	民法の判例（３）
8	民法の判例（４）
9	民法の判例（５）
10	民法の判例（６）
11	民法の判例（７）
12	民法の判例（８）
13	民法の判例（９）
14	まとめ
15	レポート

科目名	民法特殊講義Ⅰ	担当者	永田 誠	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本民法特殊講義は、ヨーロッパ共同体の消費者保護指針（指令）がドイツ民法に与えた影響を研究し、日本の消費者保護制度の在り方を考えることを目的とする。		
到達目標	与えられた教材を読みこなし、日本の将来の方向についての答えを出すことが目標である。		
履修条件	ドイツ語を読みこなすことができていること、または少なくとも、ドイツ語を読み進める熱意があることと、民法の債権法の基礎を習得していること。		
授業方法	ドイツ語の論文を読んで、日本語に訳してもらい、私が、これに解説を加えるという方法で進めてゆく。		
準備学習	予め配布したドイツ語の論文を、予めよく読み、授業中に辞書を見ないで訳出できるようにしておくこと		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	
教 科 書	Detlef Leenen著のDie Auslegung von Richtlinien und die richtlinienkonforme Auslegung und Fortbildung des nationalen Rechtsという論文。Juristische Ausbildung,Heft 10/2012, S.753-762に掲載。		
参 考 書	特になし。ただ、独和辞書は必要である。また法律用語を理解する必要があり、これには、ベルント・ゲッツェの独和法律用語辞典（成文堂）、Creifelds の Rechtswörterbuch(C.H.Beck)などが手助けとなる。		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	授業内容の説明
2	上記教科テキストの講読。 753ページⅠ2.の前まで。
3	754ページⅡ3. の前まで
4	755ページⅡ3cの前まで
5	755ページの終わりまで
6	756Ⅲ２cの小字体の前まで
7	757ページⅢ３bbの前まで
8	758ページⅢ３ddの前まで
9	759ページⅣの前まで
10	760ページⅣ２の前まで
11	760ページⅣ２（1）の第２段落の前まで
12	761ページⅣ２（２）の前まで
13	761ページⅣ２（２）dの前まで
14	762ページの終わりまで。
15	補充説明

科目名	民法特殊講義Ⅰ	担当者	長谷川 貞之	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	二当事者から多角的法律関係に移行する現代社会を踏まえ、複眼的観点から、多角的法律関係に関する契約、不法行為などの法定債権、担保などについて、深く掘り下げて研究する。		
到達目標	多角的法律関係（契約・法定債権・担保）に関する民法の基礎理論とそれを支える基本概念を習得して、今後学んで行く個別テーマへの展開が図れる基本能力を養う。		
履修条件	法学部での民法科目（財産法・身分法）について一通りの理解ができていること。		
授業方法	講義形式であるが、適宜、ソクラテスメソッド（問答方法）を用い、質疑応答を入れながら授業を進めて行く。また、予め担当を決めるので、担当者は基本献についてレジメを作成しておくことなどが必要である。六法は必携である。		
準備学習	毎回、事前に文献・資料等の当該箇所を読んでおくこと。受講者は、毎回の授業で取り上げたことを基本文献や教科書、文献・資料等で確認し、研究ノートを作成すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平常評価	100%	授業内レポートを主に（60%）授業態度、課題の取組み、予習・復習の程度などを考慮し（40%）、総合的に評価する。
教科書	椿寿夫・中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』（日本評論社、2012年）。その他の個別文献や資料等の必要な教材は、適宜、コピーするなどして配布する。		
参考書	詳細は、開講にあたり指示する。その他、授業中に、適宜紹介する。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	ガイダンスⅠ／本講義の意義・目的
2	・民法を中心とする私法と多角的法律関係 ・多角的法律関係の意義と既存の法体系 ・多角的法律関係―総論①
3	多角的法律関係―総論②
4	契約（代理を含む）の多角的法律関係①
5	契約（代理を含む）の多角的法律関係②
6	契約（代理を含む）の多角的法律関係③
7	契約（代理を含む）の多角的法律関係④
8	契約（代理を含む）の多角的法律関係⑤
9	小括
10	法定債権（不法行為、事務管理、不当利得）の多角的法律関係①
11	法定債権（不法行為、事務管理、不当利得）の多角的法律関係②
12	法定債権（不法行為、事務管理、不当利得）の多角的法律関係③
13	法定債権（不法行為、事務管理、不当利得）の多角的法律関係④
14	法定債権（不法行為、事務管理、不当利得）の多角的法律関係⑤
15	・中間的なとりまとめ ・リサーチペーパーの主題設定と基本文献の収集など

科目名	民法特殊講義Ⅰ	担当者	藤村　和夫	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	交通事故損害賠償に係る責任論の概説。		
到達目標	交通事故損害賠償に係る責任論についての一応の理解。		
履修条件	特にないが、不法行為法の基礎を理解していることが望ましい。		
授業方法	受講生の報告に基づく解説と講義。		
準備学習	教科書及び授業で扱うであろう裁判例を読んでおく。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	授業における議論に参加した内容をみて評価する。
教科書	藤村和夫「交通事故Ⅰ　責任論」（信山社、2012年）		
参考書	必要があれば、授業中に示す。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	運行供用者責任（1）
2	同（2）
3	同（3）
4	同（4）
5	同（5）
6	同（6）
7	同（7）
8	同（8）
9	他人性（1）
10	同（2）
11	同（3）
12	同（4）
13	運行起因性（1）
14	同（2）
15	同（3）

科目名	民法特殊講義Ⅰ	担当者	山川　一陽	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	前期は抵当権と変型担保を中心とした研究をする。最近法改正され、同時に民事執行法等の手続法の改正がされた。改正によってもたらされたものなどを明らかする。同時に従来から抵当権について述べられていることを批判的に検討する。後期は家族法と戸籍の問題を検討する。昭和62年の特別養子法の改正や最近の親権・後見の改正がありいずれも戸籍との深い関連性を有する。相続法の昭和55年改正も戸籍との関連が多いところから改正の趣旨やその意図などを戸籍との関連において検討する。		
到達目標	担保法特に抵当権と約定担保についての学部レベルの研究をさらに深める。 戸籍という制度の様々な領域についての活用状況を知り理解する		
履修条件	特になし		
授業方法	私からの話ないし授業を前提として議論をする		
準備学習	指定された文献など事前予習		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	
教 科 書	特になし		
参 考 書	山川一陽「担保物権法」〔弘文堂〕 山川一陽「戸籍実務の理論と家族法」〔日本加除出版〕		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	担保物権の構造と機能　　約定担保物権の類型や機能について検討いわゆる変型担保物権とされるものの類型やその生成と発展
2	１の問題について継続する
3	典型担保物権としての抵当権についての性格論を検討抵当権における価値権性・換価権としての抵当権の問題。
4	抵当権における物上代位性をどう考えるか
5	物上代位という性格を日本民法がとったいきさつ
6	民法304条の制定過程と解釈
7	抵当権法改正に伴って認められた収益執行手続と民事執行法の改正
8	抵当権と民事執行法の関係など
9	日本における不動産法の基本と抵当権など
10	約定担保物権の機能を有するいわゆる変型担保の種類と機能 譲渡担保と仮登記担保
11	変型担保物権の法的構成とその意義 所有権的構成と担保的構成の意義
12	11の問題ついてさらに検討する
13	仮登記担保法生体について問題とされた諸点
14	13の問題について継続検討
15	仮登記担保法における物上代位規定の意義

科目名	民法特殊講義Ⅱ	担当者	伊藤　文夫	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	医療はかっては、医師にすべてを委ねるといったメディカル・パターナリズムが支配していたが今日では患者の自己決定権こそが最も尊重されるべきものとされ、人的損害が生じない場合でも、それに違反したというだけで、損害賠償請求の対象とされるなど、医療を取り巻くバックグラウンドが大きく変化し、さらには遺伝子治療・生殖補助医療等新たな課題も生じている。本稿では医療をめぐりどのような課題が生じてきているかを抽出し、それに対する法的アプローチの方法を検討する。		
到達目標	上記によって抽出した課題のうち、各受講者が選択した課題について、現在の学説判例の理論水準を把握すること。		
履修条件	特になし		
授業方法	相互討論方式		
準備学習	指定された文献などの事前読了		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	
教 科 書	若干の体系書はあるが、個別論文集の収録論文、裁判例・判例を読み込み論点の抽出を行う		
参 考 書	適宜紹介する		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	修論課題検討
2	同　上
3	同上　文献検討
4	同上　文献検討
5	同上　第一スケルトンの発表と相互検討
6	同上　第一スケルトンの発表と相互検討
7	医療過誤救済システム（医師賠償責任保険の種類とそのアウトライン）
8	医療過誤救済システム（看護師賠償責任の担保範囲）
9	医薬品医療機器総合救済システムと問題点
10	産科補償制度の概要と問題点
11	修論第二次スケルトンの発表と相互検討
12	修論第二次スケルトンの発表と相互検討
13	補講
14	同上
15	同上

科目名	民法特殊講義Ⅱ	担当者	岡島　芳伸	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	今日の家族はさまざまな問題を抱えている。現行法の成立時から問題となりつつも，未だに解決されないものもあれば，比較的最近になって問題となってきたものある。それらについて，学説や裁判例を参考にしながら検討していく。		
到達目標	家族に関する法的問題を理解する		
履修条件	学部において家族法を履修したか，この分野について独習した者		
授業方法	講義及びレポート報告		
準備学習	指示された文献や裁判例は熟読しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	
教 科 書	特に使用しない		
参 考 書	家族法判例百選（有斐閣）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ＡＩＤ　１
2	ＡＩＤ　２
3	子の親を知る権利
4	利益相反行為
5	医療ネグレクト
6	離婚後の親権
7	相続の対象
8	相続の根拠
9	遺体・遺骨を巡る争い
10	祭祀財産
11	特別縁故者
12	特別縁故者
13	後継遺贈
14	不足時間の補充
15	不足時間の補充

科目名	民法特殊講義Ⅱ	担当者	小野　幸二	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	この授業では、民法相続編のそれぞれの基本的・体系的理解と応用的問題解決能力の習得を主要な教育目標とするが、近時における家族法の固有性の変化・グローバル化を注視し比較法的考察も行う。 講義は少人数教育を基本とする大学院において、双方向的・多方向的、かつ密度の濃いものとし、学習の実効性をあげたい。		
到達目標	少なくとも家族法の重要事項についてその知識・ツールを活用し、また自ら必要な資料や参考文献等を探しだし、それらを利用して理論的・実際的により高度な問題に対処することができるよう具体的・応用的な法的分析能力を習得することを目標とする。		
履修条件	学部で家族法の単位を取得していることが望ましい。六法・教科書・資料等の持参は当然である。なお、授業区分に提示された〔課題〕や〔事例〕等については予め考察し出席すること。		
授業方法	授業は教員の一方的な説明ではなく、ソクラテス・メソッドを用いたプログラム・メソッドやケース・メソッドの方法によるので、判例や資料の調査・レポートの作成・口頭報告等院生の主体的な授業参加を求める。		
準備学習	授業では院生は教員と院生間、院生相互間など多方向的なディスカッションを行い、法的分析能力を体得することになるので、院生は授業の前課題分析・事例分析・判例分析などの準備学習が必要となる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平常評価	100%	問題の把握度、事例の分析能力、判例の分析能力などについて判定する。但し試験は授業中に実施する。(60%)　出席・ディベートの状況・資料や判例等の調査・レポートなどを加味して総合的に評価する(40%)
教科書	小野幸二編著「基本民法シリーズⅤ　親族法・相続法」第二版　八千代出版 小野幸二編　「演習ノート　親族法・相続法」全訂版　法学書院		
参考書	21世紀の家族と法　小野幸二教授還暦記念論集　法学書院。21世紀の家族と法　小野幸二教授古稀記念論集　法学書院。生殖補助医療と法（学術会議叢書19）		

【授業区分】

区分	授業内容
1	相続人の範囲と順位−〔課題〕配偶者と子の相続権の問題点とくに後者については、相続分と孫の相続権の改正点に留意すること。
2	相続法総説・特殊問題一〔課題〕老親の介護と相続。均分相続と扶養義務、共同相続人の寄与分等について考える。
3	相続財産の範囲一生命侵害による損害賠償請求権の相続性とくに慰謝料請求権が相続の対象になるかについて考える。
4	相続人と相続分一〔課題〕配偶者相続権、代襲相続人の範囲、非嫡出子の相続分等について考える。
5	相続分一〔課題〕特別受益者・特別寄与者の相続分。特別受益・寄与分の意義、寄与分の相続と配偶者保護、代襲相続人と特別受益に留意。
6	遺産の共有一〔課題・事例〕債権・債務の共同相続とくに可分債権の相続について問題点を考察する。
7	共同相続と登記一〔事例〕とくに共同相続における相続財産持分の対抗に留意。小野判例解説・ジュリスト家族法判例百選六版。
8	共同相続人間の相続分譲渡一〔事例〕この場合譲渡による農地の権利移転に農地法の許可が必要か。小野解説・民商法雑誌128巻3号。
9	相続回復請求権と遺産分割一〔課題〕共同相続人間の相続争いに相続回復請求権が適用されるかが問題となる。山中・家族法大系vi参照。
10	相続人の不存在一〔課題〕特別縁故者に対する相続財産の分与。特別縁故者の範囲と分与手続について考える。
11	遺言の方式と撤回一〔課題〕自筆証書遺言については全文・日付・氏名の自書、押印に留意する。
12	遺産分割、遺贈一〔事例〕「相続させる」旨の遺言の解釈。かかる遺言と代襲相続について最判平成23・2・22民集65巻2号699頁参照。
13	不倫な関係にある女性に対する包括遺贈と公序良俗一〔事例〕最判昭和61・11・20民集40巻7号1167頁参照。
14	遺留分一〔事例〕遺留分減殺請求権の法的性質について考察する。最判昭和41・7・14民集20巻6号1183頁参照。
15	寄与分と遺留分との関係一〔課題〕遺贈・寄与分・遺留分の三者関係について考える。とくに遺留分減殺の対象が遺贈と贈与限定への批判。

科目名	民法特殊講義Ⅱ	担当者	清水　恵介	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	同じ担当者による民法特殊講義Ⅰに引き続き，民法の解釈に関する判例を毎回採り上げ，問題の所在や他の判例・学説の動向を踏まえた評釈を行う。		
到達目標	学説の到達点を踏まえて判例を批判的に分析する能力を養成する。		
履修条件	民法特殊講義Ⅰ等により，判例評釈の手法を既に理解していること。		
授業方法	学生による事前の予習を前提に，質疑応答形式で行う。 取り扱う判例は，受講生の意向を聞いた上で決定する。		
準備学習	事前に指定する判例をしっかりと読み，自分の意見が述べられるように準備すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	出席状況や授業中の質疑応答内容を加味して評価する。
教 科 書	特に指定しない。		
参 考 書	授業内で適宜教示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	オリエンテーション
2	民法の判例（１）
3	民法の判例（２）
4	民法の判例（３）
5	民法の判例（４）
6	民法の判例（５）
7	民法の判例（６）
8	民法の判例（７）
9	民法の判例（８）
10	民法の判例（９）
11	民法の判例（１０）
12	民法の判例（１１）
13	民法の判例（１２）
14	まとめ
15	レポート

科目名	民法特殊講義Ⅱ	担当者	永田　誠	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	後期の民法特殊講義では、ドイツの家族法の条文を読んで、日本の家族法との比較検討をすることによって、受講生にドイツ語の原書の読解力を習得させることを第一の目的とし、これにより将来の日本の家族法の進展に寄与することを第二の目的とする。		
到達目標	ドイツ民法のしかるべき数の条文を正確に読み切ることが目標である。		
履修条件	ドイツ語の十分な読解力があること。		
授業方法	予め配布したドイツ民法の条文を、読み上げて翻訳してもらい、私が訂正などをしながら日本法との比較を行ってゆく。		
準備学習	予め配布された資料を事前によく読んで、教室では、滞りなく和訳できるようにしておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	
教 科 書	Bürgerliches Gesetzbuchの中の予め配布された条文		
参 考 書	特にないが、ベルント・ゲッツェの独和法律用語辞典（成文堂）、Creifelds　Rechtswörterbuch（C.H.Beck)があれば大きな手助けとなる。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	授業の説明
2	婚姻予約 - §§ 1297, 1298, 1299,1301, 1302
3	婚姻の成立 - §§ 1310, 1311, 1312
4	婚姻の一般的効力- §§ 1353, 1355, 1356, 1359, 1360, 1361
5	夫婦財産制 - §§ 1363,1364, 1365, 1373, 1374
6	契約夫婦財産制 - §§1408, 1409, 1410, 1411, 1414, 1415
7	離婚 - §§ 1564, 1565, 1566, 1567, 1568
8	離婚後の夫婦間の扶養 - §§ 1569, 1570,1571, 1572, 1573, 1576
9	年金調整 - §§ 1587, 1587a, 1587b, 1587c,1587d, 1587e
10	子の認知 - §§ 1591, 1592, 1593, 1594, 1595, 1596, 1599
11	成年後見 - §§ 1896, 1897, 1901, 1902, 1904
12	養子縁組 - §§ 1741, 1742, 1743, 1745, 1746, 1751, 1755
13	面会交流 - §§1684, 1685, 1686, 1687, 1687a, 1687b, 1688, 1693, 1696, 1697a, 1698
14	面会交流 - Art. 1,2, 3, 4, 5, 6, 8, 13, 21 des HKÜ
15	Lebesnpartner, §§1, 2, 3, 4, 5, 10 des LPartG

科目名	民法特殊講義Ⅱ	担当者	長谷川 貞之	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	前期の同講義Ⅰに筒木、二当事者から多角的法律関係に移行する現代社会を踏まえ、複眼的観点から、多角的法律関係を取り上げる。この同講義Ⅱでは、担保と民法以外の他の私法領域における多角的法律関係について、深く掘り下げて研究する。		
到達目標	多角的法律関係（契約・法定債権・担保）に関する民法の基礎理論とそれを支える基本概念を習得して、今後学んで行く個別テーマへの展開が図れる基本能力を養う。		
履修条件	法学部での民法科目（財産法・身分法）について一通りの理解ができていること、および、同講義Ⅰの履修者であること。		
授業方法	講義形式であるが、適宜、ソクラテスメソッド（問答方法）を用い、質疑応答を入れながら授業を進めて行く。また、予め担当を決めるので、担当者は基本献についてレジメを作成しておくことなどが必要である。六法は必携である。		
準備学習	毎回、事前に文献・資料等の当該箇所を読んでおくこと。受講者は、毎回の授業で取り上げたことを基本文献や教科書、文献・資料等で確認し、研究ノートを作成すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平常評価	100%	授業内レポートを主に（60%）授業態度、課題の取組み、予習・復習の程度などを考慮し（40%）、総合的に評価する。
教科書	椿寿夫・中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』（日本評論社、2012年）。その他の個別文献や資料等の必要な教材は、適宜、コピーするなどして配布する。		
参考書	詳細は、開講にあたり指示する。その他、授業中に、適宜紹介する。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	ガイダンスⅡ／本講義の意義・目的
2	・民法を中心とする私法と多角的法律関係 ・多角的法律関係の意義と既存の法体系 ・多角的法律関係―総論③（Ⅰからの続き）
3	多角的法律関係―総論④（Ⅰからの続き）
4	担保（物的・人的担保の双方）の多角的法律関係①
5	担保（物的・人的担保の双方）の多角的法律関係②
6	担保（物的・人的担保の双方）の多角的法律関係③
7	担保（物的・人的担保の双方）の多角的法律関係④
8	担保（物的・人的担保の双方）の多角的法律関係⑤
9	小括
10	民法以外の他領域の多角的法律関係①
11	民法以外の他領域の多角的法律関係②
12	民法以外の他領域の多角的法律関係③
13	民法以外の他領域の多角的法律関係④
14	民法以外の他領域の多角的法律関係⑤
15	・主題に関するレジュメの作成とプレゼンテーション ・リサーチペーパーの作成と論文作法

科目名	民法特殊講義Ⅱ	担当者	藤村　和夫	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	交通事故損害賠償に係る責任論の概説。		
到達目標	交通事故損害賠償に係る責任論についての一応の理解。		
履修条件	特にないが、不法行為法の基礎を理解していることが望ましい。		
授業方法	受講生の報告に基づく解説と講義。		
準備学習	教科書及び授業で扱うであろう裁判例を読んでおく。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業における議論に参加した内容をみて評価する。
教 科 書	藤村和夫「交通事故Ⅰ　責任論」（信山社、2012年）		
参 考 書	必要があれば、授業中に示す。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	自賠法3条但書免責
2	法定監督義務者の責任（1）
3	同（2）
4	使用者責任（1）
5	同（2）
6	工作物責任・営造物責任（1）
7	同（2）
8	同（3）
9	動物占有者の責任
10	共同不法行為（1）
11	同（2）
12	同（3）
13	同（4）
14	同（5）
15	民事上の責任と刑事上の責任

科目名	民法特殊講義Ⅱ	担当者	山川　一陽	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	前期は抵当権と変型担保を中心とした研究をする。最近法改正され、同時に民事執行法等の手続法の改正がされた。改正によってもたらされたものなどを明らかする。同時に従来から抵当権について述べられていることを批判的に検討する。後期は家族法と戸籍の問題を検討する。昭和62年の特別養子法の改正や最近の親権・後見の改正がありいずれも戸籍との深い関連性を有する。相続法の昭和55年改正も戸籍との関連が多いところから改正の趣旨やその意図などを戸籍との関連において検討する。		
到達目標	担保法特に抵当権と約定担保についての学部レベルの研究をさらに深める。 戸籍という制度の様々な領域についての活用状況を知り理解する		
履修条件	特になし		
授業方法	私からの話ないし授業を前提として議論をする		
準備学習	指定された文献など事前予習		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	
教 科 書	特になし		
参 考 書	山川一陽「担保物権法」〔弘文堂〕 山川一陽「戸籍実務の理論と家族法」〔日本加除出版〕		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	家族法と戸籍との関係
2	戸籍の理論とその歴史的意義
3	身分行為と戸籍 いわゆる創設的身分行為と報告的身分行為など
4	戸籍の公示機能と身分行為論
5	戸籍における「氏」の機能
6	いわゆる呼称上の氏と民法上の氏
7	離婚の際の氏を称する届出と呼称上の氏
8	渉外的身分行為についての基礎理論
9	渉外的身分行為と氏
10	渉外的身分行為と戸籍
11	認知と戸籍
12	相続法と戸籍 相続分と相続人など 昭和55年改正法
13	特別養子制度と戸籍
14	国際的な子の引き渡し請求など
15	総括的問題

科目名	商法特殊講義Ⅰ	担当者	石山　卓磨	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	この授業では、わが国の会社法制に関し、その前半部分について研究する。学説・判例ともに、学部レベルの学習をより深めて、学問的研究レベルで授業を進めたい。基本的には、わが国の判例・学説の理解を深めることを目標とするが、可能な範囲で、外国法制についても眼を向けたいと思うし、英書を購読する場合もありうる。		
到達目標	平成18年に現行会社法が施行されて以来、新たな会社法関連の問題が多々生じているが、それらの問題点を実務・判例・学説の3方面から、適確に把握し、自説を確立することを目的とする。		
履修条件	特にないが、あえていえば、学部でひととおり会社法を学んでいることが望ましい。		
授業方法	受講者の報告を中心にして進めるが、適宜、解説を加える。		
準備学習	商事法務や金融商事判例等の法律雑誌を日常的に検索し、学界や実務界の動向に関心をもつこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	授業時における受講者の報告のできばえを総合的に評価する。 学期末に会社法に関するレポートを提出してもらう。
教科書	特に指定せず。		
参考書	石山・河内・尾崎・川島著「ハイブリット会社法」（法律文化社）。その他、適宜、紹介・指定する。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	会社の各種類とその特色（１）
2	同上（２）
3	株式会社の機関構造の変遷（１）
4	同上（２）
5	同上（３）
6	株式の各種類とその用途（１）
7	同上（２）
8	同上（３）
9	株主総会をめぐる諸問題（１）
10	同上（２）
11	同上（３）
12	取締役会と代表取締役の関係
13	委員会設置会社における取締役会と業務執行機関の関係
14	最新判例の検討（１）
15	同上（２）

科目名	商法特殊講義Ⅰ	担当者	工藤　聡一	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本年度前期は、商取引法の問題のうち、国際航空運送における運送人と旅客・荷主との法律関係を多角的に検討する。1999年モントリオール条約（国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約）を素材とする。		
到達目標	国際航空運送人の責任制度のメカニズム、その変遷および内在する法的諸問題を理解すること。		
履修条件	受講者は、商取引法（商行為法）及び国際法の基礎知識を有することが望ましい。また、国際条約の解釈と運用に関する洋文献（英語）の読解が進行のもとになる関係上、語学学習への関心と継続的な努力が必要である。		
授業方法	演習形式による。単元毎、制度の基本構造、重要概念の意義につき若干のレクチャーを行ったうえで、受講者の報告、それに対する質疑を軸に進行していく。		
準備学習	報告担当箇所についての準備はもちろんのこと、質疑を活性化させるため十分な予習が求められる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	受講態度、報告内容及び質疑への参加状況を総合的に判定する。
教科書	藤田勝利＝工藤聡一編『現代商取引法』（弘文堂，2011年）；J.C. Batra, International Air Law (Reliance Publishing House, 2003). その他、資料を随時配布する。		
参考書	藤田勝利編『新航空法講義』（信山社，2007年）；藤田勝利＝工藤聡一編『航空宇宙法の新展開』（八千代出版，2005年）。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	ガイダンス（シカゴ・システム、ワルソー／モントリオール・システム、及びローマ・システムの意義）
2	国際航空法の基礎（１）
3	国際航空法の基礎（２）
4	条約の適用範囲（１）
5	条約の適用範囲（２）
6	航空券（１）
7	航空券（２）
8	エア・ウェイビル（１）
9	エア・ウェイビル（２）
10	貨物の処分と引渡し（１）
11	貨物の処分と引渡し（２）
12	荷受人の地位
13	下請運送と複合運送（１）
14	下請運送と複合運送（２）
15	総括

科目名	商法特殊講義Ⅰ	担当者	丹羽　重博	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	有価証券概念を基本としたうえで、専門用語により授業をすすめていく。その中で、受講者自らが、実際に流通している手形・小切手の論争点の基本的理解を深めることを目的とする。		
到達目標	実社会で流通している手形・小切手の法律問題を自ら解決できることを目標とする。		
履修条件	民法の理解があることが望ましい。		
授業方法	講義形式とソクラテック方式の併用。		
準備学習	授業開始前に教科書を3回以上読んでおくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	８０％：筆記試験（手形・小切手に関する理解力・および表現力を評価する。） ２０％：質疑応答を評価する。
教科書	手形・小切手法概論（第３版）　丹羽重博著　法学書院		
参考書	手形・小切手判例百選＜第六版＞　別冊ジュリストNO.144　有斐閣		

【授業区分】

区分	授業内容
1	約束手形、為替手形、小切手の意義
2	手形・小切手の経済的機能
3	銀行取引と手形・小切手
4	有価証券としての手形・小切手
5	手形行為の概念と種類
6	手形行為の成特性
7	手形行為の成立
8	手形理論（学説）
9	手形行為と意思表示の瑕疵・欠缺
10	手形行為の代理・代表
11	手形行為の代行
12	他人名義による手形行為
13	手形の偽造
14	手形の変造
15	手形の抹消・毀損・喪失

科目名	商法特殊講義Ⅰ	担当者	福田　弥夫	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	アメリカ保険法の判例研究を通じて、アメリカ商法の理解を深めることを目的とする。 日本の保険法との比較からアメリカ法の独自性を学んでゆくが、日本の保険法の知識は必ずしも必要ではない。 アメリカの判例集の読み方なども含めて、比較法研究の基礎的な知識の習得を図りたい。		
到達目標	アメリカのテキストや判例集を読みこなし、またインターネット経由でアメリカ法の情報を得ることが可能となることが到達目標である。		
履修条件	特にない。保険法を学部時代に履修していることも要求しない。しかし、契約法の基礎知識が必要である。		
授業方法	アメリカのホーンブックやケースブックを輪読してゆく。受講生には、個別のケースの報告を担当してもらう。		
準備学習	シラバスにしたがって、指定された資料を熟読しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	０％	
	平 常 評 価	100%	５０％：レポート ５０％：授業時における報告内容を評価対象とする。
教 科 書	教科書は指定しない。授業時にハンドアウトを配布する。		
参 考 書	Insurance Law (Martinez) West、 『生命保険契約における利害調整の法理』福田弥夫著（成文堂）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	アメリカ保険法の学び方
2	判例検索の方法
3	保険の用語
4	保険の基本原理１　大数の法則
5	保険の基本原理２　リスクとヘッジ
6	保険の基本原理３　射倖契約性
7	保険監督制度１　保険業とはなにか
8	保険監督制度２　保険庁の監督
9	保険契約の構造１　告知義務の役割
10	保険契約の構造２　対価構造
11	保険契約の解釈１　公序原則
12	保険契約の解釈２　約款解釈のルール
13	自動車保険　概要
14	自動車保険　賠償責任保険
15	自動車保険　ノーフォルト保険

科目名	商法特殊講義 I	担当者	松嶋　隆弘	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	会社法を中心とした商事法に関する裁判例を毎回1つずつ検討する。検討にあたっては、理論の検討は当然のことであるが、できる限り、事実関係に立ち入り、当該事案の「スジ」を議論していきたい。		
到達目標	会社法の裁判例等のケースを中心に応用能力を養うことを目的とする。裁判例の検討にあたっては、事実関係や事案に対する愛情が何よりも必要であると考える。本講座の目的は、受講生がその点に意を用いた検討をできるようになることである。		
履修条件	商事法(会社法を含む)のみならず財産法について一定の知識を有していることを前提とする。		
授業方法	ケース・メソッド方式により教員がアトランダムに質問する。したがって、相応の予習が必要である。毎回、学生にあてながら、当該裁判例の事実関係を丁寧に整理した後、判旨の理論的分析を行う。		
準備学習	判決文はあらかじめ指定するので、各自コピーして用意し、講義前までに読んでおくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	人数が少ない場合は、平常評価としたい。
教 科 書	・各自の基本書と最新版六法(大学院であるので、学部レベルの学習は各自が終えていることを前提としている。) ・検討する裁判例は各自でコピーして、あらかじめ参加者全員が読んでおくこと。		
参 考 書	あらかじめ私の論文を読み、問題意識を知っておいていただくことが望ましい。下記サイトを参照。 http://takamaz.mond.jp/		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス(裁判例は、判例雑誌等から最新のものを適宜選択するので、現段階でこれと特定することはできない。)
2	商事裁判例の検討(初回時に検討すべき裁判例のリストを配布する。ただ、最新のものを検討したいので、適宜変更予定)
3	商事裁判例(本年度は会社法改正が予定されており、判例の改正後における意義を検討することもありうる。)
4	商事裁判例の検討(例えば、シンジケートローンに関する最判平成24年11月27日集民242号1頁)
5	商事裁判例の検討(例えば、詐害分割に関する東京地判平成24年 7月23日金判1414号45頁)
6	商事裁判例の検討(例えば、詐害再審に関する最決平成25年11月21日金判1431号16頁)
7	商事裁判例の検討(例えば、全部取得条項付種類株式の価格決定に関する東京地決平成25年9月17日金判1427号54頁)
8	商事裁判例の検討(例えば、事実上の取締役に関する大阪地判平成23年10月31日)
9	商事裁判例の検討(以下、最新裁判例を適宜検討)
10	商事裁判例の検討
11	商事裁判例の検討
12	商事裁判例の検討
13	商事裁判例の検討
14	商事裁判例の検討
15	商事裁判例の検討

科目名	商法特殊講義Ⅱ	担当者	石山　卓磨	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	この授業では、わが国の会社法制に関し、その後半部分について研究する。学説・判例ともに、学部レベルの学習をより深めて、学問的研究レベルで授業を進めたい。基本的には、わが国の判例・学説の理解を深めることを目標とするが、可能な範囲で、外国法制についても眼を向けたいと思うし、英書を購読する場合もありうる。		
到達目標	平成18年に現行会社法が施行されて以来、新たな会社法関連の問題が多々生じているが、それらの問題点を実務・判例・学説の3方面から、適確に把握し、自説を確立することを目的とする。		
履修条件	特にないが、あえていえば、学部でひととおり会社法を学んでいることが望ましい。		
授業方法	受講者の報告を中心にして進めるが、適宜、解説を加える。		
準備学習	商事法務や金融商事判例等の法律雑誌を日常的に検索し、学界や実務界の動向に関心をもつこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業時における受講者の報告のできばえを総合的に評価する。 学期末に会社法に関するレポートを提出してもらう。
教 科 書	特に指定せず。		
参 考 書	石山・河内・尾崎・川島著「ハイブリット会社法」（法律文化社）。その他、適宜、紹介・指定する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	取締役の善管注意義務と忠実義務の関係（１）
2	同上（２）
3	内部統制構築義務（１）
4	同上（２）
5	経営判断の原則（１）
6	同上（２）
7	取締役の対第三者責任（１）
8	同上（２）
9	親子会社法制（１）
10	同上（２）
11	M&A（１）
12	同上（２）
13	株式買取請求（１）
14	同上（２）
15	最新判例の検討

科目名	商法特殊講義Ⅱ	担当者	工藤　聡一	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本年度後期は、商取引法の問題のうち、国際航空運送における運送人と旅客・荷主との法律関係を多角的に検討する。1999年モントリオール条約（国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約）を素材とする。		
到達目標	国際航空運送人の責任制度のメカニズム、その変遷および内在する法的諸問題を理解すること。		
履修条件	受講者は、商取引法（商行為法）及び国際法の基礎知識を有することが望ましい。また、国際条約の解釈と運用に関する洋文献（英語）の読解が進行のもとになる関係上、語学学習への関心と継続的な努力が必要である。		
授業方法	演習形式による。単元毎、制度の基本構造、重要概念の意義につき若干のレクチャーを行ったうえで、受講者の報告、それに対する質疑を軸に進行していく。		
準備学習	報告担当箇所についての準備はもちろんのこと、質疑を活性化させるため十分な予習が求められる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	受講態度、報告内容及び質疑への参加状況を総合的に判定する。
教科書	藤田勝利＝工藤聡一編『現代商取引法』（弘文堂，2011年）；J.C. Batra, International Air Law (Reliance Publishing House, 2003). その他、資料を随時配布する。		
参考書	藤田勝利編『新航空法講義』（信山社，2007年）；藤田勝利＝工藤聡一編『航空宇宙法の新展開』（八千代出版，2005年）。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	ガイダンス、ワルソー・システムの変遷（１）
2	ワルソー・システムの変遷（２）
3	旅客の死亡・傷害と賠償（１）
4	旅客の死亡・傷害と賠償（２）
5	旅客の死亡・傷害と賠償（３）
6	旅客の死亡・傷害と賠償（４）
7	手荷物の損害と賠償（１）
8	手荷物の損害と賠償（２）
9	貨物の損害と賠償（１）
10	貨物の損害と賠償（２）
11	延着（１）
12	延着（２）
13	前払金と家族救済（１）
14	前払金と家族救済（２）
15	総括

科目名	商法特殊講義Ⅱ	担当者	丹羽　重博	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	有価証券概念を基本としたうえで、専門用語により授業をすすめていく。その中で、受講者自らが、実際に流通している手形・小切手の論争点の基本的理解を深めることを目的とする。		
到達目標	実社会で流通している手形・小切手の法律問題を自ら解決できることを目標とする。		
履修条件	民法の理解があることが望ましい。		
授業方法	講義形式とソクラテック方式の併用。		
準備学習	授業開始前に教科書を3回以上読んでおくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	８０％：筆記試験（手形・小切手に関する理解力・および表現力を評価する。） ２０％：質疑応答を評価する。
教 科 書	手形・小切手法概論（第３版）　丹羽重博著　法学書院		
参 考 書	手形・小切手判例百選＜第六版＞　別冊ジュリストNO.144　有斐閣		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	約束手形の振出と原因関係
2	約束手形の記載事項
3	白地手形の諸問題
4	約束手形の譲渡裏書
5	善意取得制度
6	手形抗弁の制限
7	特殊な裏書
8	手形保証
9	支払に関する問題
10	手形の不渡り
11	約束手形の遡及
12	手形の短期消滅時効
13	利得償還請求権
14	為替手形の諸論点
15	小切手の諸論点

科目名	商法特殊講義Ⅱ	担当者	福田　弥夫	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	アメリカ保険法の判例研究を通じて、アメリカ商法の理解を深めることを目的とする。 日本の保険法との比較からアメリカ法の独自性を学んでゆくが、日本の保険法の知識は必ずしも必要ではない。 アメリカの判例集の読み方なども含めて、比較法研究の基礎的な知識の習得を図りたい。		
到達目標	アメリカのテキストや判例集を読みこなし、またインターネット経由でアメリカ法の情報を得ることが可能となることが到達目標である。		
履修条件	特にない。私の商法特殊講義（Ⅰ）を履修していることは条件ではない。また保険法を学部時代に履修していることも要求しない。しかし、契約法や不法行為法の基礎知識が不可欠である。		
授業方法	アメリカのホーンブックやケースブックを輪読してゆく。受講生には、個別のケースの報告を担当してもらう。		
準備学習	最初の事業時に配布するハンドアウトにしたがって、指定された資料を熟読しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	０％	
	平 常 評 価	100%	５０％：レポート ５０％：授業時における報告内容を評価対象とする。
教 科 書	教科書は特に指定しない。ハンドアウトを配布する。		
参 考 書	Insurance Law (Martinez) West、 『生命保険契約における利害調整の法理』福田弥夫著（成文堂）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	専門家賠償責任保険１　概要
2	専門家賠償責任保険２　医師
3	専門家賠償責任保険３　公認会計士
4	専門家賠償責任保険４　弁護士賠責
5	賠償責任保険６　免責条項
6	財産保険１　被保険利益
7	財産保険２　動産保険
8	財産保険３　火災保険
9	財産保険４　火災保険と不正請求
10	生命保険１　責任開始
11	生命保険２　自殺免責
12	生命保険３　被保険利益
13	生命保険４　保険金受取人の指定
14	生命保険５　保険金受取人の変更
15	生命保険６　生命保険契約の買取

科目名	商法特殊講義Ⅱ	担当者	松嶋　隆弘	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	会社法を中心とした商事法に関する裁判例を毎回1つずつ検討する。検討にあたっては、理論の検討は当然のことであるが、できる限り、事実関係に立ち入り、当該事案の「スジ」を議論していきたい。		
到達目標	会社法の裁判例等のケースを中心に応用能力を養うことを目的とする。裁判例の検討にあたっては、事実関係や事案に対する愛情が何よりも必要であると考える。本講座の目的は、受講生がその点に意を用いた検討をできるようになることである。		
履修条件	商事法(会社法を含む)のみならず財産法について一定の知識を有していることを前提とする。		
授業方法	ケース・メソッド方式により教員がアトランダムに質問する。したがって、相応の予習が必要である。毎回、学生にあてながら、当該裁判例の事実関係を丁寧に整理した後、判旨の理論的分析を行う。		
準備学習	判決文はあらかじめ指定するので、各自コピーして用意し、講義前までに読んでおくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	人数が少ない場合は、平常評価としたい。
教 科 書	・各自の基本書と最新版六法(大学院であるので、学部レベルの学習は各自が終えていることを前提としている。) ・検討する裁判例は各自でコピーして、あらかじめ参加者全員が読んでおくこと。		
参 考 書	あらかじめ私の論文を読み、問題意識を知っておいていただくことが望ましい。下記サイトを参照。 http://takamaz.mond.jp/		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	商事裁判例の検討(詳細は前記のシラバスで記載したところを参照されたい。)
2	商事裁判例の検討(裁判例は、判例雑誌等から最新のものを適宜選択するので、現段階でこれと特定することはできない。特に後期はそう言える。)
3	商事裁判例の検討(初回時に検討すべき裁判例のリストを配布する。ただ、最新のものを検討したいので、適宜変更予定)
4	商事裁判例の検討(本年度は会社法改正が予定されており、判例の改正後における意義を検討することもありうる。)
5	商事裁判例の検討
6	商事裁判例の検討
7	商事裁判例の検討
8	商事裁判例の検討
9	商事裁判例の検討
10	商事裁判例の検討
11	商事裁判例の検討
12	商事裁判例の検討
13	商事裁判例の検討
14	商事裁判例の検討
15	商事裁判例の検討

科目名	民事訴訟法特殊講義Ⅰ	担当者	遠藤　功	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	実体法と手続法が交錯する権利実現の意義と方法、プロセスについて理解することを目的とする。好況とはいえない経済情勢を反映して、民事訴訟事件、民事執行事件、倒産事件が多いので権利実現過程の重要性に着目してほしい。外国の専門書に習熟することも目的とする。		
到達目標	権利・義務を基礎づける実体法と権利実現の手続について十分理解すること。また、基幹となる民事訴訟法はじめ民事手続法の内容と手続について理解を深め、国内外の具体的な法律問題を合理的かつ実効的に解決する方法を修得する。		
履修条件	大学院生を対象とする。		
授業方法	演習形式で行う。		
準備学習	教材をよく読み予習すること。外国語の能力を養成すること。法的紛争の現場もよく知ること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	４０％：筆記試験（前提となる基礎知識修得について判定する。） ６０％：演習での発表・応答を重視する。
教科書	講義担当者作成の教材、洋書としては、 Ingman, The English Legal Process 12th ed. 2008, Lüke, Zivilprozessrecht 10. Aufl. 2012		
参考書	中野貞一郎・民事執行法6版２刷, 竹下守夫・民事執行における実体法と手続法, 遠藤功他・民事執行法・保全法 Rosenberg/Gaul・・,Zwangsvollstreckungsrecht 12. Aufl.		

【授業区分】

区分	授業内容
1	民事訴訟法と実体法の関係
2	訴訟行為と私法行為
3	権利行使・実現としての手続
4	当事者の行為の有効要件
5	既判力と法的審尋（問）請求権
6	処分権主義・弁論主義・当事者主義の現れ方
7	既判力の客観的範囲についての訴訟法的および実体法的要件
8	既判力の客観的範囲の判断基準――具体例にそくして
9	手続行為の合（適）法性と違法性の区別
10	執行機関の行為の合法性と違法性
11	強制的権利実現における債権者の行為（態度）の合法性と違法性
12	判決手続における当事者の行為（態度）の合法性と違法性
13	破産申立ての合法性と違法性
14	差押えの根拠・意義・効力
15	平等主義と優先主義

科目名	民事訴訟法特殊講義Ⅰ	担当者	小田　司	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	この講義では、民事訴訟の基本構造と基本理論を理解した上で、その主要な論点について検討することにより、民事訴訟法及び民事執行法を研究する上での分析力・思考力を養うことを目的とする。特に訴えの提起から訴訟の審理に至るまでの過程をこの講義のテーマとし、その基礎的理解を深めることを目的とする。		
到達目標	民事訴訟法などを研究する上での分析力・思考力を養い、さらに具体的事例の検討を通じて、個々の紛争事例を法的に正しく処理するのに必要な知識の獲得と能力の養成を目標とする。		
履修条件	講義内において各自に割り当てた課題について、毎回必ず準備してくること。		
授業方法	演習形式で行う。講義項目ごとに、各自に課題を割り当て、各自が割り当てられた課題について報告を行い、それについて受講者全員が討議するという方法で講義を進める。		
準備学習	講義で取り上げた事項について、講義内容を振り返り、各自で整理しておくこと。次回の講義項目について予告するので、各自予習しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	１００%	各自に割り当てた課題についての報告を７０%、講義時の発言及び出席状況を３０%とし、これらを総合して評価する。
教科書	小田司編『民事訴訟法』（弘文堂）		
参考書	高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)(下)』（有斐閣）、高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選〔第４版〕』（有斐閣）など		

【授業区分】

区分	授業内容
1	民事紛争の解決 民事訴訟と裁判外紛争処理（ＡＤＲ）の比較検討
2	民事訴訟の対象 宗教法人の内部紛争などに関する問題の検討
3	裁判管轄 国内裁判管轄及び国際裁判管轄に関する問題の検討
4	当事者をめぐる問題（１） 氏名冒用訴訟、死者名義訴訟に関する問題の検討
5	当事者をめぐる問題（２） 法人でない社団の当事者能力、紛争管理権などに関する問題の検討
6	当事者をめぐる問題（３） 訴訟能力に関する問題の検討
7	当事者をめぐる問題（４） 法定訴訟担当、任意的訴訟担当に関する問題の検討
8	訴えの提起とその効果（１） 給付・確認・形成の訴えに関する問題の検討
9	訴えの提起とその効果（２） 訴訟要件、重複起訴の禁止などに関する問題の検討
10	訴訟手続の進行・審理（１） 処分権主義、弁論主義などの審理の基本原則に関する問題の検討
11	訴訟手続の進行・審理（２） 攻撃防御方法の提出、主要事実と間接事実に関する問題の検討
12	訴訟手続の進行・審理（３） 裁判上の自白、釈明権・釈明処分などに関する問題の検討
13	事実認定・証拠（１） 証明責任の分配と証明負担の軽減などに関する問題の検討
14	事実認定・証拠（２） 文書提出命令、証言拒絶権、証拠保全などに関する問題の検討
15	まとめ

科目名	民事訴訟法特殊講義Ⅰ	担当者	加藤　哲夫	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	経済的な破綻を意味する「倒産」という事態に立ち至った場合における処理を規律する法分野として、破産法、民事再生法、会社更生法などが存在します。これらの総称が「倒産法」ということになります。この講義では、破産法および民事再生法を中心として、この「倒産法」の分野の理解を目的とします。具体的な素材を資料として、重要な法分野である倒産法の全体像を理解してもらえればと考えています。		
到達目標	清算型である破産手続と再建型である民事再生手続の構造を比較しながら、倒産処理の基本理念、仕組みを考え、理解することを授業の目標とします。		
履修条件	修士課程、博士課程を問わず、学年も問いません。		
授業方法	講義と討論を中心に行います。各単元の最初に基本的な事項を解説した上で、判例を素材としてみんなで議論してみようと考えています。		
準備学習	毎回、シラバスにある課題を設定し、その準備を前提に授業を進めます。判例は事前に読んでおいてください。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	授業は、講義と討論で進めますので、授業への積極的な参加によります。
教科書	加藤哲夫『破産法〔第6版〕』(弘文堂・2012年)		
参考書	倒産法判例百選【第5版】〔有斐閣・2013年〕		

【授業区分】

区分	授業内容
1	倒産処理の枠組み～倒産法の体系的な理解をするために必要な基本的な考え方を示します。
2	倒産手続の開始(1)～倒産手続開始原因である「支払不能」の意義を理解します。東京地判平成19・3・29金融法務時事情1819号40頁
3	倒産手続の開始(2)～倒産手続開始原因である「債務超過」の意義を理解します。東京高決昭和56・9・7判例時法1021号110頁
4	倒産手続の開始(3)～倒産手続の開始申立てについて検討します。東京地決平成3・10・29判例時報1402号32頁
5	倒産手続の開始(4)～倒産手続の開始申立てについて検討します。最二決平成11・4・16民集53巻4号740頁
6	倒産手続の開始(5)～倒産手続の開始申立てを制限する約定の効力を検討します。東京高決昭和57・11・30下民集33巻9～12号1433頁
7	倒産手続の開始(6)～開始決定までの財産の保全について弁済禁止保全処分を中心に検討します。最判昭和57・3・30民集36巻3号484頁
8	倒産手続の開始(7)～開始決定の取消しによる手続利用の排除を検討します。東京高決平成19・7・9判例タイムズ1263号347頁
9	倒産手続の機関(1)～破産手続における破産管財人の地位について検討します。最判昭和48・2・16金融法務事情678号21頁
10	倒産手続の機関(2)～破産管財人の善管注意義務について検討します。最判平成18・12・21民集60巻10号3964頁
11	倒産手続の機関(3)～民事再生手続における再生債務者の地位について検討します。大阪地判平成20・10・31金融法務事情1856号31頁
12	倒産手続の機関(4)～破産会社の取締役の責任について検討します。最判平成16・6・10民集58巻5号1178頁
13	倒産手続の開始と訴訟～倒産手続の開始に伴う訴訟手続の帰趨(株主代表訴訟)を検討します。東京地決平成12・1・27金融商事判例1120号58頁
14	倒産債権(破産債権)(1)～支配会社の従属破産会社に対する破産債権の処遇を検討します。東京地判平成3・12・16金融商事判例903号39頁
15	倒産債権(再生債権)(2)～債権届出のなかった再生債権の処遇を検討します。東京地判平成16・3・24判例タイムズ1160号292頁

科目名	民事訴訟法特殊講義Ⅱ	担当者	遠藤　功	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	実体法と手続法が交錯する権利実現の意義と方法、プロセスについて理解することを目的とする。好況とはいえない経済情勢を反映して、民事訴訟事件、民事執行事件、倒産事件が多いので権利実現過程の重要性に着目してほしい。外国の専門書に習熟することも目的とする。		
到達目標	権利・義務を基礎づける実体法と権利実現の手続について十分理解すること。また、基幹となる民事訴訟法はじめ民事手続法の内容と手続について理解を深め、国内外の具体的な法律問題を合理的かつ実効的に解決する方法を修得する。		
履修条件	大学院生を対象とする。		
授業方法	演習形式で行う。		
準備学習	教材をよく読み予習すること。外国語の能力を養成すること。法的紛争の現場もよく知ること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	４０％：筆記試験（前提となる基礎知識修得について判定する。） ６０％：演習での発表・応答を重視する。
教 科 書	講義担当者作成の教材、洋書としては、 Ingman, The English Legal Process 12th ed. 2008, Lüke, Zivilprozessrecht 10. Aufl. 2012		
参 考 書	中野貞一郎・民事執行法6版２刷, 竹下守夫・民事執行における実体法と手続法, 遠藤功他・民事執行法・保全法 Rosenberg/Gaul・・,Zwangsvollstreckungsrecht 12. Aufl.		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	強制的権利実現という場合の強制とは何か
2	強制的権利実現の実体的正当性
3	強制的権利実現の形式的適法性
4	手続法上得られた結果に関する実体法的評価
5	実体私法的評価の手続法的法律効果
6	強制的権利実現の保護のための要件
7	強制的権利実現からの保護
8	請求異議の訴え
9	強制管理の見直し
10	不動産収益執行と抵当権者の権限
11	強制的権利実現過程における民事訴訟の基本原理
12	強制的権利実現手続と第三者
13	人権規定と強制的権利実現
14	権利実現手続の歴史
15	権利実現に関する比較法的考察

科目名	民事訴訟法特殊講義Ⅱ	担当者	小田　司	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	この講義では、民事訴訟及び民事執行の基本構造と基本理論を理解した上で、その主要な論点について検討することにより、民事訴訟法及び民事執行法を研究する上での分析力・思考力を養うことを目的とする。特に判決による訴訟の終了、多数当事者訴訟、勝訴した際の権利実現の方法などをこの講義のテーマとし、その基礎的理解を深めることを目的とする。		
到達目標	民事訴訟法及び民事執行法などを研究する上での分析力・思考力を養い、さらに具体的事例の検討を通じて、個々の紛争事例を法的に正しく処理するのに必要な知識の獲得と能力の養成を目標とする。		
履修条件	講義内において各自に割り当てた課題について、毎回必ず準備してくること。		
授業方法	演習形式で行う。講義項目ごとに、各自に課題を割り当て、各自が割り当てられた課題について報告を行い、それについて受講者全員が討議するという方法で講義を進める。		
準備学習	講義で取り上げた事項について、講義内容を振り返り、各自で整理しておくこと。次回の講義項目について予告するので、各自予習しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	１００%	各自に割り当てた課題についての報告を７０%、講義時の発言及び出席状況を３０%とし、これらを総合して評価する。
教科書	小田司編『民事訴訟法』（弘文堂）、小田司編『民事執行法・民事保全法』（弘文堂）		
参考書	高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選〔第４版〕』（有斐閣）、上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦編『民事執行・保全判例百選〔第２版〕』（有斐閣）など		

【授業区分】

区分	授業内容
1	判決及び訴訟の終了（１） 既判力の時的限界に関する問題の検討
2	判決及び訴訟の終了（２） 既判力の主観的範囲に関する問題の検討
3	判決及び訴訟の終了（３） 既判力の客観的範囲に関する問題の検討
4	複数請求訴訟 訴えの併合・変更、反訴などに関する問題の検討
5	多数当事者訴訟（１） 共同訴訟に関する問題の検討
6	多数当事者訴訟（２） 訴訟参加、訴訟承継に関する問題の検討
7	不服申立手続 控訴・上告・抗告・再審に関する問題の検討
8	略式訴訟手続 少額訴訟手続、督促手続に関する問題の検討
9	民事執行手続（１） 執行当事者、債務名義、執行文などに関する問題の検討
10	民事執行手続（２） 請求異議訴訟、第三者異議訴訟に関する問題の検討
11	民事執行手続（３） 不動産・動産・債権に対する強制執行に関する問題の検討
12	民事執行手続（４） 非金銭執行に関する問題の検討
13	民事執行手続（５） 不動産・動産・債権についての担保権の実行に関する問題の検討
14	民事保全手続 保全命令手続、保全執行手続に関する問題の検討
15	まとめ

科目名	民事訴訟法特殊講義Ⅱ	担当者	加藤　哲夫	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	経済的な破綻を意味する「倒産」という事態に立ち至った場合における処理を規律する法分野として、破産法、民事再生法、会社更生法などが存在します。これらの総称が「倒産法」ということになります。この講義では、破産法および民事再生法を中心として、この「倒産法」の分野の理解を目的とします。具体的な素材を資料として、重要な法分野である倒産法の全体像を理解してもらえればと考えています。		
到達目標	清算型である破産手続と再建型である民事再生手続の構造を比較しながら、倒産処理の基本理念、仕組みを考え、理解することを授業の目標とします。		
履修条件	修士課程、博士課程を問わず、学年も問いません。		
授業方法	講義と討論を中心に行います。各単元の最初に基本的な事項を解説した上で、判例を素材としてみんなで議論してみようと考えています。		
準備学習	毎回、シラバスにある課題を設定し、その準備を前提に授業を進めます。判例は事前に読んでおいてください。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	授業は、講義と討論で進めますので、授業への積極的な参加によります。
教科書	加藤哲夫『破産法〔第6版〕』(弘文堂・2012年)		
参考書	倒産法判例百選【第5版】〔有斐閣・2013年〕		

【授業区分】

区分	授業内容
1	倒産債権(3)～連帯保証人の一人が破産した場合と他の連帯保証人の求償権の処遇を検討します。最判平成7・1・20民集49巻1号1頁
2	担保権の処遇(1)～将来債権譲渡担保の倒産手続における処遇を検討します。最判平成19・2・15民集61巻1号243頁
3	担保権の処遇(2)～民事再生における担保権消滅許可制度の概要を理解します。名古屋高決平成16・8・10判例時報1884号49頁
4	相殺権(1)～期限付又は停止条件付債務と相殺の可否について検討します。最判平成17・1・17民集59巻1号1頁
5	相殺権(2)～敷金返還請求権と相殺の可否について検討します。東京地判平成12・10・16判例時報1731号24頁
6	否認権(1)～借入金による弁済と偏頗行為否認を検討します。最判平成5・1・25民集47巻1号344頁
7	否認権(2)～停止条件付集合債権譲渡担保契約と否認の関係を考えてみます。最判平成16・7・16民集58巻5号1744頁
8	否認権(3)～保証・物上保証と無償行為の否認との関係を考えてみます。最判昭和62・7・3民集41巻5号1068頁
9	双務契約(1)～ファイナンスリース契約のユーザーの破産におけるリース会社の処遇を検討します。最判平成7・4・14民集49巻4号1063頁
10	双務契約(2)～リース契約における倒産解除特約の効力について検討します。最判平成20・12・16金曜商事判例1308号40頁
11	双務契約(3)～破産管財人の解除がどのような影響を相手方に与えるかを検討します。最判平成12・2・29民集54巻2号553頁
12	民事再生の再生計画(1)～再生手続における事業譲渡を考えてみます。東京高決平成16・6・17金融法務事情1719号51頁
13	民事再生の再生計画(2)～再生計画における再生債権者の処遇を考えてみます。東京高決平成14・9・6判例時報1826号72頁
14	個人破産と免責～クレジットカードによる商品購入と破産免責を検討します。最判平成12・1・28金融商事判例1093号15頁
15	授業のまとめ～倒産法制の今後における方向性を含めて、1年間の授業の総括をします。

科目名	国際私法特殊講義Ⅰ	担当者	織田　有基子	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	日本の伝統的国際私法の手法および現在の状況を把握し、国際私法の今後のあるべき姿を探る。		
到達目標	国際私法の諸問題の検討およびレポート作成を通じて、研究手法を身につけることを目標とする。 なお、授業の内容および進め方については、授業履修者の問題関心に応じて変更の余地もあり得る。		
履修条件	学年は問わない。ただし、積極的な質疑応答および課題提出が可能であること。		
授業方法	講義＋ゼミ形式で行う。		
準備学習	毎回課題（宿題）を指示するので、それに対応すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業の準備状況、質疑応答、課題の提出状況などを総合的に考慮する。
教 科 書	澤木敬郎＝道垣内正人「国際私法入門」（第７版）（２０１２，有斐閣）		
参 考 書	必要に応じ、授業の中で指示または紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	国際私法（広義）とはどういうものかー国際私法の理念と現実
2	主権免除と「対外国民事裁判権法」について
3	国際裁判管轄権について（総論）
4	国際財産関係事件における国際裁判管轄権
5	外国判決の承認執行
6	国際的訴訟競合
7	国際民事手続におけるその他の諸問題
8	準拠法決定ルールの概要
9	国際的不法行為（１）
10	国際的不法行為（２）
11	国際契約（１）
12	国際契約（２）
13	その他の債権関係と国際私法
14	物権と国際私法
15	まとめ

科目名	国際私法特殊講義Ⅱ	担当者	織田　有基子	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	日本の伝統的国際私法の手法および現在の状況を把握し、国際私法の今後のあるべき姿を探る。		
到達目標	国際私法の諸問題の検討およびレポート作成を通じて、研究手法を身につけることを目標とする。 なお、授業の内容および進め方については、授業履修者の問題関心に応じて変更の余地もあり得る。		
履修条件	学年は問わない。ただし、積極的な質疑応答および課題提出が可能であること。		
授業方法	講義＋ゼミ形式で行う。		
準備学習	毎回課題（宿題）を指示するので、それに対応すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業の準備状況、質疑応答、課題の提出状況などを総合的に考慮する。
教 科 書	澤木敬郎＝道垣内正人「国際私法入門」（第７版）（２０１２，有斐閣）		
参 考 書	必要に応じ、授業の中で指示または紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	国際家事事件における国際裁判管轄権（１）
2	国際家事事件における国際裁判管轄権（２）
3	国際結婚（１）
4	国際結婚（２）
5	国際離婚（１）
6	国際離婚（２）
7	国際的実親子関係の成立（１）
8	国際的実親子関係の成立（２）
9	国際的養親子関係の成立（１）
10	国際的養親子関係の成立（２）
11	国際的親子関係の効力
12	「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」について
13	国際相続・遺言・扶養（１）
14	国際相続・遺言・扶養（２）
15	まとめ

科目名	国際取引法特殊講義Ⅰ	担当者	藤川 信夫	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	グローバル企業において環境変化に対応しつつ競争力強化等を図ることが求められる。国際契約分野ではウィーン統一売買条約が発効し企業の対応が注視される。国際投資・企業結合分野では国際的M＆A・国際合弁の他、敵対的買収防衛策では米国判例法理、EU規制との比較研究が求められる。国際金融取引分野ではサブプライム金融危機、欧州債務危機の監督・法規制の枠組みが議論される。イスラム金融法、域外適用など新たな課題も採り上げたい。		
到達目標	基礎的理論と企業実務との接点となる重要科目である。基礎的な国際的ビジネス法制度の修得のほか将来の進路選択・設定においても役に立つように専門的内容を身につけたい。企業の実例を踏まえ分かりやすく講義する。		
履修条件	学部時代に、国際取引法など関連科目の履修を終えることを前提とはしない。新しく学習を始めるような他分野の学生も歓迎する。積極的に関心を持って参加されたい。プレゼンテーション能力向上なども目指されたい。		
授業方法	政府系金融機関である日本政策投資銀行の長年の勤務経験と融資・財務ノウハウを生かし理論、実践的講義を行う。法律・経営・会計など総合的観点からケーススタディを行い、直面する現代的課題を多面的に採り上げる。		
準備学習	会社法、契約法、民事訴訟法など、基礎的な科目について、更に深く自主的に学習されれば、一層向上する。我が国においては、国際的展開を図る多国籍企業が大きな経済活動を行っている。国際経営も併せて学習しよう。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	授業内評価による。レポート提出・発表など。
教 科 書	毎回レジメ配布する。テキストなどについては、講義の中で適宜指示する。		
参 考 書	講義の中で適宜指示する。		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	国際取引法概説ー国際取引法の枠組み、関連法分野、企業の海外進出形態、為替取引などー
2	国際製造物責任訴訟ーＰＬ責任と米国の厳格責任主義などー
3	国際売買契約の概要（1）ーインコタームズ2010、引渡・船積条件、国際的資金決済・荷為替信用状、危険負担などー
4	国際売買契約の概要（2）ー瑕疵担保責任、不可抗力条項、解除・損害賠償、裁判管轄、準拠法、国際運送・保険契約などー
5	国際売買契約の概要（3）ーウィーン統一売買条約の概要と企業の対応ー適用範囲および総則、契約の成立、適用排除、物品の売買ほかー
6	国際売買契約の概要（4）ーウィーン統一売買条約の概要と企業の対応ー売主・買主の義務、危険の移転ほかー
7	国際売買契約の概要（5）ーウィーン統一売買条約の概要と企業の対応ー損害賠償、解除、最終規定ほかー
8	国際的企業買収（M＆A）（1）ー企業買収（M＆A）と法制度ー合併、株式交換・移転、会社分割、ＭＢＯ、三角合併などー
9	国際的企業買収（M＆A）（2）ー国際的企業買収（M＆A）契約の概要、資産特定、負債承継、競業避止義務など具体的条項例ー
10	国際的企業買収（M＆A）（3）ーデューディリジェンス（詳細調査）、企業評価手法、買収後の運営、M&Aファイナンスなどー
11	企業買収（M＆A）と敵対的買収防衛策の具体例ーライツプラン、黄金株などー
12	敵対的企業買収（M＆A）とＴＯＢ（株式公開買付）ルール、国際組織再編制度ー米国、ＥＵー
13	日米欧における買収防衛策の新動向（1）ー経営判断原則、ユノカル、レブロンなど米国の判例法理の変遷と企業の対応などー
14	日米欧における買収防衛策の新動向（2）ー国際的企業買収のケーススタディー英ボーダフォンによる独マンネスマンの敵対的買収などー
15	敵対的買収・防衛策と我が国の対応ーブルドックソース事件、買収防衛策指針、ＭＢＯ指針などー

科目名	国際取引法特殊講義Ⅱ	担当者	藤川 信夫	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	グローバル企業において環境変化に対応しつつ競争力強化等を図ることが求められる。国際契約分野ではウィーン統一売買条約が発効し企業の対応が注視される。国際投資・企業結合分野では国際的M&A・国際合弁の他、敵対的買収防衛策では米国判例法理、EU規制との比較研究が求められる。国際金融取引分野ではサブプライム金融危機、欧州債務危機の監督・法規制の枠組みが議論される。イスラム金融法、域外適用など新たな課題も採り上げたい。		
到達目標	基礎的理論と企業実務との接点となる重要科目である。基礎的な国際的ビジネス法制度の修得のほか将来の進路選択・設定においても役に立つように専門的内容を身につけたい。企業の実例を踏まえ分かりやすく講義する。		
履修条件	学部時代に、国際取引法など関連科目の履修を終えることを前提とはしない。新しく学習を始めるような他分野の学生も歓迎する。積極的に関心を持って参加されたい。プレゼンテーション能力向上なども目指されたい。		
授業方法	政府系金融機関である日本政策投資銀行の長年の勤務経験と融資・財務ノウハウを生かし理論、実践的講義を行う。法律・経営・会計など総合的観点からケーススタディを行い、直面する現代的課題を多面的に採り上げる。		
準備学習	会社法、契約法、民事訴訟法など、基礎的な科目について、更に深く自主的に学習されれば、一層向上する。我が国においては、国際的展開を図る多国籍企業が大きな経済活動を行っている。国際経営も併せて学習しよう。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	授業内評価による。レポート提出・発表など。
教 科 書	毎回レジメ配布する。テキストなどについては、講義の中で適宜指示する。		
参 考 書	講義の中で適宜指示する。		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	域外適用の現代的課題（1）－域外適用問題の新たな展開と企業の対応－
2	域外適用の現代的課題（2）－米国ＦＣＰＡ等とコンプライアンス・プログラム－
3	域外適用の現代的課題（3）－域外適用の理論的考察、米国司法省等と司法判断－
4	中国におけるM&A法制度と企業の対応
5	国際投融資（1）ー国際合弁契約の概要、株主間契約、譲渡制限、撤退条項などー
6	国際投融資（2）ー投資協定、国際共同開発、シンジケート・ローンなど
7	リーマンショックと国際金融取引（1）ーサブプライム・ローン問題と国際金融危機、証券化商品の仕組みと問題点ー
8	リーマンショックと国際金融取引（2）ー格付機関、シャドーバンキングと国際金融取引、投資銀行戦略・モデルの破綻ー
9	国際金融規制・監督（1）ーバーゼル銀行監督委員会、オバマ政権の金融改革法、英国の金融改革など国際金融の新たな法規制ー
10	国際金融規制・監督（2）ー国際的自己資本規制、流動性規制、自己資本注入と資産買取・ストレステストなど公的支援策ー
11	国際金融規制・監督（3）ーマクロ・プルーデンス、レバレッジ規制、ファンド・格付機関、リビングウィル・破綻処理スキームー
12	国際金融規制・監督（4）－ギリシャ危機など欧州債務問題とEU金融規制の対応－
13	国際金融規制・監督（5）ー国際的金融機関経営の課題、我が国の金融規制・監督の対応などー
14	イスラム金融・排出権取引などーマラバハ、イジャーラ、スクーク、タカフル、排出権取引、コモディティなど新分野と国際金融法規制ー
15	エンロン事件と米国企業改革ＳＯＸ法ーニューヨーク証券取引所上場規則、ＳＥＣ（証券監視委員会）などー

科目名	知的財産権法特殊講義Ⅰ	担当者	土肥　一史	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本講義においては、前期において著作権法のベーシックな制度や概念を理解し、そこでの共通の到達度に基づき、後期ではより高度の理解に達することを目的とする。		
到達目標	具体の著作権法規の適用の場面において、著作物の創作成果物の保護と情報の自由流通確保の必要性のバランスを適切に図ることのできる能力の取得を目標とする		
履修条件	特になし		
授業方法	前期においては、講義形式で、後期においてはゼミナール形式で行う。		
準備学習	後期は、判例を事前に読んでおくことが望まれる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	１００%	最終回での口述試験の他、毎回の出席その他の平常点をみる。
教科書	最初の講義に紹介する。		
参考書	必要に応じ、その都度紹介する。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	知的財産法における著作権法の法的特徴
2	著作物１　文芸著作物、音楽著作物及び美術の著作物
3	著作物２　共同著作物、二次的著作物と編集著作物
4	著作者の決定と職務著作
5	著作者人格権
6	著作権１　複製権と翻案権
7	著作権２　上演・演奏権及び展示権とその制限
8	著作物の流通　映画の著作物　頒布権と譲渡権
9	著作権の制限１　私的複製と引用
10	著作権の制限２　その他の権利制限規定
11	著作権の譲渡と利用許諾
12	著作権侵害と救済１　カラオケ理論と侵害の教唆･幇助　公衆送信権の侵害
13	著作権侵害と救済２　みなし侵害と民事的救済
14	実演家の権利と他の隣接権者の権利との関係
15	口述試験

科目名	知的財産権法特殊講義Ⅱ	担当者	土肥　一史	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本講義においては、前期において著作権法のベーシックな制度や概念を理解し、そこでの共通の到達度に基づき、後期ではより高度の理解に達することを目的とする。		
到達目標	具体の著作権法規の適用の場面において、著作物の創作成果物の保護と情報の自由流通確保の必要性のバランスを適切に図ることのできる能力の取得を目標とする		
履修条件	特になし		
授業方法	前期においては、講義形式で、後期においてはゼミナール形式で行う。		
準備学習	後期は、判例を事前に読んでおくことが望まれる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	最終回での口述試験の他、毎回の出席その他の平常点をみる。
教 科 書	最初の講義に紹介する。		
参 考 書	必要に応じ、その都度紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	後期講義の概要と進行
2	著作権とパブリックドメイン（顔真卿自書告身帖事件最高裁判決）教科書84頁
3	表現形式の創作性とアイデアの創作性（携帯電話用釣りゲーム画面事件）知財高判平成24年8月8日平24(ネ)第10027事件
4	二次的著作物（キャンディ・キャンディ事件）教科書114頁
5	著作者人格権（ときめきメモリアル事件最高裁判決）教科書166頁
6	著作権１（江差追分事件最高裁判決）教科書100頁
7	著作権２（どこまでも行こう事件）教科書104頁
8	著作権３（中古ゲームソフト事件最高裁判決）教科書96頁
9	著作権の制限１（雪山パロディ事件最高裁判決）教科書118頁
10	私的録音録画補償金制度（東芝BluRay事件）知財高判平成23年12月22日平23(ネ)第10008号
11	著作権の利用許諾（怪傑ライオン丸事件）教科書142頁
12	著作権侵害と救済１（クラブキャッツアイ事件）教科書190頁
13	著作権侵害と救済２（ロクラクⅡ事件）教科書194頁
14	パブリシティの権利と著作権法（ピンクレディ事件）最判平成24年2月2日平21(受)第2056号
15	口述試験

科目名	著作権法特殊講義Ⅰ	担当者	後藤　晴男	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	知的財産権に属する著作権の特質を理解するとともに、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応する、著作物、実演レコード等の保護及び活用に関する基本的ルールを解明するとともに、今後著作権、著作隣接権に関する問題についての見識を育成すること。		
到達目標	著作権・著作隣接権に関する知識を正確にし、それらに関する問題に直面した場合にそれらに適正妥当な対処がはかれるようにする。		
履修条件	特になし。		
授業方法	講義形式に加え討論形式を併用する。		
準備学習	毎回事前に提示するテーマについて学説・判例について研究しておくこと。また、授業で扱った事項について整理し、派生する関連の問題等がある事項については次回に提出し討議の対象とすること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	40%	①条約の基本的な重要事項についての理解の程度を判定。 ②関連する事項について理解の程度を判定。
	平常評価	60%	①授業中の指摘した重要事項の理解の程度。 ②関連事項の理解・応用能力の程度の判定。
教科書	必要な都度関連資料を配布する。		
参考書	『著作権法』斎藤博著 有斐閣『著作権法』中山信弘著 有斐閣『著作権法逐条講義』加戸守行著 著作権情報センター発行『著作権法不正競争防止法 改正解説』文化庁著作権課内著作権法令研究会 通商産業省知的財産政策室編有斐閣発行		

【授業区分】

区分	授業内容
1	著作権法の法的位置付
2	ベルヌ条約
3	著作権の特質
4	著作物の特質
5	二次的著作物等
6	著作者と著作権の帰属
7	著作者人格権
8	複製権、翻案権
9	頒布権、譲渡権
10	著作権の保護期間
11	著作権の制限
12	著作権の活用
13	著作隣接権
14	差止請求権、損害賠償請求権
15	まとめ

科目名	著作権法特殊講義Ⅱ	担当者	後藤　晴男	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	著作権法特殊講義前期の学習を踏まえて著作権法に関する諸問題を解明する。		
到達目標	国内的及び国際的紛争事例を通じて著作権法に関する諸問題を解明する。		
履修条件	特になし。		
授業方法	講義形式に加え討論形式を併用する。		
準備学習	毎回事前に提示するテーマについて学説・判例について研究しておくこと。また、授業で扱った事項について整理し、派生する関連の問題等がある事項については次回に提出し討議の対象とすること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	40%	①条約の基本的な重要事項についての理解の程度を判定。 ②関連する事項について理解の程度を判定。
	平 常 評 価	60%	①授業中の指摘した重要事項の理解の程度。 ②関連事項の理解・応用能力の程度の判定。
教 科 書	必要な都度関連資料を配布する。		
参 考 書	『著作権法』斎藤博著 有斐閣『著作権法』中山信弘著 有斐閣『著作権法逐条講義』加戸守行著 著作権情報センター発行『著作権法不正競争防止法 改正解説』文化庁著作権課内著作権法令研究会 通商産業省知的財産政策室編有斐閣発行		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	著作権と所有権
2	創作的表現性・キャラクター
3	共同著作物と二次的著作物
4	職務上作成する著作物
5	映画の著作物
6	譲渡権の消尽
7	同一性保持特権の侵害
8	二次的著作物の利用と原著作者の権利
9	翻案権と複製権
10	私的録音録画補償金制度
11	ＴＲＩＰＳ協定の保護基準・権利行使
12	ＷＩＰＯ著作権条約・ＷＩＰＯ実演家条約
13	パブリシティー権と著作権
14	国際裁判管轄・準拠法
15	まとめ

科目名	不正競争防止法特殊講義Ⅰ	担当者	後藤　晴男	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	不正競争防止法が社会経済の発展に果たしている役割を近接領域の法律との関連、関連の判例の研究を通じて現状を正確に理解・認識し、将来生ずるであろう問題にも適切に対応できる識見を育成すること。		
到達目標	不正競争行為に関する問題に直面した場合にそれらの事項について適正な評価・判断がはかれるようにする。		
履修条件	特になし。		
授業方法	不正競争防止法の制定の経緯、パリ条約との関係、それらの変遷について紹介、関連のテーマについて各自研究を行い、他の受講生とのとぷ論の素材とし、授業においてまとめる方式で行う。毎回、1名又は2名各テーマについて発表し、消化する。		
準備学習	毎回事前に提示するテーマについて学説・判例について研究しておくこと。また、授業で扱った事項について整理し、派生する関連の問題にも検討を加え、疑問等がある事項については次回に提出し討議の対象とすること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	50%	①基本的な重要事項についての理解の程度を判定。 ②関連事項.問題への理論展開の仕方を判定。
	平 常 評 価	50%	①授業中に指摘した基本事項についての理解の程度を判定。 ②関連事項・諸問題への理解展開の仕方を判定。
教 科 書	必要な都度関連資料を配布		
参 考 書	「逐条解説不正競争防止法(23･24年改正版)」経済産業省知的財産政策室編　有斐閣		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	不正競争防止法の性格
2	商品等表示・特定商品等表
3	商品の外装等の類似性
4	商標の類似と出所の混同
5	商品形態の法的保護
6	実質的に同一の形態
7	営業秘密
8	秘密保持命令
9	技術的制限手段
10	ドメイン名
11	品質等の誤認惹起行為
12	商標代理人等の冒用行為
13	罰則・法人処罰
14	外国の国旗等･不正利益供与
15	まとめ

科目名	不正競争防止法特殊講義Ⅱ	担当者	後藤　晴男	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	不正競争防止法が社会経済の発展に果たしている役割を近接領域の法律との関連、関連の判例の研究を通じて現状を正確に理解・認識し、将来生ずるであろう問題にも適切に対応できる識見を育成すること。		
到達目標	不正競争行為に関する問題に直面した場合にそれらの事項について適正な評価・判断がはかれるようにする。		
履修条件	特になし。		
授業方法	不正競争防止法の制定の経緯、パリ条約との関係、それらの変遷について紹介、関連のテーマについて各自研究を行い、他の受講生とのとぶ論の素材とし、授業においてまとめる方式で行う。毎回、1名又は2名各テーマについて発表し、消化する。		
準備学習	毎回事前に提示するテーマについて学説・判例について研究しておくこと。また、授業で扱った事項について整理し、派生する関連の問題にも検討を加え、疑問等がある事項については次回に提出し討議の対象とすること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	50%	①基本的な重要事項についての理解の程度を判定。 ②関連事項.問題への理論展開の仕方を判定。
	平 常 評 価	50%	①授業中に指摘した基本事項についての理解の程度を判定。 ②関連事項・諸問題への理解展開の仕方を判定。
教 科 書	必要な都度関連資料を配布		
参 考 書	「逐条解説不正競争防止法(23･24年改正版)」経済産業省知的財産政策室編　有斐閣		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	不正競争防止法の法的一位置付
2	商標の周知性
3	商標の類似と出所の混同
4	著名商標等の民事上の救済
5	周知商標等の民事上の救済
6	商品形態・その模倣
7	営業秘密の民事上の救済
8	営業秘密の侵害罪
9	秘密保持命令の実務上の問題点
10	技術的制限手段の解除等
11	ドメイン名の不正取得・仲裁手続等
12	代理人等の商標冒用行為・仲裁手続等
13	商品・役務の原産地・品質等誤認惹起行為
14	虚偽事実の告知行為と知的財産権の行使
15	まとめ

科目名	国際知的財産権法特殊講義Ⅰ	担当者	後藤　晴男	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	工業所有権に関する条約の重要な事項・条約の問題点、当該の国内法令および判例の講義・研究を通じて工業所有権に関する業務に従事する人材に相応しい識見を育成すること。		
到達目標	工業所有権に関する問題に直面した場合に国際的見地から適正妥協な対処が出来るようにする。		
履修条件	特になし。		
授業方法	講義形式に加え討論形式を併用する。		
準備学習	毎回事前に教科書の当該箇所及び事前に提示する事項について熟読玩味し関連する問題についても研究しておくこと。また、授業で扱った事項について整理し、派生する関連の問題にも検討を加えること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	50%	①条約の基本的な重要事項についての理解の程度を判定。 ②関連事項.問題への理論展開の仕方を判定。
	平常評価	50%	①授業中に指摘した基本事項についての理解の程度を判定。 ②関連事項・諸問題への理解展開の仕方を判定。
教科書	『パリ条約講話(第13版)[TRIPS協定の解説を含む]』後藤晴男著 発明協会発行		
参考書	『The TRIPS Agreement:Drafting Histry and Analysis by Daniel Gervais』 : 『逐条解説 TRIPS協定』 尾島明著 日本機械輸出組合発行		

【授業区分】

区分	授業内容
1	国際知的財産権法・知的財産関連条約
2	世界知的所有権機関（ＷＩＰＯ）設立条約
3	工業所有権の保護に関するパリ条約
4	内国民待遇
5	特許独立の原則
6	優先権制度
7	不正競争行為の取締
8	特許協力条約
9	マドリッド協定議定書
10	知的所有権の貿易関連の側面に関する規定
11	著作物の保護に関するベルヌ条約
12	万国著作権条約・ＷＩＰＯ著作権条約
13	ローマ条約・ＷＩＰＯ著作権条約
14	ＴＲＩＰＳ協定とパリ条約・ベルヌ条約
15	多数国間条約・二国間条約等の動向等

科目名	国際知的財産権法特殊講義Ⅱ	担当者	後藤　晴男	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	国際知的財産権法特殊講義前期の講義内容を踏まえ，知的財産権に関する国際的諸問題に関する実務的知識の習得をはかること。		
到達目標	知的財産権に関する問題に遭遇した場合に国際的見地からも適正妥協な対処ができるようにすること。		
履修条件	特になし。		
授業方法	講義形式に加え討論形式を併用する。		
準備学習	毎回事前に教科書の当該箇所及び事前に提示する事項について熟読玩味し関連する問題についても研究しておくこと。また、授業で扱った事項について整理し、派生する関連の問題にも検討を加えること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	50%	①条約の基本的な重要事項についての理解の程度を判定。 ②関連事項.問題への理論展開の仕方を判定。
	平 常 評 価	50%	①授業中に指摘した基本事項についての理解の程度を判定。 ②関連事項・諸問題への理解展開の仕方を判定。
教 科 書	『パリ条約講話(第13版)[TRIPS協定の解説を含む]』後藤晴男著 発明協会発行		
参 考 書	『The TRIPS Agreement:Drafting Histry and Analysis by Daniel Gervais』 ： 『逐条解説 TRIPS協定』 尾島明著 日本機械輸出組合発行		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	内国民待遇・最恵国待遇
2	工業所有権等に関する保護基準
3	著作権・著作隣接権の保護基準
4	地理的表示の保護
5	地理的所有権の行使等
6	紛争解決・紛争解決了解
7	ＰＣＴの戦略的活用
8	マドリッド協定議定書の戦略的活用
9	知的所有権の消尽
10	周知・著名商標の保護
11	発明者掲載権・書作者人格権
12	不正商標商品等の国境措置
13	ドメイン名・ＷＩＰＯ仲裁等
14	国際裁判管轄・準拠法
15	まとめ

科目名	独占禁止法特殊講義Ⅰ	担当者	野木村　忠邦	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	経済憲法あるいは産業憲法と称される独占禁止法の基本原理について，“法と経済学”の観点から検討する。受講生諸君は，学部段階で経済学原論，少なくとも経済学入門コースの単位を取得しているという前提で講義を進めたい。従来の独占禁止法の規制の在り方をめぐる我が国の議論は，あまりにもナイーヴであった。受講生諸君の活発な議論を期待している。		
到達目標	公取委審決の基本的考え方を理解できるようになる（何故、そのような考え方をするか）ことを目指す。		
履修条件	特に必要としない。		
授業方法	ジュリスト判審決独占禁止法百選（第六版）を素材にして議論を進めたい。		
準備学習	必要に応じて指示する。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	報告の仕方、Q&Aへの対応等を総合的に考慮する。
教 科 書	ジュリスト判審決独占禁止法１００選（第六版）		
参 考 書	講義の中で、必要に応じて指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	独占禁止法の規則のあり方
2	独占的行動（１）
3	独占的行動（２）
4	独占的行動（３）
5	独占的行動（４）
6	カルテル（１）
7	カルテル（２）
8	カルテル（３）
9	カルテル（４）
10	ジョイント・ベンチャー（１）
11	ジョイント・ベンチャー（２）
12	ジョイント・ベンチャー（３）
13	M&A（１）
14	M&A（２）
15	M&A（３）

科目名	独占禁止法特殊講義Ⅱ	担当者	野木村　忠邦	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	経済憲法あるいは産業憲法と称される独占禁止法の基本原理について，“法と経済学”の観点から検討する。受講生諸君は，学部段階で経済学原論，少なくとも経済学入門コースの単位を取得しているという前提で講義を進めたい。従来の独占禁止法の規制の在り方をめぐる我が国の議論は，あまりにもナイーヴであった。受講生諸君の活発な議論を期待している。		
到達目標	公取委審決の基本的考え方を理解できるようになる（何故、そのような考え方をするか）ことを目指す。		
履修条件	特に必要としない。		
授業方法	ジュリスト判審決独占禁止法百選（第六版）を素材にして議論を進めたい。		
準備学習	必要に応じて指示する。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	報告の仕方、Q&Aへの対応等を総合的に考慮する。
教 科 書	ジュリスト判審決独占禁止法１００選（第六版）		
参 考 書	講義の中で、必要に応じて指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	独占禁止法特殊講義Ⅰの要約（独禁政策の在り方）M&A
2	IPの行使（１）
3	IPの行使（２）
4	流通系列化（１）
5	流通系列化（２）
6	流通系列化（３）
7	流通系列化（４）
8	域外適用（１）
9	域外適用（２）
10	域外適用（３）
11	域外適用（４）
12	企業活動のグローバル化（１）
13	企業活動のグローバル化（２）
14	企業活動のグローバル化（３）
15	企業活動のグローバル化（４）

科目名	国際経済法特殊講義Ⅰ	担当者	野木村　忠邦	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	わが国経済にとって、「何故自由貿易体制の堅持が不可欠であるか」について実例に基づき説明する。		
到達目標	わが国通商法制の全般的理解		
履修条件	特になし		
授業方法	ケーススタディ（開講時に詳細に説明する）		
準備学習	開講時に詳細に説明する		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	１００%	レポート、報告の仕方、Q&Aへの対応等を総合的に考慮する。
教科書	開講時に指示する		
参考書	開講時に指示する		

【授業区分】

区分	授業内容
1	オリエンテーション
2	国際経済法とは何か
3	国際経済法の基本概念
4	自由貿易主義論
5	保護貿易主義論
6	D.リカードの比較優位説（１）
7	D.リカードの比較優位説（２）
8	ヘクシャー・オーリン・サムエルソンの定理（HOS理論）
9	幼稚産業保護論
10	近隣窮乏化論
11	実例：ポルトガル・アイルランド経済の破綻（１）
12	実例：ポルトガル・アイルランド経済の破綻（２）
13	実例：米南北戦争の経済的背景
14	実例：米国関税史（１）
15	実例：米国関税史（２） 前期のまとめ（通商政策の在り方）

科目名	国際経済法特殊講義Ⅱ	担当者	野木村　忠邦	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	わが国経済にとって、「何故自由貿易体制の堅持が不可欠であるか」について実例に基づき説明する。		
到達目標	わが国通商法制の全般的理解		
履修条件	特になし		
授業方法	ケーススタディ（開講時に詳細に説明する）		
準備学習	開講時に詳細に説明する		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	レポート、報告の仕方、Q&Aへの対応等を総合的に考慮する。
教 科 書	開講時に指示する		
参 考 書	開講時に指示する		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	実例：米スムート・ハートレイ法（１９３０年）
2	実例：英オタワ会議（１９３２年）
3	実例：米F. ルーズベルトのニューディール政策
4	実例：独ヒトラー（シャハト）の経済政策
5	実例：日満州生命線論
6	ブレトンウッヅ会議（１９４４年）
7	ハバナ憲章（１９４６年）
8	GATT／IMFの成立と展開
9	WTOの成立と挫折
10	TPP（FTA・EPA)論（１）
11	TPP（FTA・EPA)論（２）
12	国内経済法と域外適用論
13	アメリカン・バナナ事件（１９０９年）
14	米・アルコア事件（１９４６年）
15	日本製紙事件・ＡＵ事件（１９９８年） まとめ

科目名	経済行政法特殊講義Ⅰ	担当者	野木村　忠邦	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	経済・産業の諸分野における規制緩和問題（競争導入・民営化）について“法と経済学”の観点から検討する。受講生諸君は経済法・行政法は当然のこととして学部段階で経済学入門コースの単位を取得していることか望ましい。経済・産業の多くの分野では、厳格な規制が第２次大戦終了後、１９７０年代末まで設けられていたが、１９８０年代に入り、わが国でも英米より１０年遅れて規制緩和措置が実施されるようになった。その背景・動向について受講生諸君とともに徹底的に検討したい。		
到達目標	わが国の経済産業の諸分野おいて、規制が必要とされる理由について、周囲の人々に対して、理論的説明ができるようになることを目指す。		
履修条件	法学部の「経済行政法」の科目を履修することが望ましい。		
授業方法	友岡史仁「ネットワーク産業の規制とその法理」（三和書籍）を輪読しながら、議論を進めたい。		
準備学習	必要におうじてその都度指示する。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	レポート、報告の仕方、Q&Aへの対応等を考慮する。
教 科 書	審議会・政府機関・民間団体設置研究会の各種報告書（受講生には事前に配布する予定）		
参 考 書	ベッカー教授・ポズナー判事の「ブログで学ぶ経済学」（東洋経済社）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	公益事業における規制の性格と論理
2	電気通信分野（１）
3	電気通信分野（２）
4	電気通信分野（３）
5	電気通信分野（４）
6	電気・ガス分野（１）
7	電気・ガス分野（２）
8	電気・ガス分野（３）
9	電気・ガス分野（４）
10	金融・証券分野（１）
11	金融・証券分野（２）
12	金融・証券分野（３）
13	金融・証券分野（４）
14	航空運送・トラック運送分野（１）
15	航空運送・トラック運送分野（２） 航空運送・トラック運送分野（３）

科目名	経済行政法特殊講義Ⅱ	担当者	野木村　忠邦	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	経済憲法あるいは産業憲法と称される独占禁止法の基本原理について，“法と経済学”の観点から検討する。受講生諸君は，学部段階で経済学原論，少なくとも経済学入門コースの単位を取得しているという前提で講義を進めたい。従来の独占禁止法の規制の在り方をめぐる我が国の議論は，あまりにもナイーヴであった。受講生諸君の活発な議論を期待している。		
到達目標	公取委審決の基本的考え方を理解できるようになる（何故、そのような考え方をするか）ことを目指す。		
履修条件	特に必要としない。		
授業方法	ジュリスト判審決独占禁止法百選（第六版）を素材にして議論を進めたい。		
準備学習	必要に応じて指示する。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	報告の仕方、Q&Aへの対応等を総合的に考慮する。
教 科 書	ジュリスト判審決独占禁止法１００選（第六版）		
参 考 書	講義の中で、必要に応じて指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	独占禁止法の規則のあり方
2	独占的行動（１）
3	独占的行動（２）
4	独占的行動（３）
5	独占的行動（４）
6	カルテル（１）
7	カルテル（２）
8	カルテル（３）
9	カルテル（４）
10	ジョイント・ベンチャー（１）
11	ジョイント・ベンチャー（２）
12	ジョイント・ベンチャー（３）
13	M&A（１）
14	M&A（２）
15	M&A（３）

科目名	労働法特殊講義 I	担当者	新谷　眞人	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	テキストを中心に，最高裁の重要な労働判例について検討する。これにより，労働法の基礎が身につくと同時に，現代日本の労働問題の中で，何が重要な争点になっているかが理解できるであろう。		
到達目標	判例の事実，争点，判旨を理解する能力を身につける。またそれらに対する法的判断，判例の評価について，考える力を養う。		
履修条件	労働問題，労働裁判に関心のある者。		
授業方法	テキストで取り上げられている判例について，各自が順番に報告する。報告は，判決原文を読み，その事実の概要，争点，判旨を紹介し，法的考え方と自分の見解をレジュメにまとめて発表する。		
準備学習	日頃の労働問題に関する報道に留意してほしい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況，報告の内容等を総合評価する。
教 科 書	道幸・小宮・本久『判例ナビゲーション労働法』日本評論社		
参 考 書	新谷眞人編『労働法』弘文堂 ジュリスト増刊『労働法の争点』有斐閣		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	主要労働判例―労働者・使用者1
3	主要労働判例―労働者・使用者2
4	主要労働判例―有期雇用・派遣労働・偽装請負1
5	主要労働判例―有期雇用・派遣労働・偽装請負2
6	主要労働判例―有期雇用・派遣労働・偽装請負3
7	主要労働判例―就業規則1
8	主要労働判例―就業規則2
9	主要労働判例―人事異動
10	主要労働判例―企業組織再編1
11	主要労働判例―企業組織再編2
12	主要労働判例―賃金・労働時間1
13	主要労働判例―賃金・労働時間2
14	主要労働判例―賃金・労働時間3
15	まとめ

科目名	労働法特殊講義Ⅰ	担当者	林　和彦	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	『労働判例百選（8版）』（有斐閣）に掲載されている判例から主要な判例を取り上げて検討を加えていくことにする。報告者・受講者は、当該判例について議論ができるように必ず予習をしていただきたい。		
到達目標	判例を正確に読めるようにすることが最低限の目標である。そのうえで当該判例について批判的に議論ができるレベルにしたいと思っている。そのためには関係判例と関連学説の理解が不可欠となる。		
履修条件	特にないが、民法、民訴法の基礎知識が望ましい。		
授業方法	毎週、報告者を決めて、取り上げる判例について報告をしてもらい、報告に基づいて受講者と共に議論をしていくことにしたい。		
準備学習	取り上げる判例の予習は不可欠であるが、授業が始まる前に、下記の労働法のテキストを読んでおいていただきたい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0％	
	平常評価	100%	1セメスターで3回ほどの報告があるので、その内容と授業中の発言等に基づいて評価する。
教科書	林　和彦編著『労働法』三和書籍第2版（2013）		
参考書	『労働法の争点（第3版）』（有斐閣）		

【授業区分】

区分	授業内容
1	１個別的労働関係における労働者－横浜南労基署長（旭紙業）事件（番号は、「労働判例百選（８版）」の番号、以下同じ）
2	２個別的労働関係における使用者－サガテレビ事件
3	集団的労働法における労働者－国・中労委（INAXメンテナンス）事件最三小判平23.4.12労判1026-27(この事件は百選にはありません)
4	４集団的労働法における使用者－朝日放送事件
5	５　労働基本権の制限－全農林警職法事件
6	９労働者派遣－伊予銀行・いよぎんスタッフサービス事件
7	10契約締結上の過失－日新火災海上保険事件
8	11、13採用の事由、試用期間－三菱樹脂事件
9	12採用内定－ 大日本印刷事件
10	14賠償予定の禁止－長谷工コーポレーション事件
11	16思想・信条による差別－と京電力（千葉）事件
12	17男女同一賃金－岩手銀行事件
13	18男女の昇格差別とその救済－野村証券事件
14	19正規・非正規労働者の賃金差別－丸子警報器事件
15	20セクシャル・ハラスメント－福岡セクシャル・ハラスメント事件

科目名	労働法特殊講義Ⅰ	担当者	原田　賢司	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	各企業において、経営者側、労働者側いずれの立場に立っても労働法は必要不可欠である。この講義では労働法の基礎知識を前提にして判例の事例などの分析をする。この分析を通じて理論と実務のバランスの検討する。		
到達目標	大学院生として労働法の基礎理論を身につけ、さらにその上に高度の労働法の理論を構築し、社会に出た時、社会人として遜色のない理論と分析力を備えることを目標とする。		
履修条件	労働判例百選や、労働法の教科書必携		
授業方法	大学院生それぞれによる分析結果の発表と討論		
準備学習	院生みずからが選択をしたテーマの予習をしておく		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平常評価	100%	通常授業の中における理論の理解度、分析力、発言力その他を中心に総合的に評価する。成績評価は平常評価を中心とする。
教科書	労働法判例百選８・９版（有斐閣）		
参考書	菅野　和夫著　労働法 第１０版（弘文堂）		

【授業区分】

区分	授業内容
1	労働法の基礎理論
2	労働法の基礎理論（１）労働法の原理
3	労働法の基礎理論（２）憲法２７条，２８条
4	労働法の基礎理論（３）勤労条件基準の法定
5	労働法の基礎理論（４）団結権，団交権，団体行動権
6	個別的労使紛争（労働基準法を中心として）の研究
7	（１）労働契約の意義と特色
8	（２）個別的労働関係法の構造，効力
9	（３）就業規則の意義と効力
10	（４）採用の自由
11	（５）労働条件の明示
12	（６）採用内定
13	（７）労働者の人権の擁護
14	（８）雇用における男女の平等
15	（９）試用

科目名	労働法特殊講義Ⅱ	担当者	新谷　眞人	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	テキストを中心に，最高裁の重要な労働判例について検討する。これにより，労働法の基礎が身につくと同時に，現代日本の労働問題の中で，何が重要な争点になっているかが理解できるであろう。		
到達目標	判例の事実，争点，判旨を理解する能力を身につける。またそれらに対する法的判断，判例の評価について，考える力を養う。		
履修条件	労働問題，労働裁判に関心のある者。		
授業方法	テキストで取り上げられている判例について，各自が順番に報告する。報告は，判決原文を読み，その事実の概要，争点，判旨を紹介し，法的考え方と自分の見解をレジュメにまとめて発表する。		
準備学習	日頃の労働問題に関する報道に留意してほしい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況，報告の内容等を総合評価する。
教 科 書	道幸・小宮・本久『判例ナビゲーション労働法』日本評論社		
参 考 書	新谷眞人編『労働法』弘文堂 ジュリスト増刊『労働法の争点』有斐閣		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	主要労働判例―労働災害・健康管理1
3	主要労働判例―労働災害・健康管理2
4	主要労働判例―内部告発
5	主要労働判例―労働関係の成立と終了1
6	主要労働判例―労働関係の成立と終了2
7	主要労働判例―労働関係の成立と終了3
8	主要労働判例―組合内部問題・不当労働行為1
9	主要労働判例―組合内部問題・不当労働行為2
10	主要労働判例―組合内部問題・不当労働行為3
11	主要労働判例―団交・協約・団体行動1
12	主要労働判例―団交・協約・団体行動2
13	主要労働判例―団交・協約・団体行動3
14	判例の傾向・重要論点分析1
15	判例の傾向・重要論点分析2

科目名	労働法特殊講義Ⅱ	担当者	林　和彦	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	『労働判例百選（8版）』（有斐閣）に掲載されている判例から主要な判例を取り上げて検討を加えていくことにする。報告者・受講者は、当該判例について議論ができるように必ず予習をしていただきたい。		
到達目標	判例を正確に読めるようにすることが最低限の目標である。そのうえで当該判例について批判的に議論ができるレベルにしたいと思っている。そのためには関係判例と関連学説の理解が不可欠となる。		
履修条件	特にないが、民法、民訴法の基礎知識が望ましい。		
授業方法	毎週、報告者を決めて、取り上げる判例について報告をしてもらい、報告に基づいて受講者と共に議論をしていくことにしたい。		
準備学習	取り上げる判例の予習は不可欠であるが、授業が始まる前に、下記の労働法のテキストを読んでおいていただきたい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0％	
	平 常 評 価	100%	1セメスターで3回ほどの報告があるので、その内容と授業中の発言等に基づいて評価する。
教 科 書	林　和彦編著『労働法』三和書籍第2版（2013）		
参 考 書	『労働法の争点（第3版）』（有斐閣）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	21就業規則の法的性質－秋北バス事件
2	22就業規則の効力と周知－フジ興産事件
3	23就業規則の不利益変更と労働条件－第四銀行事件
4	24業務命令権－国鉄鍵島自動車営業所事件
5	25就労請求権－読売新聞社事件
6	26私傷病と労務受領拒否－片山組事件
7	28人格権の尊重－関西電力事件
8	29プライバシーの保護－E-mail閲覧訴訟
9	30労働者に対する損害賠償事件－茨城石炭商事事件
10	31労使慣行の効力－商大八戸の里ドライビングスクール事件
11	33全額払いの原則と調整的相殺ー福島県教祖事件
12	34全額払いの原則と賃金債権の放棄－シンガー・ソーイング・メシーン事件
13	36年俸制における年俸額決定－日本システム開発研究所事件
14	37賞与の在席日支給－大和銀行事件
15	38退職金の減額－小田急電鉄（退職金請求）事件

科目名	労働法特殊講義Ⅱ	担当者	原田　賢司	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	各企業において、経営者側、労働者側いずれの立場に立っても労働法は必要不可欠である。この講義では労働法の基礎知識を前提にして判例の事例などの分析をする。この分析を通じて理論と実務のバランスの検討する。		
到達目標	大学院生として労働法の基礎理論を身につけ、さらにその上に高度の労働法の理論を構築し、社会に出た時、社会人として遜色のない理論と分析力を備えることを目標とする。		
履修条件	労働判例百選や、労働法の教科書必携		
授業方法	大学院生それぞれによる分析結果の発表と討論		
準備学習	院生みずからが選択をしたテーマの予習をしておく		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	通常授業の中における理論の理解度、分析力、発言力その他を中心に総合的に評価する。成績評価は平常評価を中心とする。
教 科 書	労働法判例百選８・９版（有斐閣）		
参 考 書	菅野　和夫著　労働法 第１０版（弘文堂）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	労働基準法および労働組合法を中心とした労使紛争の研究
2	（１）非正規労働者
3	（２）有期契約労働者
4	（３）賃金の意義と体系
5	（４）賃金の保護
6	（５）労働時間の原則
7	（６）時間外，休日労働
8	（７）法定労働時間の弾力化
9	（８）年次有給休暇
10	（９）労働組合の概念と要件
11	(10) 労働組合の組織と運営
12	(11) 団体交渉の意義，形態
13	(12) 労働協約の成立要件，効力
14	(13) 不当労働行為制度
15	(14) 労使紛争の解決手続

科目名	社会保障法特殊講義Ⅰ	担当者	神尾　真知子	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	総論として、社会保障法の歴史、法理念について学び、憲法上の権利としての２５条２４条、１３条、１４条の法規範性を検討する。各論として、前期は、社会保険(年金保険、医療保険、労災保険、雇用保険)を取り上げ、社会保険の法的論点を検討する。代表的な判例を研究する。		
到達目標	社会保障法の理念を理解し、社会保障法全体の体系を把握できるようにする。その上で、社会保険上のさまざまな論点に関する判例を学ぶことによって、社会保障法の法解釈力を身につける。		
履修条件	社会保障法特殊講義Ⅰおよび社会保障法特殊講義Ⅱの両方を履修して、社会保障法の全体を理解してほしい。		
授業方法	社会保障法の体系を理解するために、社会保障法の体系書を輪読する。さらに、重要判例を取り上げて、法解釈を検討する。受講生が報告する形式で進める。		
準備学習	事前に、社会保障法の体系書を熟読しておくこと。判例も準備し、熟読しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	０%	
	平 常 評 価	１００%	講義の出席状況、講義における報告、発言、レポートなどで総合評価する。
教 科 書	加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法（第5版）』有斐閣、『社会保障法令便覧（2014年版）』労働調査会出版局		
参 考 書	『社会保障判例百選（第４版）』有斐閣、社会保障法学会編『講座社会保障法』（全6巻）法律文化社、『新・講座　社会保障法』（全3巻）法律文化社		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	社会保障法の歴史、概念、目的、機能
2	社会保障法の法理念、法体系
3	社会保障法と憲法①
4	社会保障法と憲法②
5	社会保険―年金保険①
6	社会保険―年金保険②
7	社会保険―年金保険③
8	社会保険―医療保険①
9	社会保険―医療保険②
10	社会保険―医療保険③
11	社会保険―労災保険①
12	社会保険―労災保険②
13	社会保険―雇用保険①
14	社会保険―雇用保険②
15	社会保険のまとめ

科目名	社会保障法特殊講義Ⅱ	担当者	神尾　真知子	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	後期は、社会手当、社会福祉サービス（児童、高齢者、障碍者）、公的扶助を取り上げ、法的論点を検討する。代表的な判例を研究する。		
到達目標	社会手当、社会福祉サービス、公的扶助について学び、社会保障法の法解釈力を身につける。		
履修条件	社会保障法特殊講義Ⅰを履修していること。講義は、社会保障法特殊講義Ⅰを履修していることを前提に行う。		
授業方法	社会保障法の体系を理解するために、社会保障法の体系書を輪読する。さらに、重要判例を取り上げて、法解釈を検討する。受講生が報告する形式で進める。		
準備学習	事前に、社会保障法の体系書を熟読しておくこと。判例も準備し、熟読しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	０%	
	平 常 評 価	１００%	講義の出席状況、講義における報告、発言、レポートなどで総合評価する。
教 科 書	加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法（第５版）』有斐閣、『社会保障法令便覧（2014年版）』労働調査会出版局		
参 考 書	『社会保障判例百選（第４版）』有斐閣、社会保障法学会編『講座社会保障法』（全６巻）法律文化社、社会保障法学会編『新・講座　社会保障法』有斐閣		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	社会手当－児童手当
2	社会手当－児童扶養手当①
3	社会手当－児童扶養手当②
4	社会福祉サービス－概論
5	社会福祉サービス－児童福祉①
6	社会福祉サービス－児童福祉②
7	社会福祉サービス－高齢者福祉①
8	社会福祉サービス－高齢者福祉②
9	社会福祉サービス－障碍者福祉①
10	社会福祉サービス－障碍者福祉②
11	社会福祉サービス―障碍者福祉③
12	公的扶助－生活保護①
13	公的扶助－生活保護②
14	公的扶助－生活保護③
15	社会手当・社会福祉サービス・公的扶助のまとめ

科目名	外国私法特殊講義Ⅰ	担当者	杉下　俊郎	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	日本私法の本質的な理解の深化を目的として、ドイツ私法を法比較の観点より研究する。そのためにはドイツ語の原典を精読し、その意味・内容を正確に把握することが必須となる。何を講読するかは学生と相談して決めるが、目下のところはメディクスの『Bürgerliches Recht』、エンギッシュの『Einführung in das juristische Denken』等を予定している。		
到達目標	ドイツ語の原典を正確に読解できるようにする。この目標を達成できれば、日本私法とドイツ私法との間の法比較も自ずから可能になるはずである。		
履修条件	ドイツ語を履修し、ドイツ語の原典をある程度読解できることが履修条件である。		
授業方法	私の習得したドイツ語読解の技術をヒントとして与えつつ、ドイツ語の原典を精読する。資料はその都度学生に頒布する。		
準備学習	ドイツ語をしっかり学ぶこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	出席じょうきょう、授業に対する主体的且つ積極的姿勢の有無、授業における発言内容等を斟酌して総合的に判断する。
教 科 書	該当のテキストをコピーして頒布する。		
参 考 書	その都度指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	メディクス、エンギッシュ等の著作の講読 １
2	メディクス、エンギッシュ等の著作の講読 ２
3	メディクス、エンギッシュ等の著作の講読 ３
4	メディクス、エンギッシュ等の著作の講読 ４
5	メディクス、エンギッシュ等の著作の講読 ５
6	メディクス、エンギッシュ等の著作の講読 ６
7	メディクス、エンギッシュ等の著作の講読 ７
8	メディクス、エンギッシュ等の著作の講読 ８
9	メディクス、エンギッシュ等の著作の講読 ９
10	メディクス、エンギッシュ等の著作の講読 １０
11	メディクス、エンギッシュ等の著作の講読 １１
12	メディクス、エンギッシュ等の著作の講読 １２
13	メディクス、エンギッシュ等の著作の講読 １３
14	メディクス、エンギッシュ等の著作の講読 １４
15	メディクス、エンギッシュ等の著作の講読 １５

科目名	外国私法特殊講義Ⅱ	担当者	杉下　俊郎	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	日本私法の本質的な理解の深化を目的として、ドイツ私法を法比較の観点より研究する。そのためにはドイツ語の原典を精読し、その意味・内容を正確に把握することが必須となる。何を講読するかは、学生と相談して決めるが、目下のところは、メディクスの『Bürgerliches Recht』、リューターースの『Rechtstheorie』等を予定している。		
到達目標	ドイツ語の原典を正確に読解できるようにする。この目標を達成できれば、日本私法とドイツ私法との間の法比較も自ずから可能になるはずである。		
履修条件	ドイツ語を履修し、ドイツ語の原典をある程度読解できることが履修条件である。		
授業方法	私が習得したドイツ語原典を読解する技術をヒントとして与えつつ、ドイツ語の原典を精読する。		
準備学習	ドイツ語をしっかり学ぶこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	出席状況、授業に対する主体的且つ積極的姿勢の有無、授業における発言内容等を斟酌して総合的に判断する。
教 科 書	該当のテキストをコピーして頒布する。		
参 考 書	その都度指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	メディクス、リューターース等の著書の講読 １
2	メディクス、リューターース等の著書の講読 ２
3	メディクス、リューターース等の著書の講読 ３
4	メディクス、リューターース等の著書の講読 ４
5	メディクス、リューターース等の著書の講読 ５
6	メディクス、リューターース等の著書の講読 ６
7	メディクス、リューターース等の著書の講読 ７
8	メディクス、リューターース等の著書の講読 ８
9	メディクス、リューターース等の著書の講読 ９
10	メディクス、リューターース等の著書の講読 １０
11	メディクス、リューターース等の著書の講読 １１
12	メディクス、リューターース等の著書の講読 １２
13	メディクス、リューターース等の著書の講読 １３
14	メディクス、リューターース等の著書の講読 １４
15	メディクス、リューターース等の著書の講読 １５

科目名	私法学特論Ⅰ	担当者	丸山　英気	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	財産法に関する最新の最高裁及び下級審の判例の研究を行なう。従ってテーマは「重要判例を読む」ということになろう。まず、判例の位置づけを従来の判例、学説を通して行なう。それだけでなく、裁判過程を詳細に検証する。第一審、第二審で何が争われたかを検討し、なぜ最高裁への上告となったかを上告理由にみる。また、原告、被告の争い方も検討する。それ以外の争い方がなかったかどうか。判例は、総則、物権、債権そして相続にも及ぶことになろう。どの判決をとりあげるかは、講義の最初のとき、明示する。		
到達目標	さまざまな判例の読み方を習熟してもらい、そこでの法理論の正しさの意味をわかってもらう。		
履修条件	特になし。		
授業方法	開講時に指示する。		
準備学習	開講時に指示する。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	開講時に指示する。
教 科 書	追って指示する。		
参 考 書	中野貞一郎『民事裁判入門』（有斐閣）を読んでおくことが望ましい。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　１
2	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　２
3	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　３
4	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　４
5	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　５
6	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　６
7	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　７
8	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　８
9	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　９
10	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　１０
11	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　１１
12	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　１２
13	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　１３
14	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　１４
15	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　１５

科目名	私法学特論Ⅱ	担当者	丸山　英気	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	財産法に関する最新の最高裁及び下級審の判例の研究を行なう。従ってテーマは「重要判例を読む」ということになろう。まず、判例の位置づけを従来の判例、学説を通して行なう。それだけでなく、裁判過程を詳細に検証する。第一審、第二審で何が争われたかを検討し、なぜ最高裁への上告となったかを上告理由にみる。また、原告、被告の争い方も検討する。それ以外の争い方がなかったかどうか。判例は、総則、物権、債権そして相続にも及ぶことになろう。どの判決をとりあげるかは、講義の最初のとき、明示する。		
到達目標	さまざまな判例の読み方を習熟してもらい、そこでの法理論の正しさの意味をわかってもらう。		
履修条件	特になし。		
授業方法	開講時に指示する。		
準備学習	開講時に指示する。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	開講時に指示する。
教 科 書	追って指示する。		
参 考 書	中野貞一郎『民事裁判入門』（有斐閣）を読んでおくことが望ましい。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　１６
2	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　１７
3	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　１８
4	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　１９
5	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　２０
6	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　２１
7	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　２２
8	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　２３
9	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　２４
10	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　２５
11	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　２６
12	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　２７
13	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　２８
14	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　２９
15	近年の最高裁判例、判例集（民集）から民法関係の判例を抽出して検討する。下級審判例についても重要なものは取り上げる。　３０

科目名	専門演習（民法）	担当者	岡島　芳伸	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	修士論文の作成に向けて、必要な準備・研究を行い、議論・検討する。		
到達目標	修士論文の完成		
履修条件	特になし		
授業方法	必読の論文・裁判例・その他の資料を指示の上、それらを熟読した上での議論を行っていく 後半においては、論文執筆の進捗状況に応じた議論及び示唆		
準備学習	指示された資料等を熟読の上、要点等をまとめておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	
教 科 書	特には措定しない		
参 考 書	必要に応じて指示します		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	ガイダンス 授業の進め方等について	第31～34回	中間的とりまとめに対する批判的検討
第2～4回	論文研究テーマの確定に向けての準備及び確定	第35～41回	論文の執筆を開始したことを前提に、その進捗状況に応じた指導
第5～12回	研究テーマに関する先行論文の調査及び論文内容の検討	第42～45回	論文の執筆を開始したことを前提に、その進捗状況に応じた指導
第13～20回	研究テーマに関する先行論文の調査及び論文内容の検討 研究テーマに関する裁判例の調査・分析	第46～54回	論文の執筆を開始したことを前提に、その進捗状況に応じた指導
第21～30回	研究テーマに関する裁判例の調査・分析 中間報告に向けた、一応の結論のとりまとめ	第55～58回	論文の最終チェック
		第59～60回	総まとめ

科目名	専門演習（民法）	担当者	清水　恵介	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	民法領域に関する修士論文の執筆に向けた指導		
到達目標	修士論文の執筆に必要なリーガル・リサーチ能力や法的分析力，論文の構成力等を涵養する。		
履修条件	主として，担当者を指導教授とする本研究科所属大学院生		
授業方法	履修者と意見交換しながら柔軟に対応する。		
準備学習	毎回，次週までの課題を与えるので，その準備学習が必要となる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業内での報告や質疑応答，学習姿勢等により総合判断する。
教 科 書	なし		
参 考 書	適宜教示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	ガイダンス	第31～34回	選択されたテーマに関する残された課題の確認・整理
第2～4回	論文のテーマ選択	第35～41回	選択されたテーマに関する残された課題の検討
第5～12回	選択されたテーマに関する文献の収集	第42～45回	論文の中間報告と講評
第13～20回	選択されたテーマに関する裁判例の確認・整理	第46～54回	中間報告の課題の検討
第21～30回	選択されたテーマに関する学説の確認・整理	第55～58回	論文の完成に向けた推敲
		第59～60回	論文の最終報告

科目名	専門演習（民法）	担当者	藤村　和夫	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	民法の全体像に対する理解を深めると同時に、修士論文作成の基礎を固める。		
到達目標	同上。		
履修条件	特になし。		
授業方法	教員と学生との議論。		
準備学習	関連論文の渉猟と熟読。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	毎回の議論の内容で判断する。
教 科 書	なし。		
参 考 書	適宜示す。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	授業の進め方の解説。	第31～34回	修士論文のテーマ確定
第2～4回	受講生の報告と議論。	第35～41回	修士論文の進捗状況の報告
第5～12回	同上。	第42～45回	同上
第13～20回	同上。	第46～54回	同上
第21～30回	同上。	第55～58回	修士論文の完成作業
		第59～60回	完成した論文の吟味

科目名	専門演習（民法）	担当者	山川　一陽	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	ここでは履修者の修士論文のテーマと論文作成にあわせて研究を進めていく予定である。従って，基本的には履修者の授業における研究と発表を基本としながら指導していくという方向をとることになる。		
到達目標	担保法特に抵当権と約定担保についての学部レベルの研究をさらに深める。 戸籍という制度の様々な領域についての活用状況を知り理解する。		
履修条件	特になし		
授業方法	私からの話ないし授業を前提として議論する。		
準備学習	指定された文献などを事前予習		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	
教 科 書	特になし		
参 考 書	山川一陽　「担保物権法」〔弘文堂〕 山川一陽　「戸籍実務の理論と家族法」〔日本加除出版〕		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	研究上のガイダンス 具体的な研究技法などについて	第31～34回	第21～30回で得られた問題を更に検討する
第2～4回	研究テーマの設定とそのテーマ研究に向けての資料の収集法など 判例などの読み方などの研究	第35～41回	論文作成に入る
第5～12回	研究テーマに関連する裁判例の収集と発表 収集判例についての研究	第42～45回	論文での構想について批判的議論をする
第13～20回	裁判例に対する学説の批判や研究を検討する	第46～54回	論文の修正や補正
		第55～58回	以上に発生する問題の検討と将来への課題
第21～30回	判例研究などの成果を論文にまとめる作業	第59～60回	論文完成に向けての作業

科目名	専門演習(商法)	担当者	丹羽　重博	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	受講生による研究報告を基礎として授業を進める。そのため受講生の研究テーマに応じて授業内容が変わる可能性があるが、より優れた内容の論文完成を目的とする。		
到達目標	科目の性質上、最終的には、修士論文を完成することが、目標となる。		
履修条件	特に条件はないが、毎回の予習が必要である。		
授業方法	ゼミナール形式で、順次、受講生の研究報告を行う。		
準備学習	毎回、関連する判例および論文の探査・精読を行うこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	毎回の研究報告の内容、さらに論文完成に向けた努力と、完成した論文の評価が対象となる。
教 科 書	特にない。		
参 考 書	受講生の研究テーマに即した文献を紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	オリエンテーション	第31～34回	論文概要の提示
第2～4回	研究テーマの選定 研究の基礎	第35～41回	参考文献の確認
第5～12回	研究領域の調査 判例・論文の調査	第42～45回	目次
第13～20回	判例・論文の検討	第46～54回	中間報告 論文作成指導
第21～30回	論点の研究	第55～58回	最終報告
		第59～60回	校正等の指導 完成論文の提示

科目名	専門演習(商法)	担当者	松嶋　隆弘	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	履修者の修士論文作成に資するための指導を行うこと		
到達目標	履修者の修士論文の完成		
履修条件	講座の性質上、担当者を指導教授とする本研究科所属大学院生ということになろうか。		
授業方法	履修者との個別相談。各自の修士論文の進捗状況に応じて対応する。		
準備学習	履修者の修士論文作成に向けた努力が、そのまま本講座のための準備学習となる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	「筆記」の能力は、修士論文により評価されるという趣旨からである。
	平 常 評 価	100%	講座の性質上、平常評価となる。履修者は最終的には修士論文により評価され、本講座はその準備のためのものと考えている。
教 科 書	なし		
参 考 書	随時紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	ガイダンス	第31～34回	履修者の修士論文完成に向けた支援と指導(内容は、履修者の学習の進捗状況により随時変わりうる。)
第2～4回	履修者の修士論文完成に向けた支援と指導(内容は、履修者の学習の進捗状況により随時変わりうる。)	第35～41回	履修者の修士論文完成に向けた支援と指導(内容は、履修者の学習の進捗状況により随時変わりうる。)
第5～12回	履修者の修士論文完成に向けた支援と指導(内容は、履修者の学習の進捗状況により随時変わりうる。)	第42～45回	履修者の修士論文完成に向けた支援と指導(内容は、履修者の学習の進捗状況により随時変わりうる。)
第13～20回	履修者の修士論文完成に向けた支援と指導(内容は、履修者の学習の進捗状況により随時変わりうる。)	第46～54回	履修者の修士論文完成に向けた支援と指導(内容は、履修者の学習の進捗状況により随時変わりうる。)
		第55～58回	履修者の修士論文完成に向けた支援と指導(内容は、履修者の学習の進捗状況により随時変わりうる。)
第21～30回	履修者の修士論文完成に向けた支援と指導(内容は、履修者の学習の進捗状況により随時変わりうる。)	第59～60回	履修者の修士論文完成に向けた支援と指導(内容は、履修者の学習の進捗状況により随時変わりうる。)

科目名	専門演習（民事訴訟法）	担当者	小田　司	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	民事訴訟法を専門的に研究する上での分析力・思考力を養うことを目的とする。		
到達目標	民事訴訟法を専門的に研究する上での分析力・思考力を養い、最終的には民事訴訟法に関する修士論文を作成するのに必要な知識の獲得と能力の養成を目標とする。		
履修条件	各自が選択したテーマについて、毎回報告できるように準備してくること。		
授業方法	演習形式で進める。初年度には、論文作成のための知識の習得、論文作成のためのテーマの選択及び選択したテーマに関連する資料の収集を行う。２年次には、収集した資料を分析し、選択したテーマについて毎回報告を行い、最終的に論文を完成させる。		
準備学習	演習で取り上げた事項については、演習の内容を振り返り、各自で整理しておくこと。また、演習において報告するテーマについては、十分に準備しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	選択したテーマについての報告を７０%、演習時における発言・発言内容を３０%とし、これらを総合して評価する。
教 科 書	特定の教科書は使用しない。必要な資料は、演習の際に指示する。		
参 考 書	中野貞一郎『民事訴訟法の論点Ⅰ・Ⅱ』（判例タイムズ社）、高橋宏志『重点講義民事訴訟法上・下』（有斐閣）、伊藤眞・山本和彦編『民事訴訟法の争点』（有斐閣）、高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選〔第４版〕』（有斐閣）など		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	演習内容の説明	第31～34回	収集した資料の分析と報告 関連する資料の補充
第2～4回	論文作成のための知識の習得	第35～41回	収集した資料の分析と報告 関連する資料の補充
第5～12回	論文作成のためのテーマの選択	第42～45回	中間報告
第13～20回	論文のテーマの確定 選択したテーマに関する資料の収集	第46～54回	論文の作成と報告 関連する資料の補充
第21～30回	選択したテーマに関する資料の収集 収集した資料の整理	第55～58回	最終報告
		第59～60回	論文の完成

科目名	専門演習(国際取引法)	担当者	藤川　信夫	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	受講生の国際取引法分野の専攻テーマに応じて、活発に演習を行う。具体的には、サブプライム・ローン、ギリシャ危機などに関連する国際金融法制と新たな金融監督のあり方、国際的な敵対的企業買収と防衛策、ウィーン売買条約など国際売買契約関連、国際的コーポレート・ガバナンス、米国SOX法(企業改革法) など国際的多国籍企業を巡る新しい重要課題が主となる。かかる国際取引について、組織法的、比較法的考察も交えて理解を深めたい。		
到達目標	専門演習修了後に修士論文を書き上げることが最終目標になるが、その過程で関連する先達の論文を読みこなすとともに活発な議論、プレゼンテーション、独自性のある課題設定と到達、文章力の向上などが求められる。		
履修条件	演習は学生自身の練達の場である。教員の講義を出席して聞くという姿勢でなく、積極的に事前準備した上で出席されたい。そのためには自主的な問題意識を持ったオリジナルな研究計画書をまずは早期に提出して発表してほしい。		
授業方法	当然、学生の発表と議論が主体になる。毎回十分な事前準備と緊張感を持って臨まれたい。いくつかの期間の区切りをつけて、中間発表、指摘と修正等といったメリハリをつけた指導を行い、レベルアップを図りたい。		
準備学習	会社法、契約法などの取得とともに、一定レベルの海外の文献を積極的に読みこなすために、英語などの専門的な読解力を十分つけて欲しい。修士論文にふさわしい、基礎的な文章力自体の向上は、もとより重要である。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	授業内評価。修士論文の内容はもちろんであるが、それのみならず、平常の発表、取り組み方・態度、真摯さなど総合的に判断する。
教 科 書	授業の中で、学生のレベルアップ、内容などに応じて適宜指定する。		
参 考 書	授業の中で、学生のレベルアップ、内容などに応じて適宜指定する。また学生の独自の収集、読み込みなども期待する。関心を広げ、受け身にならないこと。特に比較法的観点からの欧米の海外文献収集は必須である。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	学生との課題設定に対するヒヤリング、ディスカッション	第31～34回	中間報告の評価、修正、向上に向けてのディスカッション
第2～4回	学生との課題設定に対するヒヤリング、ディスカッション 学生による問題意識のプレゼンテーション	第35～41回	目標とする論文の価値について、独創性、レベルの高さ、関連論文とのつながりなどの見直し
第5～12回	研究計画書の作成 関連の文献の収集と読み込み	第42～45回	比較法的観点からの文献調査
第13～20回	研究計画書の発表 研究計画書についてのディスカッション	第46～54回	関連学会への発表・準備
		第55～58回	関連学会への発表の原稿仕上げ・発表
第21～30回	中間報告に向けての準備 中間報告書の書き上げ	第59～60回	最終稿作成に向けて討論、修正 最終稿作成、面接準備、まとめ

科目名	専門演習(独占禁止法)	担当者	野木村　忠邦	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	独占禁止法(競争法・反トラスト法)の存在意義を“法と経済学”の観点から明確にする。		
到達目標	独占禁止法における基礎概念を十分に理解できるようになることを目指す。		
履修条件	特になし。		
授業方法	ジュリスト・独占禁止法判審決百撰(第1版～第6版　有斐閣)。		
準備学習	特になし。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	報告の仕方、Q&Aへの対応等を総合的に考慮する。
教 科 書	その都度指示する。		
参 考 書	その都度指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	独占禁止法（昭22）の目的（公正・自由競争の促進→日本経済の民主的・健全な発達、一般消費者の利益の確保)	第31～34回	独占禁止法の基礎概念についての再検討（３） 独占禁止法の存在意義。
第2～4回	財閥解体・事業支配力の過度の集中の排除(昭21～昭23)。	第35～41回	独占禁止法の役割に関するハーバード学派・シカゴ学派・ポストシカゴ学派間の論争→新たな段階へ。
第5～12回	事業者団体法の制定(昭23) 独占禁止法の改正（昭24・昭28・昭52）産業政策v.競争政策。	第42～45回	独占禁止法の役割に関するW，バクスター教授の見解（シカゴ学派ほどシンプルではない)
第13～20回	独占禁止法の基礎概念についての再検討（１） 公正・自由競争（fair and free competition）とは？	第46～54回	EUにおける独占禁止法の役割に関する議論（１）
		第55～58回	EUにおける独占禁止法の役割に関する議論（２）→日・米・EUにおける議論のコンバージェンス。
第21～30回	独占禁止法の基礎概念についての再検討（２） 有効競争論（theory workable competition)の意義。	第59～60回	まとめ（現状評価と展望）、グローバル独占禁止法の誕生は可能か？ 中国独占禁止法への示唆。

科目名	専門演習（社会保障法）	担当者	神尾　真知子	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	社会保障法の理解をより深め、修士論文を作成するための法知識と法解釈力を修得する。		
到達目標	社会保障法の法知識及び法解釈力を身につけ、修士論文のテーマに関する研究を進め、最終的に修士論文としてまとめる。		
履修条件	社会保障法特殊講義を履修し、社会保障法を研究し、修士論文を作成すること。		
授業方法	受講者に対して個別に指導する。		
準備学習	毎回、修士論文のテーマに関する文献を読んでくること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	０％	
	平 常 評 価	１００％	毎回の学修状況などを総合して判断する。
教 科 書	特になし。		
参 考 書	『社会保障判例百選（第４版）』有斐閣、社会保障法学会編『講座社会保障法』（全６巻）法律文化社、社会保障法学会編『新・講座　社会保障法』（全3巻）法律文化社		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	修士論文作成のためのオリエンテーション	第31～34回	論文の構成の検討と論旨の整理
第2～4回	基本的文献の収集と研究指導その１	第35～41回	論文作成指導その１
第5～12回	基本文献の収集と研究指導その２	第42～45回	中間報告
第13～20回	基本文献に基づく考察に対する研究指導	第46～54回	論文作成指導その２
第21～30回	比較法研究に対する研究指導	第55～58回	最終報告
		第59～60回	最終校正及び論文完成

科目名	専門演習(労働法)	担当者	新谷　眞人	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	特定のテーマに関し，より高次の研究に向けて文献収集，精読，法理の探求を行う。テーマの選択にあたっては，学生諸君と相談する。修士論文の指導を兼ねる。		
到達目標	特定のテーマに関する修士論文の作成。そのための文献収集の方法，諸学説の検討，論文全体の構成など，学術研究の基礎的な態度・方法を身につける。		
履修条件	労働法を修士論文のテーマとする者。		
授業方法	各自あらかじめ関心のある労働法上のテーマを考えておくこと。各自のテーマに即した文献の報告及び修士論文の構成と内容の発表が中心となる。		
準備学習	図書館等で参考文献の収集とその概要を読んでおくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	学習態度，報告内容等を総合評価する。
教 科 書	特になし。		
参 考 書	特になし。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	ガイダンス	第31～34回	ガイダンス
第2～4回	複数の希望テーマの検討。文献の選択。	第35～41回	修士論文の構成の検討。
第5～12回	テーマの確定。関連判例，外国文献を含む資料の絞込み。	第42～45回	修士論文の中間報告。
第13～20回	文献の精読。	第46～54回	修士論文の修正。
第21～30回	文献の精読。	第55～58回	修士論文の最終調整。
		第59～60回	修士論文提出へ向けたアドバイス。

法学研究科　　【平成26年度以降入学者】

政治学専攻

科目名	政治理論特殊講義Ⅰ	担当者	吉野 篤 (岩崎 正洋 代講)	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	政治理論の学修を通じて、理論のもつ重要性、現実の政治社会へのインパクトを考察すること。		
到達目標	政治理論の歴史的展開を学修することによって、政治理論がはたしてきた役割を理解すること。		
履修条件	学部で政治学やその関連科目を学修していること。		
授業方法	政治理論に関する英文の研究書を読み、内容に関する質疑応答を行う。		
準備学習	政治理論に関する定評ある研究書を丁寧に読んで、その内容をノートに整理しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	研究報告、英文和訳など平常の授業の成果を全体的に評価する
教 科 書	第1回の授業時に素材となる資料を配布する		
参 考 書	授業の中で指示する		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	オリエンテーション・素材の論文を提示し、具体的な進め方について指示する
2	素材文の和訳、質疑応答①
3	素材文の和訳、質疑応答②
4	素材文の和訳、質疑応答③
5	論文の内容に関連するテーマについて研究報告、質疑応答①
6	素材文の和訳、質疑応答④
7	素材文の和訳、質疑応答⑤
8	素材文の和訳、質疑応答⑥
9	論文の内容に関連するテーマについて研究報告、質疑応答②
10	素材文の和訳、質疑応答⑦
11	素材文の和訳、質疑応答⑧
12	素材文の和訳、質疑応答⑨
13	論文の内容に関連するテーマについて研究報告、質疑応答③
14	素材文の和訳、質疑応答⑩
15	総括

科目名	政治理論特殊講義Ⅱ	担当者	吉野 篤 （岩崎 正洋 代講）	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	政治理論に関する定評ある論文を英文で読み、政治理論の政治学における位置づけを考察する		
到達目標	政治の理論的研究とはどういうことなのかについて一定の理解を得ること		
履修条件	政治理論特殊講義Ⅰを履修していること		
授業方法	政治理論に関する定評ある英文の研究論文を和訳していき、内容に関して質疑応答する		
準備学習	定評ある政治理論の通史を学修すること		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	毎回の和訳、報告の成果を全体的に評価する
教 科 書	最初の授業時に資料を配布する		
参 考 書	授業中に指示する		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	オリエンテーション、資料配布、授業概説
2	資料翻訳、質疑応答①
3	資料翻訳、質疑応答②
4	資料翻訳、質疑応答③
5	内容に関する研究報告①
6	資料翻訳、質疑応答④
7	資料翻訳、質疑応答⑤
8	資料翻訳、質疑応答⑥
9	内容に関する研究報告②
10	資料翻訳、質疑応答⑦
11	資料翻訳、質疑応答⑧
12	資料翻訳、質疑応答⑨
13	内容に関する研究報告③
14	資料翻訳、質疑応答⑩
15	総括

科目名	政治哲学特殊講義Ⅰ	担当者	奥村　大作	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本年度は、ウォーリンの著作を読みながら、自由主義および功利主義についての理解を深めたい。		
到達目標	ウォーリンの解釈を参考にしながら、自由主義と功利主義について再検討してみたい。		
履修条件	特にＪ．Ｓ．ミルについて概要を把握しておくこと。		
授業方法	一応原書をテキストとするが、出来るだけ内容の検討に重点を置きたい。		
準備学習	原書と翻訳を付き合わせて読んできてほしい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	０％	
	平 常 評 価	１００％	毎回の積極的参加度によって採点する。
教 科 書	Sheldon S. Wolin, Politics and Vision, Expanded Edition, Princeton University Press 2004. （本書の第９章を読むが、講義の初めにコピーを配布する）		
参 考 書	参考のために本書の翻訳を紹介する。 （必要な箇所のコピーを配布する）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	Chapter 9　Liberalism and the Decline of Political Philosophy 1 The Political and the Social　①
2	〃　②
3	2 Liberalism and the Sobrieties of Philosophy
4	3 The Political Claims of Economic Theory
5	4 The Eclipse of Political Authority: The Discovery of Society
6	5 Society and the Government: Spontaneity versus Coercion
7	6 Liberalism and Anxiety　①
8	〃　②
9	7 Beyond the Pleasure Principle: The Problem of Pain
10	8 Liberalism and Moral Judgments: The Substitution　of Interest for Conscience　①
11	〃　②
12	〃　②
13	9 Liberalism and Conformity: The Socialized Conscience　①
14	〃　②
15	〃　②

科目名	政治哲学特殊講義Ⅱ	担当者	奥村　大作	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	Ｊ．Ｓ．ミルの功利主義論を参考にしながら、功利主義について再検討してみたい。		
到達目標	Ｊ．Ｓ．ミルの「功利主義」の読解を通じて、彼の修正的な立場について理解を深めたい。		
履修条件	前期で扱ったウォーリンの『政治とヴィジョン』第９章を読んでおいてほしい。		
授業方法	各回の担当者による発表を契機とした、活発な論議によって進めていきたい。		
準備学習	原書と翻訳をよく付き合わせながら読んできてほしい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	０％	
	平 常 評 価	１００％	出席者の積極的参加度によって評価する。
教 科 書	John Stuart Mill, "Utilitarianism", in Collected Works of John Stuart Mill, vol.10, Liberty Fund 2006. （講義の初めにコピーを配布する）		
参 考 書	参考のため、本論文の翻訳を紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	1 General Remarks.
2	2 What Utilitarianism Is.
3	〃　②
4	〃　③
5	〃　④
6	3 Of the Ultimate Sanction of the Principle of Utility.
7	〃　②
8	4 Of What Sort of Proof the Principle of Utility Is Susceptible.
9	〃　②
10	5 On the Connexion between Justice and Utility.
11	〃　②
12	〃　③
13	〃　④
14	〃　⑤
15	〃　⑥

科目名	政治思想史特殊講義Ⅰ	担当者	藤原　孝	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	今日の民主主義理論の生成・発展過程を歴史的に把握することを目的とする。そのため近代以降の政治的変革期における重要な思想家をとりあげ、彼らの理論構造を解明する。言うまでもなく、ある時代の思想を理解するためには、当時の政治的・社会的状況の正しい認識が重要であり、時代のコンテクスト、テキストのコンテクストを読み解くことに努めたい。そしてそれらの思想が、時代を超えて今日の民主主義理論にどのように継承されているのかを検証する。		
到達目標	今日までのデモクラシー理論の通史的理解を基本的到達目標とするが、、さらに発展的には隣接する思想家たちの思想の連続性、または非連続性の研究にまで発展させたい。		
履修条件	与えられたテーマについての報告を丁寧に行うこと。報告内容について複数の問題点を指摘すること。		
授業方法	講義を中心とするが、受講者に報告を課す演習形態を併せ、思考の言語化を促す。		
準備学習	講義中に指定された文献を期限までに読了し、それらのサンマリーと、問題点の指摘をすること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	参加の度合い、報告の適合性、準備学習の度合い、これらを総合して平常評価とする。
教 科 書	使用せず。		
参 考 書	折々に指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	政治思想史研究の方法と課題。
2	Contextualismの立場　Quentin Skinner
3	Textualismの立場　Leo Straus
4	J.G.A.Pocock, Hans-Georg Gadamerたちの立場
5	丸山真男・藤田省三・荻原延壽たちの方法
6	小括
7	近代政治思想の起点１、Niccolo Machiavelli
8	〃
9	近代静止思想の起点２、Thomas Hobbes
10	〃
11	近代政治思想の起点３、John Locke
12	〃
13	近代政治思想の起点４、　J.J.Rousseau
14	〃
15	小括

科目名	政治思想史特殊講義Ⅱ	担当者	藤原　孝	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	今日の民主主義理論の生成・発展過程を歴史的に把握することを目的とする。そのため近代以降の政治的変革期における重要な思想家をとりあげ、彼らの理論構造を解明する。言うまでもなく、ある時代の思想を理解するためには、当時の政治的・社会的状況の正しい認識が重要であり、時代のコンテクスト、テキストのコンテクストを読み解くことに努めたい。そしてそれらの思想が、時代を超えて今日の民主主義理論にどのように継承されているのかを検証する。		
到達目標	今日までのデモクラシー理論の通史的理解を基本的到達目標とするが、さらに発展的には隣接する思想家たちの思想の連続性、または非連続性の解明の研究にまで発展させたい。		
履修条件	基本的に「政治思想史特殊講義Ⅰ」を受講した者。		
授業方法	受講者の専攻にできるだけ合致した、古典的文献のテクスト・クリティークを行う。 翻訳書であれば、当該の原書にも当たる。		
準備学習	講義中に指定された文献を丁寧に読み解き、それらのサンマリーと、問題点の指摘をすること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	参加の度合い、報告の適合性、準備学習の度合い、これらを総合して平常点とする。
教 科 書	受講者の専攻科目に合致した、古典的テクスト。（受講者と相談のうえ決定する）		
参 考 書	決定した教科書の関連文献。（適宜指示する）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	受講者と相談して決定した文献の、丁寧な読解。 その１
2	同上
3	同上
4	同上
5	同上
6	受講者と相談して決定した文献の、丁寧な読解。 その２
7	同上
8	同上
9	同上
10	同上
11	受講者と相談して決定した文献の、丁寧な読解。 その３
12	同上
13	同上
14	同上
15	同上

科目名	日本政治史特殊講義Ⅰ	担当者	中静　未知	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	日本の近現代政治史に関する理解を深めるとともに、研究という営為に対する理解とスキルの修得をめざす。 近現代日本政治史に関する研究文献の講読（発表と討議）を行う予定。		
到達目標	学術研究論文・文献を読解できること。文献調査の方法と判断能力を身につけること。		
履修条件	特になし（大学院生であれば学問に真摯に取り組む姿勢は持っているものと考える）。		
授業方法	演習形式で行う。題材や授業手順は受講者の専攻・関心・人数と希望により決定する（下記の「授業内容」は例示）。		
準備学習	近現代日本政治に関する通史程度の知識（高校日本史程度）は持っていることが望ましい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	予習度、題材への理解度、発表・討議・レポートの質による。
教 科 書	開講時に相談の上で決定する。		
参 考 書	授業で扱う題材や受講者本人の関心に応じて文献を渉猟すること。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	授業案内と相談
2	授業題材（テキスト）の決定・解説 学術研究文献一般に関する解説
3	テキストに基づく発表・討議
4	同上
5	同上
6	同上
7	同上
8	同上
9	同上
10	同上
11	同上
12	同上
13	同上
14	同上
15	総括

科目名	日本政治史特殊講義Ⅱ	担当者	中静　未知	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	日本の近現代政治史に関する理解を深めるとともに、研究という営為に対する理解とスキルの修得をめざす。 近現代日本政治史に関して受講者が題材を選び、それに基づく発表と討議を行う予定。		
到達目標	学術研究論文・文献を読解できること。文献調査の方法と判断能力を身につけること。		
履修条件	特になし（大学院生であれば学問に真摯に取り組む姿勢は持っているものと考える）。		
授業方法	演習形式で行う。題材や授業手順は受講者の専攻・関心・人数と希望により決定する（下記の「授業内容」は例示）。		
準備学習	近現代日本政治に関する通史程度の知識（高校日本史程度）は持っていることが望ましい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	予習度、題材への理解度、発表・討議・レポートの質による。
教 科 書	開講時に相談の上で決定する。		
参 考 書	授業で扱う題材や受講者本人の関心に応じて文献を渉猟すること。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	受講者各自の題材選定相談
2	各自題材の決定・説明
3	研究文献と文献調査方法の解説
4	受講者の題材に基づく発表・討議
5	同上
6	同上
7	同上
8	同上
9	同上
10	同上
11	同上
12	同上
13	同上
14	同上
15	総括

科目名	西洋政治史特殊講義Ⅰ	担当者	杉本　稔	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	政治史上の事実関係を知るだけではなく、論理的思考力に基づいて政治史を研究する意義を意識しつつ講義を進めます。		
到達目標	イギリスにおける「近代的統治システム」の基礎が築かれるプロセスを検討します。		
履修条件	とくにありませんが、イギリス政治に関する基本的知識があることが好ましいと思います。また履修する以上は授業を無断欠席しないで下さい。		
授業方法	講義形式で授業を進めますので、必ずノートを持参して下さい。		
準備学習	特別な準備は必要ありません。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	断片的な知識ではなく、論理的な思考力が評価されます。 したがってレポートによる評価を予定しています
教 科 書	使用しません。		
参 考 書	杉本稔『現代ヨーロッパ政治史』北樹出版　2012年 杉本稔『イギリス労働党史研究』北樹出版　1999年		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	政治史研究の意義と方法
2	①イギリス革命の構造 ①－１　ピューリタン革命の経緯
3	承　前
4	承　前
5	承　前
6	①－２　王政復古の意義と政党の誕生
7	承　前
8	承　前
9	名誉革命の経緯
10	②－１　名誉革命体制の意義
11	承　前
12	②－２　名誉革命体制の課題
13	承　前
14	承　前
15	総　括

科目名	西洋政治史特殊講義Ⅱ	担当者	杉本　稔	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	政治史を学ぶ意義を視野に入れつつ、授業を展開します。		
到達目標	前期のⅠに引き続き、イギリスにおける近代的統治システムへの移行を採り上げます。		
履修条件	特にありませんが、前期のⅠを履修していることが好ましいとは思います。		
授業方法	講義形式で授業を進めますので、必ずノートを持参して下さい。		
準備学習	特別な準備は必要ではありません。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	断片的な知識ではなく、論理的な思考力が評価されます。 したがってレポートによる評価を予定しています
教 科 書	使用しません。		
参 考 書	杉本稔『現代ヨーロッパ政治史』北樹出版　2012年 杉本稔『イギリス労働党史研究』北樹出版　1999年		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	近代的統治システムへの移行 ①名誉革命体制の展開 ①－１　後期スチュアート王朝期の議会と政党
2	承　前
3	①－２　ウォルポールと責任内閣制
4	承　前
5	①－３　名誉革命体制の動揺
6	承　前
7	②近代的統治システムの確立 ②－１　自由主義的政治体制
8	承　前
9	②－２　選挙法改正と政党の組織化
10	承　前
11	承　前
12	②－３　現代政治の序幕
13	承　前
14	承　前
15	総　括

科目名	国際政治学特殊講義Ⅱ	担当者	信夫　隆司	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	戦後の日米関係、とりわけ、安全保障と中心として、ケース・スタディーをおこない、基本的な文献の読解、一次史料の読み方等をとおして、現代国際政治とは何かを理解できるようにする。		
到達目標	国際政治史を扱った基本的文献を読解できるようにするとともに、外交問題に関する一次史料のリサーチ、読み方を学び、現実の国際政治の実態を理解できるようにする。		
履修条件	国際政治学の基本的な素養を有することはもちろん、わが国の安全保障、さらには、日米外交の基礎的な知識を有することが履修条件である。		
授業方法	下記の教科書を用い、毎回、各自がレジュメを作成して発表し、それをもとに議論する。		
準備学習	教科書をかならず読んでくるとともに、関連資料、一次史料も読んでくる必要がある。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	2/3以上出席した者を評価の対象とする。事前の学習、講義における発表、講義における討論への積極的参加、授業内試験等を総合的に判断する。
教 科 書	信夫隆司『若泉敬と日米密約』日本評論社、2012年、同「日米安保条約と事前協議制度』弘文堂、2014年。		
参 考 書	授業において、適宜、紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	戦後日米外交における密約問題
2	いわゆる「密約」問題に関する調査報告書を読む
3	いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書を読む（１）
4	いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書を読む（２）
5	いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書を読む（３）
6	安保改定交渉の開始
7	核持ち込み密約の謎（１）
8	核持ち込み密約の謎（２）
9	朝鮮議事録の怪（１）
10	朝鮮議事録の怪（２）
11	若泉敬と日米密約（１）
12	若泉敬と日米密約（２）
13	沖縄返還交渉（１）
14	沖縄返還交渉（２）
15	後期授業内試験

科目名	国際政治学特殊講義 I	担当者	信夫 隆司	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	現代国際政治の理論の基本を学ぶことを目的とする。とくに、国際政治理論の古典を読むことによって、国際政治学が「学」として、どのような方向性を目指してきたのかを理解できるようにする。		
到達目標	国際政治学がなぜ誕生したのか、第二次世界大戦後の国際政治理論は何を目指してきたのかを理解できるようにする。国際政治学はたんなる国際的事象の寄せ集めではなく、きわめて科学志向であったことを学ぶ。		
履修条件	国際政治学の基本的な素養を有することはもちろん、わが国の安全保障、さらには、日米外交の基礎的な知識を有することが履修条件である。		
授業方法	下記の教科書を用い、毎回、各自、発表し、議論する。		
準備学習	かならず、教科書を読んでくると同時に、関連の文献も読み、授業に臨む必要がある。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	2/3以上出席した者を評価の対象とする。事前の学習、講義における発表、講義における討論への積極的参加、授業内試験等を総合的に判断する。
教 科 書	ケネス・ウォルツ『国際政治の理論』勁草書房、2010年、コヘイン／ナイ『パワーと相互依存』ミネルヴァ書房、2012年。		
参 考 書	授業時に、適宜、紹介する。		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	ガイダンス
2	法則と理論を考える
3	還元主義的とはどういう意味か
4	体系的アプローチとは何か
5	還元主義理論と体系的理論を比較する
6	国内政治構造と国際政治構造を比較する
7	アナーキーという秩序とは何か
8	構造的原因と経済的影響を考える
9	構造的原因と軍事的影響を考える
10	国際関係の管理を考える
11	国際政治における相互依存的関係とは何か
12	リアリズムと複合的相互依存関係を考える
13	国際レジームとは何か
14	グローバリゼーションと相互依存関係を考える
15	前期授業内試験

科目名	国際関係論特殊講義 I	担当者	佐渡友 哲	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	グローバリゼーションの進展によって生じた国際関係の構造変化や課題を分析し理解することをねらいとする。まず序論として、今日の国際関係の潮流をパラダイムとして捉え、マクロ的に理解するための分析枠組みを検討する。そして下記の文献を講読・発表・討論しながら今日の国際関係を理論的に分析する。米国発の金融危機で頂点に達したネオリベラリズム・モデルとは異なったグローバリズムを受講生と共に模索したい。		
到達目標	①国際関係の潮流をパラダイムとして把握する。②今日のグローバリゼーションの特徴を理解する。③グローバリゼーションの推進派と慎重派の主張を理解する。④グローバリゼーションの実態を各自の研究と結びつける。		
履修条件	毎回出席し、与えられた課題については十分予習して授業中の討論に備えること。		
授業方法	参加型授業を行うので、受講生は講読・発表・討論などに積極的に参加する機会がある。		
準備学習	その都度配布される講読文献（プリント）については、発表担当者もそれ以外の受講生も、内容について十分に理解したうえで討論に備えること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業内レポート、予習、発表、討論、授業参加度などを総合的に評価する。
教 科 書	「国際関係論特講 講義プリント」、Anthony Giddens,RUNAWAY WORLD,1999. David Held et al,DEBATING GLOBALIZATION,2005. David Held,GLOBAL COVENANT,2004.などの文献を部分的にプリントして配布する予定である。		
参 考 書	講義時に紹介する予定である。		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	ガイダンス：国際関係研究の分析枠組みと最大関心事
2	国際関係を見る4つの視点：ホッブス的世界観、マルクス的世界観、スミス的世界観、カント的世界観
3	国際関係における現実主義と理想主義：Realism, Neorealism,Liberalism,Neoliberalism
4	グローバリゼーションの分析方法：現象、推進力、イメージ、対抗軸
5	現代国際関係における力学の理論的構図： Globalization,Regionalization,Nationalization,Localization,Transnationalization
6	国際関係のパラダイムと対抗軸をどのように捉えるのか：911以降、シアトルWTO以降、西欧対非西欧、先進国対途上国
7	現代の地域主義（Regionalism）：スパゲティ・ボウル時代のアジア太平洋を考える
8	Joseph Nye「グローバリゼーションと相互依存」：①グローバリゼーションの諸次元
9	Joseph Nye「グローバリゼーションと相互依存」： ②21世紀のグローバリゼーション
10	Joseph Nye「グローバリゼーションと相互依存」： ③相互依存の源泉・利益・対称性
11	Joseph Nye「グローバリゼーションと相互依存」： ④リアリズムと複合相互依存
12	世界銀行、国際通貨基金、世界貿易機関の役割
13	David Held「グローバル協約」： ①グローバリゼーション神話への反論
14	David Held「グローバル協約」： ②グローバリゼーションと社会民主主義
15	まとめと討論

科目名	国際関係論特殊講義Ⅱ	担当者	佐渡友　哲	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	国家が国境を越えて近隣諸国と共通の利益や安全保障、アイデンティティの醸成などをめざした思想、政策、運動を地域主義（Regionalism）という。ＥＵやＡＳＥＡＮはこの代表的な例である。講義では、今日のグローバリゼーションの時代における地域主義の役割、変遷、多様性、意義などを分析することを目的とする。事例としては東アジアとその下位地域（Sub-region）としてのＡＳＥＡＮと北東アジアを取り上げる。		
到達目標	①グローバリゼーションの時代における地域主義の意義を理解する。②地域統合（Regional Integration）経済統合（Economic Integration）、自由貿易圏（FTA）などの区別を理解する。		
履修条件	事前に英文の資料文献を読んでその内容を理解し、英語による意見交換の準備をしてくること。		
授業方法	基本的に英語による講義、質疑、討論を予定している。		
準備学習	配布された英文資料文献は、必ず予習し内容を把握すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業内レポート、準備学習、討論、授業への参加度などを総合的に評価する。
教 科 書	Louise Fawcett and Andrew Hurrell ed., Regionalism in World Politics: Regional Organization and International Order, Oxford University Press, 1995.		
参 考 書	Tetsu Sadotomo, Twenty Years' Observation in Northeast Asia: Then and Now from Japan Side Research Perspective, Frontier of North East Asian Studies, Vol.12,2013.		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	Guidance: Overview of Regionalism in the World
2	Regionalism in Historical Perspective: ①A Brief History
3	Regionalism in Historical Perspective: ②the New Regionalism
4	Regionalism in Historical Perspective: ③Common Objections
5	Regionalism in Theoretical Perspective: ①Kind of Regionalism
6	Regionalism in Theoretical Perspective: ②Regional Cohesion
7	Regionalism in Theoretical Perspective: ③Neo-functionalism
8	Regionalism in East Asia: ①A Comparison of Europe and Asia
9	Regionalism in East Asia: ②Concept of the EAC
10	Regionalism in East Asia: ③The EAC from ASEAN Perspective
11	Regionalism in East Asia: ④The US and the TPP
12	The Twenty Years' Observation in Northeast Asia:①
13	The Twenty Years' Observation in Northeast Asia:②
14	The Twenty Years' Observation in Northeast Asia:③
15	Conclusion and Discussion

科目名	国際協力論特殊講義Ⅰ	担当者	稲葉　守満	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	前期は開発経済学の主要な経済発展理論の概略と特徴を検討。後期は主要なアジア、アフリカ、中南米諸国の経済発展プロセスの国別の特徴を分析し、各国の抱える課題を検証する。		
到達目標	①経済発展理論の背景、方法論、主要な概念と論理展開の学習、②主要国の長期的発展の構造的特質と課題、③日本及び発展途上国の長期的開発戦略の模索。		
履修条件	政治学・経済学及びその他の社会科学の専門分野の「原論」程度の知識と原書の講読能力。		
授業方法	各項目について文献リストを作成し、受講者の研究発表とディスカッションを行		
準備学習	最低２週間前に参考文献を指定、参考文献リストを事前に準備する。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	研究発表の内容を評価。
教 科 書	テーマ毎に参考文献を指示する		
参 考 書	稲葉守満著『開発政策論』、時潮社、平成19年（2007年），稲葉守満著『開発の政治経済学』、時潮社、平成22年（2010年），稲葉守満著『国際貿易政策論入門」、時潮社、平成２３年（２０１１年）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	先進国の経済発展と途上国の開発政策
2	西欧の経済発展：大塚久雄
3	マックスウェバーの近代化理論
4	ドイツの歴史学派
5	ロストフの経済発展理論
6	均衡成長理論と不均衡発展理論
7	2部門成長理論
8	ハロッドの成長理論
9	新古典派成長理論
10	トダロの開発経済学
11	経済発展の政治経済学：Ｄ．アスモーグルの新制度論
12	Ｓ．インガーマン・ソコロフの理論 要素賦存制度の形成と発展
13	先進国の経済史と途上国の開発経済学の視点
14	新古典派成長理論の課題と成長会計分析の問題
15	経済発展の政治経済学の課題

科目名	国際協力論特殊講義Ⅱ	担当者	稲葉　守満	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	前期は開発経済学の主要な経済発展理論の概略と特徴を検討。後期は主要なアジア、アフリカ、中南米諸国の経済発展プロセスの国別の特徴を分析し、各国の抱える課題を検証する。		
到達目標	①経済発展理論の背景、方法論、主要な概念と論理展開の学習、②主要国の長期的発展の構造的特質と課題、③日本及び発展途上国の長期的開発戦略の模索。		
履修条件	政治学・経済学及びその他の社会科学の専門分野の「原論」程度の知識と原書の講読能力。		
授業方法	各項目について文献リストを作成し、受講者の研究発表とディスカッションを行		
準備学習	最低２週間前に参考文献を指定、参考文献リストを事前に準備する。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	研究発表の内容を評価。
教 科 書	テーマ毎に参考文献を指示する		
参 考 書	稲葉守満著『開発政策論』、時潮社、平成19年（2007年），稲葉守満著『開発の政治経済学』、時潮社、平成22年（2010年），稲葉守満著『国際貿易政策論入門」、時潮社、平成２３年（２０１１年）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	途上国の経済発展の事例 インド
2	韓国
3	インドネシア
4	シンガポール
5	台湾
6	マレーシア
7	フィリピン
8	中国
9	アフリカ経済発展Ⅰ
10	アフリカ経済発展ⅠⅠ
11	アフリカ経済発展ⅠⅠⅠ
12	中南米諸国の経済発展Ⅰ
13	中南米諸国の経済発展ⅠⅠ
14	中南米諸国の経済発展ⅠⅠⅠ
15	中近東

科目名	地域研究特殊講義Ⅰ	担当者	阿部　竹松	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本講座は、アメリカ合衆国憲法に規定されているアメリカ連邦政府、州政府、基礎自治体の統治機構および政党と選挙について日本のそれらと比較しながら解説する講義である。		
到達目標	我が国の政治制度の改革に役立つ知識と洞察力を体得させることを目的としている。		
履修条件	特にない。		
授業方法	討論を中心とした演習授業である。		
準備学習	受講生の関心事である課題について討議するために予習をして授業に臨むことが求められることがある。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	レポート試験
教 科 書	『アメリカ憲法』第３版　阿部竹松著　成文堂		
参 考 書	授業中に参考書を指定する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	アメリカの政治風土とアメリカ民主制の特質
2	ヨーロッパ政治哲学とアメリカ憲法の基本原理
3	アメリカ連邦制下の権力の分散と統治機構
4	アメリカ政治哲学とアメリカ憲法
5	アメリカ連邦制：中央政府と州政府と権限の配分
6	権力の分散と機関の独立
7	連邦議会の組織と作用
8	連邦議会の立法権
9	法案審議行程
10	大統領の立法権と連邦議会の立法権
11	大統領の行政権と連邦議会の行政権
12	大統領の司法権と裁判所の司法権
13	裁判所組織と裁判管轄（連邦裁判所の裁判管轄と州裁判所の裁判管轄）
14	司法と裁判官の身分保障
15	陪審裁判（裁判官と陪審員）

科目名	地域研究特殊講義Ⅰ	担当者	岩井　奉信	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本授業では、現代日本政治の諸現象について、多面的に捉え、実証的な方法を用いて研究していく。前期は日本の政党組織について、後期は政治改革の影響について、最新の研究成果をもとに関連文献を輪読しつつ、授業参加者の独自の研究についても報告を聞く。		
到達目標	・現代日本政治に関する学界の最新動向の理解と実証的な研究を通しての現実的理解 ・日本の政党組織と政治改革に関する現状に関する理論的、実証的理解		
履修条件	現代日本政治に関する実証的な研究を行うことに関心のある者 計量政治分析について関心のある者		
授業方法	前期においては、日本の国会および立法過程に関する文献の輪読を行い、後期では履修者の研究関心にもとづき、文献購読または事例研究を行う。		
準備学習	日本政治および政治過程に関する基本的な知識については、自らの問題意識にもとづき、学習しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業への出席状況、輪読や研究発表などの内容に関する姿勢などを総合的に判断して評価を行う。
教 科 書	建林正彦『政党組織の政治学』東洋経済新報社 民間政治臨調編『日本変革のヴィジョン』		
参 考 書	授業中に必要に応じて指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	授業内容の説明及び履修者の問題意識の確認
2	日本政治研究に関する解説
3	『政党組織の政治学』第１章　輪読
4	『政党組織の政治学』第２章　輪読
5	『政党組織の政治学』第３章　輪読
6	『政党組織の政治学』第４章　輪読
7	『政党組織の政治学』第５章　輪読
8	『政党組織の政治学』第６章　輪読
9	『政党組織の政治学』第７章　輪読
10	『政党組織の政治学』第８章　輪読
11	『政党組織の政治学』第９章　輪読
12	『政党組織の政治学』第10章　輪読
13	『政党組織の政治学』第11章　輪読
14	『政党組織の政治学』第12章　輪読
15	『政党組織の政治学』第13章　輪読とまとめ

科目名	地域研究特殊講義Ⅰ	担当者	孔　義植	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	東アジア諸国（日本、中国、韓国、北朝鮮、台湾）関係を分析して今後の行方を展望してみる。		
到達目標	東アジア国際関係における日本、中国、韓国、北朝鮮、台湾、アメリカの立場や戦略などを理解する。 東アジア国際関係の再編という観点から日・中・韓関係を分析して今後を展望する。		
履修条件	特になし		
授業方法	講義と学生の発表		
準備学習	東アジア関係に関する基本書を幅広く読むと同時に新聞などマスコミ上の時事問題を理解し、自分の見解を持つこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席、レポート、発表などを評価する。レポートや発表の内容が客観性や論理性を持っているか。また、自分の意見が反映されたかどうかを基準として評価する。
教 科 書	講義中に指示する。		
参 考 書	講義中に指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	オリエンテーション
2	中国の浮上と東アジア国際関係
3	日本の国内政治と対外政策
4	日本の国内政治と対外政策
5	中国の国内政治と対外政策
6	中国の国内政治と対外政策
7	韓国の国内政治と対外政策
8	韓国の国内政治と対外政策
9	北朝鮮の国内政治と対外政策
10	北朝鮮の国内政治と対外政策
11	台湾の国内政治と対外関係
12	アメリカと東アジア
13	世界と東アジア
14	東アジアの行方
15	前期のまとめ

科目名	地域研究特殊講義Ⅱ	担当者	阿部　竹松	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本講座は、アメリカ合衆国憲法に規定されているアメリカ連邦政府、州政府、基礎自治体の統治機構および政党と選挙について日本のそれらと比較しながら解説する講義である。		
到達目標	我が国の政治制度の改革に役立つ知識と洞察力を体得させることを目的としている。		
履修条件	特にない。		
授業方法	討論を中心とした演習授業である。		
準備学習	受講生の関心事である課題について討議するために予習をして授業に臨むことが求められることがある。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	レポート試験
教 科 書	『アメリカ憲法』第３版　阿部竹松著　成文堂		
参 考 書	授業中に参考書を指定する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	政党の組織と役割
2	選挙（多数代表制、少数代表制、比例代表制）と選挙民（政党支持と投票行動）
3	連邦議会議員選挙（人口比例代表制と州代表制）
4	大統領選挙（指名選挙、大統領選挙人選挙、本選挙）
5	地方議会議員選挙、州知事選挙、州裁判所裁判官選挙
6	州議会と基礎自治体（群政府と市政府）
7	日米比較（1）連邦制と単一政府制
8	日米比較（2）議院内閣制と大統領制
9	日米比較（3）陪審制と裁判員制
10	日米比較（4）直接民主制と代議民主制
11	日米比較（5）直接代表制と間接代表制
12	日米比較（6）政党代表制と地域利益代表制
13	日米比較（7）小選挙区と大選挙区
14	日米比較（8）地方自治権と地方自治体
15	総まとめ

科目名	地域研究特殊講義Ⅱ	担当者	岩井　奉信	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本授業では、現代日本政治の諸現象について、多面的に捉え、実証的な方法を用いて研究していく。前期は日本の政党組織について、後期は政治改革の影響について、最新の研究成果をもとに関連文献を輪読しつつ、授業参加者の独自の研究についても報告を聞く。		
到達目標	・現代日本政治に関する学界の最新動向の理解と実証的な研究を通しての現実的理解 ・日本の政党組織と政治改革に関する現状に関する理論的、実証的理解		
履修条件	現代日本政治に関する実証的な研究を行うことに関心のある者 計量政治分析について関心のある者		
授業方法	前期においては、日本の国会および立法過程に関する文献の輪読を行い、後期では履修者の研究関心にもとづき、文献購読または事例研究を行う。		
準備学習	日本政治および政治過程に関する基本的な知識については、自らの問題意識にもとづき、学習しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業への出席状況、輪読や研究発表などの内容に関する姿勢などを総合的に判断して評価を行う。
教 科 書	建林正彦『政党組織の政治学』東洋経済新報社 民間政治臨調編『日本変革のヴィジョン』		
参 考 書	授業中に必要に応じて指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	日本政治に関する実証研究の方法
2	日本政治データ分析の方法
3	政治改革とは何かについての議論
4	政治改革と政党システムに関する文献購読（1）
5	政治改革と政党システムに関する文献購読（2）
6	インデペンデントリサーチ（1）
7	インデペンデントリサーチ（2）
8	政治改革データの計量分析（1）
9	政治改革データの計量分析（2）
10	政治改革データの計量分析（3）
11	政治改革と政党システムに関する事例研究（1）
12	政治改革と政党システムに関する事例研究（2）
13	政治改革と政党システムに関する事例研究（3）
14	政治改革と政党システムに関する事例研究（4）
15	政治改革の政治的影響に関するまとめ

科目名	地域研究特殊講義Ⅱ	担当者	孔　義植	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	東アジア諸国（日本、中国、韓国、北朝鮮、台湾）関係を分析して今後の行方を展望してみる。		
到達目標	東アジア国際関係における日本、中国、韓国、北朝鮮、台湾、アメリカの立場や戦略などを理解する。 東アジア国際関係の再編という観点から日・中・韓関係を分析して今後を展望する。		
履修条件	特になし		
授業方法	講義と学生の発表		
準備学習	東アジア関係に関する基本書を幅広く読むと同時に新聞などマスコミ上の時事問題を理解し、自分の見解を持つこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席、レポート、発表などを評価する。レポートや発表の内容が客観性や論理性を持っているか。また、自分の意見が反映されたかどうかを基準として評価する。
教 科 書	講義中に指示する。		
参 考 書	講義中に指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	東アジアの現状について
2	日中関係
3	日韓関係
4	日朝関係
5	日台関係
6	日米関係
7	米中関係
8	米韓関係
9	米朝関係
10	米台関係
11	中韓関係
12	中台関係
13	中朝関係
14	東アジア関係の行方
15	前期のまとめ

科目名	行政学特殊講義Ⅰ	担当者	福島 康仁（山田 光矢 代講）	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	この講義は、「行政学の基礎理論」を理解したうえで、行政課題の本質を考察する力をつけることをを主目的としている。講義では、「行政学」の理論、歴史、特質などを学び「現代行政を見る眼」を養う。		
到達目標	現代行政のあり方や課題を理解する能力と共に国家・地方公務員試験の行政学択一及び論述問題に対応可能な能力を有するようにすることを目標とする。		
履修条件	特になし。		
授業方法	テキストや参考書を使用して行政学の基礎理論を講義と、学生の報告によってそれをもとに議論する。		
準備学習	初回の講義で説明するが、日ごろからニュースなどには注意を払うこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	報告やレポートで総合的に評価する。
教 科 書	特に指定しない。		
参 考 書	西尾勝『行政学』（有斐閣）		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	ガイダンス
2	行政学と隣接科目
3	行政の概念
4	行政学の起源
5	アメリカ行政学の起源
6	アメリカ行政学説史
7	アメリカ行政学説史
8	アメリカ行政学説史
9	アメリカ行政学説史
10	官僚制
11	官僚制
12	官僚制
13	ラインとスタッフ
14	公務員制度
15	総括

科目名	行政学特殊講義Ⅱ	担当者	福島 康仁 （山田 光矢 代講）	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	この講義は、「行政学の基礎理論」を理解することを主目的としている。講義では、「公務員のための学問」の性格を有する「行政学」の理論、歴史、特質など「現代行政を見る眼」を養うことも目的とする。		
到達目標	現代行政のあり方や課題を理解する能力と共に国家・地方公務員試験の行政学択一及び論述問題に対応可能な能力を有するようにすることを目標とする。		
履修条件	とくになし。		
授業方法	講義と演習を取り混ぜて行う。可能な限り院生の報告をもとに、受講生の関心があるテーマを自分の課題として考え、討論を通じて全体の意識が高まるように進める予定である。必要に応じて資料等の分析を行う。		
準備学習	報道やインターネット等の情報にも触れ、自己の研究対象以外の事項に関しても必要な知識を習得しておく。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	学生による報告とレポートで総合的に判断する。
教 科 書	必要に応じて、授業時に提示。		
参 考 書	必要に応じて、授業時に提示。		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	ガイダンス 政治と行政 三権分立論と五権分立論
2	人類の歴史から見た国家の変遷と行政 take off の原理と国家及び行政 唯物史観との比較
3	神聖ローマ帝国の歴史とヨーロッパ 中世ヨーロッパと帝国・王国・領邦 神聖ローマ帝国の特徴
4	普遍主義と民族（国家）主義 先進国：イギリスとフランス 後発国：神聖ローマ帝国
5	神聖ローマ帝国の変質とヨーロッパ 絶対主義王政の展開とドイツ 官房学　警察学　シュタイン行政学
6	アメリカ合衆国の独立 フェデラリストとアンチ＝フェデラリスト アメリカンデモクラシー
7	アメリカの発展と拡大 1830年の革命とrotation in office ジャクソニアンデモクラシー spoiles system
8	アメリカ政治の腐敗と非能率 ガーフィールド暗殺 ペンドルトン法　merit system
9	アメリカの発展と行政委員会 大陸横断鉄道と州際通商委員会 行政（独立規制）委員会の発展
10	アメリカ行政学の誕生と発展 W.ウィルソン「行政の研究」 政治行政分離（二分・分断）論
11	政治行政連続論と政治行政循環欄 行政管理の類型 科学的管理法ととホーソン実験
12	アメリカの行財政改革と審議会 ニューヨーク市制調査会 フーバー委員会
13	官僚制と現代組織論 M.ウェーバー　官僚制擁護論 H.J.ラスキ　　官僚制の逆機能
14	講義内容の整理１
15	講義内容の整理２あるいは試験

科目名	地方自治論特殊講義Ⅰ	担当者	福島　康仁	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	地方分権時代が名実ともに進み、自治体、住民など地域主体として自己選択の場が増え、自己責任が重く圧し掛かってきているが、本講義ではそもそも地方自治の本質とあり方、また課題について検討する。		
到達目標	現代地方自治の課題を表面的ではなく根本的に分析できる能力と、その処方箋を自らが考え、他人に理路整然と分かりやすく伝える能力を養う。		
履修条件	特に定めないが、地方自治に関心をもって講義に臨むこと。		
授業方法	教員による講義、学生による研究報告（プレゼン）というように双方向性のある講義を行う。		
準備学習	研究報告などをする機会があるので、必要なコンピュータ・ソフトが使える方が便利である。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平常評価	100%	講義への参加状況、研究報告（プレゼン）、リサーチペーパーで総合的に評価する。
教科書	公職研編集部編『必携自治体職員ハンドブック』公職研、2011年。		
参考書	山田光矢・代田剛彦編『地方自治論』弘文堂、2012年。		

【授業区分】

区分	授業内容
1	ガイダンス 地方自治とはなにか
2	地方自治の意義 日本国憲法と地方自治
3	国と地方自治体の役割分担
4	地方自治体の種類と区域
5	地方自治体住民と住民自治
6	地方自治体の自治権
7	議決機関
8	執行機関
9	長と議会の関係
10	地方自治体の財務管理
11	公の施設と指定管理者制度
12	国の関与と地方自治体
13	都道府県と市町村
14	地方行政の動向
15	地方行財政の現状と課題

科目名	地方自治論特殊講義Ⅱ	担当者	福島　康仁	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	地方分権時代が名実ともに進み、自治体、住民など地域主体として自己選択の場が増え、自己責任が重く圧し掛かってきているが、本講義ではそもそも地方自治の本質とあり方、また課題について検討する。		
到達目標	現代地方自治の課題を表面的ではなく根本的に分析できる能力と、その処方箋を自らが考え、他人に理路整然と分かりやすく伝える能力を養う。		
履修条件	特に定めないが、地方自治に関心をもって講義に臨むこと。		
授業方法	教員による講義、学生による研究報告（プレゼン）というように双方向性のある講義を行う。		
準備学習	研究報告などをする機会があるので、必要なコンピュータ・ソフトが使える方が便利である。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	講義への参加状況、研究報告（プレゼン）、リサーチペーパーで総合的に評価する。
教 科 書	公職研編集部編『必携自治体職員ハンドブック』公職研、2011年。		
参 考 書	山田光矢・代田剛彦編『地方自治論』弘文堂、2012年。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	授業方法の説明、評価方法
2	地方分権下における地方自治体
3	研究課題に対する報告、討論、講評
4	研究課題に対する報告、討論、講評
5	研究課題に対する報告、討論、講評
6	研究課題に対する報告、討論、講評
7	研究課題に対する報告、討論、講評
8	研究課題に対する報告、討論、講評
9	研究課題に対する報告、討論、講評
10	研究課題に対する報告、討論、講評
11	課題の抽出
12	課題の抽出
13	リサーチペーパーの作成方法
14	リサーチペーパーの作成の留意点
15	リサーチペーパーの作成、提出

科目名	政治過程論特殊講義Ⅰ	担当者	秋山　和宏	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	政治現象を把握する手段としての政治過程論及び分析手法について理解を深める。		
到達目標	現実政治についての高度な分析の養成。		
履修条件	特になし。		
授業方法	理解力や表現力を高め，議論を活発にするために，授業は主として受講者の発表を中心に進める。		
準備学習	各自が発表者になったつもりで，問題点を検討しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業内で発表
教 科 書	使用しない。		
参 考 書	適宜紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	導入　政治過程の概念，研究史
2	Ⅰ政治過程の理論 （1）政治過程へのアプローチ
3	（2）権力論①
4	（2）権力論②
5	（3）政党論①
6	（3）政党論②
7	（4）圧力団体論①
8	（4）圧力団体論②
9	Ⅱ事例研究科～歴史的検証 占領・民主的改革期の政治過程 民主化 非軍事化
10	高度成長期の政治過程　高度成長，オイル ショック
11	55年体制下の政治過程　一党優位政党制，利 益誘導型政治
12	55年体制の終焉
13	55年体制後の政治過程　連立政治
14	55年体制後の政治過程　小泉政治
15	55年体制後の政治過程　民主党政権

科目名	政治過程論特殊講義Ⅱ	担当者	秋山　和宏	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	政治現象を把握する手段としての政治過程論及び分析手法について理解を深める。		
到達目標	現実政治についての高度な分析の養成。		
履修条件	特になし。		
授業方法	理解力や表現力を高め，議論を活発にするために，授業は主として受講者の発表を中心に進める。		
準備学習	各自が発表者になったつもりで，問題点を検討しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業内で発表
教 科 書	使用しない。		
参 考 書	適宜紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	Ⅰ政治過程の理論～権力構造と諸アクター （１）概観
2	（２）有権者①
3	（２）有権者②
4	（３）政治家①
5	（３）政治家②
6	（４）官僚①
7	（４）官僚②
8	Ⅱ事例研究　（１）政治制度と政治過程 選挙制度改革と政治の変化
9	行政改革と政治の変化
10	財政・予算をめぐる政治過程
11	福祉をまぐる政治過程
12	Ⅱ事例研究　（２）最近の選挙 ２００５年　小泉郵政選挙
13	２００９年，２０１２年　政権交代選挙
14	総括・現代の政治過程　概観
15	総括・現代の政治過程　展望

科目名	公共政策論特殊講義Ⅰ	担当者	水戸　克典	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本講義では､国会を中心とした公共政策の形成過程に焦点を当て、その特質を解説しながら、日本政治の問題と課題について多面的に検討していきます。		
到達目標	公共政策の形成過程の概要について理解しつつ、自分のアプローチで政策過程を分析・評価できるようになることを目指します。		
履修条件	担当したテーマについて報告（複数回）するのはもちろんのこと、授業内の討議に積極的に参加することが求められます。		
授業方法	毎回、報告者による発表の後、履修者全員で討議し、公共政策の形成過程に関する理解を深めていきます。		
準備学習	事前に文献を収集し、目を通しておくことは必要です。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業内の討議に積極的に参加することが求められます。
教 科 書	岩井奉信『立法過程』東大出版会、大石眞『議会法』有斐閣 その他、初回授業時に指示します。		
参 考 書	授業中に適宜指示します。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	現代政治と議会の機能
3	議院内閣制下の議会
4	議会類型論
5	戦前の帝国議会と戦後の国会
6	国会の制度と慣行
7	内閣提出法案と議員提出法案
8	会期制の問題と課題
9	委員会審査と本会議の審議
10	二院制とわが国の参議院
11	与野党の立法行動
12	議院運営委員会と国会対策委員会
13	党議決定と党議拘束
14	国会無能論と国会機能論
15	まとめ

科目名	公共政策論特殊講義Ⅱ	担当者	水戸　克典	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	前期に引き続き､国会を中心とした公共政策の形成過程に焦点を当て、その特質を解説しながら、日本政治の問題と課題について多面的に検討していきます。		
到達目標	公共政策の形成過程の概要について理解しつつ、自分のアプローチで政策過程を分析・評価できるようになることを目指します。		
履修条件	公共政策論特殊講義Ⅰを履修していることが必要です。担当したテーマについて報告（複数回）するのはもちろんのこと、授業内の討議に積極的に参加することが求められます。		
授業方法	毎回、報告者による発表の後、履修者全員で討議し、公共政策の形成過程に関する理解を深めていきます。		
準備学習	事前に文献を収集し、目を通しておくことは必要です。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業内の討議に積極的に参加することが求められます。
教 科 書	岩井奉信『立法過程』東大出版会、大石眞『議会法』有斐閣 その他、初回授業時に指示します。		
参 考 書	授業中に適宜指示します。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	法律の立案と官僚の役割
2	法律の立案と審議会
3	内閣法制局と衆参法制局
4	与党審査（１）
5	与党審査（２）
6	族議員の登場とその役割
7	ポスト５５年体制下の与党審査
8	政府手続き―事務次官等会議
9	政府手続き―閣議決定
10	予算編成（１）
11	予算編成（２）
12	国会と決算
13	国会とマス・メディア
14	国会改革
15	まとめ

科目名	政治機構論特殊講義 I	担当者	倉島 隆	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本講義のテーマは、「イギリスの政治制度に関する再検討」である。より広義の政治制度は、法則的なものであるが、われわれは、そうした広義の政治制度論を前提とするのは当然である。しかし専門的な研究は、より詳細な対象に限定しなければならない。こうした視点からわれわれは、従来の「ウエストミンスターモデル」と言われる「議会モデル」を再検討することとなる。		
到達目標	本講は、最近の比較議会論の隆盛を踏まえ、その修士論文に必要とされる最小限の基礎を提供することを目指す。特に本研究科は、そうした手堅い研究の基礎を築く事に主眼を置くため、本講はこうした要請に応えることとなろう。		
履修条件	特になし。		
授業方法	本講は、政治制度研究において重要とされる基本文献をもとにして、講義を進める。		
準備学習	政治制度研究の基本文献を精読し、かつその重要な資料を検討すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	講義における論点についての主張と、発表内容によって主に評価する。
教 科 書	教科書という形のものは、特に使用しない。 講義の要点や関係資料などについしては、随時配布する。		
参 考 書	数多くあるが、例えば、倉島『現代政治機構の論点』(時潮社、2012年)、『ネヴィルの共和主義的政体思想』(三和書籍、2011年)、Kelso,Parliamentary Reform at Westminster,2009,など。		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	前期の政治機構[制度]論の概要の説明
2	政治制度研究の方法論について
3	イギリスの立憲制と議会制度論との関係について
4	イギリスの議会制度論[1](制度史概観)
5	イギリスの議会制度理論[2](総論)
6	イギリスの議会制度[3](立法過程)
7	イギリスの議会制度[4](委員会制度)
8	イギリスの議会制度[5](代表制度論)
9	イギリスの議会制度[6](三読会制)
10	イギリスの議会制度[7](下院論)
11	イギリスの議会制度[8](上院論)
12	イギリスの議会制度[9](行政部の監視論)
13	イギリスの議会制度[10](議会の効率論)
14	イギリスの議会制度[11](議会改革論)
15	イギリスの議会制度論の諸課題

科目名	政治機構論特殊講義Ⅱ	担当者	倉島 隆	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本講は、政治制度[機構]論にかかわるものである。特に後期は、前期においてその基本的な問題を扱ったが故に、残った政治制度事項について検討することとなる。従ってより広範な政治制度研究事項を扱うこととなる。こうした前期と後期の両分野を検討することによって、政治機構論という広範な研究分野を扱うこととなる。われわれは、受講生がこうすることによって真正な政治学の基礎を築くこととなることを目指すこととなろう。		
到達目標	本講を受講した院生諸君が、特に政治制度論の総論に関して修士論文で一定の評価を得ることを目指す。		
履修条件	特になし。		
授業方法	講義と議論を織りまぜながら,本講をすすめる。		
準備学習	政治制度ないし政治機構に関する重要文献を精読し、かつそれぞれが重要とみなす資料を検討すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	政治制度の講義の論点に関する主張と発表、及び議論内容を中心に評価する。
教 科 書	従来の教科書という形式のものは特に使用しない。		
参 考 書	数多くあるが、例えば、倉島『現代政治機構の論点』、倉島『ネヴィルの共和主義的政体思想』,倉島「ハリントンの立法思想」、Kelso,Parliamentary Reform at Westminster,etc.		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	後期の政治機構[制度]論講義の概略の説明
2	イギリスの政治制度[機構]理論の再検討
3	イギリスの地方制度論
4	イギリスの内閣制度論
5	イギリスの首相制度論
6	イギリスの国家の官僚制論
7	イギリスの内閣制度における閣僚委員会制度
8	イギリスの国家の政官関係
9	イギリスの公的管理改革論
10	地域ないし地方への権限委譲後の地方分権状況の検討
11	イギリスの外交制度と外交政策について
12	イギリスの選挙制度と選挙制度改革
13	イギリスと欧州連合[EU]との関係
14	イギリスの立憲制と政治文化との関係
15	残されたイギリスの政治機構の諸問題

科目名	財政学特殊講義 I	担当者	川又 祐	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	英語文献の講読を通じて、財政学を学ぶ。前期後期とも、受講生に和訳（輪読）を報告してもらう。講義では各テーマに関連する内容を補充・紹介していく。		
到達目標	財政学説の変遷を理解する。		
履修条件	特になし。		
授業方法	演習・輪読　辞書を携行すること。		
準備学習	予習が欠かせない。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	課題報告60%　出席40%
教 科 書	Classics in the Theory of Public Finance. ed.,R.A.Musgrave, A.T.Peacock. 1958.コピーを配布。受講生との相談で教科書を変更することもある。		
参 考 書	授業中に紹介する		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	租税論1　A.ワグナーの租税原則
3	租税論2　A.ワグナーの租税原則
4	経費論1　M.パンタレオーニの経費論
5	経費論2　M.パンタレオーニの経費論
6	課税論1　L.v.シュタインの租税論
7	課税論2　L.v.シュタインの租税論
8	公共財1　U.マッツォーラの公共財価格の形成
9	公共財2　U.マッツォーラの公共財価格の形成
10	累進課税1　A.J.C.ステュアートの租税論
11	累進課税2　A.J.C.ステュアートの租税論
12	公正な課税1　K.ヴィクセルの新原則
13	公正な課税2　K.ヴィクセルの新原則
14	公正な課税３　K.ヴィクセルの新原則
15	まとめ

科目名	財政学特殊講義 I	担当者	高木　勝一	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	財政学に関する基本的知識を習得することを目的とする。		
到達目標	財政学の理論が理解できること。		
履修条件	特にない。		
授業方法	輪読形式と講義形式を併用する。また修士論文の発表とその後質疑応答を行う。		
準備学習	予習・復習をするのが望ましい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	
教 科 書	高木勝一・大濱賢一郎共著『現代財政学』八千代出版社		
参 考 書	その都度指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	第１章　財政の概念
2	同上
3	同上
4	同上
5	第2章　財政と資源配分
6	同上
7	同上
8	第3章　財政と所得再分配
9	同上
10	同上
11	同上
12	第4章　財政と経済安定
13	同上
14	同上
15	同上

科目名	財政学特殊講義Ⅱ	担当者	川又　祐	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	英語文献の講読を通じて、財政学を学ぶ。前期後期とも、受講生に和訳（輪読）を報告してもらう。講義では各テーマに関連する内容を補充・紹介していく。		
到達目標	財政学説の変遷を理解する。		
履修条件	特になし。		
授業方法	演習・輪読　辞書を携行すること。		
準備学習	予習が欠かせない。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	課題報告60%　出席40%
教 科 書	Classics in the Theory of Public Finance. ed.,R.A.Musgrave, A.T.Peacock. 1958.コピーを配布。受講生との相談で教科書を変更することもある。		
参 考 書	授業中に紹介する		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	純粋租税論１　F.Y.エッジワース
3	純粋租税論２　F.Y.エッジワース
4	純粋租税論３　F.Y.エッジワース
5	財政原則1　G.モンテマルティニの純粋理論
6	財政原則2　G.モンテマルティニの純粋理論
7	租税論1　P.ルロア・ボーリューの総論
8	租税論2　P.ルロア・ボーリューの総論
9	公的欲求1　E.バローネの公的欲求
10	公的欲求2　E.バローネの公的欲求
11	課税の公正1　E.リンダールの租税論
12	課税の公正2　E.リンダールの租税論
13	租税論1　E.ザックスの租税評価論
14	租税論2　E.ザックスの租税評価論
15	まとめ

科目名	財政学特殊講義Ⅱ	担当者	高木　勝一	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	財政学に関する基本的知識を習得することを目的とする。		
到達目標	財政学の理論が理解できること。		
履修条件	特にない。		
授業方法	輪読形式と講義形式を併用する。また修士論文の発表とその後質疑応答を行う。		
準備学習	予習・復習をするのが望ましい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	
教 科 書	高木勝一・大濱賢一郎共著『現代財政学』八千代出版社		
参 考 書	その都度指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	第6章　租税
2	同上
3	同上
4	同上
5	同上
6	同上
7	同上
8	同上
9	同上
10	同上
11	論文指導
12	同上
13	同上
14	同上
15	同上

科目名	経済政策特殊講義Ⅰ	担当者	飯田　彬	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	政治・社会・経済の構造変化（パラダイム変化）の要点を把握し、経済政策の歴史を吟味する。		
到達目標	政策関係者（政治家・官僚・民間識者）のパラダイム認識の欠陥を吟味		
履修条件	修士課程１～２年在籍の者		
授業方法	シラバスの各項目毎にレジュメを作成し、これをベースに質疑応答する 明里塾ホームページの F 欄をクリックすると、このシラバスより詳しいシラバスが出て来ます。		
準備学習	政治経済社会面の新聞記事に良く目を通すこと		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況とレジュメの出来具合により評価する
教 科 書	テクストは明里塾ホームページの F 欄を開いて、そこに掲示されているシラバスと用語解説（I~VIII)をダウンロードして使用する。		
参 考 書	明里 帷大 「世界経済のパラダイム変化と日本の経済政策 」（税務経理協会2002） 明里 帷大「ミレニアム・デフレ不況の構造」（中央経済社2004）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	（前期） 講義計画、成績評価の方法、参考文献など
2	経済政策とは何か・三権分立による統治機構・経済政策の担い手（省庁再編前後の行政組織）
3	経済政策の決定プロセス 歴史的現実の認識手法としてのパラダイム概念
4	戦後の国際経済秩序（ブレントン・ウッズ・ガット体制 - ワンカントリー・パラダイム）
5	日本の政策パラダイム（占領下及び・開放経済以降前後の政策パラダイム）
6	１９７０－８０年代の政策パラダイム（ワンカントリー・パラダイムの崩壊）
7	（１）ニクソンショック （２）２度の石油危機
8	（３）オイルダラーの還流と国際金融市場の変貌 （４）世界規模の債務累積問題
9	（５）米英の証券市場改革（メイデーの改革とビッグバン）
10	（６）米国の通商政策の変更と日米摩擦 （７）ガット体制の変貌と地域自由貿易地域の台頭
11	１９７０－８０年代の日本 （１）貿易大国から経済大国へ
12	（２）経済政策上の隘路 （３）世界のパラダイム変化に乗り遅れた日本
13	バブルの形成（１）
14	バブルの形成（２）
15	バブルの崩壊（１）

科目名	経済政策特殊講義Ⅰ	担当者	稲葉　陽二	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	日本経済再生の鍵としてコーポレート・ガバナンスの確立が求められており、企業や組織にかかわる者にとってコーポレート・ガバナンスの理解はいまや不可欠である。本講では経済・経営・制度の３つの視点からこのコーポレート･ガバナンスの在り方を論じ、特に経済・経営の視点から、議論の背景、様々なガバナンスの仕組み・制度の効率性を検証していく。		
到達目標	受講生が、それぞれ独自の企業経営者についての基本的な評価基準を持つようにする。		
履修条件	なし		
授業方法	講義形式であるが、受講生からの積極的なクラスコントリビューションを期待する。後半は受講生からのケーススタディのプレゼンを行う。		
準備学習	事前準備は必要ないが、各回の授業内容に即した具体事例を自分なりに調査することが望ましい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	後半、企業不祥事のケーススタディを１件プレゼンする。
教 科 書	資料配布		
参 考 書	授業中に指示する		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	コーポレート・ガバナンス理解の必要性
2	企業のステークホールダー
3	日本型経済システムの下でのガバナンス・メカニズム（1）
4	日本型経済システムの下でのガバナンス・メカニズム（2）
5	なぜ日本人では改革が出来ないのか
6	資本市場からのチェック（1）
7	資本市場からのチェック（2）
8	負債を通じた規律付け
9	企業内部のコントロール・メカニズムの有効性
10	公的機関のガバナンス
11	エイジェンシー問題
12	企業の社会的責任との関連
13	ガバナンスインデックス
14	ガバナンスと企業業績
15	ガバナンスとコンプライアンスはどう違うのか

科目名	経済政策特殊講義Ⅰ	担当者	坂井　吉良	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本特殊講義は、資源配分の効率efficiency、課税や分配の公平equity、雇用・物価・国際収支の安定stability、経済成長economic growthを実現するための経済政策に関する最近の理論研究とともに実証分析について講義する。特に、この講義は経済政策の理論予想だけでなく、政策効果の数量的な把握についても講義する。学生の希望により講義内容を変更することも考えいる。		
到達目標	経済政策の重要なテーマを理解し、経済モデルから導かれる経済政策の理論予想とともに数量的な把握と推定・検定の方法を修得することを到達目標としている。		
履修条件	公共政策についての強い関心と経済や政治モデルについての理解とモデルの推定・検定およびｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ分析に興味のある学生。		
授業方法	経済学や経済政策に関する最近の理論研究および実証分析だけでなく、政策効果の数量的な把握についても講義する。なお、経済モデルの推定・検定およびｼﾐｭﾚｰｼｮﾝは学生に指示する場合もある。		
準備学習	理論の理解と計量モデルに関する基本的理解を期待している		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業中のモデルの推定・検定とモデルの妥当性や改善についての理解
教 科 書	学生と相談して決定するが,以下を考えている。 【参考書】坂井吉良(2011)「入門ＳＡＳによる経済分析」（CPA）		
参 考 書	【参考書】 ﾛｰﾏｰ著堀他訳(2010)『上級ﾏｸﾛ経済学』日本評論社,Greene(2008), Econometric Analysis, Aghion/Durlauf(2005), Handbook of Economic Growth、最近のJournalからの文献等。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	経済政策のテーマ：経済学と経済政策のテーマ（経済社会と経済目標および価値判断）
2	効率性に関するテーマ：労働・土地・資本の最適配分（社会的余剰）
3	公平性に関するテーマ：機会の公平・所得分配の公平・課税の公平
4	安定性に関するテーマ（１）：雇用（失業）－労働市場の調整
5	安定性に関するテーマ(2)：物価水準の決定と安定
6	安定性に関するテーマ(3)：国内均衡と国際収支の安定
7	経済成長に関するテーマ：規模の経済、資本蓄積、技術進歩、教育
8	財政政策と金融政策の効果と推定（１）：ＩＳ・ＬＭモデル（政府支出乗数、貨幣乗数）
9	財政策果と金融政策の効果と推定（２）：ＩＳ・ＬＭモデル（クラウディングアウト効果）
10	財政策果と金融政策の効果と推定（３）：ＩＳ・ＭＰモデル（貨幣量の調整と金利の調整）
11	財政策果と金融政策の効果と推定（４）：ＩＳ・ＭＰモデル（裁量政策とルール）
12	財政政策果と金融政策の短期効果と長期効果
13	国内均衡と国際均衡（１）
14	国内均衡と国際均衡（２）
15	最近の財政・金融政策のテーマと課題の提出

科目名	経済政策特殊講義Ⅰ	担当者	山城　秀市	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	現在の日本経済の状況と推移及び金融政策をマクロ経済政策の観点から考察することである。日本経済の歴史的な推移と金融政策の対応関係ということでは，取上げる問題はさまざまな範囲と分野に及ぶことが考えられる。金融政策の目標・手段・波及経路と効果といった基本的な概念を踏まえながらさまざまな問題を受講生とともに議論していきたい。		
到達目標	日本経済の状況と推移を金融政策及び政治経済学観点から考察する。金融政策の目標・手段・波及経路と効果といった基本的な概念を踏まえ、「政治経済学」という新しい概念フレームについても受講生とともに議論したい。		
履修条件	特になし。		
授業方法	課題に関する報告・発表と論議		
準備学習	毎回事前に関連分野、項目を読んでおくことは必須であるが、使用テキストが英文のため事前に訳文を準備すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業は毎回、対象分野と項目を受講者に割り当て、解釈と議論という方式のため、その論議内容及び出席率が考慮される。
教 科 書	『The Political Economy of Japanese Monetary Policy』Thomas F. Cargill, Michael M. Hutchison and Takatoshi Ito (August 1997) ISBN-10:0-262-03247-3　ISBN-13:978-0-262-03247-6		
参 考 書	岩本康志,大竹文雄,斉藤誠,二神孝一著『経済政策とマクロ経済学』日本経済新聞社		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	金融政策の基本問題
2	日本の中央銀行の変遷
3	日本の金融政策の推移(1)
4	日本の金融政策の推移(2)
5	為替レート・政策協調・円通貨圏 (1)
6	為替レート・政策協調・円通貨圏 (2)
7	為替レート・政策協調・円通貨圏 (3)
8	バブル経済の発生と崩壊 (1)
9	バブル経済の発生と崩壊 (2)
10	バブル経済の発生と崩壊 (3)
11	資産価格デフレ（１）
12	資産価格デフレ（２）
13	資産価格デフレ（３）
14	金融政策の政治経済学（１）
15	金融政策の政治経済学（２）

科目名	経済政策特殊講義Ⅱ	担当者	飯田　彬	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	政治・社会・経済の構造変化（パラダイム変化）の要点を把握し、経済政策の歴史を吟味する。		
到達目標	政策関係者（政治家・官僚・民間識者）のパラダイム認識の欠陥を吟味		
履修条件	修士課程１～２年在籍の者		
授業方法	シラバスの各項目毎にレジュメを作成し、これをベースに質疑応答する 明里塾ホームページの F 欄をクリックすると、このシラバスより詳しいシラバスが出て来ます。		
準備学習	政治経済社会面の新聞記事に良く目を通すこと		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況とレジュメの出来具合により評価する
教 科 書	テクストは明里塾ホームページの F 欄を開いて、そこに掲示されているシラバスと用語解説（I~VIII)をダウンロードして使用する。		
参 考 書	明里 帷大 「世界経済のパラダイム変化と日本の経済政策 」（税務経理協会2002） 明里 帷大「ミレニアム・デフレ不況の構造」（中央経済社2004）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	バブルの崩壊（２）
2	危機対応（１）住専問題
3	同上（２）預金保険制度改正
4	同上（３）金融再生法
5	同上（４）早期健全化法、特別信用保証制度
6	１９９０年代の景気循環と日本版金融ビッグバン
7	２０００年代の世界経済のグローバル化
8	米国に於けるサブプライム危機
9	同上（２）
10	２００８年金融メルトダウン以降
11	同上（２）
12	世界経済同時不況と財政金融政策
13	同上（２）
14	雇用パラダイムの変化
15	総括

科目名	経済政策特殊講義Ⅱ	担当者	稲葉　陽二	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	日本経済再生の鍵としてコーポレート・ガバナンスの確立が求められており、企業や組織にかかわる者にとってコーポレート・ガバナンスの理解はいまや不可欠である。本講では経済・経営・制度の３つの視点からこのコーポレート･ガバナンスの在り方を論じ、特に経済・経営の視点から、議論の背景、様々なガバナンスの仕組み・制度の効率性を検証していく。		
到達目標	受講生が、それぞれ独自の企業経営者についての基本的な評価基準を持つようにする。		
履修条件	なし		
授業方法	講義形式であるが、受講生からの積極的なクラスコントリビューションを期待する。後半は受講生からのケーススタディのプレゼンを行う。		
準備学習	事前準備は必要ないが、各回の授業内容に即した具体事例を自分なりに調査することが望ましい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	後半、企業不祥事のケーススタディを１件プレゼンする。
教 科 書	資料配布		
参 考 書	授業中に指示する		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	企業不祥事の歴史とエージェンシー問題
2	誰のためのコーポレート・ガバナンスか
3	取締役会と監査役によるガバナンスの機能と実際
4	メインバンクと政府の指導
5	ケーススタディー　オリンパス、大王製紙
6	企業買収
7	機関投資家によるチェック
8	債権者による経営者チェック
9	チェック機構、報酬契約・選抜制度
10	市場メカニズムの外にある組織のガバナンスはどうあるべきか
11	回避策と経営者のフュディシャリーディユーティー
12	受講者による報告
13	コーポレート・ガバナンス・メカニズムの質をどう測るか
14	コーポレート・ガバナンスの強化は企業業績を改善させるのか
15	ケーススタディー　受講生によるプレゼン

科目名	経済政策特殊講義Ⅱ	担当者	坂井　吉良	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本特殊講義は、資源配分の効率efficiency、課税や分配の公平equity、雇用・物価・国際収支の安定stability、経済成長economic growthを実現するための経済政策に関する最近の理論研究とともに実証分析について講義する。特に、この講義は経済政策の理論予想だけでなく、政策効果の数量的な把握についても講義する。学生の希望により講義内容を変更することも考えいる。		
到達目標	経済政策の重要なテーマを理解し、経済モデルから導かれる経済政策の理論予想とともに数量的な把握と推定・検定の方法を修得することを到達目標としている。		
履修条件	公共政策についての強い関心と経済や政治モデルについての理解とモデルの推定・検定およびｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ分析に興味のある学生。		
授業方法	経済学や経済政策に関する最近の理論研究および実証分析だけでなく、政策効果の数量的な把握についても講義する。なお、経済モデルの推定・検定およびｼﾐｭﾚｰｼｮﾝは学生に指示する場合もある。		
準備学習	理論の理解と計量モデルに関する基本的理解を期待している		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業中のモデルの推定・検定とモデルの妥当性や改善についての理解
教 科 書	学生と相談して決定するが,以下を考えている。 【参考書】坂井吉良(2011)「入門ＳＡＳによる経済分析」 (CPA)		
参 考 書	【参考書】 ﾛｰﾏｰ著堀他訳(2010)『上級ﾏｸﾛ経済学』日本評論社,Greene(2008), Econometric Analysis, Aghion/Durlauf(2005), Handbook of Economic Growth、最近のJournalからの文献等。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	経済政策のテーマ：最近の理論研究と実証研究のテーマ
2	経済成長に関する最近の研究テーマ
3	CD関数、ECS関数と経済成長
4	ソローモデル（１）
5	ソローモデル(2)
6	国家間の所得格差
7	経済成長の要因分析：成長会計
8	人的資本と経済成長
9	民主主義と経済制度の相互関係
10	民主主義の負荷と経済成長の相互関係
11	民主主義と経済構造の同時的進化のモデル
12	民主主義と人的資本の同時的進化のモデル
13	民主主義と経済の相互依存モデルに基づく実証分析Ⅰ
14	民主主義と経済の相互依存モデルに基づく実証分析Ⅱ
15	経済成長の理論と実証研究に関する課題提出について

科目名	経済政策特殊講義Ⅱ	担当者	山城　秀市	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	現在の日本経済の状況と推移及び金融政策をマクロ経済政策の観点から考察することである。日本経済の歴史的な推移と金融政策の対応関係ということでは，取上げる問題はさまざまな範囲と分野に及ぶことが考えられる。金融政策の目標・手段・波及経路と効果といった基本的な概念を踏まえながらさまざまな問題を受講生とともに議論していきたい。		
到達目標	日本経済の状況と推移を金融政策及び政治経済学観点から考察する。金融政策の目標・手段・波及経路と効果といった基本的な概念を踏まえ、「政治経済学」という新しい概念フレームについても受講生とともに議論したい。		
履修条件	特になし。		
授業方法	課題に関する報告・発表と論議		
準備学習	毎回事前に関連分野、項目を読んでおくことは必須であるが、使用テキストが英文のため事前に訳文を準備すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業は毎回、対象分野と項目を受講者に割り当て、解釈と議論という方式のため、その論議内容及び出席率が考慮される。
教 科 書	『The Political Economy of Japanese Monetary Policy』Thomas F. Cargill, Michael M. Hutchison and Takatoshi Ito (August 1997) ISBN-10:0-262-03247-3　ISBN-13:978-0-262-03247-6		
参 考 書	岩本康志,大竹文雄,斉藤誠,二神孝一著『経済政策とマクロ経済学』日本経済新聞社		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	日本の金融政策の推移（１）
2	日本の金融政策の推移（２）
3	日本の金融政策の推移（３）
4	選挙，金融政策と政治的景気循環（１）
5	選挙，金融政策と政治的景気循環（２）
6	選挙，金融政策と政治的景気循環（３）
7	インフレーション，中央銀行の独立性（１）
8	インフレーション，中央銀行の独立性（２）
9	インフレーション，中央銀行の独立性（３）
10	日本銀行と日本経済
11	為替レートと国際政策協調（１）
12	為替レートと国際政策協調（２）
13	マネー，金融規制，バブル経済
14	制度改革
15	まとめ

科目名	社会政策特殊講義Ⅰ	担当者	山口　正春	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	社会・経済的事象には、現象と本質がある。現象の分析を通じて本質を把握するのが科学＝学問である。社会政策は、国家による労働者に対する保護政策として現象する。しかし、それをよく分析すると、結局、国家による労働者に対する懐柔策であるという本質が明らかになる。本講義が目指すのは、社会政策という素材を使って、現象の裏にある本質を見抜く洞察力を養うことである。		
到達目標	従来の社会政策の理念の通史的理解を基本的到達目標とするが、さらに１９８０年代以降の市場原理主義に立つ新自由主義の破綻により生じた新たな社会政策の必要性をも視野に入れて習得する。		
履修条件	社会政策を必然化される資本主義社会とは何か、どんな特質をもつ社会なのか、を理解しておくことが重要であろう。		
授業方法	講義を中心とするが、受講者に報告を課す形態も取り入れる。		
準備学習	教科書や参考書のみならず、授業中に指摘した文献をも読んでおくことをすすめる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	％	
	平 常 評 価	１００％	６０％：期末レポート ４０％：出席の度合い、準備学習の濃淡、報告の完成度などを総合して評価する。
教 科 書	石畑良太郎・牧野富夫『よくわかる社会政策』ミネルヴァ書房		
参 考 書	大河内一男『社会政策』（全書）有斐閣 その他、適宜、参考書を紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	社会政策とは何か―社会政策学とその課題
2	囲い込み運動―近代的労働者の創出過程
3	産業革命（１）－光と影
4	産業革命（２）－労働者の貧困と国家の対応
5	資本主義社会とは何か（１）－資本主義と労資関係
6	資本主義社会とは何か（２）―原生的労働関係の展開と克服
7	社会政策の史的展開（１）－資本主義の発展と社会政策
8	社会政策の史的展開（２）－産業資本主義段階と社会政策
9	社会政策の史的展開（３）－独占資本主義段階と社会政策
10	社会政策思想の成立と展開（１）―ドイツ社会政策学会の思想
11	社会政策思想の成立と展開（２）―イギリス社会政策思想の系譜
12	社会政策思想の成立と展開（３）―日本の社会政策学会
13	社会政策の考え方をめぐる現段階の理論状況（１）－新自由主義と社会政策
14	社会政策の考え方をめぐる現段階の理論状況（２）－小さな政府と社会政策
15	小括

科目名	社会政策特殊講義Ⅱ	担当者	山口　正春	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	社会・経済的事象には、現象と本質がある。現象の分析を通じて本質を把握するのが科学＝学問である。社会政策は、国家による労働者に対する保護政策として現象する。しかし、それをよく分析すると、結局、国家による労働者に対する懐柔策であるという本質が明らかになる。本講義が目指すのは、社会政策という素材を使って、現象の裏にある本質を見抜く洞察力を養うことである。		
到達目標	従来の社会政策の理念の通史的理解を基本的到達目標とするが、さらに１９８０年代以降の市場原理主義に立つ新自由主義の破綻により生じた新たな社会政策の必要性をも視野に入れて習得する。		
履修条件	社会政策を必然化させる資本主義社会とは何か、どんな特質をもつ社会なのか、を理解しておくことが重要であろう。		
授業方法	講義を中心とするが、受講者に報告を課す形態をも取り入れる。		
準備学習	教科書や参考書のみならず、授業中に指摘した文献をも読んでおくことをすすめる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	６０%：期末レポート ４０%：出席の度合い、準備学習の濃淡、報告の完成度などを総合して評価する。
教 科 書	石畑良太郎・牧野富夫編著『よくわかる社会政策』ミネルヴァ書房		
参 考 書	大河内一男『社会政策』（全書）有斐閣 その他、適宜、参考書を紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	社会政策の理論的課題（１）－社会政策と福祉国家体制の原理
2	社会政策の理論的課題（２）－社会政策と労働の諸問題
3	社会政策の理論的課題（３）－社会政策と生活保障の諸問題
4	社会政策の理論的課題（４）－社会政策と国家・」地域・家族・個人
5	社会政策と賃金（１）－賃金とは何か
6	社会政策と賃金（２）－新自由主義と賃金
7	社会政策と賃金（３）－最低賃金制とは何か
8	社会政策と賃金（４）－日本の最低賃金制
9	社会政策と賃金（５）－日本の賃金決定の仕組み
10	社会政策と賃金（６）－成果主義賃金と新日本的経営
11	社会政策と日本社会の現状（１）－日本的経営の崩壊と労働者
12	社会政策と日本社会の現状（２）－格差社会と社会政策
13	社会政策と日本社会の現状（３）－資本主義と働くルール
14	社会政策機能への期待と展望ーポスト新自由主義時代の社会政策
15	小括

科目名	社会保障特殊講義Ⅰ	担当者	矢野　聡	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	わが国の社会保障の現状について、専門的に理解する。社会保障の歴史、経済とのかかわり、政治と社会保障について述べるとともに諸外国の制度比較も行う。講義は社会保障の中でも中核の制度としての社会保険制度の完全理解をおこなう。同時に現行制度の問題点および将来のあり方等についても詳述し、制度全般の理解を求める。		
到達目標	社会保障と関連諸分野との理解を通じて、わが国の政治・経済・社会の構成を正しく把握できるようにする。社会保障の理念および実際の制度を完全に理解することを目標にする。		
履修条件	社会保障の理解はあらゆる分野で必要とされている。できれば基本的な制度を理解している諸君の履修が望ましい。		
授業方法	基本的な項目は講義方式から始めるが、各制度のプレゼンについては演習方式とする。		
準備学習	授業項目についてはできる限り、予習をしていただく。またノートの整理をこまめに行っていただきたい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	８０%	記述式の試験を課す
	平 常 評 価	２０%	出席、授業参加度を重視する。
教 科 書	矢野　聡編集委員長　『社会保障法令便覧　2014』、労働調査会　2014年		
参 考 書	矢野　聡　『変容する社会政策』　ミネルヴァ書房　2014年9月　出版予定		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	社会保障概論
2	社会保障の起源
3	社会保障の発展
4	わが国の社会保障の始まり
5	わが国の社会保障の成長
6	経済復興と社会保障
7	高度経済成長と社会保障の発展(国民皆保険、皆年金)
8	国家目標としての社会保障
9	社会保障の成熟化
10	社会保障と経済との軋轢
11	社会保障と平等、公正
12	公的年金制度
13	準公的年金制度
14	公的医療保険制度（健康保険、各種共済）
15	公的医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

科目名	社会保障特殊講義Ⅱ	担当者	矢野　聡	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	わが国の社会保障の現状について、専門的に理解する。社会保障の歴史、経済とのかかわり、政治と社会保障について述べるとともに諸外国の制度比較も行う。講義は社会保障の中でも中核の制度としての社会保険制度の完全理解をおこなう。同時に現行制度の問題点および将来のあり方等についても詳述し、制度全般の理解を求める。		
到達目標	社会保障と関連諸分野との理解を通じて、わが国の政治・経済・社会の構成を正しく把握できるようにする。社会保障の理念および実際の制度を完全に理解することを目標にする。同時に社会保障の批評及び政策提言が可能になるように知識を高める。		
履修条件	社会保障の理解はあらゆる分野で必要とされている。できれば基本的な制度を理解している諸君の履修が望ましい。		
授業方法	基本的な項目は講義方式から始めるが、各制度のプレゼンについては演習方式とする。		
準備学習	授業項目についてはできる限り、予習をしていただく。またノートの整理をこまめに行っていただきたい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	80%	記述式の試験を課す
	平 常 評 価	20%	出席、授業参加度を重視する。
教 科 書	矢野　聡編集委員長　『社会保障法令便覧　2014』、労働調査会　2014年		
参 考 書	とくに指定しない		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	労働と社会保障
2	労働者災害補償保険制度
3	雇用保険制度
4	高齢者ケアと社会保障
5	介護保険制度
6	社会福祉と社会保障
7	生活保護制度
8	保健医療サービスと社会保障
9	公衆衛生関連立法
10	人権と社会保障
11	障がい者福祉と社会保障
12	社会保障の将来　雇用、年金、生活保護
13	社会保障の将来　保健医療サービス
14	社会保障の将来　社会福祉サービス
15	まとめ　社会保障と政治

科目名	公共経済学特殊講義Ⅰ	担当者	楠谷　清	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本講座では、公共経済学の全体像を深く理解し公共部門研究の足掛かりを習得することを目的とする。		
到達目標	競争市場システムは効率的に資源配分を実現する。しかし、市場は失敗するケースがあること。市場の失敗する具体的なケースにおける公共部門の機能を研究し、現状の問題点を指摘する。		
履修条件	特にないが、ミクロ・マクロ経済理論（経済学原論）を履修していることが望ましい。		
授業方法	公共経済学に関係する名著を数冊選択し、文献を受講者の間で輪読しディスカッションを行いながら進めていく。輪読を通じて各自授業内研究テーマを選択決定し、選択テーマに基づく報告・発表を各自行う。		
準備学習	発表報告のためのサーベイを行い、レポートを作成しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	発表内容、レポート、及び出席状況等によって評価
教 科 書	授業中に指示する。		
参 考 書	『公共経済学第２版（上・下）』スティグリッツ著（東洋経済新報社）、『公共経済学』柴田弘文・柴田愛子著（東洋経済新報社）、『ゼミナール公共経済学入門』井堀利宏著（日本経済新聞社）、その他授業中に指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス（授業計画・成績評価方法、教科書・参考文献の紹介等）
2	公共経済学の意義
3	市場と政府の機能１
4	市場と政府の機能２
5	公共財の供給と市場の失敗
6	公共財の最適供給
7	公共財の最適供給
8	経済規制１
9	経済規制２
10	自然独占と規制１
11	自然独占と規制２
12	財源調達手段における最適課税１
13	財源調達手段における最適課税２
14	研究発表
15	研究発表 講義のまとめ

科目名	公共経済学特殊講義Ⅱ	担当者	楠谷　清	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本講座では、公共経済学の全体像を深く理解し公共経済部門研究の足掛かりを習得することを目的とする。		
到達目標	完全競争的市場システムは効率的に資源配分を実現すること。しかし、市場は失敗するケースがあること。市場の失敗の具体的なケースにおける政府公共部門の役割を研究し,現状の問題点を指摘する。		
履修条件	特にないが、経済学原論を履修していることが望ましい。		
授業方法	基本的な文献を数冊選択し、文献を受講者の間で輪読しディスカッションを行う形式で進める。 輪読を通して各自授業内研究テーマを選択決定し、選択したテーマに基づく報告・発表を行うことを予定。		
準備学習	発表報告のためのサーベイを行い、レポートを作成しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	発表内容、レポート、及び出席状況などによって評価
教 科 書	授業中に指示する。		
参 考 書	『公共経済学第２版（上）（下）』スティグリッツ著（東洋経済新報社）、『公共経済学』柴田弘文、柴田愛子著（東洋経済新報社）、『公共経済学入門』井堀利宏著（日本経済新聞社）、その他授業中に指示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	中位投票者定理とわが国の財政支出 ①中位投票者定理
2	②経費膨張
3	所得再分配政策１
4	所得再分配政策２
5	所得再分配政策３
6	費用便益分析とその応用１
7	費用便益分析とその応用２
8	費用便益分析とその応用３ ①応用事例
9	地域公共投資と生産力効果１ ①地域別社会資本ストック
10	地域公共投資と生産力効果２ ②地域別社会資本ストックと生産力効果
11	地域公共投資と生産力効果３
12	サーベイ
13	サーベイ
14	研究発表
15	研究発表 講義のまとめ

科目名	政治学特論Ⅰ	担当者	F･R･ロックハイマー	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	国際公務員の存在が国際機構にあるので先ず国際機構の歴史と思想、理想と現実、を分析しながら国際機構、機関、構造等の詳解、説明、と評価する。特に国際連合とその他の国際機関を徹底的に考える。それで国際公務員制度の昔の恰好から現在の構造までに詳しくみる。国際連合その他の国際公務員制度等の条件を説明する。国際公務員の夫々異なる資格を習得する経路と指導原理を考える。		
到達目標	政治、文化、法、の総合分析を国際関係論の立場から抗議して世界観を検討する。		
履修条件	国際関心を持つこと。		
授業方法	教員の講義及び学生の発表をもって行う。		
準備学習	特になし。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	口頭試験・口頭発表
教 科 書	講義時に紹介する。		
参 考 書	講義時に紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	国際機構論を紹介 　世界の文明論
2	国際機構論を紹介 　世界の文明論
3	国際機構論を紹介 　世界の文明論
4	国際機構論を紹介 　世界の文明論
5	古代の思想家 　ローマ帝国の世界的概念
6	世界宗教存在 　悪と善の概念
7	世界宗教存在 　悪と善の概念
8	City of God 　Saint Augustine 聖戦争概念
9	普遍的現則 　戦争と平和
10	普遍的現則 　戦争と平和
11	国際公務員誕生 　国家から国際責任へ
12	国際公務員誕生 　国家から国際責任へ
13	国際公務員誕生 　国家から国際責任へ
14	国際公務員誕生 　国家から国際責任へ
15	１９世紀国際平和主義 　国際司法裁判所の誕生

科目名	政治学特論Ⅱ	担当者	F･R･ロックハイマー	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	国際公務員の存在が国際機構にあるので先ず国際機構の歴史と思想、理想と現実、を分析しながら国際機構、機関、構造等の詳解、説明、と評価する。特に国際連合とその他の国際機関を徹底的に考える。それで国際公務員制度の昔の恰好から現在の構造までに詳しくみる。国際連合その他の国際公務員制度等の条件を説明する。国際公務員の夫々異なる資格を習得する経路と指導原理を考える。		
到達目標	政治、文化、法、の総合分析を国際関係論の立場から抗議して世界観を検討する。		
履修条件	国際関心を持つこと。		
授業方法	教員の講義及び学生の発表をもって行う。		
準備学習	特になし。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	１００%	口頭試験・口頭発表
教 科 書	講義時に紹介する。		
参 考 書	講義時に紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	Kant vs. Hobbes 永久平和論　又　カオス　？
2	Kant vs. Hobbes 永久平和論　又　カオス　？
3	Westphalia　１６４８ 平和条約と国際法概念
4	Westphalia　１６４８ 平和条約と国際法概念
5	Westphalia　１６４８ 平和条約と国際法概念
6	国家 民族意識と政治的統合体
7	帝国主義 国家の拡大支配
8	世界戦争 Woodrow Wilson の思想：14 Points＞ベルサイユ平和条約
9	世界戦争 Woodrow Wilson の思想：14 Points＞ベルサイユ平和条約
10	世界戦争 Woodrow Wilson の思想：14 Points＞ベルサイユ平和条約
11	国際連盟 世界的国際公務員制度の出発
12	国際連盟 世界的国際公務員制度の出発
13	国際連盟 世界的国際公務員制度の出発
14	国際連合憲章 世界の国際公務員制度開発：国連の国際公務員とその他
15	国際連合憲章 世界の国際公務員制度開発：国連の国際公務員とその他

科目名	公共政策論特論	担当者	水戸　克典	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本講義では､現代日本の公共政策に焦点を当て、その問題と課題について多面的に検討しながら、わが国の政治・社会についての理解を深めていきます。		
到達目標	日本の公共政策のモデル・概要について理解しつつ、自分のアプローチで公共政策を分析・評価できるようになることを目指します。		
履修条件	担当したテーマについて報告（複数回）するのはもちろんのこと、授業内の討議に積極的に参加することが求められます。		
授業方法	毎回、報告者による発表の後、履修者全員で討議し、公共政策に関する理解を深めていきます。		
準備学習	事前に文献を収集し、目を通しておくことは必要です。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業内の討議に積極的に参加することが求められます。
教 科 書	初回授業時に説明しますので、履修希望者は必ず出席して下さい。		
参 考 書	授業中に適宜指示します。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	公共政策と政策科学
3	国家と公共政策
4	公共政策における政府と市場
5	公共政策における合理性と非合理性
6	公共政策における効率性と応答性
7	政策類型論（１）
8	政策類型論（２）
9	公共政策のモデル（１）
10	公共政策のモデル（２）
11	現代日本における公共政策の現状と課題（１）
12	現代日本における公共政策の現状と課題（２）
13	現代日本における公共政策の現状と課題（３）
14	現代日本における公共政策の現状と課題（４）
15	まとめ

科目名	公共経営論特論	担当者	松田　研一	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	地方自治体等の経営の真髄を探る。		
到達目標	公共経営について実務に即したより高度な知識を得る。		
履修条件	特になし。		
授業方法	参考書を利用しながら、また、公共経営に係る社会のトピックスについて、講義形式又はディスカッション方式で行う。		
準備学習	毎回の講義の復習を行うこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席率と授業態度。
教 科 書	特になし。		
参 考 書	「公共経営論」田尾雅夫著　（有）木鐸社		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	NPM、ビュロクラシー
2	コーポレート・ガバナンス、公共セクターにおけるガバナンス
3	行政サービス、公共サービス、サービスの多様化
4	オープン・システム、パワー・ポリティクス
5	マネジメント、リーダーシップ
6	各国のNPM
7	エンパワーメント、内部告発
8	市民参加、パートナーシップ
9	プロフェッショナル
10	人的資源管理
11	アカウンタビリティ、正義
12	政策官庁化
13	各学説の検討
14	研究活動
15	まとめ

科目名	地方自治論特論	担当者	福島　康仁	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本講義の目的は地方自治の諸課題の本質を分析し解決策を考案するための知識を身に着けることにある。		
到達目標	地方自治制度に関する基礎知識について理解し、自ら地域課題の本質を分析し、自らの解決策を考察する力がある。		
履修条件	特になし。		
授業方法	講義と学生による報告により、双方向性の授業にする。		
準備学習	新聞などで地方自治に関する事項について関心をもつこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業での報告と、最後にレポートを提出してもらい評価する。
教 科 書	『自治体職員ハンドブック』（公職研）		
参 考 書	山田光矢、代田剛彦編『地方自治論』（弘文堂）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	中央地方関係の動き（１）
3	中法地方関係の動き（２）
4	地方行財政の課題
5	新しい公共空間と地方自治
6	コミュニティ
7	地方自治と条例制定（１）
8	地方自治と条例制定（２）
9	市町村の規模と地方自治（１）
10	市町村の規模と地方自治（２）
11	地方自治と地方議会（１）
12	地方自治と地方議会（２）
13	公の施設の管理運営
14	長と議会
15	総括

科目名	行政制度論特論	担当者	藤井　昭夫	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	行政制度はこれまで、行政と国民の間の権力関係、公益と私益の区別、行政の自律性等の特色を前提に発展してきた。しかし、近年、権力関係についてはできるだけ対等者関係に近づける努力がなされ、公益概念は疑いの目で見られ、行政裁量は批判され、政治主導が標榜されている。行政制度は、本来、公共政策を効果的に実現するためのシステムである。本講義では、行政運営に関する制度を中心に新たな展開を踏まえ、公共政策論の観点からの再構築を目指す。		
到達目標	行政制度の意義、特色を理解した上、自ら課題を抽出し、分析し、考察する能力を高める。		
履修条件	特になし。ただし、公共政策論、行政学、行政法に関する素養があることが望ましい。		
授業方法	講義、報告と意見交換。		
準備学習	特になし。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席、報告内容、意見等を総合的に評価。
教 科 書	特になし。資料、報告により講義を行う。		
参 考 書	講義時に適宜提示。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス、行政運営制度の類型１（共通制度）
2	行政運営制度の類型２（個別政策）
3	課題報告、質疑応答
4	行政運営制度の特色１（権力関係）
5	行政運営制度の特色２（公益目的）
6	行政運営制度の特色３（行政の自律性）
7	課題報告、質疑応答
8	行政運営制度の展開１（共通的基盤制度）
9	行政運営制度の展開２（共通的基盤制度）
10	行政運営制度の展開３（共通的基盤制度）
11	課題報告、質疑応答
12	行政運営制度の展開５（個別政策）
13	行政運営制度の展開４（個別政策）
14	課題報告、質疑応答
15	まとめ

科目名	行政組織論特論	担当者	藤井　昭夫	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	従来、我が国の行政組織は、権限と責任の分担管理大臣を介して内閣に集中するヒエラルキー構造が顕著であった。近年は、行政組織の外縁部分での半官半民型の組織が増加しているとともに、行政組織内部では横断型、プロジェクト型、ユニット型等、弾力的、分散処理的な組織が増加している。このような新たな展開に焦点を当て、行政組織の現状、問題点を摘出し、今後の方向性を検討する。		
到達目標	我が国の行政組織に関する理論、組織運営の実態と課題を理解し、実態を基礎とした理論の構築する能力を高める。		
履修条件	特段なし。ただし、公共政策論、行政学、行政組織法制の素養があることが望ましい。		
授業方法	資料等を素材にしつつ、講義と議論により理解を深める。		
準備学習	特段なし。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	質疑応答、報告内容、出席状況を総合的に評価する。
教 科 書	講義テーマに沿って、適宜資料を配布。		
参 考 書	講義テーマに沿って、適宜提示。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	講義の概要等
2	行政組織の外縁：その1（独立行政法人）
3	その2（特殊会社等）
4	その3（PFI、指定法人、行政代行法人）
5	報告、質疑、応答
6	行政組織内部：その１（各種本部組織）
7	その２（ユニット、プロジェクト等）
8	その３（複線型組織）
9	その４（スタッフ、審議会、研究会）
10	その５（大部屋、稟議制）
11	その６（CIO）
12	報告、質疑、応答
13	政治主導型組織
14	報告、質疑、応答
15	まとめ

科目名	地方財政論特論	担当者	松田　研一	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	地方自治は大切である。しかし，地方自治といってもお金が伴わなければ，それは絵に描いた餅に過ぎない。このような重要な役割を担う地方自治体のお金についていろいろ議論するのが地方財政論である。ただ，地方財政は取っつきにくい。国家財政よりも分かりにくいし，しかも，国家財政がある程度分からないと地方財政も分からない。本授業は，この分かりにくい地方財政をテーマごとにかみ砕いて説明することを目的とする。		
到達目標	地方財政を概観し、地方財政の特質、国家財政との違い等を習得する。		
履修条件	特になし。		
授業方法	講義形式又はディスカッション方式で行う。毎回、教科書と地方財政白書を持参すること。		
準備学習	教科書の予習、授業内容の復習を行うこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席率、授業態度等によって評価する。
教 科 書	林　健久編　　「地方財政読本〔第５版〕」　　東洋経済新報社		
参 考 書	総務省編　　「地方財政白書（平成２６年版）」　　日経印刷 地方財政に関連するその時々の新聞記事等		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	地方財政序論
2	世界と日本の地方財政
3	日本における地方財政の歩み
4	地方自治体の予算と経費
5	地方税と住民負担―その１―
6	地方税と住民負担―その２―
7	国庫支出金
8	財政調整制度の仕組みと機能―その１―
9	財政調整制度の仕組みと機能―その２―
10	地方債
11	公共事業と第三セクター
12	地域経済と国土開発計画
13	現代福祉国家と地方財政
14	最近の地方財政の動向と課題ーその１－
15	最近の地方財政の動向と課題ーその２－

科目名	政策管理特論	担当者	山田　光矢	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	国民や住民の行政需要に対して、国や地方公共団体は対応するか否かの判断が必要となる。特にNPMを前提としたガバナンスから見た場合、行財政能力を前提に対応が考慮される。行政サービス提供が決定された場合、政策立案・政策形成・政策執行・政策評価が展開される。なにゆえあるサービスの展開と効果、そして継続か改革か中止の決定が必要となる。そうした政策官吏の実態を実際の行政サービスを軸に分析していく。		
到達目標	政策管理過程を、実際の政策の分析を通じて理解し、その適否を自分の眼と理論等を通じて判断できるような視点を確立する。		
履修条件	資料として日本経済新聞を中心に新聞記事を使うので、毎日一般紙を必ず読んで来ることができる、勉学意欲の高い院生であること。		
授業方法	受講生にそれぞれが興味のあるテーマを新聞記事の中から選択し、それを通じて討論をすることで知的水準のレベルアップを図る。		
準備学習	兎に角毎日新聞に目を通し、興味のある行政課題を選んで、自己の知的水準を高めてくる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況(10－20%)や報告内容(50－60%)さらにディスカッション等における積極性や知識(40－50%)知的水準等を総合的に判断して評価する。
教 科 書	山田光矢他著『地方自治論』弘文堂		
参 考 書	一般紙。その他の文献は必要に応じて紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	授業の概要 受講生の興味のあるテーマ確認
2	国家行政1．国の各種行政政策 選択したテーマに関する政策管理過程の報告と討論
3	地方行政1．地方の各種行政政策 選択したテーマに関する政策管理過程の報告と討論
4	国家財政1．国税や公債政策 選択したテーマに関する政策管理過程の報告と討論
5	地方財政１．地方財政制度 選択したテーマに関する政策管理過程の報告と討論
6	国家行政2.国際政策 選択したテーマに関する政策管理過程の報告と討論
7	地方行政2．広域行政政策 選択したテーマに関する政策管理過程の報告と討論
8	国家財政2．財政改革策 選択したテーマに関する政策管理過程の報告と討論
9	地方財政2．地方財政改革 選択したテーマに関する政策管理過程の報告と討論
10	国家行政3．行政機構改革 選択したテーマに関する政策管理過程の報告と討論
11	地方行政3．コミュニティ政策択 選択したテーマに関する政策管理過程の報告と討論
12	国家財政3．税制改革 選択したテーマに関する政策管理過程の報告と討論
13	地方財政3．地方税制改革 選択したテーマに関する政策管理過程の報告と討論
14	この時期の重要な政策１． 選択したテーマに関する政策管理過程の報告と討論
15	この時期の重要なテーマ2. 選択したテーマに関する政策管理過程の報告と討論

科目名	政策評価特論	担当者	有川 博	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	国、地方公共団体及び独立行政法人の政策過程(政策形成・政策執行・政策評価)全般における失敗の事例を学ぶとともに、政策過程のうち特に政策評価過程に重心を置きながら、政策過程の適切な制度設計と運営の必要性について研究、検証する。		
到達目標	国、地方公共団体等の政策過程全体を視野に入れながら、その中で行政が適正に遂行され、効果的・効率的に目的を実現させるために、どのような制度が設計、運用され、また、それが近年どのように変容してきているかを鳥瞰、把握すること。		
履修条件	特になし。		
授業方法	各回において、前半は講師による講義を中心とし、後半はその講義内容に対する質疑を中心とした自由討議とすることを、原則的なやり方とする。		
準備学習	日常、新聞等の「政策」ないし「政治」欄に目を通し、講義に関係する項目についてメモを取ること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	準備学習、受講姿勢および研究姿勢を基に、上記の到達目標の達成度を総合的に評価する。
教 科 書	拙著「政策と法Ⅰ・講義概要」(慶應義塾大学法学部テキスト) 「政策と法Ⅱ・講義概要」(　　同 上　　)		
参 考 書	拙著「有効性の検査の展開―政策評価との交錯―」(全国会計職員協会)、拙著「官公庁契約精義」(全国官報販売協同組合)、拙著「会計検査事例百選」(公会計研究協会)、拙著「会計検査院法の解説」(公会計研究協会)		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	公共政策サイクル、公共政策体系及びインプット・アウトカム連関の相関図
2	公共政策及び予算のインクリメンタリズムと政策評価
3	政策形成段階における失敗の事例の検証
4	政策手段としての公共調達、政策目的としての公共調達
5	新しい行政スタイルの登場と外部統制・内部統制マトリクスの変容
6	震災復興対策財源の流用及び消費税増税財源の転用と累積赤字国債問題
7	民間部門の内部統制と行政部門の内部統制の相似関係
8	政策執行段階における失敗の事例の検証
9	競争政策と(経済的・社会的)規制政策の振子とバランス
10	政策評価の理論とGAO(米国会計検査院)のプログラム評価
11	地方自治体における行政評価の実態と課題
12	政策評価制度の課題と行政事業レビューの登場、両制度の調整・統合
13	会計検査院の有効性の検査と財務省の予算執行 調査
14	政策評価段階における失敗の事例の検証
15	公会計制度の改革と政策評価

科目名	政策法務特論	担当者	内山　忠明	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	行政特に地方自治行政における、立法活動、行活動に関する基礎的な法的理解について確認した後、具体的な法律上の紛争を題材に、当該紛争について予防法学的な視点からの検討を加え、樹立された政策を実施する上での法的問題について処理・解決する能力を獲得する。		
到達目標	授業目的に掲げられた目標に到達すること。		
履修条件	法律基本科目についての基礎的理解は必須である。基本科目についての解説を行う予定はない。政策法務は民訴・行政訴訟について十分な知識があって初めて習得することが可能な知識であることを承知されたい。		
授業方法	基礎的な理解を確認した後、具体的な政策目標毎に検討を加える。受講者からの問題提起が求められる。		
準備学習	課題についての予習は必須である。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	３０％：レポート（必要な検討が行われていることの有無およびその完成度。） ７０％：出席点。出席しているのみでは評価しない。授業に参加すること。
教 科 書	指定しない。（政策法務と題する書物はほとんどが政策法務の必要性を説くものである。本講座はその必要性は当然のこととして、具体的な思考方法の訓練を目的とするので、そのような観点から選択すること。）		
参 考 書	指定しない。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	行政法総論
2	行政救済法
3	課題の検討（判例地方自治最新号から選択した判例に基づく）
4	課題の検討（判例地方自治最新号から選択した判例に基づく）
5	課題の検討（判例地方自治最新号から選択した判例に基づく）
6	課題の検討（判例地方自治最新号から選択した判例に基づく）
7	課題の検討（判例地方自治最新号から選択した判例に基づく）
8	課題の検討（判例地方自治最新号から選択した判例に基づく）
9	課題の検討（判例地方自治最新号から選択した判例に基づく）
10	課題の検討（判例地方自治最新号から選択した判例に基づく）
11	課題の検討（判例地方自治最新号から選択した判例に基づく）
12	課題の検討（判例地方自治最新号から選択した判例に基づく）
13	課題の検討（判例地方自治最新号から選択した判例に基づく）
14	総括その１
15	総括その２

科目名	人事管理特論	担当者	藤原　恒夫	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	行政を担う公務員について改革の必要性が指摘されてきているところ、その具体化については公務員制度の理念や歴史の知恵を顧慮しないものが少なくないように見受けられる。そこで、公務員制度の基本を再確認するとともに、広く議論されている事項を中心に現状の問題点を明らかにした上で、外国の例をも参考としつつ、改善について考えるものとしたい。		
到達目標	公務員制度の基本理念を踏まえ、改善について考える上での基礎的事項を理解する。		
履修条件	特に指定しない。		
授業方法	予め指定した資料を基礎とした対話方式とする。		
準備学習	毎回予め指定した資料を読んでおくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	理解度、貢献度を中心に評価する。
教 科 書	指定しない。		
参 考 書	何冊かを講義の際に紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	公務員の概念
2	近代公務員制度の発展(1)
3	近代公務員制度の発展(2)
4	公務員の役割(1)
5	公務員の役割(2)
6	人事管理の基礎
7	任用(1)
8	任用(2)
9	身分保障
10	勤務条件(1)
11	勤務条件(2)
12	労使関係
13	服務・倫理・責任
14	退職管理
15	苦情処理

科目名	社会保障特論	担当者	矢野　聡	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	わが国の社会・経済及び政治について理解するうえで社会保障の基本的知識は欠かせない。そこで社会保障制度の概観についてわかりやすく講義し、特にわが国の社会保障について制度全般の完全理解を目指す。		
到達目標	社会保障制度全般の理解を通じて、現代日本の社会、経済、政治構造を理解する。		
履修条件	初心者でもよいが、あらかじめ社会保障についての基本的理解がなされていることが望ましい。		
授業方法	授業内容について講義形式と演習形式の併用を行う。		
準備学習	教科書の予習およびノートのこまめな整理が望ましい		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	80%	記述式筆記試験
	平 常 評 価	20%	出席状態及び授業態度を評価する
教 科 書	矢野　聡編集委員長　『社会保障法令便覧　2014』　労働調査会　2014 矢野　聡ほか編集　『社会福祉士養成講座　社会保障　第4版』　中央法規出版　2014		
参 考 書	矢野　聡　『日本公的年金政策史』ミネルヴァ書房　2012		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	社会保障の理念、目的
2	医療保険制度、医療提供制度
3	公的年金制度
4	労働者災害補償保険
5	雇用保険
6	介護保険
7	児童手当制度、ワークライフバランス、子育て制度
8	生活保護制度
9	障害者福祉制度
10	児童虐待防止、ＤＶ防止、高齢者虐待防止、障害者虐待防止制度
11	国家財政と社会保障
12	日本の政治と社会保障
13	中央、地方政府の行政と社会保障
14	社会保障の国際比較
15	まとめ、日本の社会保障の問題点と課題

科目名	経済政策特論	担当者	稲葉　陽二	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	アベノミックスと喧伝されているが、果たしてどのような評価をすればよいのであろうか。ミクロ経済学、マクロ経済学の基本的理論を学び、それらからどのような経済政策が導かれるかを学び、具体的な経済政策に対する見識を養う。		
到達目標	経済における企業や消費者行動の基本原理を理解し、さまざまな経済施策の有効性について論じられるようにする。		
履修条件	特にない		
授業方法	講義であるが、受講生の積極的なクラスコントリビューションを期待する。		
準備学習	配賦プリントを事前に予習すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	
教 科 書	授業中に指示・プリント配賦		
参 考 書	授業中に指示いたします。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ミクロ経済学概論
2	需要曲線の導出
3	供給曲線の導出
4	消費者余剰と生産者余剰
5	課税の影響
6	独占の弊害
7	公共財の供給
8	外部不経済への対応
9	マクロ経済学概論
10	ＩＳ曲線
11	ＬＭ曲線
12	ＩＳ・ＬＭ曲線の政策的含意
13	総供給と総需要
14	マンデル・フレミング・モデル
15	経済成長

科目名	地域政策特論	担当者	福島　康仁	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	地方分権一括法の施行以来、地域政策は国の地域振興政策の意味合いから脱し、地域主導へとその流れは転換しつつあり、地方自治体は地域の自立のために積極的に取り組んでいるところである。本講義では、地域政策の手法と視点を学ぶ。		
到達目標	受講生は地域課題の抽出、課題解決手法、その考え方を身につける。		
履修条件	特になし。		
授業方法	講義だけでなく、受講生にも報告してもらい、学生が自主的に議論する場を設ける。		
準備学習	新聞は必ず読み、平素から社会事象について問題意識をもつこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	報告とレポート提出によって採点する
教 科 書	『自治体職員ハンドブック』（公職研）		
参 考 書	適宜紹介する		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	地域を作る主体について検討
3	中央地方関係（１）
4	中央地方関係（２）
5	官民関係（１）
6	官民関係（２）
7	観光政策（１）
8	観光政策（２）
9	国際化政策（１）
10	国際化政策（２）
11	情報化政策（１）
12	情報化政策（２）
13	少子高齢化政策
14	総括
15	総括

科目名	財政政策特論	担当者	楠谷　清	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	財政政策の理論と実際の運営の両面から、政府支出、課税、公債の分野を中心に講義を行う。 特に、わが国の財政が直面する予算編成、税制改革、財政赤字、政府支出の効率性などの政策上の重要な論点を理論的に整理するとともに、政策評価の考え方について取り上げる。		
到達目標	わが国の財政の持つ問題点を指摘し、将来を見据えた財政政策の指針を見いだす。		
履修条件	特になし。		
授業方法	講義及び受講生による発表報告。		
準備学習	課題に対するサーベイを行い、レポートを作成しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	発表内容、提出レポート、出席状況等で評価。
教 科 書	授業中に指示する。		
参 考 書	『消費税の政治経済学』石弘光著（日本経済新聞出版社）、『日本の税金　新版』三木義一著（岩波新書）、『給付つき税額控除』森信茂樹著（中央経済社）、『基礎コース財政学第2版』林宜嗣著（新世社）、その他授業中に指示。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	財政の機能Ⅰ
3	〃　　Ⅱ
4	財政制度Ⅰ
5	〃　　Ⅱ
6	日本の財政収支の現状Ⅰ
7	〃　　Ⅱ
8	課税の経済分析Ⅰ
9	〃　　Ⅱ
10	〃　　Ⅲ
11	資源配分政策
12	所得再分配政策Ⅰ
13	〃　　Ⅱ
14	経済安定政策
15	まとめ

科目名	政策研究特論	担当者	飯田　彬	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	政治主導（脱官僚化）を標榜した民主党政権による政策決定過程を吟味し、政治改革の失敗の原因を探る。		
到達目標	（政と官）及び（政と民）の関係を包摂する政官民のネットワーク作りの必要性を再認識する。		
履修条件	修士課程１～２年在籍の者		
授業方法	下記の授業区分の各項目毎にレジュメを作成し、これをベースに討議する。		
準備学習	政治・経済社会面の新聞記事に良く目を通すこと		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	出席状況とレジュメの出来具合により評価する
教 科 書	明里塾ホームページC-6<対談日本の政治改革>をダウンロードし、テキストとして使用。		
参 考 書	対談パラダイム論（明里塾ホームページA-1参照）／広瀬隆、新エネルギーが世界を変える（NHK出版、2011）／広瀬隆・明石昇二郎、原発の闇を暴く（集英社新書、2011）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	I　マニフェスト選挙
2	II　2009年総選挙以前の自民党政治の構造 （１）官僚丸投げ批判をどう考えるか
3	同上（2）族議員の跋扈をどう考えるか
4	III 民主党政権の失敗 （１）政治主導の政権運営は成功したか
5	（２）国民との対話に成功したか
6	IV　自民党と民主党の政策決定プロセスの対比
7	V　民主党マニフェスト2009公約の棚卸し
8	VI　民主党政権時代の国際問題
9	同上（２）
10	VII　福島原発問題への対応
11	同上（２）
12	同上（３）
13	2012年12月総選挙の結果分析
14	同上（２）
15	総括

科目名	公共政策特殊演習	担当者	水戸　克典	期間	後期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	本演習では、政策立案の基礎を学びながら、グループワークを通じて現代日本における公共政策の問題と課題について学びます。		
到達目標	グループごとに実際に政策立案を行うことで、わが国の公共政策の問題と課題について、その基本的な考え方を身に付けます。		
履修条件	グループワークを行う関係で、毎回授業に積極的に参加することが求められます。		
授業方法	グループに分かれ、現在の公共政策の問題と課題について検討します。扱うテーマについては、履修者の興味・関心に配慮します。		
準備学習	授業時間外に必要な資料を収集し、目を通しておくことが必要です。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	グループワークへの積極的な参加が不可欠です。
教 科 書	初回授業時に説明します。		
参 考 書	授業中に適宜指示します。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	公共政策立案の基礎（１）
3	公共政策立案の基礎（２）
4	公共政策立案の基礎（３）
5	グループワークー政策立案演習
6	グループワークー政策立案演習
7	グループワークー政策立案演習
8	グループワークー政策立案演習
9	プレゼンテーション（１）
10	グループワークー政策立案演習
11	グループワークー政策立案演習
12	グループワークー政策立案演習
13	グループワークー政策立案演習
14	プレゼンテーション（２）
15	まとめ

科目名	公共政策実務演習	担当者	坂井　吉良	期間	前期	単位数	2

【授業概要】

授業目的	景気変動と犯罪件数や離婚率さらには出生率との関係が指摘されている。また、理論モデルからある政策や外的ショックが国民厚生を改善するまたは悪化させるという命題が導かれる。この授業は、公共政策や外的ショックが国民の厚生水準にどのような効果や影響を与えるかを数量的に把握するための統計的方法を習得し、実際のデータを利用して政策効果の数量的把握を行うことを目的としている。なお、講義内容は履修者の要望によって変更する予定である。		
到達目標	政策効果の理論命題の確認とそれを数量的に把握するための基本的分析方法を修得することを到達目標とする。		
履修条件	理論研究とともに統計・計量分析に興味があること。		
授業方法	ＰＣを利用して、かつ、実際のデータを利用して、モデルの推定・検定を行う。		
準備学習	理論モデルの理解とデータの収集・加工。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	統計・計量分析の基本的方法の習得と演習問題の理解
教 科 書	坂井(2011)「入門ＳＡＳによる経済分析」（CPA出版）		
参 考 書	加納・浅子「入門経済のための統計学」、白砂「例題で学ぶ初歩からの計量経済学」（日本評論社）、マダラ「計量経済分析の方法」（CPA出版）、		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	公共政策入門（政策課題・理論モデル・計量モデル・データ）
2	経済社会および政治現象と因果関係の解明（相互依存関係）
3	経済社会のデータ収集（時系列データ、横断面ﾃﾞｰﾀ、パネルデータ）
4	母集団と標本（仮説検定）
5	回帰モデル：最小二乗法
6	推定量の性質（不偏性、一致性、効率性）
7	推定結果の検討（モデルの妥当性について：理論的符号条件、有意性）
8	いろいろなモデル（線形モデル・非線形モデル）
9	経済現象モデルの推定検定
10	社会現象に関する推定検定
11	政治現象にに関する推定検定例
12	質的選択モデル
13	相互依存関係と計量モデル
14	課題の作成
15	課題の作成と提出

科目名	政治学原書研究Ⅰ(英)	担当者	佐渡友　哲	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	今日のグローバリゼーションの時代における国民国家の役割と変容を英語で再認識することをねらいとする。①Manfred B.Steger,Globalization: A Very Short Introduction, Oxford University Press,2003. ②Joseph S.Nye, Power in the Global Information Age, Routledge,2004.		
到達目標	英語そのものの学習ではなく、英語を通じて①グローバリゼーションの進展を促進している政治的原因を理解し、③グローバリゼーションの進展と国民国家の関係を理解する。		
履修条件	毎回出席し、英文テキストの内容について十分な予習ができること。		
授業方法	受講生が和訳発表、質疑応答、討論など授業に主体的に参加できる参加型授業で行う。		
準備学習	その都度決められた英文テキストの範囲については、発表担当者もそれ以外の受講生も、内容について十分予習し、理解したうえで討論に備ええること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	和訳発表、発音、討論、授業参加度などを総合的に点数化して評価する。
教 科 書	Manfred B. Steger, Globalization: A Very Short Introduction.などの文献をコピーして講義時に配布する。		
参 考 書	講義時に紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	テキスト解説とガイダンス
2	Globalization then and now
3	Expanded global trade
4	Market magic
5	Concept of globalization
6	The economic dimension
7	Power of transnational corporation
8	The political dimension
9	Countering myths about globalization
10	Deep drivers and challenges
11	Globalization and social democracy
12	Globalization and global governance
13	Globalization’s democratic deficit
14	Global governance and institutions
15	Discussion

科目名	政治学原書研究Ⅰ(英)	担当者	信夫 隆司	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	戦後日本の政治・経済・外交に関する英文を読み、法学研究科政治学専攻において必要な英語読解の能力をみにつけることを目的とする。		
到達目標	何となくではなく、英語をきちんと理解できたというところまで、英語の能力をアップすることを目的とする。それによって、修士論文作成における英語文献の理解にも役立つようにする。		
履修条件	国際政治、あるいは、日本の政治・外交に関心を有する者が履修することが望ましい。		
授業方法	課題として出された英文を翻訳し、発表すると同時に、その内容について議論しながら講義を進める。なお、以下に掲げてある授業内容については、必要に応じ、最新の新聞記事や論考も活用する予定である。		
準備学習	課題について、その背景についても、事前に学習し、翻訳をおこなうことが必須である。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	2/3以上出席した者が評価対象である。事前学習、英語の訳のレベル、授業への積極的参加等を総合的に評価する。学期末に授業内試験をおこなう。
教 科 書	使用せず。随時、必要な文書を配布する。		
参 考 書	使用せず。		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	ガイダンス
2	The Potsdam Declaration(1)
3	The Potsdam Declaration(2)
4	The Potsdam Declaration(3)
5	The Constitution of Japan(1)
6	The Constitution of Japan(2)
7	The Constitution of Japan(3)
8	Occupation
9	General Douglas MacArthur
10	Peace Treaty(1)
11	Peace Treaty(2)
12	Japan-U.S. Security Treaty(1)
13	Japan-U.S. Security Treaty(2)
14	Japan-U.S. Security Treaty(3)
15	前期授業内試験

科目名	政治学原書研究Ⅱ(英)	担当者	佐渡友　哲	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	今日のグローバリゼーションの進展が世界の人々と国民国家に与える影響について、英国の政治学者David Heldの著書Global Covenant を講読して再認識することをねらいとする。		
到達目標	英文を通して、①グローバリゼーションの進展を促進している政治的要因を理解する、②Washington ConsensusとNeoliberarlismに対するSocial Democracyの思想を理解する。		
履修条件	毎回出席し、英文テキストの内容について十分な予習ができること。		
授業方法	受講生が和訳発表、質疑応答、討論など主体的にかかわる参加型授業で行う。		
準備学習	毎回決められたテキストの範囲ついては、和訳発表担当者もそれ以外の受講生も、内容について十分理解して討論に備えることが求められる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	授業内レポート、和訳発表、発音、討論、授業への参加度を総合的に評価する。
教 科 書	Devid Held, Global Covenent: The Social Democratic Alternative to the Washington Consensus, 2004.		
参 考 書	Wayne Ellwood, Globalization, New Internationalist, 2002.		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	The Contest over Globalization
2	Countering Myths about Globalization
3	Globalization does not equal Americanization?
4	Welfare and Labour Standards?
5	Collapse of Environmental Standards?
6	The End of Nation-State?
7	Threaten National Cultures?
8	Compounded Global Inequities?
9	Reinforced Corporate Power?
10	Exclude the 'Vioce' and Influence of Developing Countries?
11	Deep Drivers and Challenges
12	Twenty Global Issues
13	Globalization and Social Democracy
14	Globalization and Washington Consensus
15	Conclusion and Discussion

科目名	政治学原書研究Ⅱ(英)	担当者	信夫　隆司	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	戦後日本の政治・経済・外交に関する英文を読み、法学研究科政治学専攻において必要な英語読解の能力をみにつけることを目的とする。		
到達目標	何となくではなく、英語をきちんと理解できたというところまで、英語の能力をアップすることを目的とする。それによって、修士論文作成における英語文献の理解にも役立つようにする。		
履修条件	国際政治、あるいは、日本の政治・外交に関心を有する者が履修することが望ましい。		
授業方法	課題として出された英文を翻訳し、発表すると同時に、その内容について議論しながら講義を進める。なお、以下に掲げてある授業内容については、必要に応じ、最新の新聞記事や論考も活用する予定である。		
準備学習	課題について、その背景についても、事前に学習し、翻訳をおこなうことが必須である。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	2/3以上出席した者が評価対象である。事前学習、英語の訳のレベル、授業への積極的参加等を総合的に評価する。学期末に授業内試験をおこなう。
教 科 書	使用せず。築地、必要な文書を配布する。		
参 考 書	使用せず。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	Agreement regarding the Status of United States Armed Forces in Japan(1)
2	Agreement regarding the Status of United States Armed Forces in Japan(2)
3	The Revision of the Japan-US Security Treaty in 1960(1)
4	The Revision of the Japan-US Security Treaty in 1960(2)
5	The Revision of the Japan-US Security Treaty in 1960(3)
6	The Revision of the Japan-US Security Treaty in 1960(4)
7	The Revision of the Japan-US Security Treaty in 1960(5)
8	The Reversion of Okinawa(1)
9	The Reversion of Okinawa(2)
10	The Reversion of Okinawa(3)
11	The Reversion of Okinawa(4)
12	The Reversion of Okinawa(5)
13	Trade Friction(1)
14	Trade Friction(2)
15	後期授業内試験

科目名	政治学原書研究Ⅰ(独)	担当者	川又　祐	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	広く行財政に関連するドイツ語文献を講読する予定である。最初の講義の時間に受講生と相談して原書を決定する。指定された箇所の和訳を報告（輪読）してもらうので、受講生は予習が欠かせない。ドイツ語の未修者については相談に応じる。		
到達目標	辞書を使えば、専門文献が読めるようにすることを目標とする。		
履修条件	すでにドイツ語を履修していることが望ましいが、相談に応じる。輪読を予定しているので予習が欠かせない。		
授業方法	演習・輪読。		
準備学習	訳語を決定するに当たっては、独和辞書だけではなく、英和、英独辞書など、必要に応じて複数の辞書にあたることが重要である。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	演習60%　出席40%
教 科 書	Wilhelm Bleek, Geschichte der Politikwissenschaft in Deutschland.（受講生との相談によって変更もありうる）		
参 考 書	適宜紹介する		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	ガイダンス
2	1. Einleitung:Aspekte der Geschichte der Politikwissenschaft
3	a) Ideengeschichte
4	b) Gelehrtengeschichte
5	c) Universitaetsgeschichte
6	d) Sozialgeschichte
7	e) Politikgeschichte
8	f) Synoptiksche Konzeption der Wissenschaftsgeschichte
9	2. Die Anfaenge der Politiklehre an der mittelalterlichen Universitaeten
10	a) Die Entstehung der Universitaeten
11	b) Artistenfakultaet und -studium
12	c) Die aristotelische Tradition der aelteren Lehre der Politik
13	d) Ausblick　1
14	d) Ausblick　2
15	まとめ

科目名	政治学原書研究Ⅰ(独)	担当者	吉野　篤	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	独文の政治学研究書を読むことによって、ドイツの政治システム、政党システム、選挙制度などを学修すること		
到達目標	原書を読み進めることで、ドイツの政治史や政治的環境などを理解すること		
履修条件	学部でドイツ語を履修していること		
授業方法	独文の和訳		
準備学習	ドイツ語の文法書で基本的文法を学修すること		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	毎回の授業での成果を全体的に評価する
教 科 書	最初の授業時に配布する		
参 考 書	授業の中で指示する		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	オリエンテーション、独文の資料配布
2	独文和訳、質疑応答①
3	独文和訳、質疑応答②
4	独文和訳、質疑応答③
5	内容に関する研究報告①
6	独文和訳、質疑応答④
7	独文和訳、質疑応答⑤
8	独文和訳、質疑応答⑥
9	内容に関する研究報告②
10	独文和訳、質疑応答⑦
11	独文和訳、質疑応答⑧
12	独文和訳、質疑応答⑨
13	内容に関する研究報告③
14	独文和訳、質疑応答⑩
15	総括

科目名	政治学原書研究Ⅱ(独)	担当者	川又 祐	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	広く行財政に関連するドイツ語文献を講読する予定である。最初の講義の時間に受講生と相談して原書を決定する。指定された箇所の和訳を報告（輪読）してもらうので、受講生は予習が欠かせない。ドイツ語の未修者については相談に応じる。		
到達目標	辞書を使えば、専門文献が読めるようにすることを目標とする。		
履修条件	すでにドイツ語を履修していることが望ましいが、相談に応じる。輪読を予定しているので予習が欠かせない。		
授業方法	演習・輪読。		
準備学習	訳語を決定するに当たっては、独和辞書だけではなく、英和、英独辞書など、必要に応じて複数の辞書にあたることが重要である。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	演習60%　出席40%
教 科 書	Wilhelm Bleek, Geschichte der Politikwissenschaft in Deutschland.（受講生との相談によって変更もありうる）		
参 考 書	適宜紹介する		

【授業区分】

区分	授 業 内 容
1	3. Fruehneuzeitlicher Staat und Auffaecherung der Staatswissenschaften
2	a) Protestantische Politiklehre im Heiligen Roemischen Reich Deutscher Nation 1
3	a) Protestantische Politiklehre im Heiligen Roemischen Reich Deutscher Nation 2
4	b) Die Entstehung des neuzeitlichen Verwaltungsstaates und die Ausbildung des Berufsbeamtentums 1
5	b) Die Entstehung des neuzeitlichen Verwaltungsstaates und die Ausbildung des Berufsbeamtentums 2
6	c) Die Staatswissenschaften des aelteren Wohlfahrtsstaates
7	d) Politik als Staatswissenschaft
8	e) Ausblick
9	3. Frueneuzeitlicher Staat und Auffaecherung der Staatswissenschaften
10	a) Protestantische Politiklehre im Heiligen Roemischen Reich Deutscher Nation
11	b) Die Entstehung des neuzeitlichen Verwaltungsstaates und die Ausbildung des Berufsbeamtentums
12	c) Die Staatswissenschaften des aelteren Wohlfahrtsstaates
13	d) Politik als Staatswissenschaft
14	e) Ausblick
15	まとめ

科目名	政治学原書研究Ⅱ(独)	担当者	吉野　篤	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	独文の政治学研究書を読むことによって、ドイツの政治システム、政党システム、選挙制度などを理解すること		
到達目標	独文に親しむことで、ドイツの政治史、政治的状況に関する関心を高め、さらなる学修を促すこと		
履修条件	学部でドイツ語を履修していること		
授業方法	政治学関係の独文の資料を用いて、それを和訳し、内容の理解に努める		
準備学習	ドイツ語の文法書を使って、基本的な文法を学ぶこと		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	毎回の授業での成果を全体的に評価する
教 科 書	最初の授業時に独文の資料を配布する		
参 考 書	授業中に指示する		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	オリエンテーション、資料配布、内容概説
2	独文和訳、質疑応答①
3	独文和訳、質疑応答②
4	独文和訳、質疑応答③
5	内容に関する研究報告①
6	独文和訳、質疑応答④
7	独文和訳、質疑応答⑤
8	独文和訳、質疑応答⑥
9	内容に関する研究報告②
10	独文和訳、質疑応答⑦
11	独文和訳、質疑応答⑧
12	独文和訳、質疑応答⑨
13	内容に関する研究報告②
14	独文和訳、質疑応答⑩
15	総括

科目名	政治学原書研究Ⅰ(仏)	担当者	奥村　大作	期間	前期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	政治学の仏語文献に慣れ親しみ、仏語文献の読解を通じて政治的現象についての理解を深めることを目指す。 本年度は、前年度に引き続き、R．アロンの著作を読む。		
到達目標	辞書を用いれば、何とか仏語文献の大意を把握できるようになること。		
履修条件	フランス語の入門は始めていること。		
授業方法	フランス語それ自体よりも内容の検討に重点を置きたい。		
準備学習	原文については、出来るだけ辞書を丁寧に参照して準備すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	０%	
	平 常 評 価	１００%	毎回の積極的参加度によって採点する。
教 科 書	Raymond Aron, Paix et guerre entre les nations, Calmann-Levy, 2004. （講義の初めに該当箇所のコピーを配布する）		
参 考 書	参考のために本書の英訳書を紹介する。 （必要な箇所のコピーを配布する）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	著者の紹介、コピーの配布。
2	Chapitre Ⅲ
3	Chapitre Ⅲ（１）　①
4	〃　②
5	〃　③
6	Chapitre Ⅲ（２）　①
7	〃　②
8	〃　③
9	Chapitre Ⅲ（３）　①
10	〃　②
11	〃　③
12	Chapitre Ⅲ（４）　①
13	〃　②
14	〃　③
15	〃　④

科目名	政治学原書研究Ⅱ(仏)	担当者	奥村　大作	期間	後期	単位数	1

【授業概要】

授業目的	政治学の仏語文献に慣れ親しみ、仏語文献の読解を通じて政治的現象についての理解を深めることを目指す。 本年度は、引き続き、R．アロンの著書を読む。		
到達目標	辞書を用いれば、何とか仏語文献の大意を把握できるようになること。		
履修条件	フランス語の入門は始めていること。		
授業方法	フランス語それ自体よりも内容の検討に重点を置きたい。		
準備学習	原文については、出来るだけ辞書を参照して、丁寧に予習すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	０%	
	平 常 評 価	１００%	毎回の積極的参加度によって採点する。
教 科 書	Raymond Aron, Paix et guerre entre les nations, Calmann-Levy, 2004. （講義の初めにコピーを配布する）		
参 考 書	参考のために本書の英訳書を紹介する。 （必要な箇所のコピーは配布する）		

【授業区分】

区分	授　業　内　容
1	Chapitre Ⅳ
2	Chapitre Ⅳ（１）　①
3	〃　②
4	〃　③
5	Chapitre Ⅳ（２）　①
6	〃　②
7	〃　③
8	Chapitre Ⅳ（３）　①
9	〃　②
10	Chapitre Ⅳ（４）　①
11	〃　②
12	〃　③
13	Chapitre Ⅳ（５）　①
14	〃　②
15	〃　③

科目名	合同演習	担当者	信夫　隆司 佐渡友　哲	期間	通年	単位数	2

【授業概要】

授業目的	研究論文の質的向上をめざして個別に複数教員による指導をすること。		
到達目標	文献の活用と論文作成能力の向上		
履修条件	毎回出席し，各自の研究テーマに沿って発表ができること。		
授業方法	受講生による文献講読・研究発表を中心とする。		
準備学習	各自の研究内容については発表する準備をしておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	準備・研究発表・授業参加度などを総合的に評価する。
教 科 書	特になし。		
参 考 書	授業時紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容	区分	授　業　内　容
1	ガイダンス	16	研究発表Ⅱ
2	文献講読Ⅰ	17	研究発表Ⅱ
3	文献講読Ⅰ	18	研究発表Ⅱ
4	文献講読Ⅰ	19	研究発表Ⅱ
5	文献講読Ⅰ	20	文献講読Ⅲ
6	研究発表Ⅰ	21	文献講読Ⅲ
7	研究発表Ⅰ	22	文献講読Ⅲ
8	研究発表Ⅰ	23	文献講読Ⅲ
9	研究発表Ⅰ	24	研究発表Ⅲ
10	文献講読Ⅱ	25	研究発表Ⅲ
11	文献講読Ⅱ	26	研究発表Ⅲ
12	文献講読Ⅱ	27	研究発表Ⅲ
13	文献講読Ⅱ	28	プレゼンと評価
14	プレゼンと評価	29	プレゼンと評価
15	プレゼンと評価	30	プレゼンと評価

科目名	専門演習(国際政治学)	担当者	信夫　隆司	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	国際政治学に関する理解を深めるため、論文作成に必要な文献の収集方法、論文作成の方法、議論の仕方等を学び、最終的に修士論文作成へとつなげることを目的とする。		
到達目標	より高いレベルの修士論文の作成を到達目標とする。		
履修条件	国際政治学研究室に所属する院生であること。		
授業方法	授業目的、到達目標に従い、毎時間テーマを決め、院生がプレゼンテーションを行ない、議論する形で講義を進める。		
準備学習	プレゼンテーションに必要な学習を行なう。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	0%	
	平 常 評 価	100%	プレゼンテーション、議論、授業への積極的参加を総合的に評価する。
教 科 書	使用しない。		
参 考 書	使用しない。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	国際政治学の専門的学習（１）	第31～34回	修士論文作成のための技術と方法（２）
第2～4回	国際政治学の専門的学習（２）	第35～41回	修士論文作成のための技術と方法（３）
第5～12回	国際政治学の専門的学習（３）	第42～45回	修士論文構想発表（１）
第13～20回	国際政治学の専門的学習（４）	第46～54回	修士論文構想発表（２）
第21～30回	修士論文作成のための技術と方法（１）	第55～58回	修士論文の完成（１）
		第59～60回	修士論文の完成（２）

科目名	専門演習(行政学)	担当者	水戸　克典 (山田　光矢　代講)	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	修士論文作成に向け、学生の報告に対する助言や指導を行う。		
到達目標	修士論文を完成させるだけの知識と能力を身につける。		
履修条件	山田光矢先生の研究室の院生であること。　※本演習は、山田光矢先生の代講です。 院生は、授業で報告した内容を毎回必ず山田先生宛にメールにて連絡することが求められます。		
授業方法	院生報告に対する質疑応答形式で授業を進める。		
準備学習	毎時間報告が可能な程度のレジュメと報告原稿を作成することが必要である。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	報告内容や受講態度を勘案して判断する。
教 科 書	特になし		
参 考 書	院生自らが収集する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	ガイダンス	第31～34回	一年間の研究内容の報告 　今後の研究計画と論文作成計画の確定
第2～4回	目次及び研究計画の作成 　必要な参考文献や資料等の確認と収集	第35～41回	目次に沿った研究進度の報告 　各章毎の報告
第5～12回	基本文献等の分析と研究 　基礎学力と知識の向上	第42～45回	研究進度の報告 　各章の精度の向上
第13～20回	関連文献や資料等の分析と研究 　専門的な学力と知識の拡充	第46～54回	論文の全体内容の報告 　論文全体の精度の向上
第21～30回	論文概要の作成と報告 　修士論文の概要と目次の確定	第55～58回	修士論文の総括と報告 　訂正や修正による論文の完成
		第59～60回	完成した修士論文の報告

科目名	専門演習(地方自治論)	担当者	福島　康仁	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	この授業は、修士論文を執筆するための研究指導を目的としている。修士論文を執筆するために、問題意識をもち、、先行研究を調べ、論文を作成するまでの過程を学ぶ。		
到達目標	修士論文として十分な学術的な水準に論文を書き上げることを到達目標とする。		
履修条件	地方自治論を専攻するもの。		
授業方法	学生による報告によって論文作成に向けて検討を行う。		
準備学習	特にないが、最低限でよいのでパソコンを使えるようにしておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	論文作成までのすべてのプロセスを評価対象とする。
教 科 書	特に指定しない。		
参 考 書	研究プロセスで提示する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	ガイダンス	第31～34回	テーマを確定する。
第2～4回	問題意識、学問的関心について検討する。	第35～41回	論文の各章についての作成、検討する。
第5～12回	研究のアプローチについて検討する。	第42～45回	論文の各章についての作成、検討する。
第13～20回	先行研究について検討する。	第46～54回	論文の全体のバランスなど調整作業をおこなう。
第21～30回	先行研究を踏まえたうえで、自分の論文の作成方向について検討する。	第55～58回	論文完成のための最終調整作業をおこなう。
		第59～60回	論文の最終仕上げと概要報告をおこなう。

科目名	専門演習（国際関係論）	担当者	佐渡友　哲	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	国際関係論に関する理解を深めるため、社会科学の方法論、国際関係論の研究方法など、はじめに研究のマナーとスキルを身につけ、その後、論文作成の必要な文献収集の方法、論文作成の方法などを学び、各自の研究テーマに沿った指導をする。		
到達目標	①研究のマナーとスキルを身に付ける。②国際関係論の研究方法を理解する。③修士論文完成までの過程を理解する。④各自の研究テーマに沿った基本的文献を揃える。⑤研究発表を試みる。⑥レベルの高い修士論文の作成。		
履修条件	①国際関係論研究室に所属する院生であること。②毎回出席し、各自の研究テーマを深める意志があること。		
授業方法	研究の方法論については配布プリントに沿って予習・討論し、その後各自の研究テーマで受講生がプレゼンテーションを行い、それに基づいて討論する形で授業を進める。		
準備学習	配布プリントについては予習し、各自の研究に必要な情報・文献などについては常に入手して整理しておくこと。各自の研究テーマについてはいつでも、中間報告のためのプレゼンテーションができるように用意しておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	プレゼンテーション、討論、授業への積極的参加度などを総合的に評価する。
教 科 書	資料プリントを配布する。		
参 考 書	授業時に紹介する。		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	ガイダンス：社会科学における国際関係論の研究方法	第31～34回	修士論文作成のための技術と方法（２）
第2～4回	国際関係論における「理論」とは何か：科学、理論、モデル、仮設、検証	第35～41回	修士論文作成のための技術と方法（３）
第5～12回	国際関係論における「理論」の事例：一般理論と部分理論	第42～45回	中間研究発表と討論（１）：研究の方向性についての助言と討論
第13～20回	研究論文の目標の設定方法：論点整理型、提案型、先行研究批評型、仮説検証型など	第46～54回	中間研究発表と討論（２）：研究の方向性についての助言と討論
第21～30回	修士論文作成のための技術と方法（１）	第55～58回	修士論文構想の発表（１）
		第59～60回	修士論文構想の発表（２）

科目名	専門演習(政治理論)	担当者	信夫 隆司 (岩崎 正洋 代講)	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	この授業は、修士論文を執筆するための研究指導を主たる目的とする。二年間にわたり、一つのテーマで学術的な研究論文を準備し、執筆するには少なくとも、学問的な方法論はもちろんのこと、問題意識、先行研究の渉猟、論文のオリジナリティなどが必要となる。この授業では、学生一人一人の進捗状況を考慮に入れつつ、修士論文の完成へ向けて準備を行う。		
到達目標	最終的に二年間で、一定程度の学術的な水準の修士論文を書き上げることを、この授業の到達目標とする。		
履修条件	大学院において政治理論を専攻とすること。		
授業方法	基本的に、学生による報告および学生が執筆した論文の検討を行う。学生には、かなりの頻度で「文章化したもの」の提示を求め、それに沿って検討を行うこととする。		
準備学習	特になし。ただし、学生一人一人の不断の研究成果をもちよることが、この授業の前提となる。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	修士論文執筆のための準備状況を評価の対象とする。
教 科 書	特になし。必要に応じて、リーディング・アサイメントを提示し、それに基づいて授業を行うこともある。		
参 考 書	授業の際に提示する。		

【授業区分】

区分	授 業 内 容 (初年次)	区分	授 業 内 容 (二年次)
第1回	イントロダクション	第31～34回	修士論文のテーマおよび構成の確定。
第2～4回	学問的関心の提示、問題意識の精緻化。	第35～41回	修士論文の各章についての報告および検討。
第5～12回	研究方法の検討。		
		第42～45回	修士論文の全体像の提示。
第13～20回	主たる先行研究の渉猟。	第46～54回	修士論文の各章の検討。
		第55～58回	修士論文の最終的な仕上げに向けた検討。
第21～30回	主たる先行研究と自己の問題意識、自己の研究方法との関係に関する検討		
		第59～60回	修士論文の完成。

科目名	専門演習(政治理論)	担当者	吉野　篤	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	この演習は、博士前期課程の学生に対して、修士論文作成までの学力を養成することを目的とする。 卒業論文の作成を前提として、さらに高度な学術研究に資するために、政治理論の修得をめざし、併せてその学識を基礎として、修士論文の完成を最終目標とする。		
到達目標	政治理論の高度な修得と、できれば独創的な理論形成を可能とするような基礎的な素養を培うことが目標である。 主として英文の政治学の専門書を読みこなせることができるようにすることも大きな目標である。		
履修条件	政治理論の大学院での学修を希望していること。		
授業方法	基本的には学生の研究報告に基づいて授業を進める。毎回、報告内容に関するレジュメの提出を求める。		
準備学習	とりわけ政治理論に関する定評ある研究書を読み、それに関するノートを作成すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	修士論文作成のための報告内容を全体的に評価する
教 科 書	なし		
参 考 書	授業中に指示する		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	授業の概要の提示	第31～34回	論文の最終的なテーマ決定、質疑応答
第2～4回	論文作成のためのテーマの絞り込み、学問的関心の凝縮化	第35～41回	論文の具体的な各章構成の検討、質疑応答
第5～12回	先行研究の研究報告、質疑応答	第42～45回	論文の具体的な各章構成の検討、質疑応答
第13～20回	修士論文の作成に向けた中間報告、質疑応答	第46～54回	論文の全体像を最終目次で提示、質疑応答
		第55～58回	最終的な内容、構成の検討、質疑応答
第21～30回	修士論文の作成に向けた中間報告、質疑応答	第59～60回	修士論文の完成に向けた最終質疑

科目名	専門演習(政治機構論)	担当者	倉島 隆	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	院生諸君が、政治機構[制度]専門研究を磨くための基本的選択肢を提供することを目的とする。		
到達目標	院生諸君が、政治機構[制度]専門研究の枠組みにおいて独創的修士論文を構成すること。		
履修条件	特に、後期課程に向けて、高度な政治機構[制度]専門研究の基礎を築きたい院生であること。		
授業方法	院生諸君が政治機構[制度]の専門研究における独自の基本概念を構成するために、その重要とみなされる文献や資料を駆使し、講義を展開する。		
準備学習	政治機構[制度]に関する重要と思える文献や資料を収集し、選択し、かつ精読すること。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	%	
	平 常 評 価	100%	少人数で講義や授業が行われるために、綿密な評価が可能であるからである。
教 科 書	特に従来型の教科書など使用しないが、適宜重要文献を配布する。		
参 考 書	D.Judge,Political Institutions in the U.K.,2005 ; A.Kelso,Parliamentary Reform at Westminster,2009,etc.		

【授業区分】

区分	授 業 内 容 （初年次）	区分	授 業 内 容 （二年次）
第1回	政治機構[制度]専門研究の目的や授業内容全体について説明する。	第31～34回	政治機構[制度]専門研究における議院内閣制の基礎概念を検討する。
第2～4回	政治機構[制度]専門研究における方法論を検討する。	第35～41回	政治機構[制度]専門研究における選挙制度理論を検討する。
第5～12回	政治機構[制度]専門研究における議会制度の基礎概念を検討する。	第42～45回	政治機構[制度]専門研究における代表制概念について検討する。
第13～20回	政治機構[制度]専門研究における議会制度理論を検討する。	第46～54回	政治機構[制度]専門研究における代表理論について検討する。
第21～30回	政治機構[制度]専門研究における議院内閣制理論を検討する。	第55～58回	政治機構[制度]専門研究におけるガバナンス理論について検討する。
		第59～60回	政治機構[制度]専門研究におけるEUの政治機構理論について検討する。

科目名	専門演習(社会保障)	担当者	矢野　聡	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	実践的な見地から社会保障諸制度の分析及び理解を求める。社会保障各制度の制度形成と現状について、先進諸外国と我が国の両方の制度分析を行う。同時に社会保障における政策動向を確認し、現行の問題点と解決の方向について考える。		
到達目標	社会保障制度による従来の研究視点の批判的分析と先行研究のサーベイを行うとともに、新しい視点や分析の切り口について考える。		
履修条件	比較的専門的に社会保障の制度を理解している諸君の履修が望ましい。		
授業方法	講義方式と演習方式をミックスして行う。		
準備学習	与えられたテーマについては、徹底的に調べて準備してほしい。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	80%	論述による試験を行う
	平 常 評 価	20%	出席状況、授業参加度を重視する。
教 科 書	矢野　聡編集委員長　『社会保障法令便覧　2014』　労働調査会　2014		
参 考 書	矢野　聡　『変容する社会政策』　ミネルヴァ書房　2014(発刊予定)		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	修論のテーマ設定	第31～34回	テーマ及び進捗状況の確認
第2～4回	プレゼン評価	第35～41回	論文のレビュー
第5～12回	先行研究指導	第42～45回	論文構成の内容指摘、修正等
第13～20回	実践研究指導	第46～54回	論文の内容修正、指摘
第21～30回	中間評価	第55～58回	論文の内容確認
		第59～60回	再度のチェック

科目名	専門演習(社会政策)	担当者	山口　正春	期間	通年	単位数	4

【授業概要】

授業目的	本演習では、社会政策の現状だけでなく、歴史や理論・学説の全体を網羅的に理解し、最終的には社会政策に関する修士論文を作成するのに必要な知識の習得と能力の養成を目的とする。		
到達目標	社会政策の知識を習得し、修士論文のテーマに関する研究を進め、最終的に修士論文として纏めることを目標とする。		
履修条件	特に条件はないが、社会政策特殊講義を履修しているのが望ましい。		
授業方法	発表と討論方法によって授業を進める。		
準備学習	発表するテーマについては、十分に準備をしておくこと。		
成績評価	種別	割合	評価基準
	筆記試験	０%	
	平 常 評 価	１００%	発表の際のレジュメ、発表内容、完成した論文などによって評価する。
教 科 書	特になし		
参 考 書	必要によって紹介する		

【授業区分】

区分	授　業　内　容　（初年次）	区分	授　業　内　容　（二年次）
第1回	オリエンテーション	第31～34回	修士論文の概要の提示
第2～4回	研究テーマの選定	第35～41回	修士論文の一部（章別）の報告
第5～12回	目次の作成	第42～45回	修士論文の一部（章別）の報告
第13～20回	参考文献一覧の準備	第46～54回	修士論文の一部（章別）の報告
第21～30回	参考文献一覧の準備	第55～58回	修士論文の一部（章別）報告
		第59～60回	全体を通した纏めの報告